

平成 2 5 年 旭 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月26日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
追 悼	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案上程	6
議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計予算の議決について	
議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について	
議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について	
議案第 5 号 平成 2 5 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について	
議案第 6 号 平成 2 5 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について	
議案第 7 号 平成 2 5 年度旭市水道事業会計予算の議決について	
議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計予算の議決について	
議案第 9 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 0 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 4 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 4 年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 平成 2 4 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 4 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	

- 議案第 15 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市小規模水道条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 20 号 旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 21 号 旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 22 号 旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 23 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 議案第 24 号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 29 号 旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について
- 議案第 30 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第36号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第37号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第38号 旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について	
議案第39号 旭市墓地条例を廃止する条例の制定について	
議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第42号 市道路線の認定及び変更について	
議案第43号 指定管理者の指定について	
議案第44号 指定管理者の指定について	
施政方針並びに提案理由の説明	8
議案の補足説明	24
散 会	83

第 2 号 （2月28日）

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	86
説明のため出席した者	86
事務局職員出席者	86
開 議	87
議案質疑	87
議案第40号、議案第41号直接審議（先議）	153
発議案上程	155
発議第1号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
発議第2号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
発議第3号 旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	155

質疑、討論、採決	1 5 6
常任委員会議案付託	1 5 8
常任委員会請願付託	1 5 8
散 会	1 5 9

第 3 号 (3月4日)

議事日程	1 6 1
本日の会議に付した事件	1 6 1
出席議員	1 6 1
欠席議員	1 6 1
説明のため出席した者	1 6 1
事務局職員出席者	1 6 2
開 議	1 6 3
一般質問	1 6 3
2 番 飯 嶋 正 利	1 6 3
2 0 番 高 橋 利 彦	1 7 2
7 番 平 野 忠 作	1 9 9
1 番 大 塚 祐 司	2 1 5
3 番 宮 澤 芳 雄	2 2 9
5 番 伊 藤 保	2 3 6
散 会	2 4 5

第 4 号 (3月6日)

議事日程	2 4 7
本日の会議に付した事件	2 4 7
出席議員	2 4 7
欠席議員	2 4 7
説明のため出席した者	2 4 8
事務局職員出席者	2 4 8
開 議	2 4 9

一般質問	2 4 9
1 2 番 滑 川 公 英	2 4 9
1 5 番 木 内 欽 市	2 6 7
4 番 太 田 將 範	2 8 2
8 番 伊 藤 房 代	3 0 0
1 7 番 日 下 昭 治	3 1 1
議案上程	3 3 6
議案第 4 5 号 新市建設計画の変更について	
提案理由の説明	3 3 6
議案の補足説明	3 3 7
議案質疑	3 3 8
常任委員会議案付託	3 4 3
散 会	3 4 4

第 5 号 (3月21日)

議事日程	3 4 5
本日の会議に付した事件	3 4 5
出席議員	3 4 5
欠席議員	3 4 6
説明のため出席した者	3 4 6
事務局職員出席者	3 4 7
開 議	3 4 8
常任委員長報告	3 4 8
質疑、討論、採決	3 5 3
常任委員長請願報告	3 7 4
質疑、討論、採決	3 7 5
発議案上程	3 7 7
発議第 4 号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	3 7 7
質疑、討論、採決	3 7 8

議案上程	379
議案第46号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	379
議案の補足説明	380
質疑、討論、採決	381
事務報告	383
閉 会	384

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成25年2月26日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 追 悼
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 8 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 追 悼
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 8 議案の補足説明
-

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世

11番 景山岩三郎
 14番 柴田徹也
 16番 佐久間茂樹
 18番 林俊介
 20番 高橋利彦
 22番 林一哉

12番 滑川公英
 15番 木内欽市
 17番 日下昭治
 19番 嶋田茂樹
 21番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革推進課長	林清明	総務課長	加瀬寿一
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	大木多可志	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て支援課長	佐久間隆	高齢者福祉課長	石井繁
商工観光課長	堀江隆夫	農水産課長	大久保孝治
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	加瀬喜久	会計管理者	宮應孝行
消防長	佐藤清和	水道課長	新行内弘
病院事務部長	菅谷敏之史	病院経理課長	鈴木清武
庶務課長	横山秀喜	学校教育課長	菅谷充雅
生涯学習課長	高野晃雄	体育振興課長	野口國男
監査委員 事務局長	馬淵一弘	農業委員会 事務局長	加瀬恭史

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 俊介） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成25年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 追 悼

○議長（林 俊介） 日程第2、追悼。

去る2月9日に逝去されました、故嶋田哲純議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（全員黙禱）

○議長（林 俊介） 黙禱終わり。

ありがとうございました。ご着席ください。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（林 俊介） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

なお、嶋田哲純議員の逝去に伴い議会運営委員会委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長の指名により滑川公英議員を選任いたしますのでご報告いたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（林 俊介） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、景山岩三郎議員、12番、滑川公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（林 俊介） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第44号まで

の44議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(林 俊介) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第44号までの44議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成25年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 5号 平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

議案第 7号 平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について

議案第 9号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号 平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第11号 平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第12号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について

議案第13号 平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第14号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第15号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第16号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定

について

議案第 17 号 旭市小規模水道条例の制定について

議案第 18 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について

議案第 19 号 旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第 20 号 旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について

議案第 21 号 旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

議案第 22 号 旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

議案第 23 号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

議案第 24 号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 29 号 旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について

議案第 30 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 31 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 32 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 33 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 34 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 35 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について

議案第39号 旭市墓地条例を廃止する条例の制定について

議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第41号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第42号 市道路線の認定及び変更について

議案第43号 指定管理者の指定について

議案第44号 指定管理者の指定について

◎日程第7 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林 俊介） 日程第7、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

施政方針並びに提案理由を申し上げますが、まず初めに、私のほうからも故嶋田哲純議員の急逝に対しまして、一言お悔やみの言葉を申し上げたいと思います。

長い間にわたりまして、市政、そしてまた農政にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。やり残したこともいっぱいあったと思います。悔しかったこともあると思います。どうぞ、天国で安らかにお眠りをいただきたいと思います。心からお悔やみを申し上げ、哀悼の言葉を申し上げます。

本日、ここに平成25年旭市議会第1回定例会を招集し、平成25年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、東日本大震災の対応経過及び新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」から、まもなく2年が経過しようとしています。この間、市民の皆様をはじめ各方面より多大なるご支援、ご協力をいただくとともに、全国各地からも心温まる様々なご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

市では、この震災でお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表すため、震災が発生し

た3月11日に昨年と同様に千葉県と共催で「東日本大震災二周年」の追悼式を挙げるすることとしております。

次に、震災発生から今までの支援状況等について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、3,356世帯に対して2億3,499万円を支給いたしました。

また、災害義援金については、昨年12月に最終となる第3次配分を行い、3,532世帯に対して、国・県分と合わせて13億9,346万300円を配分し、このうち市の義援金としては4億8,570万5,300円を配分いたしました。

このほかに災害義援資金の貸付は、102件、貸付総額2億982万円の申込みがありました。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99パーセントにあたる799世帯に、加算支援金が、対象世帯の約76パーセントにあたる612世帯に、合計13億375万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金は、258世帯に1億2,971万3,000円を支給したところであります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

応急仮設住宅は、設置後1年9か月を経過しますが、現在の入居者は、旭地区が28世帯70人、飯岡地区が87世帯217人、賃貸住宅が9世帯18人で、合計124世帯305人と、まだまだ多くの方々が入居している状況にあります。

応急仮設住宅の貸与期間は、1年間の延長が決定しておりますが、5月に契約の更新手続きをする中で、今後の再建方法について再度、確認してまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅設備事業について申し上げます。

災害公営住宅の建設については、被災者の居住の安定を図るため、飯岡地区荻園地先に、鉄筋コンクリート造り3階建て、エレベーター付33戸の設備を予定しております。

2月24日に災害公営住宅整備事業に関する説明会を、旭地区及び飯岡地区において開催したところであります。

また、5月に入札及び契約事務を執行し、応急仮設住宅の入居期限前である平成26年3月末の完成を目指し、取り組んでまいります。

次に、液状化対策について申し上げます。

復興交付金事業により進めております市街地液状化対策事業については、現在、被害を受けた住民の意向調査、被害状況の整理を行っているところであり、平成25年度において、地盤調査や対策工法の検討などを行っていく予定であります。

なお、これら一連の作業を検証するため、専門家で構成する「旭市液状化対策検討委員

会」を設置したところであり、今後、住民の意見を取り入れながら液状化対策事業計画を作成してまいります。

次に、新年度における市政運営について申し上げます。

はじめに、復興事業について申し上げます。

平成25年度の市政の最優先課題として、改めて復興事業について旭市復興計画の4つの基本方針である「被災者の生活再建」「地域経済の再興」「都市基盤の再生」「災害に強い地域づくり」に基づいて、スピード感をもって取り組んでまいります。

特に、重点プロジェクトに掲げた「複合的な津波対策の推進」については、海岸線約11キロメートルの津波防護施設の着工、津波避難タワーの建設や津波避難道路の整備、津波避難ビルの指定等のハードの充実とともに、津波の恐ろしさを忘れないよう、津波避難訓練や防災教育等のソフト対策も継続して実施していかなければならないと考えております。

なお、市として3回目となった国の復興交付金事業計画については、1月29日に避難道路整備のための調査費や避難施設の建設費を申請したところであります。

次に、人口減少対策について申し上げます。

全国的な問題であります人口減少についてであります。市といたしましても、その対策を平成24年度から重点施策と位置付け、様々な事業に取り組んでいるところであります。しかしながら、この問題は、成果が直ちにあらわれるものではなく、多面的に、そして地道に、その対策を継続していくことが重要であると考えております。

こうした中、より早く効果があらわれるよう、平成25年度から、定住目的で新たに旭市へ転入して住宅を建築又は購入された方に、予定しておりました固定資産税相当額の6年間の補助に代わり、移住費用の一部として50万円を交付する定住促進奨励金交付事業を計画しているところであります。

また、子ども医療費の助成についても、一部の自己負担金を除き、これまで0歳から小学3年生までの通院及び調剤に要する費用のほか、中学3年生までの入院に要する費用を助成してまいりましたが、通院及び調剤についても、対象を中学3年生まで拡大することといたしました。

そのほか、働く子育て世代の支援を目的に運営しております放課後児童クラブについても、利用者の増に伴い、クラブ室が手狭となったため、平成24年度の共和児童クラブ室に続き、平成25年度は嚶鳴第一・第二児童クラブ棟の建設を予定しております。

これらの新たな施策のほか、継続して実施しております出産祝金の支給、乳幼児紙おむつ

給付等と併せ、これまで以上に子育てしやすい環境を整えることにより、市の宝である子どもが増え、人口減少に歯止めがかかり、人口増へ結びつくと期待するものであります。

また、70歳以上の高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成事業についても、継続して行うこととしております。

次に、平成25年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、海外経済の減速を背景に景気は後退していたものの、一部に下げ止まりの兆しもみられるなど、持ち直しの動きがあるとされております。先行きは、輸出環境の改善や経済対策の効果を背景に、再び景気回復へ向かうことが期待されておりますが、海外景気の下振れや雇用・所得環境の先行き、デフレの影響などの懸念材料も存在し、予断を許さない状況にあります。

こうした中、国においては、政権交代後の景気対策として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、これに基づく平成24年度補正予算第1号が平成25年1月に示されたところであります。

また、平成25年度予算については、「予算の基本方針」において、緊急経済対策に基づく補正予算と一体的なものとして、「15か月予算」として編成することとされました。これにより、切れ目のない経済政策を実行することで、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却、成長力の強化を図るとしております。

基本方針では、新年度予算は「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点的な配分を行う一方、地方財政については、国の取り組みと歩調を合わせ、給与関係経費などを始めとする地方財政計画の歳出の見直しや抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することとされております。

また、特別会計で管理している東日本大震災からの復興関係予算についても、平成24年度当初予算を上回る財源が確保されることとなっております。

本市の財政を見ると、税収は、固定資産税が減となるものの市税全体では増収が見込まれ、また、地方交付税は、復興交付金事業の実施により特別交付税の増額が見込まれるものの、地方譲与税や地方消費税交付金は減額となる見込みであるなど、歳入全体の見通しは楽観視できない状況にあります。

一方、歳出は、震災からの復興や災害に強い地域づくり、また人口減少対策など、様々な財政需要が見込まれるほか、社会保障関係費をはじめとする義務的経費など、多くの財政需

要が見込まれております。

このような状況を踏まえ、平成25年度の予算編成は、災害に関する国・県補助金や市債及び基金を活用して、復興への取り組みが、かたちの見えるようスピード感を持って進めるとともに、人口減少に歯止めをかける定住促進や子育て支援策の拡充等を最優先課題として取り組むものとします。

また、合併後7年を経過することから、国の財政支援の終期を見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、市民福祉の向上のため、基本計画に掲げる諸施策をバランスよく展開し、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すことを基本とし、一般会計の予算額を268億8,000万円としたものであります。特別会計は、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、152億1,300万円、企業会計は、水道事業、病院事業の2事業で、421億1,085万4,000円となり、当初予算の規模を842億385万4,000円としたところであります。

次に、主要事業等について基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

市内全域を視野に進めている都市計画区域の見直しについては、市の総合計画並びに復興計画の中でも「秩序ある土地利用を進め安全・安心な均衡あるまちづくりを推進する」と位置付けているところであります。

現在、区域決定権者である県において、県下一斉の都市計画の見直し作業を行っているところであり、今後、国・県との調整並びに地域住民との合意形成を念頭に組み進めてまいります。

次に、市道の設備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から北側の整備に向け、物件調査等を進めてまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、用地取得箇所の工事を一部着手いたしました。未取得地については、今後も引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

また、津波避難道路については、復興交付金事業として測量調査費を申請したところであります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」の整備については、用地の取得及び物件の補償を地権者のご協力をいただき、全て終了したところであり、整備工事についても、年内中には完成する予定であります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

地域の環境美化を推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体等のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進するとともに、より一層ごみの減量化対策等の取り組みなど、地域ぐるみで環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

また、再生可能エネルギーの普及促進は地球温暖化対策等においても重要であることから、自然エネルギーの有効活用を図るため、住宅太陽光発電システムを設置する方へ、今後も継続して支援してまいります。

次に、株式会社エコテック最終処分場計画について申し上げます。

旧海上町時代からの長年の問題でありました株式会社エコテックによる産業廃棄物最終処分場（管理型）設置許可申請に対する処分については、1月28日付けで県が不許可処分としておりますのでご報告いたします。

次に、海岸保安林について申し上げます。

市有保安林の整備については、引き続き井戸野地先において減災盛土を延長290メートル施工し、植栽を県と協力して行ってまいります。今後も海岸地域の整備については、県と連携を密にして進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、銚子市野尻町地区内に広域ごみ焼却施設の建設を予定しており、2月2日をもって全ての町内会との基本協定が締結されました。

今後、ごみ焼却施設の建設に向けた、各種基本設計調査等や焼却施設等計画地測量・地質調査業務などを進めることとなります。

なお、最終処分場については、3月末までに最終処分場用地選定に係る（仮称）最終処分場用地選定委員会を設置する予定であり、平成25年度中を目標に用地選定を行うこととしております。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、旭市水道ビジョンに基づき、

耐震性を考慮した既存施設の計画的な更新・改良を実施し、施設の効率化・経営の安定化を図ってまいります。

平成25年度は干潟配水場高区圧力タンクの改修を予定し、安全・安心な供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、平成24年度末において187.8ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約93パーセントが整備されることとなります。

平成25年度は、二地先の5.0ヘクタールの面整備工事を実施することとしております。

加入世帯については、1,452世帯で、日量約1,700立方メートルの汚水を適正に処理しております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

大雨時の氾濫に備え、道路側溝や排水路などの排水施設を計画的に整備してまいります。

また、蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指してまいります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

疾病の予防や早期発見・早期治療のため、がん検診をはじめ各種事業を実施し、市民の健康保持推進を図ってまいります。

母子保健については、本年度から養育医療給付事業がスタートし、未熟児に必要な医療の給付及び未熟児訪問指導等、関係機関と連携しながら、適切な支援を図ってまいります。

また、市民の休日における救急医療の確保を図るため、引き続き飯岡診療所において「休日救急診療」を実施してまいります。

後期高齢者医療については、被保険者を対象に平成25年度より短期人間ドック受検費用を助成し、疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、高齢者の健康の保持推進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

平成24年度の経営状況の見通しについては、年度当初、医師の不足による減収も懸念されておりましたが、その影響も最小限に抑えることができ、平成25年度も黒字経営を見込んでおります。

引き続き安定した経営を維持していくため、医師の働きやすい環境を整えるための医師宿舍の建設や病院の事業運営体制の充実を図っていくこととしております。

また、昨年10月に立ち上げました総合病院国保旭中央病院検討委員会については、2月8日に3回目の会議が開催されました。

当日は、約40名の傍聴者があり、地方独立行政法人に移行した3名の自治体病院の理事長から経営形態を変更した経緯などのお話をいただきました。

今後は、さらに議論を進めていただき、地域医療において旭中央病院が果たすべき役割や旭中央病院における課題と対策、また、経営形態の調査研究結果につきまして6月を目処に報告いただく予定であります。

次に、滝郷診療所について申し上げます。

長年の懸案でありました常勤の医師については、4月より採用することとなり、診療日も週4日体制を確保することができ、さらなる地域医療の充実を図ることができるものと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

障害児福祉を推進するため、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として、海上保健センター内に「旭市こども発達センター」を4月より開設することといたしました。

これにより、心身の発達に心配のある未就学児の成長を支援していけるものと考えております。

次に、子育て支援について申し上げます。

飯岡地域の保育所統合整備事業については、平成24年度中に実施設計をまとめ、7月頃までに本体工事に着手する予定であります。平成26年4月には新たな保育所において子どもたちの受け入れができるよう順次作業を進めてまいります。

子ども・子育て新制度については、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための様々な制度改正が行われることから、制度施行に向けた準備を進めてまいります。

平成25年度は、国の示したスケジュールに合わせて「旭市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けたニーズ調査のための予算を計上いたしました。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

2月1日現在の高齢者人口は1万7,220人、高齢化率は25.0パーセントとなり、介護保険の第1号被保険者1万7,195人のうち要介護認定者数は2,412人、認定率14.0パーセントとなっております。

超高齢社会といわれる中で、増加する要介護認定者に対する介護保険制度の適正な運営を

図るとともに、元気な高齢者を増やすための介護予防事業の推進と、自立した生活を送るための地域ケア体制の整備に取り組んでまいります。

また、平成25年度は、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定のためのアンケート調査として、介護保険サービス利用者のニーズの把握や介護サービス基盤の整備状況の検証などを行います。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

学校いきいきプラン事業については、特色ある学校づくりを推進することにより、児童生徒一人ひとりの生きる力をはぐくむものであります。市内各小・中学校の創意工夫を生かせるよう、学校教育の充実を図ってまいります。

学校図書館司書については、平成25年度より新たに3名の専任の図書館司書を採用し、各校を巡回いたします。児童生徒への読み聞かせや読書指導、良い本の紹介、学校図書館の整備・運営の支援などに携わってまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業については、20名の補助員を配置し、国語や算数・数学など基礎基本の徹底や特別支援を必要とする子どもへのきめ細かな指導により、さらに、学力の向上を図ります。

また、3名の外国語教諭補助員を小学校に配置し、市内中学校配置のALTと外国語を通じてコミュニケーション能力の素地を養ってまいります。

次に、義務教育施設の設備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、昨年12月に実施設計が完了し、建設予定地となる土地改良事業による非農用地の早期取得に努めているところであり、平成25年度の着工を目指し、関係機関と協議・調整を図りながら進めてまいります。

学校の耐震化については、学校施設は子どもたちの活動の場であるとともに非常災害時には地域住民の避難場所となることから、非構造部材の点検を実施し、安全性の確保に取り組んでまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年を地域で守り育てることへの市民の関心度を高めるために、青少年意見発表大会を開催するとともに、ブックスタートや地域子ども教室、そして旭寿大学の開設など、幼児から高齢者まで、幅広い年齢層に合わせて各種事業を展開してまいります。

文化振興事業については、多くの市民の皆様に楽しんでいただけるよう、市民の音楽愛好

者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」などの市民参加型事業を実施するとともに、質の高い文化に触れていただけるよう、寄席・コンサート等のプロによる公演の開催など、幅広いジャンルで事業を実施してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成と絆づくりをめざす「第4回旭市民体育祭」、「第9回旭市民駅伝大会」、「第25回旭市飯岡しおさいマラソン大会」については、旭市復興のシンボル事業として開催してまいります。

また、「千葉県東部五市体育大会」、「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選考会」、「千葉県高等学校駅伝大会」等、旭市復興の活力となるスポーツ交流事業へ支援してまいります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

国では、農業従事者の高齢化に伴う担い手の問題や、耕作放棄地など「人」と「農地」の課題解決を図るため、今後の農業の中心となる経営体はどこか、経営体にどのように農地を集積させるか、中心経営体の農業者とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などについて地域で話し合う「人・農地プラン」の作成を進めております。市においても、今後の農業の方向性を示すとともに、プラン作成のメリットであるスーパーL資金の当初5年間の無利子化、青年就農給付金、農地集積協力金等を活用できるように計画を作成して、農業経営を支援してまいります。

水田農業については、農業者戸別所得補償制度の名称が経営所得安定対策として実施され、この中で、飼料用米の出荷方式が専用品種以外は、全収穫量の中から基準単収に応じて出荷する一括管理方式に変更されますが、平成25年度の交付金等についての変更はありません。今後も、経営の安定を図るため、国の動向を注視しながら支援を行ってまいります。

園芸については、1月にJAちばみどりの農産物集出荷施設「フレッシュグリーン」の選果施設改修工事が完了し、最新の設備となりました。今後は、さらに高品質な農産物の生産力向上による園芸産地としての地位向上に向けた生産施設・省力機械等の整備について、県の支援事業等を活用して行ってまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

漁業関係者の経営安定と水産物の知名度向上による消費の拡大を目指して、例年、飯岡漁

港で水揚げされる魚介類を旬の時期にPRするため、水産物に特化して開催されている「水産朝市」を本年は2回の開催予定として、旭の水産業を支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。このような中、商工会では、既存商店街の振興策としてプレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商業の活性化を図るための様々な事業を展開しているところであります。市といたしましても、商工会と連携を図りながら支援してまいります。

中小企業金融対策については、中小企業者の利便性向上に努めておりますが、今後も、引き続き復興支援、経営支援の一環として、利用促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業団地については、問い合わせはあるものの、近年の厳しい経済情勢を背景に、雇用を伴う進出企業は少なくなっております。

このような状況の中、市内鎌数地先の「あさひ新産業パーク」へメガソーラ発電事業者4社からの進出計画があり、現在、2社が約7ヘクタールを工事中で、工事中の事業者を含めた3社が約14ヘクタールを交渉中と聞いております。今後も引き続き、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

現在開催している「袋公園桜まつり」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「七夕市民まつり」を旭市の三大まつりと位置付けまして、市内外の皆様に楽しんでいただけるよう計画をしていきたいと考えております。

袋公園桜まつりについては、平成25年度は4月1日から14日までの14日間の開催を予定しており、4月6日の土曜日には演芸やお囃子、こどもゲーム大会、わくわく市場などが出店されますので、多くの皆様にお越しいただきたいと考えております。

また、「あさひ砂の彫刻美術展」については、昨年も多くの皆様にお越しいただきましたが、特色のあるイベントとしまして、今後も支援してまいります。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

現況・構造検証調査もほぼ終了したところであり、今後、観光拠点施設としての活用を検討しつつ、屋上を地域住民・海水浴客等の緊急避難場所として、1階は震災を後世に伝える等を目的とした防災拠点の一角を担う施設としての活用も検討してまいります。

次に、道の駅施設整備について申し上げます。

道の駅施設整備事業については、旭市道の駅建設準備委員会において検討してまいりました実施計画の策定がまもなく終了します。また、建設候補地については、1月22日の旭市道の駅建設準備委員会において旭中央病院アクセス道東西線沿いの南側の区画を最終候補地として用地交渉に入ることといたしました。

本年度は、関係地権者のご理解とご協力をいただきながら用地取得を進めるとともに、関係機関との協議、測量調査及び実施設計、管理運営組織の設置準備などを進めてまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、旭市イメージアップキャラクターについて申し上げます。

旭市イメージアップキャラクターについては、昨年、デザインと愛称の募集を行い、12月に「あさピー」が誕生しました。

今後は、旭市の顔として市民に親しまれるよう、印刷物などに掲載するとともに、市内外で開催されるイベントに参加し、新たな情報発信ツールとして効果的に活用しながら、本市の様々な魅力をPRしてまいります。

次に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、平成24年度に第2アクションプランの取り組み項目を追加するなど、着実に取り組んでおります。

このうち、事務事業評価については、本格実施した平成24年度の成果を踏まえ、平成25年度も引き続き実施することとしており、評価を通じて事務事業の改善や職員の意識改革を一層進め、効率的で効果的な行財政運営を目指してまいります。

徴収対策については、平成24年度に設置した徴収対策室を中心に、債権所管課相互の連携を図りながら、全庁を挙げて債権回収に取り組んでおります。市民負担の公平性を確保するため、市税をはじめとする公債権はもとより、私債権についても司法手続きを活用しながら、納付相談などを着実に進めていくことで、引き続き徴収率の向上と滞納額の縮減を目指してまいります。

次に、新庁舎の建設について申し上げます。

新庁舎建設については、平成30年度の開庁を目途に、庁舎建設基本構想を策定するため、現在、職員による庁舎建設検討委員会及びワーキンググループにおいて、調査検討を行っております。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ268億8,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に68億7,500万2,000円、9款地方交付税に89億円、13款国庫支出金に27億5,687万6,000円、14款県支出金に15億2,606万7,000円、20款市債に30億7,030万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に34億596万2,000円、3款民生費に82億6,846万7,000円、8款土木費に25億5,244万9,000円、10款教育費に31億4,199万1,000円、12款公債費に29億5,863万6,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で93億6,000万円、施設勘定で9,200万円とするものであります。

議案第3号は、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ4億6,800万円とするものであります。

議案第4号は、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ45億700万円とするものであります。

議案第5号は、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ7億3,300万円とするものであります。

議案第6号は、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,300万円とするものであります。

議案第7号は、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,296件、年間給水量を593万4,556立方メートルと見込み、事業収益を15億1,140万2,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は28万700人、外来患者数は75万4,800人を見込み、事業収益を360億8,786万1,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,400万円を追加し、予算の総額を296億300万円とするものであります。

議案第10号は、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1,900万円減額し、予算の総額を92億7,800万円とするものであります。

議案第11号は、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ2,500万円を追加し、予算の総額を43億600万円とするものであります。

議案第12号は、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出をそれぞれ1,724万1,000円減額し、予算の総額を8,562万7,000円とするものであります。

議案第13号は、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、資本的収入及び支出にそれぞれ5,000万円を増額するものであります。

議案第14号から議案第27号までの14議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、これまで国が政令又は省令で定めていた基準等を、法律により委任された範囲で、地域の実情を踏まえて市が条例により定めることとなったため、関係条例を整備するものであります。

議案第14号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第15号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第17号は、旭市小規模水道条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第18号は、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第19号は、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでありまして、道路法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第20号は、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定についてでありまして、道路法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第21号は、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてでありまして、公営

住宅法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第22号は、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第23号は、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてでありまして、水道法の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

議案第24号は、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法の一部改正及び福島復興再生特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、都市公園法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、旭市新型インフルエンザ等対策本部の設置に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第29号は、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定についてでありまして、様々な課題に適切に対応するため、事業管理者の病院長兼務を解くこととし、これに伴い、病院事業管理者の給与等について、新たに条例を制定するものであります。

議案第30号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院事業企業職員の定数について、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、外国語指導助手の報酬の上限額を引き上げるなど、所要の改

正を行うものであります。

議案第33号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公益的法人等へ派遣する職員に対して支給する給与について、一部、手当を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第34号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市国民健康保険直営滝郷診療所医師の採用に当たり、医療職の職員の給与等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、助成対象となる児童の年齢の見直しなど、所要の改正を行うものであります。

議案第36号は、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、これまで商工観光課で所管していた働く婦人の家を、商工労働関係施設から社会教育施設に転用し、生涯学習課が所管する市民会館と合わせて一括管理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号は、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、持家に係る住居手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第38号は、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定についてでありまして、福祉制度の変化に伴い、よりニーズの高い児童発達支援などの事業に重点的に財源を配分するため、心身障害児養育手当を廃止するものであります。

議案第39号は、旭市墓地条例を廃止する条例の制定についてでありまして、清滝にあります如来堂市営墓地を地元清滝区からの要望により経営移譲するため、条例を廃止するものであります。

議案第40号及び議案第41号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち平成25年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、石毛昭夫氏並びに林芳枝氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第42号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、道路整備等により8路線を認定、4路線を変更するにあたり議会の議決を求めるものであります。

議案第43号及び議案第44号は、指定管理者の指定についてでありまして、旭市立干潟保育所及び旭市長熊釣堀センターの指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案の補足説明

○議長（林 俊介） 日程第8、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、別添でお配りしております平成25年度当初予算の概要でございますが、この資料は、先日開催されました全員協議会におきまして説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、既にご説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

それでは、予算書のほうをご用意いただきたいと思います。

予算の内容につきまして、前年度と比較しながら、主なものをご説明いたします。

1 ページになります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を268億8,000万円と定めるもので、対前年度3億6,000万円、1.4%の増となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、第1表の歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。表の1番目から8番目までは、例年設定している農業・漁業・中小企業及び東日本大震災に係ります利子補給と損失補償について設定するものです。

下から2番目は、旭市土地開発公社に対する債務の保証を、一番下は、飯岡中学校改築事業について、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページになります。

第3表の地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として30億7,030万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、13ページの歳入になります。ここをお願いいたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は、扶養控除の見直しや景気の回復基調、本年度の決算見込み等から、対前年度9,796万9,000円、3.7%の増で、27億7,295万9,000円を見込みました。

2目法人市民税についても、個人市民税と同様、景気の回復基調や本年度の決算見込み等から、対前年度5,716万円、12.6%の増で、5億953万9,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、家屋が増収見込みであります。償却資産の減収見込みにより、対前年度117万2,000円の減で、26億8,997万8,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は、対前年度1,398万6,000円、10.1%の増で、1億5,191万3,000円を見込みました。

4 項 1 目市たばこ税は、24年度の決算見込みを考慮して、対前年度6,374万3,000円、14.4%の増で、5 億557万8,000円を見込みました。

15ページになります。

中ほどの、7 項 1 目都市計画税は、固定資産税の土地・家屋の見込みに準じて、対前年度405万円、1.8%の増で、2 億3,455万9,000円を見込みました。

2 款地方譲与税から 9 款地方交付税までにつきましては、予算編成時に地方財政計画が示されなかったことから、国の概算要求や24年度実績をベースに推計したものでございます。

1 項 1 目地方揮発油譲与税は、対前年度100万円、1.0%の減で、1 億200万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2 項 1 目自動車重量譲与税は、対前年度800万円、3.2%の減で、2 億4,400万円を見込みました。

3 款の利子割交付金から 4 款配当割交付金、次の17ページですが、5 款株式等譲渡所得割交付金、これはそれぞれ前年度と同額を見込んでおります。

6 款地方消費税交付金は、24年度実績をベースに推計し、対前年度3,000万円、4.4%の減で、6 億5,000万円を見込みました。

7 款自動車取得税交付金と 8 款地方特例交付金は、それぞれ前年度と同額でございます。

18ページをお願いいたします。

9 款地方交付税は、特別交付税の震災関連分を 2 億円の増と見込んだことから、交付税全体では、対前年度2.3%の増で、89億円を見込んでおります。

10款交通安全対策特別交付金も、前年度と同額の1,200万円です。

11款分担金及び負担金は、合計が19ページの一番上になりますが、対前年度332万9,000円、0.5%の減で、7 億200万8,000円を見込みました。

その下にあります、12款 1 項使用料は、20ページの中ほどになりますが、商工使用料が長熊釣堀センターの指定管理者制度への移行に伴い廃目となったことから、合計では、対前年度2,122万3,000円、14.5%の減で、1 億2,530万円を見込みました。

2 項の手数料は、合計が21ページの中ほどになりますが、前年度とほぼ同額の 2 億6,786 万円を見込みました。

その下の13款国庫支出金ですが、1 項 1 目民生費国庫負担金は、合計での減額は大きくありませんが、個別に見ますと、1 節社会福祉費国庫負担金の説明欄 2 番、障害者自立支援給

付費等負担金が、対前年度2,224万6,000円の増、2節児童福祉費国庫負担金の、これは22ページになりますが、説明欄の3番、児童手当負担金は、制度改正されたことに伴い、8,131万9,000円の減、3節生活保護費国庫負担金は、対前年度2,628万2,000円の増となっています。

2目衛生費国庫負担金、350万7,000円は新規で、権限委譲により未熟児に必要な医療を給付するための療育医療費負担金であります。

2項1目総務費国庫補助金も新規で、説明欄1番、市町村合併推進体制整備費補助金と、2番、東日本大震災復興交付金によるものです。

2目民生費国庫補助金は、大きな増減はございません。

23ページになります。

3目衛生費国庫補助金は、大きく増となっております。増の主な理由でございますが、2節清掃費国庫補助金の説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金が当初予算の中では新規になるものでございます。

4目土木費国庫補助金は、減となっております。減の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番、社会資本整備総合交付金と、前年度は3節として干潟駅周辺地区に係るまちづくり交付金があったことによるものです。

5目教育費国庫補助金は、減となっています。減の主な理由は、2節小学校費国庫補助金の説明欄1番、学校施設環境改善交付金が新規の計上ではありますが、3節中学校費国庫補助金の説明欄1番、学校施設環境改善交付金が大幅な減で、次の24ページですが、前年度に4節社会教育費国庫補助金で、史跡等購入費補助金があったことによるものでございます。

3項委託金は、前年度とほぼ同額の計上です。

25ページになります。

14款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金は増で、主な理由は、3節児童福祉費県負担金の説明欄2番、児童手当負担金が制度改正されたことに伴う負担率の変更によるものでございます。

2目衛生費県負担金は新規で、国庫負担金と同様、権限委譲に伴うものであります。

3目農林水産業費県負担金から5目県委譲事務交付金まで、大きな増減はありません。

26ページをお願いいたします。

2項1目総務費県補助金は新規で、説明欄1番、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金によるものです。

2目民生費県補助金は増で、3節児童福祉費県補助金の説明欄2番、子ども医療対策事業費補助金等の増によるものです。

27ページです。

3目衛生費県補助金は減となっております。減の主な理由は、前年度に子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金があったことによるものでございます。

4目労働費県補助金は減で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の減によるものです。

5目農林水産業費県補助金は大幅な減で、減の主な理由は、前年度にJAちばみどりの集出荷貯蔵施設の整備に対する強い農業づくり交付金があったことによるものです。

28ページになります。

7目土木費県補助金は減で、説明欄3番、被災者住宅再建支援事業費補助金の減によるものです。

29ページです。

9目教育費県補助金は増で、2節小学校費県補助金の説明欄1番、放課後児童対策事業費補助金の施設整備分の増によるものです。

3項1目総務費委託金は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

30ページをお願いいたします。

この下のほうですが、15款財産収入についても、前年度とほぼ同額の計上となります。

32ページです。

16款の寄附金は、科目設定です。

33ページ、17款の繰入金になります。

2項1目財政調整基金繰入金は、対前年度2億6,600万円減の、7,000万円を計上いたしました。

2目災害復興基金繰入金は、対前年度2,919万7,000円減の、9,780万3,000円を計上いたしました。

3目地域振興基金繰入金は、対前年度2,250万円増の、3,750万円を計上しております。

34ページになります。

5目東日本大震災復興交付金基金繰入金は、新規で5億5,029万6,000円の繰り入れを予定しました。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を計上しております。

19款諸収入ですが、説明は53ページになります。

一番下の5項3目雑入でございます。1億7,280万2,000円の減となっています。主な理由は、前年度に、ふるさと市町村圏基金返還金があったことによるものでございます。

37ページをお願いいたします。

20款市債は、全体では1億8,760万円の増となっています。

1目総務債は、道の駅施設整備事業債が新規計上となっております。

2目民生債は、保育所統合整備事業債を計上したものです。

3目農林水産業債は、前年度とほぼ同額。

4目土木債は、説明欄1番の蛇園南地区流末排水整備事業債が増でございますが、説明欄2番、旭中央病院アクセス道、3番、飯岡海上連絡道三川蛇園線、4番、南堀之内遊正線が減で、全体でも減の計上となりました。

5目消防債は、前年度に消防施設整備事業債、これは共同指令センターの関係ですけれども、これや、防災基盤整備事業債、これは津波避難タワー等があったことから減となっております。

6目教育債は増で、1節小学校債の小学校大規模改造事業債等によるものです。

38ページをお願いいたします。

7目臨時財政対策債は、前年度とほぼ同額の13億1,000万円を計上しております。

なお、これらの市債のうち、3目の農林水産業債以外は、合併特例債及び合併特例債と同様に交付税算入が70%以上となる起債を予定しておるものでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費は、前年度とほぼ同額の計上です。

次に、2款総務費ですが、44ページをお願いいたします。

1目一般管理費は減で、減の主な理由は、職員給与費によるものです。

少し飛びまして、51ページをお願いいたします。

2目人事管理費は減で、減の主な理由は、これは53ページになります。説明欄3番の一部事務組合負担金のうち、退職手当負担金で、勸奨退職者に対する特別負担金の減によるものがございます。

3目文書広報費は、前年度とほぼ同額の計上です。

55ページをお願いいたします。

4目財政管理費は大幅な増で、増の主な理由は、56ページの説明欄2番の災害復興基金積立金で、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金によるものです。

その下の説明欄3番の東日本大震災復興交付金基金積立金は、新規の計上となります。津波避難道路整備事業と災害に強い地域づくり事業によるものです。

5目会計管理費と、6目財産管理費は前年度とほぼ同額の計上です。

58ページをお願いいたします。

7目企画費は大幅な増で、この説明ですが、61ページの説明欄の一番下にあります道の駅施設整備事業、これによるものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

8目電子計算費は減で、減の主な理由は、64ページの説明欄2番の電子システム運用事業で、前年度に住基法改正に伴うシステム改修経費があったことによるものです。

66ページをお願いいたします。

9目交通安全対策費は減で、減の理由は、説明欄1番の交通安全対策関係職員給与費で、予算上の職員の張りつけ人数を3人から2人に減じたことによるものです。

67ページになります。

10目地域振興費は大幅な減で、減の主な理由は、69ページの説明欄の一番下、8番の地域振興基金積立金によるものです。

なお、上のページの説明欄5番の定住促進奨励金交付事業は新規で、新たに旭市へ転入し新築住宅の建設・購入または中古住宅を購入した方に、移住費用の一部として50万円を交付するものでございます。

70ページをお願いいたします。

11目諸費です。これは、前年度とほぼ同額の計上となります。

73ページでございます。

2項1目税務総務費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の税務関係職員給与費で、職員数の減によるものでございます。

74ページです。

2目賦課徴収費は増で、増の主な理由は、説明欄1番の調査賦課事務費で、不動産鑑定委託料の増によるものです。

次に、79ページをお願いいたします。

ここから、4項3目参議院議員選挙費、それから、80ページの4目市長選挙費、82ページの5目市議会議員選挙費、83ページの6目東総用水土地改良区総代選挙費は、任期満了に伴う執行経費を計上したものでございます。

次に、3款民生費です。

少し飛びまして、92ページになります。

1項1目社会福祉総務費は減で、減の主な理由でございますが、94ページの説明欄5番の旭市社会福祉協議会助成事業で、派遣職員の人件費につきまして、旭市において支出する取り扱いとしたこと等から減となっております。

また、説明欄6番のあさひ健康福祉センター運営事業につきましても、開館日等の見直しに伴い、臨時雇い賃金等が減になるものでございます。

96ページです。

2目障害者福祉費は増で、この理由でございますが、100ページになります。説明欄11番の自立支援給付事業で、扶助費の増でございます。

次に、102ページです。

4目国民健康保険費は減で、主な理由は、説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金で、その他繰出金の減が理由でございます。

105ページです。

2項2目後期高齢者医療費は増で、主な理由は、説明欄2番の広域連合負担金の増によるものです。

107ページをお願いいたします。

4目介護保険費は増で、主な理由は、108ページの説明欄3番になります。介護保険事業特別会計繰出金、これが増となったことによるものです。

3項1目児童福祉総務費は大幅な増で、増の主な理由は、110ページになります。説明欄7番の子ども医療費助成事業で、市単独事業分として中学3年生までの通院・調剤についても、医療費助成の対象として拡充したことによるものであります。

113ページをお願いいたします。

2目児童措置費は減で、減の主な理由は、昨年度までこの児童措置費で計上してありました障害児通所支援事業を、先ほどの1目児童福祉総務費へ組み替えたことによるものであります。

114ページになります。

4 目の保育所費は大幅な増で、この増の主な理由は、117ページの説明欄 5 番になります。
保育所統合整備事業の増でございます。

次に、4 款衛生費になります。

124ページになります。

1 項 1 目保健衛生総務費は増で、増の主な理由は、127ページになります。説明欄の 7 番、
飯岡保健センター管理費で、空調設備改修工事によるものです。

少し飛びまして、133ページをお願いいたします。

3 目母子保健費は増で、増の主な理由は、135ページの説明欄の 4 番、養育医療費給付事業で、権限委譲により平成25年 4 月から市町村事務となったもので、未熟児に必要な医療給付を行うものです。

135ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費は増で、増の主な理由は、説明欄 2 番、環境衛生事務費で、内容は次の
136ページにあります、19節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金の内訳としての、一般廃棄物処理事業特別会計分の増によるものです。

141ページをお願いいたします。

5 目公害対策費は増で、増の主な理由は、143ページ、この説明欄一番上の 4 番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業で、助成する期間を平成27年度まで 3 年間延長することとし、設置予定件数についても100件へ拡充するというものでございます。

2 項 1 目の塵芥処理費は増で、主な理由は、144ページの説明欄の 3 番、塵芥処理施設運営費の増、それから146ページ説明欄の一番下、4 番、災害廃棄物処理事業の、これは当初予算としては新規の計上となることから増となっております。

148ページをお願いいたします。

5 款労働費です。

これは、所管替えに伴いまして、働く婦人の家費を10款教育費へ組み替えたものでございます。

次に、6 款の農林水産業費です。

少し飛びまして、154ページになります。

1 項 3 目農業振興費は減で、減の主な理由は、前年度に J A ちばみどりの集出荷貯蔵施設の整備に対する、農業流通基盤強化支援事業の計上があったことによるものです。

161ページになります。

5目農地費は、前年度とほぼ同額。

それから、次に164ページ。

2項1目林業総務費は増となっております。増の主な理由は、165ページの説明欄の3番、減災林整備事業の新規の計上によるものです。

次に、7款商工費となります。

171ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費は増で、増の主な理由は、173ページの説明欄の下のほうになります、7番の旭市特産品開発事業で、申請者数の増の見込みによるものです。

174ページです。

1項3目観光費は減で、減の主な理由は、前年度当初予算では、国民宿舎施設解体事業があったこと、それから、指定管理者制度へ移行される長熊釣堀センター管理費があったことによるものでございます。

なお、目は減でございますが、177ページの説明欄の4番、観光施設整備事業は新規の計上で、旧いおか荘を防災拠点及び観光拠点施設等として利活用するため、改修設計等を予定したものでございます。

次に、8款土木費です。

183ページになります。

2項2目道路維持費は減であります、国の平成24年度補正予算の対応として、4路線の道路舗装改修工事を前倒ししたことによるものであります。

185ページになります。

3目道路新設改良費、これは増で、説明欄の3番、蛇園南地区流末排水整備事業は大幅な増、187ページの一番下、説明欄7番の津波避難道路整備事業は新規の計上で、調査・設計を予定するものであります。

なお、説明欄4番の旭中央病院アクセス道整備事業、説明欄の5番、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、事業の進捗に伴い、工事費、用地購入費、補償補填等について減となっております。

また、説明欄6番、南堀之内バイパス整備事業は、前年度とほぼ同額の計上となっております。

188ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費は、目の新規設定となります。橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、改修工

事を予定するものでございます。

190ページをお願いいたします。

3項2目街路費は、これは大幅な減で、減の主な理由は、191ページ、説明欄2番の街路整備事業、これは谷丁場遊正線ですが、これが減となったことによるものです。

192ページをお願いいたします。

4目公園費は、前年度とほぼ同額で、各公園の維持管理経費を計上するものです。

少し飛びまして、199ページをお願いいたします。

2目住宅建設支援費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の被災者住宅再建支援事業で、申請見込み数の減によるものです。

3目住宅建設費は、当初予算として新規の計上で、災害公営住宅整備に係ります外構工事費等を計上するものでございます。

次に、9款消防費です。

202ページをお願いいたします。

1項1日常備消防費は減で、減の主な理由は、205ページになります。説明欄6番の消防広域化・共同化基盤整備事業で、19節負担金の共同指令センター負担金と消防救急無線設備維持管理負担金は、ランニングコストとしての負担金でございますが、昨年度はこれら施設の整備費としての負担金があったため、それらがなくなり、減となったものです。

なお、上のページの説明欄4番、消防車両整備事業の11節需用費の修繕料は、はしご車のオーバーホールを行い、延命化を図ることとしたものでございます。

209ページをお願いいたします。

3目災害対策費は増です。説明欄2番の災害に強い地域づくり事業につきましては、避難誘導看板、津波高表示看板等の作製、また、津波避難タワー2基の設置や防災備蓄倉庫の整備を予定するものです。

211ページになります。

一番下の説明欄4番、市街地液状化対策事業は平成24年度・25年度の継続事業で、復興交付金事業として液状化対策の調査を予定しております。

次に、10款教育費です。

215ページをお願いいたします。

1項2目事務局費は増で、増の主な理由は、24年度予算まであった3目教育情報センター費を統合したことによるもので、説明欄1番の教育委員会事務局関係職員給与費が増、219

ページの説明欄の11番、教育の情報化推進事業が新規となっております。教育情報センターに係る経費をここに計上したものでございます。

221ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費は増で、増の主な理由は、223ページ、説明欄4番の小学校大規模改造事業で、嚶鳴小学校普通教室棟の老朽化対策工事を予定するものです。

224ページになります。

2目教育振興費は増で、増の主な理由は、説明欄の1番、小学校教育振興費の4節共済費及び7節賃金は新規で、学校図書館司書を小学校担当として2名、中学校費にはなりますが、中学校担当として1名、合計3名の配置を予定するものです。

226ページです。

説明欄6番、小学校教諭補助員配置事業で、新たに琴田小学校、萬歳小学校へ補助員を配置する予定となっております。中学校費においても、干潟中学校へ新たに配置を予定しておりますので、これで市内全小中学校への配置体制が整うものとなります。

227ページです。

説明欄8番、放課後児童クラブ室建設事業は新規で、放課後の家庭において保護を受けられない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えるため、嚶鳴小学校敷地に建設を予定しております。

228ページです。

3項1目学校管理費は大幅な増で、増の主な理由は、230ページになります。説明欄の4番、飯岡中学校改築事業で、改築工事費及び土地購入費等を計上しております。

なお、24年度予算で計上した事業費は、土地改良事業の遅延によりまして工事着手が見込めないことから、減額の補正予算を提案させていただいているところでございます。

231ページになります。

説明欄5番、中学校大規模改造事業は新規で、中学校3校の屋内運動場非構造部材の耐震点検を予定しております。

大きく飛びまして、260ページをお願いいたします。

5款の労働費で申し上げました、13目働く婦人の家費を所管替えに伴いまして、教育費へ組み替えたものでございます。

少し飛びまして、269ページになりますが、3目学校給食費は減で、減の主な理由は、前年度に学校給食センター統合改築事業として、厨房機器購入費等の計上があったことによる

ものです。

277ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費は、科目設定を基本としておりますが、3項1目の道路橋梁災害復旧費は私道整備助成金を、4項2目の社会教育施設災害復旧費は大原幽学遺跡の復旧工事費を、それぞれ計上したものでございます。

280ページをお願いいたします。

12款の公債費、これは元金、利子とも減となっております。

282ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち、1項1目土地取得費は科目設定です。

2項1目水道事業公営企業費は、企業職員に係る児童手当の減。それから2目の病院事業公営企業費は減で、水道事業と同様に児童手当の交付税算入額等が減となる見込みであることから、繰出金が減となっております。

286ページをお願いいたします。

14款の予備費です。4,000万円を計上させていただきました。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

続きまして、287ページをお願いいたします。ここから292ページまでは、給与費明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

次の288ページです。

2、一般職のうち、(1)の総括は一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。職員数は、前年度に比べて14人の減で、金額は合計で1億2,601万3,000円の減となっております。

このほかの内容は、289ページ以降に記載のとおりでございます。

次に、293ページをお願いいたします。ここから296ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が26年度以降にわたるものについての支出予定額を記載しております。

最後に、297ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧いただきたいと思います。左から、23年度末の現在高で276億7,313万3,000円、その右が、24年度末現在高見込額、292億130万9,000円、その右が、25年度中の起債見込額で30億7,030万円、その右が、25年度中の元金償還見込額、25億9,598万6,000円です。一番右側が、25年

度末の現在高見込額で296億7,562万3,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長(林 俊介) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 石毛健一 登壇)

○保険年金課長(石毛健一) 議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の299ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は93億6,000万円、施設勘定は9,200万円と定めるものです。

第2条の一時借入金、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の300ページから306ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は、307ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

307ページと308ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、309ページの歳入から予算の内容について順を追って説明いたします。

それでは、最初に310ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は23億8,723万2,000円、前年度に対し2,269万3,000円、1.0%の増を見込みました。

内訳であります。309ページに戻っていただき、1項1目一般被保険者国民健康保険税が22億8,258万6,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、そ

れと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億464万6,000円、これも退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は所得割100分の6.5、資産割100分の30、均等割1万2,000円、平等割2万円、課税限度額は47万円です。

後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の1.5、均等割1万2,000円、課税限度額は12万円です。

介護納付金の税率は、所得割100分の1.2、均等割1万2,000円、課税限度額は9万円です。

311ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で20億691万8,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を7,217万5,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国が3分の1を負担するもので1,618万4,000円と見込みました。

2項1目財政調整交付金は、4億9,080万8,000円を見込みました。

312ページをお願いいたします。

5款療養給付費等交付金は、2億5,890万8,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6款前期高齢者交付金は、10億6,957万5,000円を見込みました。これは前期高齢者、65歳から74歳までの加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付させるものでございます。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の7,217万5,000円を見込みました。

2目特定健康診査事業費等負担金も、国と同額の1,618万4,000円を見込みました。

313ページをお願いいたします。

2項1目県財政調整交付金は、5億7,273万4,000円を見込みました。

8款共同事業交付金は、12億1,082万8,000円を見込みました。これは、高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっ

ております。

314ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、7億5,623万7,000円を見込みました。これは、ルール分として3億623万7,000円及びその他繰入金として4億5,000万円であります。

2項1目財政調整基金繰入金は、3億8,000万円を見込みました。

315ページをお願いいたします。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は、1,000万2,000円を見込みました。

3項1目特定健康診査等受託収入は、1,809万8,000円を見込みました。これは、国保の特定健診に併せて、後期高齢者の健康診査に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入であります。

316ページをお願いいたします。

4項1目一般被保険第三者納付金876万6,000円は、交通事故の治療費に係る国保立て替え分の納付金であります。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入ですが、年間600件、1,151万7,000円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、2,950万3,000円を見込みました。主な内訳といたしましては、通信運搬費及び手数料の役務費として1,320万8,000円、レセプト点検や電算業務等の委託料として1,373万5,000円であります。

318ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、2,006万1,000円を見込みました。主に、通信運搬費409万6,000円と電算機保守委託料1,072万7,000円であります。

319ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計の欄は、321ページになります。51億4,223万2,000円、前年度に対し1億2,456万5,000円、2.5%の増を見込みました。1目一般被保険者療養費47億9,000万円が主なものでございます。

2項高額療養費は5億8,950万円、前年度に対し2,550万円、4.1%の減を見込みました。

1目一般被保険者高額療養費5億5,500万円が主なものでございます。

322ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金6,723万4,000円は、1 件当たり42万円で160件を見込みました。
323ページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 900 万円は、1 件当たり 5 万円で 180 件を見込みました。

3 款後期高齢者支援金は、14億3,434万9,000円を見込みました。これは、後期高齢者に係る医療費を支えるために、被保険者 1 人当たりの負担見込額に該当数を掛けて算出するものであります。

324ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は、6 億9,873万1,000円を見込みました。これは国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第 2 号被保険者の納付金として、支払基金に納めるものであります。

325ページをお願いいたします。

7 款共同事業拠出金は、11億9,175万1,000円を見込みました。これは歳入でも申し上げましたが、対象医療費が「80万円を超えるもの」の高額医療費共同事業拠出金及び「30万円を超え80万円まで」の保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものであります。

8 款保健事業費は、1 億1,526万4,000円を見込みました。主な事業として、説明欄 1、特定健康診査事業が7,759万3,000円、326ページをお願いいたします、説明欄 2、特定保健指導事業が259万円、説明欄 3、短期人間ドック事業が3,259万2,000円を見込みました。

328ページ及び329ページをお願いいたします。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、1,721万8,000円を見込みました。

3 項 1 目他会計繰出金は、1,060万円を見込みました。これは滝郷診療所及び旭中央病院への国・県補助金を国保会計を経由して繰り出すものであります。

330ページをお願いいたします。

12款予備費は、前年度に対し1,000万円減の3,000万円を見込みました。

331ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

333ページと334ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、335ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

335ページをお願いいたします。

1 款 1 項外来収入は、前年度に対し3,213万3,000円、84.9%増の6,996万2,000円を見込みました。これは、常勤医師の採用に伴う診療日の増による収入増を見込みました。

2 項 1 目諸検査等収入は、906万8,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康

診査料が主なものでございます。

337ページをお願いいたします。

6 款繰入金は、他会計繰入金として、一般会計より710万円及び国保事業勘定より30万円を見込みました。

338ページをお願いいたします。

7 款繰越金は、500万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

339ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、前年度に対し2,242万8,000円、93.8%増の4,634万5,000円を見込みました。常勤医師の採用に伴う職員給与費の増などによるものでございます。

飛びまして、342ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項 3 目医薬品衛生材料費は、診療日の増に伴い、患者数の増を見込みまして、前年度に対し1,514万5,000円、57.7%増の4,140万円と見込むものであります。

344ページをお願いいたします。

7 款予備費は、300万円を見込みました。

345ページから348ページは、給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月7日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議されましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の349ページをお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億6,800万円と定めるものであります。

次の350ページ、351ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は353ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中でご説明いたします。

353ページと354ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

355ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料は、3 億1,648万4,000円、前年度に対し1,880万1,000円、5.6%の減を見込みました。内訳としまして、1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料に2 億3,741万2,000円、2 節現年度分普通徴収保険料に7,712万7,000円、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に194万5,000円であります。

これらは、市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きされる方法と普通徴収に分かれるものでございます。

保険料率ですが、前年度と同額で所得割が6.97%、均等割が3 万5,800円、また、賦課限度額が55万円であります。

また、各人の所得の状況によりまして、均等割では9 割、8.5割、5 割、2 割の軽減措置がとられ、所得割でも5 割の軽減措置がとられております。

2 款繰入金は、一般会計から1 億4,377万5,000円、前年度に対し1,010万6,000円、7.6%の増を見込みました。内容としましては、徴収事務等に係る事務経費と保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものでございます。

3 款繰越金は、500万円を見込みました。

356ページをお願いいたします。

4 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金は、158万円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補填されることから計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

357ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、1,274万2,000円を見込みました。

2 項 1 目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、236万9,000円を見込みました。

358ページをお願いいたします。

2 款広域連合納付金は、4 億4,630万9,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

359ページをお願いいたします。

3 款 1 項償還金及び還付加算金は、158万円を見込みました。これは、歳入の4 款諸収入のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料

を還付するものであります。

4款予備費は、500万円を見込みました。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の361ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を45億700万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の362ページから368ページまでは、説明を省略させていただきまして、369ページの歳入から予算の内容について主なものを説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は8億4,855万円で、保険料基準額は5万1,600円、納付義務者数を1万7,702人と見込み、対前年度6.5%の増で見込みました。内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を現年度分の91.7%に当たる7億7,318万6,000円とし、2節現年度分普通徴収保険料に7,030万3,000円、3節過年度分普通徴収保険料に506万1,000円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は7億7,080万6,000円を、2項1目調整交付金は、介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の6.31%、2億7,643万9,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に1,818万6,000円をそれぞれ見込みました。

370ページになります。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で12億7,048万2,000円を、2目地域支援事業支援交付金に269万7,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は6億5,301万1,000円、371ページになります、2項1目地域支援事業交付金に909万2,000円を見込みました。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、5億4,762万1,000円、2目地域支援事業繰入金に1,396万6,000円、372ページになります、3目介護保険事務費繰入金に、5,680万6,000円

をそれぞれ見込みました。

同じく、6款繰入金の2項1目介護保険準備基金繰入金3,500万円は、介護保険給付費準備基金から不足額を繰り入れるものでございます。

373ページになります。

8款2項2目雑入の434万円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、374ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務経費で1,348万2,000円。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費で354万9,000円。

375ページになります。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の開催を毎週2回、年96回と見込み、2,326万1,000円。

376ページになります。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,548万4,000円と見込み、それぞれ計上しました。

377ページの下段になります。

2款保険給付費は、ここに保険給付費の総額の記載はございませんが、総額は43億8,097万4,000円で、対前年度5.5%の増を見込みました。

1項1目の居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、15億6,419万6,000円を計上しました。

378ページになります。

2目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に7人、グループホームに45人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億8,932万5,000円を計上しました。

3目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設に440人、老人保健施設206人、療養型医療施設3人の合計649人の利用を見込み、19億3,760万5,000円を計上しました。

379ページの下段になります。

6目居宅介護サービス計画給付費は、2億2,274万1,000円を見込みました。

380ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を200人と見込み、それぞれ計上しました。

381ページの下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で352万7,000円を見込みました。

382ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス費は、7040万円を計上しました。

383ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、386万4,000円を計上しました。

384ページになります。

6 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費・居住費の補足給付分で、計の欄になりますが、1 億7,978万6,000円を計上しました。

385ページになります。

5 款1項 1 目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、522万7,000円を計上しました。

386ページになります。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、438万円を見込みました。

387ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,242万9,000円を計上しました。

389ページになります。

3 項 1 目任意事業費は、2,663万1,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

392ページになります。

7 款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、393ページから397ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 加瀬喜久 登壇）

○下水道課長（加瀬喜久） 議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の399ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億3,300万円に定めるものです。対前年度1億2,600万円、20.8%の増であります。

第2条の地方債につきましては、後ほど第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものです。

400ページから402ページの第1表、歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、下水道事業特別会計予算に関する説明書で説明させていただきます。

403ページをお開きください。

第2表、地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、1億4,750万円を計上するものです。

405ページ、406ページは、事項別明細書の総括ですので、説明を省かせていただきます。

407ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は、2,397万5,000円で、対前年度122万1,000円、4.8%の減であります。これは下水道事業受益者負担金でありまして、平成24年3月までに供用を開始した184.5ヘクタールの区域で分割納付される方の25年度納付分と、平成25年3月末に新たに供用開始する口地区3.3ヘクタールの受益者負担金を推定し計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は9,472万5,000円で、対前年度965万9,000円、11.4%の増であります。これは下水道の使用料金でありまして、平成24年度の実績及び旭中央病院の増加分と汚水処理量全体の増加をもとに推定して計上しました。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は5,380万円で、対前年度3,730万円、226.1%の増であります。これは建設事業で、国道部分を含む面整備が前年度より増によるものであります。

408ページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3億6,284万4,000円で、対前年度268万2,000円、0.7%の増で計上しました。

6款繰越金、1項1目繰越金は5,000万円で、前年度と同額で計上しました。

409ページをお開きください。

8款市債、1項1目下水道債は1億4,750万円で、対前年度7,770万円、111.3%の増であります。これは国庫補助金同様、建設事業費の増によるものです。

以上で、歳入の説明は終わります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

411ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は45万5,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。

413ページをお開きください。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億7,673万9,000円で、対前年度1,133万4,000円、6.9%の増であります。汚水処理量の増加に伴う消耗品費、光熱水費、汚泥等運搬処理委託料の増加、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などによるものであります。

415ページをお開きください。

2款事業費、2項1目工事費は2億363万7,000円で、対年度1億1,439万1,000円、128.2%の増であります。増加の主な理由は、面整備工事が主な工事となる事業費で、国道部分を含む整備面積の増加によるものであります。

説明欄1の下水道建設事業、13節委託料9,251万2,000円の内容は、調査・設計委託料で、浄化センター再構築基本設計策定業務委託料800万円と面整備等委託料8,451万2,000円は、ニ地先、国道126号線マツモトキヨシの交差点から小僧寿司間の面整備であります。

15節工事請負費の管渠工事は9,370万2,000円で、ニ地先5.0ヘクタールの国道部分を除いた周辺の面整備工事と、24年度に面整備工事を実施しましたロ地区、J Aちばみどり北側の舗装本復旧工事を予定しております。

416ページをお開きください。

3款公債費、1項1目元金は1億8,789万円で、対前年度907万3,000円、5.1%の増であります。

1項2目利子は9,258万5,000円で、対前年度372万5,000円、3.9%の減であります。これは、償還利子の利率の変更によるものであります。

以上で、歳出の説明は終わります。

続きまして、418ページから422ページは、職員の給与費明細書です。

最後になりますが、423ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成25年度末の現在高見込額は、43億6,400万8,000円となる見込みであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の425ページをご覧ください。

第1条でございます。平成25年度当初予算の総額を歳入歳出それぞれ5,300万円と定めるものでございます。対前年度100万円、1.9%の増となっております。

次に、426ページから430ページまでは、申し訳ございませんが、省略をさせていただきたいと思います。

431ページのほうをご覧くださいと思います。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金は、新規加入2件を見込みまして84万円、対前年度84万円、50%の減でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は、1,555万8,000円で、対前年度37万3,000円、2.5%の増で見込みました。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上させていただきました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、対前年度46万7,000円、1.5%の増で、3,059万9,000円を見込んだものでございます。財源不足分を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款繰越金につきましては、600万円を見込みました。

次のページをお願いいたします。

5款諸収入につきましては、それぞれ存目でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

433ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費につきましては、本事業にかかわります職員の人件費及び管理経費926万7,000円で、対前年度11万円、0.1%の増でございます。

434ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目維持管理費でございますが、2,241万7,000円で、対前年度183万8,000円、8.9%の増を見込みました。

説明欄 1 の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,482万1,000円で、主なものにつきましては、光熱水費543万6,000円、修繕料578万6,000円、それと委託料でございますが、施設維持管理委託料として274万8,000円を見込んだものでございます。

続きまして、説明欄 2 番、琴田地区排水施設維持管理費につきましては、759万6,000円を見込みました。主なものとしたしましては、江ヶ崎地区と同様で光熱水費178万2,000円、修繕料298万2,000円、施設の維持管理委託料として213万円を見込んだものでございます。

436ページをお開きください。

2 目資源循環事業費、これにつきましては、汚泥の処理費用を56万2,000円、見込んだものでございます。

続きまして、437ページをご覧いただきたいと思います。

3 款公債費、1 目元金1,428万円、2 目利子483万4,000円をそれぞれ償還するものでございます。

以上で、歳出のほうの説明を終わらせていただきます。

438ページからは、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

442ページをご覧いただきたいと思います。

地方債の現在高に関する調書でございますが、本年度末、25年度末の現在高見込額が2億4,328万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（林 俊介） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） それでは議案第 7 号、平成25年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、（1）給水件数を1万9,296件、年間給水量を593万4,556立方メートルとし、一日平均給水量は1万6,259立方メートルと予定をいたしました。

（2）主要な建設改良事業でございますけれども、配水管布設工事に7,163万5,000円を予定いたしました。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、次の2ページをお開きください。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり決めました。内容につきましては、5ページの実施計画によりご説明いたします。

次は3ページをご覧ください。

第5条は、企業債であり、配水管整備事業として480万円、水道施設機械装置整備事業として390万円を借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

次に、4ページをお開きください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第9条は、たな卸資産の購入限度額を543万1,000円と定めるもので、これは量水器（水道メーター）及び材料の購入費でございます。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成25年度旭市水道事業会計予算実施計画です。

収益的収入ですが、1款水道事業収益は15億1,140万2,000円で、前年度に比べて4,013万4,000円、2.6%の減を予定いたしました。

1項営業収益は15億1,043万1,000円で、主なものは、1目給水収益15億360万8,000円の水道料金であります。有収水量を563万7,829立方メートルと見込みました。

3目その他営業収益は682万2,000円で、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料でございます。

2項営業外収益は、97万1,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2目他会計補助金の96万円で、企業職員の子ども手当に要する費用としての一般会計補助金でございます。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億2,977万7,000円で、前年度に比べて1,147万

4,000円、0.8%の減を予定いたしました。

1項営業費用は、13億7,752万4,000円で、主なものは、1目原水及び浄水費8億3,459万8,000円の受水費で、次に少し飛びまして、5目の固定資産の減価償却費2億3,409万2,000円などで、それぞれ各項目の予定額は記載のとおりでございます。

2項営業外費用は、4,023万7,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及び取扱諸費2,152万7,000円、2目消費税及び地方消費税1,871万円となっております。

3項特別損失は、過年度損益修正損の201万6,000円、4項は予備費の1,000万円を予定いたしました。

次のページは、資本的収入及び支出です。

収入の部でございますけれども、1款資本的収入で1億2,769万6,000円、前年度に比べて8,085万1,000円、172.6%増を予定いたしました。

1項1目企業債は、水道施設機械装置整備等に充てる水道事業債で、2項1目負担金は、消火栓新設にかかる一般会計からの負担金及び配水管布設等にかかる工事負担金、3項1目給水申込納付金は、水道加入申込金となっており、それぞれの予定額の記載のとおりでございます。

支出の部は、1款資本的支出3億472万円で、前年度に比べて1億7,320万8,000円、36.2%の減を予定いたしました。

1項建設改良費は、1億6,859万7,000円を予定し、1目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2目改良工事費は配水管の切廻し工事費、3目固定資産取得費は干潟配水場高区圧力タンクの更新などとなっております。予定額は記載のとおりでございます。

2項1目は企業債の償還元金で1億2,612万3,000円、3項1目は予備費1,000万円を予定しております。

大変恐れ入りますけれども、2ページに戻らせていただきます。

第4条の中ほどの括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額1億7,702万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額408万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,294万2,000円で補填いたします。

次に戻りまして、8ページをお開きください。

この表につきましては、平成25年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、7億4,055万3,000円を当年度末の現金として予定いたしました。

次の9ページから13ページまでは、職員給与関係の明細となっております。職員の各種支給要件などは、一般会計の職員と同じでございます。

14ページから16ページにつきましては、平成25年度末の予定貸借対照表となっております。16ページをお開きください。

6、剰余金、(2)の利益剰余金でございますけれども、当年度純利益が7,728万4,000円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で、1億8,366万1,000円が当年度末の利益剰余金となる見込みでございます。

次に、17ページから21ページにつきましては、平成24年度の予定損益計算書及び平成24年度末の予定貸借対照表でございます。

21ページをお開きください。

6、剰余金、(2)利益剰余金ですけれども、当年度純利益の1億637万7,000円が当年度末の利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第7号についての補足説明を終了させていただきます。

先ほど、3ページの第5条で、企業債への限度額を3,903円と誤って説明をいたしましたので、正しくは3,900万円でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量であります。

1、事業量の(1)事業計画ですが、①許可病床数は989床となっております。②患者数は、イ、入院患者数28万700人、ロ、外来患者数75万4,800人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数3万3,940人、ロ、通所者数6,680人を見込みました。

2ページをお開きください。

④養護老人ホームは、イ、入所者数1万7,150人、ロ、短期入所者数が830人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,250人、ロ、短期入所者数730人、⑥ケアハウスは、入所

者数1万4,600人、⑦訪問看護ステーションは、訪問患者数5,110人、⑧グループホーム・ケアホームは、入所者数1,460人を見込んだところであります。

2、資本的支出の(1)建設改良計画ですが、①工事費8億5,939万3,000円は、再整備解体工事に伴う外構工事、医師宿舎建設工事等を予定いたしました。②資本的購入費23億7,520万1,000円は、病院情報システム機器・医療機器の購入やソフト開発費等を予定いたしました。

3、職員計画は1,910人であります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を記載しております。

4ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。実施計画によりご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきましては、1款病院事業収益は360億8,786万1,000円を予定いたしました。

1項医業収益は、321億9,155万5,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は169億4,942万8,000円、2目外来収益は142億5,062万6,000円を予定いたしました。入院収益、外来収益とも、24年4月以降の患者数の実績及び単価をベースとして算出いたしました。

2項医業外収益は、26億8,745万5,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金3億3,505万8,000円は、臨床研修費補助金、香取海匝地域自治体病院支援事業補助金など、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。

3目負担金交付金19億8,301万6,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定額を見込んで計上いたしました。なお、このほかに看護師養成事業収益に1億1,441万8,000円、養護老人ホーム事業収益に1,740万2,000円、ケアハウス事業収益に2,751万9,000円が繰り入れ予定であり、繰入金の合計は21億4,235万5,000円を予定しております。

次の8ページをお開きください。

3項看護師養成事業収益1億7,902万6,000円は、看護学生195人の授業料、寄宿舍費、繰入金などであります。

4項介護老人保健施設事業収益5億4,944万円は、入所者、通所者の介護料などでありま

す。

5項養護老人ホーム事業収益1億4,174万8,000円は、老人保健措置費収益、使用料、繰入金などであります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,821万7,000円は、入所者の介護料などであります。

7項ケアハウス事業収益6,680万9,000円は、入所者の使用料、繰入金などであります。

8項訪問看護ステーション事業収益4,930万9,000円は、旭こころとくらしのケアセンターの訪問看護料であります。

9項グループホーム・ケアホーム事業収益430万1,000円は、神経精神科患者の社会復帰を目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料等であります。

次に、支出であります。9ページをお開きください。

1款病院事業費用は、360億283万4,000円を予定いたしました。

1項医業費用は、324億4,778万8,000円を見込みました。主な内訳であります。1目給与費143億7,504万8,000円は、病院職員に係る給与費であります。2目材料費106億7,809万8,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3目経費41億7,364万1,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4目減価償却費は29億5,788万5,000円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は、18億9,681万9,000円であります。主な内訳であります。1目支払利息及び企業債取扱諸費5億6,409万1,000円、2目雑損失5億4,250万2,000円、3目繰延勘定償却7億5,446万6,000円などあります。

10ページをお開きください。

3項看護師確保対策事業費3億1,399万9,000円は、職員給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

4項介護老人保健施設事業費用は5億5,812万7,000円、5項養護老人ホーム事業費用は1億3,833万3,000円、6項特別養護老人ホーム事業費用は2億4,066万3,000円、7項ケアハウス事業費用は6,867万1,000円、8項訪問看護ステーション事業費用は4,676万2,000円、9項グループホーム・ケアホーム事業費用は1,631万2,000円で、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります。

10項特別損失2億7,536万円は、24年度に安全面を考慮し、25年度に先送りした旧病棟の解体工事費及び薄価を予定いたしました。

12ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1款資本的収入は、10億7,392万6,000円を予定いたしました。

1項1目企業債8億円は、放射線治療機器整備事業、病院情報システム設備整備事業に係る企業債借入であります。

2項1目補助金2億7,287万6,000円は、先端的放射線治療機器設備整備、香取海浜地域自治体病院支援事業補助金等であります。

支出ですが、1款資本的支出は、43億7,352万3,000円を予定いたしました。

1項建設改良費は、32億3,459万4,000円を予定しております。そのうち、1目工事費8億5,939万3,000円は、再整備解体工事に伴う外構工事、医師宿舍建設工事等を予定したものであります。

また、2目資産購入費23億7,520万1,000円は、病院情報システム機器、医療機器の購入やソフト開発費などであります。

2項1目企業債償還金は、11億3,892万8,000円であります。

ここで、次に4ページに戻らせていただきます。

第4条、資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入10億7,392万6,000円、資本的支出43億7,352万3,000円により生ずる不足額32億9,959万7,000円を、損益勘定留保資金などで補填しようとするものであります。

第5条は、継続費について定めるものであります。病院情報システム設備整備事業、総額15億7,500万円は、平成24年度から25年度まで2か年の継続事業として予定したもので、平成25年度の年割額は、5億2,500万円であります。

また、医師宿舍建設工事は、平成25年度から26年度の継続事業として、総額19億9,951万5,000円を予定しております。平成25年度の年割額は4億5,496万5,000円、平成26年度は15億4,455万円であります。

第6条は、企業債について定めるもので、病院情報システム設備整備事業として3億円、医療機器整備事業として5億円の起債を予定いたしました。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第9条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、イメージガイド放射線治療装置など18件を予定いたしました。

次に、13ページをお開きください。

平成25年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差引残高を77億6,000万円余りと予定いたしました。

次の14ページからは、平成25年度予定貸借対照表であります。18ページの下から5行目のハ、当年度未処分利益剰余金は、当期利益金を含めて1億662万7,015円となる見込みであります。

以下、19ページからは平成24年度予定損益計算書、22ページからは平成24年度予定貸借対照表となっております。その後、25ページからは給与費明細書、34ページからは実施計画内訳書、47ページからは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時25分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加藤正彦 登壇）

○財政課長（加藤正彦） 議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算（第6号）になります。補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,400万円を追加し、予算の総額を296億300万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条の地方債の補正につきましては、後ほど各表でご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でございますので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。上段の表に掲載いたしましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業として7事業を追加するとともに、下段の表のとおり4事業につきまして、金額を変更するものでございます。

なお、これらのうち、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策としての、平成24年度補正予算に係る事業を申し上げます。上段の追加のうち、一番上の2款総務費の旭駅バリアフリー施設整備事業と、上から5番目の消防費の災害に強い地域づくり事業を除く5つの事業、それから、下段の変更のうち、一番下の10款教育費の小学校大規模改造事業の合計6事業でございます。

6ページになります。

第3表の債務負担行為補正です。飯岡中学校改築事業に係る変更でございまして、当初予算の補足説明でも申し上げましたが、土地改良事業の遅延によりまして工事着手が見込めないということから、歳出予算及び歳出予算に基づく債務負担行為につきまして、その全額を減額いたしまして、当初予算に改めて再計上させていただくものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正です。上の表の追加の2事業は、国の補正予算により25年度から24年度に前倒しして実施するため、追加するものでございます。下の表の変更のうち、上から3番目の消防施設整備事業及び下から2番目の小学校大規模改造事業につきましても、増額分は、国の補正予算による前倒しに係るものであります。その他のもの、事業費の確定や財源の変更により、起債の限度額を変更するということでございます。

次に、歳入につきまして、順を追ってご説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税、4億8,734万1,000円の追加は、留保しておりました普通交付税の全額を今回の補正財源として計上したものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金、506万9,000円の追加は、国保会計繰出金に係る保険基盤

安定負担金の確定、私立保育所に係る児童数の増に伴う保育所運営費負担金です。

2項3目土木費国庫補助金、5,884万8,000円の減は、社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

4目教育費国庫補助金、688万4,000円の減は、2節小学校費国庫補助金が、国の補正予算による前倒し事業分として増、3節の中学校費国庫補助金は、飯岡中学校の未執行に伴う減ということでございます。

12ページになります。

5目消防費国庫補助金、523万6,000円の追加は、耐震性貯水槽設置に係る、国の補正予算に係る前倒し分です。

7目総務費国庫補助金、3億5,111万6,000円の追加は、飯岡中学校改築事業に係る復興交付金の交付決定と、説明欄2番、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、これは国の補正予算による前倒し分です。

14款1項1目民生費県負担金、938万7,000円の増は、国庫負担金と同様の理由によるものでございます。

2項4目農林水産業費県補助金、1億78万5,000円の減、これは認定農業者やJAちばみどりが実施する事業費の確定に伴う減となります。

13ページです。

8目教育費県補助金、543万5,000円の増は、大原幽学遺跡に係ります文化財保存事業が補助対象になったことによるものです。

16款1項1目一般寄附金、1,199万9,000円の追加は、災害見舞金としての篤志寄附を計上するものでございます。

17款1項1目介護保険事業特別会計繰入金は、平成23年度の保険給付費負担金等の精算分を繰り入れるものでございます。

17款2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額2億3,799万9,000円を全て減額するものでございます。

2項2目災害復興基金繰入金の減は、農業集落排水事業の事業費の確定に伴うものでございます。

次に、14ページになります。

18款1項1目繰越金、1億3,253万1,000円の追加は、今回の補正財源として必要な額を計上いたしました。

20款市債につきましては、先ほど第4表の地方債補正で説明いたしましたが、国の補正予算や事業費の確定等により起債額を変更するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして主な補正内容を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、3億円の追加は、庁舎整備基金への積立金でございます。

4目財政管理費、3億2,741万5,000円の追加は、災害復興基金への篤志寄附、それから東日本大震災復興交付金基金へ、それから飯岡中学校改築事業に係る復興交付金の交付決定額を積み立てるものでございます。

11目諸費、2,820万3,000円の追加は、生活保護費や障害者自立支援給付費等国庫負担金などの返還金でございます。

3款1項4目国民健康保険費、3,932万5,000円の減は、国民健康保険事業特別会計繰出金で、17ページになりますが、保険基盤安定繰出金等ルール分の確定、それから決算収支見込みの中で、その他繰出金を減額するものでございます。

3項4目保育所費、619万4,000円の追加は、保育所運営費で管外保育委託料と私立保育所の運営委託料でございます。

6款1項3目農業振興費、1億1,194万6,000円の減、これは説明欄1番、園芸生産強化支援事業、それから18ページの説明欄2番、農業流通基盤強化支援事業でありまして、認定農業者、それからJAちばみどりが実施する事業費の確定に伴うものでございます。

5目農地費、7,064万3,000円の減は、経営体育成基盤整備事業等について、負担金が減となったことによるものでございます。

19ページになります。

3項1目水産業総務費、610万円の追加は漁港改修事業で、震災で被災したいいおかみなと公園の展望施設等の復旧に係ります負担金でございます。

8款2項2目道路維持費、6,200万円の追加は、国の補正予算による前倒しとして、市役所前通り、琴田小学校周辺、広域農道、大原幽学周辺の舗装改修工事を予定するものでございます。

3目道路新設改良費、1億1,200万円の減は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業で、地権者との調整に時間を要するため、用地購入費等を減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

3項4目公園費、2,650万2,000円の追加は、県立東部図書館北側駐車場と文化の杜公園の間の仁玉川にかける歩道橋設置工事で、国の補正予算による前倒しとして計上したものでございます。

4項3目住宅建設費、5,820万円の追加は、災害公営住宅整備事業で、整備戸数を当初予定した30戸から33戸へ増やすこと、それからくい打ち工事等の追加等による増額でございます。

21ページです。

9款1項1目常備消防費、1,211万7,000円の追加は、消防施設整備事業で、国の補正予算による前倒しとして、耐震性防火水槽2基の設置を予定しております。

10款2項1目学校管理費、1億452万4,000円の追加も国の補正予算に係るもので、小学校大規模改造事業として、富浦小学校、三川小学校の屋内運動場と、飯岡小学校の東教室棟の防災機能強化工事を予定しております。

3項1目学校管理費で、3億5,517万8,000円の減は、飯岡中学校改築事業で第3表の債務負担行為補正で説明したとおりでございます。

22ページになります。

4項13目働く婦人の家費、4,520万3,000円の追加も国の補正予算に係るもので、耐震改修工事等を予定させていただきました。

13款2項1目水道事業公営企業費、2,663万4,000円の追加につきましても、国の補正予算に係るもので、水道事業会計が実施する干潟地区配水管敷設替工事について出資するものでございます。

最後に24ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書となっております。事業費の確定等により、平成24年度の起債額を2億8,740万円減額するもので、これにより平成24年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、292億130万9,000円となるものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億7,800万円とするものです。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それを事項別にした明細書の総括になっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

4款2項1目財政調整交付金は、一部負担金の免除額の増に伴い、2,012万7,000円を増額するものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、交付額の決定に伴い、7,850万1,000円増額するものであります。

8ページをお願いいたします。

10款1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより保険基盤安定繰入金を1,307万7,000円、出産育児一時金等繰入金を420万円、財政安定化支援事業繰入金を88万4,000円増額する一方、職員給与費等繰入金を748万6,000円、その他一般会計繰入金を5,000万円減額するもので、合計で3,932万5,000円を減額とするものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、療養給付費等交付金の増及び前年度繰越金の留保分などにより、基金の取り崩しが必要なくなったため、1億6,700万円を減額するものであります。

11款繰越金は、前年度繰越金の留保分9,164万円を計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

12款3項1目特定健康診査等受託収入は、後期高齢者の受検者数の確定に伴い、308万3,000円を減額するものであります。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、電算システム改修に係る委託料の確定に伴いまして、748万6,000円を減額するものであります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、災害に伴う一部負担金の減免額の増により4,008万2,000円増額し、47億4,326万4,000円とするものがあります。これにより、災害減免額は9月補正分を含めまして、9,326万4,000円となるものと見込んでおります。

1 項 3 目一般被保険者療養費は、当初見込みほどの伸びが見られないことから、700万円減額するものであります。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費は、当初見込みを下回ることから、4,000万円減額するものであります。

11ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金は、出産件数が当初見込みを上回ることから、615万3,000円を増額するものであります。

8 款 1 項 1 目保健事業費は、特定健康診査の今年度の受診実績などにより1,444万1,000円減額するものであります。

12ページをお願いいたします。

11 款 1 項 3 目償還金は、過年度において交付された療養給付費等負担金に係る返還金として、355万2,000円を増額するものであります。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億600万円とするものです。

飛びまして、7ページをお開きください。

歳入で、2 款国庫支出金ですが、2 項 1 目 1 節の特別調整交付金は、1,150万8,000円を計上したもので、被災者に対する介護保険料の減免と介護サービス利用者自己負担額の減免に対する特別調整交付金として、国が財政支援することになっていることによるものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金は、1,349万2,000円を追加し、1,349万3,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8 ページになります。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、3万3,000円を追加し、3万4,000円とするもので、基金の利息を積み立てるものでございます。

6款1項2目償還金は、2,496万7,000円を追加し、2,642万6,000円とするもので、平成23年度保険給付費等の確定による国、県、支払基金及び市への交付金等の返還金でございます。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 大久保孝治 登壇）

○農水産課長（大久保孝治） 議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,724万1,000円を減額し、予算の総額を8,562万7,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正でございますが、第2表で説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、この表にございますように、入札の結果によりまして執行残が出ましたもので、減額とさせていただくものでございます。

それでは、7ページをお開きください。

一般会計からの繰入金を、1,724万1,000円減額するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2款1項1目の維持管理費につきましては、繰越明許費で申し上げましたが、管路網図の委託料、それと実施設計の委託料、それぞれ入札によりまして執行残が出ましたもので、1,724万1,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（林 俊介） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） 議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、国の緊急経済対策により元氣臨時交付金が特別措置されることに伴い、配

水管の耐震化整備を行うための補正を行うものでございます。

補正予算の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第1号を行う旨の規定でございます。

第2条では、資本的収入及び支出の補正額を記載してあります。内容につきましては3ページの実施計画で説明させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

第3条は、企業債について起債の目的や限度額などを定めるものであり、配水管整備事業として670万円を借り入れるものでございます。

次は3ページをご覧ください。

平成24年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

資本的収入の部ですが、1款資本的収入は、既決予定額4,684万5,000円に、5,000万円を増額し、補正後の予定額を9,684万5,000円とするものであります。この内訳でございますけれども、干潟地区配水管を耐震管に布設替えを行うため、その工事の財源として、3項1目企業債670万円、4項1目出資金で2,663万4,000円、これは元金臨時交付金の対象事業として一般会計から出資されるものでございます。

5項1目補助金は国庫補助金であり、補助率は工事費の3分の1で、1,666万6,000円となります。

次に、支出の部でございますけれども、1款資本的支出は、既決予定額4億7,792万8,000円に、5,000万円を増額して、補正後の予定額を5億2,792万8,000円とするものであります。この内訳は、1項2目改良工事費で5,000万円の増額であり、干潟地区配水管を耐震管に布設替えを行うための工事であります。この補正予算については、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度へ繰り越しを行う予定でございます。

次に、4ページをお開きください。

平成24年度旭市水道事業会計補正予算資金計画であります。一番右側の下になりますけれども、年度末の差し引き現金残高を5億8,471万2,000円と予定するものでございます。

次に、5ページから7ページまでは、平成24年度末の予定貸借対照表でございます。

以上で、議案第13号について補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第15号、議案第16号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第14号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、従前は厚生労働省令に基づき定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきまして、介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省令で定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定めることになったことから、今回、本条例を制定するものでございます。

これまで介護保険法の中で、本基準は厚生労働省令で定めるとされていたものが、市町村の条例で定めるに改正されたことによるものでございます。

この内容につきましては、これまで厚生労働省令で定められていた基準とほぼ同じものでございますが、一部分だけ千葉県の基準に準じて市の独自基準として定めております。

それでは、基準の概要につきまして申し上げます。

1 ページをご覧ください。

ここに目次が載っておりますが、第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護から順番に、第9章の複合型サービスの8つのサービスの種類がございます。この地域密着型サービスは、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、これらのサービスは介護認定されました方の中で、要介護度1から要介護度5までの方が利用できるサービスでございます。

地域密着型サービスの事業者として、これらのサービスを提供する場合には、この基準に基づいて行う決まりとなっており、それぞれのサービスごとに、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などを定めたものでございます。

2 ページをお願いします。

第1章は総則で、本基準の制定及び定義等について規定するものでございます。

3 ページをお願いします。

第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございますが、このサービスは、訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話や、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時利用者またはその家族等からの通報を受け、通報内容等をもとに相談援助または訪問介護員等の訪問もしくは看護師による対応の要否等を判断し、訪問介護員等が居宅を訪問して行うサービスです。

第1節の基本方針では、サービスの内容とその目的等を定めております。

次の4ページ、第6条からになりますが、第2節、人員に関する基準では、サービスを提

供する従業者の員数や職種、管理者の配置等を定めております。

7 ページをお願いします。

第8条になりますが、第3節、設備に関する基準では、事業所の広さや必要な備品等を定めております。入居等のあるサービスでは、この設備基準のところで、居室の定員や食堂、浴室などを設けることなどが決められています。

次に、8 ページをお願いします。

第9条からになりますが、第4節、運営に関する基準では、運営規程や勤務体制、その他の重要事項を説明して同意を得ることや、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供すること、サービス提供の記録をすること、利用料の受領、管理者の責務など、運営の内容について定めております。

次に、20ページをお願いします。

下のほうになりますが、第3章、夜間対応型訪問介護でございますが、以下基本的な内容につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の説明と同様でございますので、ここからは、サービスの説明と、このサービスの内容がどこに定めてあるかを申し上げて、説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

夜間対応型訪問介護は、夜間において定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応、その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものです。このサービスの基本方針、人員、設備、運営に関する基準を、第45条から26ページの第59条まで定めております。

次に、26ページをお願いします。

第4章、認知症対応型通所介護は、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である者について、施設に通わせ、日常生活の世話及び機能訓練等を行うサービスです。このサービスの基準を第60条から35ページの第80条まで定めております。

次に、35ページをお願いいたします。

第5章、小規模多機能型居宅介護は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の3つのサービスを一つの事業所で行うものであります。このサービスの基準を第81条から47ページの第108条まで定めております。

次に、47ページをお願いします。

第6章、認知症対応型共同生活介護は、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民

との交流のもとで、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。このサービスの基準を第109条から55ページの第128条までで定めております。

次に、55ページをお願いします。

第7章、地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、日常生活上または療養上の世話及び機能訓練等を行うサービスです。このサービスの基準を第129条から64ページの第149条まで定めております。

次に、64ページをお願いします。

一番下のほうになりますが、第8章、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話を特別養護老人ホームで提供するサービスです。このサービスの基準を第150条から84ページの第189条まで定めております。

次に、85ページをお願いします。

第9章、複合型サービスは、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じて短期入所生活介護や訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスで、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を加えたものです。このサービスの基準を第190条から92ページの第202条までで定めております。

次に、92ページをお願いいたします。

第203条は法に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることについて規定するものでございます。附則の施行期日でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例も、介護保険法の一部改正に伴い、これまで介護保険法の中で、本基準は厚生労働省令で定めるとされていたものが、市町村の条例で定めるに改正されたことから、今回、本条例を制定するものでございます。

この条例の内容につきましては、厚生労働省令で定められていた基準と全て同じものでございます。

それでは、基準の概要につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

目次でございますが、地域密着型介護予防サービスは、第2章の介護予防認知症対応型通所介護から第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護の3つのサービスの種類がございます。

この地域密着型介護予防サービスも、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、介護認定されました方の中で、要支援1と要支援2の方が利用できるサービスでございます。

また、先ほどの議案第14号の介護の基準と同じで、それぞれに基本方針等の基準を定め、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めてあるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護でございますが、基本的な内容につきましては、先ほどの議案第14号、介護の基準で申し上げました説明と同様でございますので、同じくサービスの説明と、このサービスの内容がどこに定めてあるかを申し上げて、説明に代えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者であって、認知症である者の介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。このサービスの基本方針、人員、設備、運営に関する基準を第4条から23ページの第42条まで定めております。

次に、23ページをお願いします。

下のほうになりますが、第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の3つのサービスを一つの事業所で行うもので、自立した日常生活が営めるよう、日常生活上の支援等を行うサービスです。このサービスの基準を第43条から42ページの第69条まで定めております。

次に、42ページをお願いします。

第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護は、共同生活住居において、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。このサービスの基準を第70条から53ページの第90条まで定めております。

次に、53ページをお願いいたします。

第91条は、法に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることについて規定するものでございます。54ページの附則の施行期日でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例は、事業者等の指定に関する基準を定める条例でございまして、本議案も地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、介護保険法の一部が改正され、介護保険法で定められていた本基準が、市町村の条例で定めると改正されたことから、本条例を制定するものでございます。

これまで介護保険法で定められていた本基準が、市町村の条例で定める数及び市町村の条例で定める者に改正されたことによるものでございます。

本条例の第1条は趣旨で、第2条は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を29人以下と定めるものでございます。第3条は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を、法人とするものでございます。

これらの内容につきましては、これまで法律で定められていた基準と同じものでございます。附則の施行期日ですが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第39号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 大木多可志 登壇）

○環境課長（大木多可志） それでは、議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、国の第2次一括法におきまして水道法が一部改正され、平成25年4月1日から専用水道及び簡易専用水道に係る権限は、千葉県から市に移譲されることになります。この権限委譲に伴いまして、今まで千葉県が行っていた水道法の規制対象とならない小規模水道等の衛生対策に係る事務について、今後は市が一体的に行うことから、新たに当該事務に関する条例の制定を行うものであります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術責任者の資格を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましても、国の第2次一括法におきまして、水道法の一部改正に伴い、水道技術責任者の資格についての基準に関する規定を、水道政令で定める基準を参酌して、地方

自治体が条例で定めることとなったことから、今回、制定を行うものであります。

なお、本市が設置します専用水道は旭中央病院に2か所あります。旭中央病院が、この条例の適用になるものであります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、飛びまして、議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましても、国の第2次一括法におきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、技術管理者についての資格基準に関する規定を、環境省令で定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定めることとなったことから、今回、所要の改正を行うものであります。

なお、本市で設置する一般廃棄物処理施設は、旭市クリーンセンター関連の5施設がございます。技術管理者資格者を設置しておりますが、この条例の改正による技術管理者資格者の変更は、特にございません。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

続きまして、やはり飛びまして、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、海上地区の清滝にあります如来堂市営墓地を地元からの要望により、平成25年4月1日付、清滝区へ経営移譲するため、旭市墓地条例を廃止するものであります。

この如来堂市営墓地は、墓地発祥時から地元区の管理組合で管理されていた共同墓地であり、墓地用地の一部を国から譲与を受けるため、昭和60年から旧海上町町営墓地として、千葉県から経営許可を得て、現在の市営墓地に至ったものでございます。

そのような中、平成24年10月23日付で、清滝区長から如来堂市営墓地の経営移譲を受けたい旨の要望書が提出され、協議した結果、この墓地の経緯から地元へ移譲することが望ましいという結論に達し、新年度の4月1日から清滝区へ墓地の経営を移譲することとしたものです。

なお、墓地用地の所有権は市名義のままとし、旭市と清滝区において墓地用地の使用貸借契約を締結する予定であります。

以上で、議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第19号、議案第20号、議案第42号について、建設課長、登壇してください。

(建設課長 北村豪輔 登壇)

○建設課長（北村豪輔） 議案第19号、議案第20号、議案第42号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について申し上げます。

本議案は、地方主権一括法により道路法が改正され、これまでの政令により規定されていた市町村道の構造の技術的基準を、国の基準を参酌して、当該道路の管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案も地域主権一括法により、道路法が改正され、これまで内閣府国土交通省令により規定されていた、市町村道に設置する道路標識のうち、案内標識、警戒標識及びこれらに附置される補助標識の寸法は、国の基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

最後になりますが、少し飛びます。議案第42号、市道路線の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。

認定する8路線は、道路整備事業等に伴う8路線であります。変更する4路線は、道路整備事業等に伴い、既存の路線を組み換えた2路線と、認定区間を延長する2路線であります。

以上で、議案第42号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第21号、議案第25号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

これも、先ほど来、お話の出ております一括法の施行に伴いまして制定するものでございます。従前は公営住宅等整備基準、これは建設省令なんですけれども、それにより全国一律に定められていた公営住宅等の整備に関する基準につきまして、市営住宅及び共同施設についての整備に関する基準を、国土交通省令で定める基準を参酌して、地方自治体が条例で定

めることになったことから、今回条例制定するものでございます。

内容を簡単に申し上げれば、第1条は趣旨、それから第2条から第5条は、環境等の配慮や利便性を考慮した位置選定について、第6条は敷地及び地盤関係、第7条から第10条は住戸等の基準で、1戸の最低床面積及び必要設備等、それから第11条から第16条は、共用部分や附帯設備等の配慮等を規定しておるものでございます。

施行日は、平成25年4月1日を予定しております。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

次に、議案第25号でございます。旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも一括法の施行に伴いまして、従前は公営住宅の入居者の収入基準について、公営住宅法第23条第2号の規定によりまして、全国一律で定められておりました。これも収入基準の規定を地方自治体が条例で定めることになったことから、今回所要の改正を行うものでございます。

もう1点、原子力災害から福島復興・再生の推進に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施するため公布された福島復興再生特別措置法、この施行に伴いまして、平成23年3月11日時点で避難指示区域、これは警戒区域、それから計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、そこに存する住宅に居住していた者に対して、市営住宅への入居者資格の特例規定を新たに整備するということでございます。

なお、収入基準等については、額を条例上に表示したものでございまして、従来の政令月収等と変更はございません。

この改正につきましても、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第25号の補足説明を終了いたします。

○議長（林 俊介） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第26号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 伊藤恒男 登壇）

○都市整備課長（伊藤恒男） 議案第22号、議案第26号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、国の第2次一括法におきまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が改正されまして、特定公園施設の設置基準が地方公共

団体の条例に委任されたことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

第3条以降の各条に定める特定公園施設の定義であります、都市公園内に設置する園路や広場、休憩所、駐車場、便所並びに掲示板等でありまして、それぞれバリアフリー法を参酌して、その基準を定めるものでございます。

議案第22号の補足は以上でございます。

次に、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案につきましても、国の第2次一括法の施行によりまして、都市公園法の一部が改正されまして、都市公園の設置基準が地方公共団体の条例に委任されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第3条は、都市公園の設置でありまして、地域性や特質などに応じて、その配置や規模の基準を定めるものであります。第1号は街区公園、第2号は近隣公園、第3号は地区公園、第4号は総合公園、第5号は特殊公園の定義でありまして、それぞれ公園敷地面積の基準を定めるものでございます。

第4条は、公園施設の設置基準でありまして、公園内に建築できる建築物の敷地面積に対する割合を、それぞれ公園の種別ごとに定めるものでございます。

2ページの第4条第1項では、原則100分の2を超えてはならないこと。第2項は、都市公園法施行令に定める例外規定となります。

議案の補足説明は以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 新行内 弘 登壇）

○水道課長（新行内 弘） 議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、第2次一括法に伴い、水道法が一部改正され、従前は政令で定められていた水道法第12条の水道の布設工事監督者を配置する工事、同じく第12条の水道の布設工事監督者の資格基準及び水道法第19条の水道技術管理者の資格に関する基準について、地方自治体が条例で定めることになりました。条例で制定する基準については、政令で定められていた基準を十分に参酌し、今回、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 加瀬喜久 登壇)

○下水道課長(加瀬喜久) 議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第27号は、国の第2次一括法第107条で下水道法が改正されたことにより、旭市下水道条例を改正するものです。

旭市下水道条例新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表の8ページから12ページをご覧ください。

第4章に公共下水道の施設に関する構造基準等、条文5つを追加いたしました。

新たな第19条として、公共下水道の構造基準等、第20条に排水設備及び処理施設に共通する構造の基準、第21条に処理施設の構造基準、第22条に適用除外の新たな条項、第23条に終末処理場の維持管理を追加いたしました。これにより、従前の第19条を第24条とし、第20条以下について随時繰り下げをいたしました。

この公共下水道の施設に関する構造基準等は、政令、下水道法施行令で定める基準を参酌し、定めたものです。

以上で、議案第27号の補足説明を終わります。

○議長(林 俊介) 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第28号について、健康管理課長、登壇してください。

(健康管理課長 高山重幸 登壇)

○健康管理課長(高山重幸) 議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊

急事態宣言がされたときは、市対策本部を設置することとされたため、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるため制定するものであります。

各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨規定であります。

第2条は、組織規定であります。

第3条は、会議の招集及び市の職員以外の者の意見を求めることができることを規定しているものであります。

第4条は、部に関する規定であります。

第5条は、委任に関する規定であります。

本条例の施行期日でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第29号、議案第31号、議案第37号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 菅谷敏之史 登壇）

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから3議案について補足説明を申し上げます。

まず、議案第29号でございますが、この議案は、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定についてでございます。

現行の旭市病院事業管理者の給与等に関する条例は、事業管理者が病院長を兼ねることを前提に管理者の給与が定められております。

このたび、病院を取り巻く諸課題に適切に対応するため、事業管理者と病院長を分離することを予定しております。このため、事業管理者が病院長を兼ねない場合等におきましても、適正に給与等が支給できるよう、新たに条例を制定するものでございます。

条例の概要を説明いたしますと、まずは、第2条におきまして、病院事業管理者の給料月額を定額として定めております。

第3条の第1項から第3項まで、そして第5条は、事業管理者に対して所定の通勤手当、期末手当及び旅費を支給するものでございます。また、第3条の第4項は、事業管理者が医師である場合で、診療を行う場合は、これらの手当のほかに病院事業企業職員の給与に関する規程の例により、辺地手当、地域手当及び特殊勤務手当を支給するものでございます。

続きまして、議案第31号をお開きください。この議案は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

旭中央病院におきましては、医師の確保と定着のため、施策の一環として昨年の10月1日から、卒後3年目から5年目のいわゆる専修医につきまして、臨時職員から正規職員へと処遇の改善を行い、定着を図ってまいりました。

また、看護師等の確保、定着につきましても、引き続き安定して良質な医療を提供するため、必要な人員を確保する必要があります。平成25年度以降につきましても、医師及び看護師等の確保と定着に鋭意取り組むこととしておりますので、現在の1,880名の定数を90名増加いたしまして、1,970名に引き上げようとするものでございます。

続きまして、飛びますが、議案第37号をお開きいただきたいと思います。

議案第37号は、病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、持ち家に係る住居手当の廃止に関する改正でございまして、国や市長部局に倣いまして、平成25年3月31日をもって当該手当を廃止しようとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第30号、議案第38号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第30号及び議案第38号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第30号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありまして、国において、平成18年に施行された障害者自立支援法について、様々な検討がなされた結果、障害者制度改革として地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成24年6月20日に成立し、本年4月1日に一部を除き、施行される予定でございます。

この法律の大きな目的の一つが障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」としたことです。これによりまして、条例中の「障害者自立支援法」の法律名を引用している条文の改正が必要になったため、関係条例を一括して改正するものであります。

第1条は、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する

条例であります。障害者自立支援法の名称を引用している第1条について所要の改正を行うものです。

第2条は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでありまして、障害者自立支援法の名称を引用している第3条及び第4条について、所要の改正を行うものです。

第3条は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正であります。障害者自立支援法の名称を引用している附則第2項において、適用となる期間が法律の施行前後に及ぶために、名称の読み替えが必要になることから、第3項として読み替え規定を加えるものです。

なお、施行日は地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の施行整備に関する法律の施行に併せ、平成25年4月1日となります。

続きまして、議案第38号、旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定についてであります。

心身障害児養育手当は、市の単独事業として合併前より一定の要件を満たす心身障害児の保護者へ年額1万円を支給してまいりました。一方、障害者計画の策定に当たり、平成23年9月に実施いたしました意識調査では、療育等を行う施設に対する要望が強く寄せられました。

このような状況下で、本手当のほとんどの受給家庭が、特別児童扶養手当や障害児福祉手当といったような、より充実した手当を併せて受給していること、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法に至る障害福祉制度の変化、地方交付税の縮減が予想される中で、効果的な財源配分など、総合的に検討した結果、こども発達支援センターの開設をはじめ児童発達支援事業をさらに推進するために、本手当を廃止することといたしました。ご理解を賜りたいと思います。なお、保護者の皆様には書面等により十分に説明をしていきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第32号、議案第33号、議案第34号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 議案第32号、第33号、第34号について、補足説明申し上げます。

まず、議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明でございます。

この条例は、改正は、その内容は3点ございます。

新旧対照表をお願いいたします。

17ページになります。

その3点のまず1点目は、合併市町村の協議により設置することとされ、平成23年3月末をもって設置期間が満了になりました地域審議会委員の報酬を削除するものであります。

2点目は、別途議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例においてご審議をお願いいたしますが、旭市働く婦人の家の名称を旭第二市民会館に変更し、旭市民会館と一括して管理運営するに当たり、働く婦人の家運営委員会委員の報酬を削除し、市民会館運営審議会において、両施設の運営についてご審議いただくこととするものであります。

3点目は、外国語指導助手の報酬額を改正するものであります。外国語指導助手の年間報酬額は、現在、税控除後の額で360万円程度となっておりますが、平成24年4月以降の来日者の年間報酬額については、税控除前で初年度336万円程度、2年目360万円程度、3年目390万円程度、4年目及び5年目396万円程度とする運用改善の通知が、総務省、外務省、文部科学省の関係室長の連名により、ございました。

現在の外国語指導助手の報酬額は、月額32万円以内で旭市教育委員会が定める額となっております。4年目及び5年目の396万円程度を月額にしますと33万円となることから、月額32万円以内とあるのを33万円以内に改正するものであります。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第32号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明でございます。

公益的法人であります旭市社会福祉協議会並びに旭市シルバー人材センターへ派遣しております市職員の給与について、本条例を適用して支給する場合の支給方法を変更するというものです。

同じように、新旧対照表の18ページをお願いいたします。

第4条の改正は、これまで派遣先団体の業務が、市の事務事業に密接に関連している場合、派遣職員に対し市から直接支給できる給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当でありましたが、給与支給の一体性の確保を図るため、通勤手当、特殊勤務手当等の11手当を加え、派遣職員に支給できる給与の種類を一般の市職員と同様とするものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を平成25年4月1日からと定めるものでございます。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この改正案では、4つの条例をこの一つの条例で改正するために、第1条で旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正を、また、第2条で旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正を、第3条で旭市職員の定年等に関する条例の改正を、第4条で旭市職員の旅費に関する条例の改正を行う条立ての構成としております。

まず、改正条例第1条にございます旭市一般職の職員の給与に関する条例の改正について、主な改正内容を説明いたします。

同じく新旧対照表19ページをお願いいたします。

第2条の改正は、滝郷診療所医師へ支給できる給与の種類として、旭中央病院医師の給与支給に併せ、地域手当を加えるものでございます。

第5条第4項の改正は、これまでの給料表については、行政職給料表の1種類であったものに医療職給料表が加わるため、行政職給料表の適用を受ける職員として区別するための文言整理と、第5項の改正は、55歳を超える職員の昇給の読み替えについてでありまして、医療職給料表の適用を受ける職員については、その年齢を57歳とするものと、前項同様の文言整理です。

第12条の2は、地域手当の支給に関する条文の追加となっており、第1項で支給対象を医師である職員とし、また、次のページに移りますが、第2項では地域手当の月額算出について、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額と定めるものでございます。

第19条の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出について、これまで給料月額のみを算出基準としていたものに、地域手当の月額を加えた額を算出基準とするものです。

第21条の改正は、管理職手当についてであり、医師への管理職手当の支給に伴い、支給率の上限を100分の15から100分の25に引き上げるものです。

第24条第3項の改正は、期末手当基礎額についてであり、期末手当基礎額に地域手当の月額を加えるものです。

第4項の改正は、期末手当における役職加算についてであり、役職加算される職員に医療

職給料表の適用を受ける職員を加えるとともに、次のページになりますが、その算出基準の額に地域手当の月額を加えるものです。

第27条第2項の改正は、勤勉手当基礎額についてであり、期末手当同様、勤勉手当基礎額に地域手当の月額を加えるものです。

第29条の改正は、各種手当の支給方法についてであり、規則で支給方法を定める手当の種類に地域手当を加えるというものです。

次のページになりますが、第31条の第2項から4項の改正は、休職者に支給される給与の支給方法についてであり、心身の故障等により休職した職員に支給される給与の種類に地域手当を加えるものです。

別表第1の給料表の改正は、これまでの行政職給料表をその1とし、新たに制定する医療職給料表をその2とするものです。

新たに制定する医療職給料表は、改正条例文の2ページ、3ページでございますが、本給料表は旭中央病院の医療職給料表と同様のものとなっております。

続いて、新旧対照表23ページに移ります。

別表第3の特殊勤務手当の改正は、新たな特殊勤務手当を追加するものであり、医師として医療業務に従事したときに、診療業務手当として月額100万円以内を支給するというものです。

次のページになりますが、改正条例第2条の改正は、平成18年に一部改正した給与条例の附則の改正であり、附則第6号の改正は、昇給の特例に係る読み替え規定についてであり、適用される職員を行政職給料表の適用を受ける職員として区別するための文言整理です。

次のページになります。25ページです。

改正条例第3条の改正は、旭市職員の定年等に関する条例の一部改正でありまして、第3条の改正は職員の定年についてであり、そのただし書きにおいて、旭中央病院において医療業務に従事する医師の定年を65歳と定めておりましたが、旭中央病院の医師に限定することなく、職員として医療業務に従事している医師について定年を65歳とするものです。

次のページになりますが、改正条例第4条の改正は、旭市職員の旅費に関する条例の一部改正であり、別表の改正は職又は職務の級ごとの旅費に関するものであり、行政職及び医療職の各給料表の適用を受ける職員を区別するための文言整理と、医療職給料表の5級から1級までの職員の区分については、行政職給料表の7級及び6級の職員と同じ欄に加えるというものでございます。なお、附則において、この条例の施行期日を平成25年4月1日と定め

るものでございます。

以上で、議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 俊介） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第35号、議案第43号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 佐久間 隆 登壇）

○子育て支援課長（佐久間 隆） 議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

ひとり親家庭等医療費等の助成につきましては、子ども医療費助成制度を入れた枠組みで検討を加え、助成制度を整理したものであります。

制度の前提といたしましては、15歳に達する最初の3月31日までは、子ども医療費助成制度で助成を行い、ひとり親家庭につきましては、そこから、さらに3年間の助成をするとしたものであります。

また、第2条第2号の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要綱の改正に併せ、条文の整備を行うものであります。

以上で、議案第35号の補足説明を終わります。

続きまして、少し飛びますが、議案第45号、指定管理者の指定について……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（佐久間 隆） あ、43号、もとい、失礼しました。

議案第43号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

旭市立干潟保育所の指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募は行わずに、現在、同施設の指定管理者の学校法人旭鈴木学園を指定管理者候補として、市民の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、学校法人旭鈴木学園が適当な指定管理者候補として選定されたことにより、同学園を旭市立干潟保育所の指定管理者として指定するものでございます。

以上で、議案第43号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第36号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 高野晃雄 登壇）

○生涯学習課長（高野晃雄） 議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、これまで商工観光課で所管していました旭市働く婦人の家を、商工労働関係施設から社会教育施設に転用し、名称を旭第二市民会館に改めた上で、新年度から生涯学習課が所管する旭市民会館と併せて一括管理すべく、所要の改正を行うものであります。

そこで第2条では、市民会館の名称と位置を、施設がこれまでの1か所から2か所に増えることから、次表としてこれらを併記するように改めるものであります。

第10条は、市民会館等の使用料についての条文となりますが、徴収の根拠は、旭市使用料及び手数料に関する条例に定めるところによると規定するものであります。

附則で施行日は25年4月1日とし、これに伴い、これまでの旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例は、廃止することといたします。経過措置といたしまして、この条例の施行前に、旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の規定でなされた施設の使用申請等は、継承することといたします。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第40号、議案第41号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 斉藤 馨 登壇）

○市民生活課長（斉藤 馨） 議案第40号及び第41号について、補足説明を申し上げます。

両議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案第40号で推薦したい方は、旭市三川9058番地にお住まいの石毛昭夫氏、昭和22年5月20日生まれの方であります。

石毛昭夫氏は、平成19年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域における信望も大変厚く、また、平成18年からは保護司も務められており、委員として適任の方でありますので、引き続き推薦するものであります。

次に、議案第41号で推薦したい方は、旭市中谷里850番地2にお住まいの林芳枝氏、昭和26年12月20日生まれの方であります。

林芳枝氏は、長年にわたり市職員として行政に携わってこられ、常に地域住民の視点に立ち、住民福祉の向上に努められてこられました。また、在職中は子育て支援課において、児童の虐待の問題などに深くかかわっており、子どもに対する人権問題について豊富な知識と

経験があるため、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、お二人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

以上で、議案第40号及び議案第41号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第44号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第44号、指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

旭市長熊釣堀センターの指定管理者の指定について、旭市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第2条の規定によりまして、指定管理者の公募を行い、市民の代表及び学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行い、審議の結果、管理業務に適当な候補者として、株式会社ハウスビルシステムが選定されたことにより、旭市長熊釣堀センターの指定管理者として指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は2月28日定刻より開会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 8分

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成25年2月28日（木曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程第1 発議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 質疑、討論、採決

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員長請願付託

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正一郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	管 理 改 革 長	林 清 明
総 務 課 長	加 瀬 寿 一	行 政 推 進 課 長	米 本 壽 一
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	企 画 政 策 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	斉 藤 馨	兼 被 災 室 長	大 木 多可志
保険年金課長	石 毛 健 一	税 務 課 長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	環 境 課 長	佐 久 間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	健 康 管 理 課 長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	大久保 孝 治	子 育 て 支 援 課 長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	商 工 観 光 課 長	加 瀬 喜 久
会 計 管 理 者	宮 應 孝 行	建 設 課 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	新行内 弘	下 水 道 課 長	菅 谷 敏之史
病院経理課長	鈴 木 清 武	消 防 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	菅 谷 充 雅	病 院 事 務 部 長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	庶 務 課 長	馬 淵 一 弘
農業委員会 事務局 会長	加 瀬 恭 史	生 涯 学 習 課 長	
		監 査 委 員 長	
		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 俊介） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第44号までの44議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。

まず第1点目に、議案第1号、総務費の67ページ、説明欄13の委託料の児童交通安全街頭指導委託料の委託先はどこか伺います。

2点目に、説明欄19、旭地域交通安全活動推進委員協議会補助金について、飯岡、海上、干潟地域はどうなっているのか伺います。

3点目に、民生費、107ページ、説明欄6の家族介護慰労金支給事業、20扶助費、家族介護慰労金の介護対象者は何名なのか伺います。また、その対象家族は何名なのか伺います。

4点目に、教育費217ページ、幼稚園就園奨励事業、19負担金補助金及び交付金の幼稚園就園奨励金補助金の内容の説明と対象について伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） それでは、伊藤保議員の質問にお答えいたします。

まず、67ページの児童交通安全街頭指導委託料の委託先はどこかというご質問でございま

すけれども、委託先につきましては、シルバー人材センターへ委託しております。

シルバー人材センターにおいて受託した場合に、業務に従事する方々の選定につきましては、実施地区の小学校周辺の交通環境に詳しく、児童とも顔なじみの方を選任しております。

なお、委託に際しましては、予算要求時、市内の小学校15校に対しまして要望調査を実施しており、学校によりまして、教員や保護者のボランティアの方々が実施している小学校もございますので、平成24年度は8校の小学校を委託しており、平成25年度予算においては9校を、1校増えまして9校を予定しております。

続きまして、同じ67ページの旭地域交通安全活動推進委員協議会補助金、飯岡、海上、干潟はどうなっているのかというご質問でございますけれども、この旭地域の中には、今言いました3地区全てを含んで推進委員は活動範囲としております。

推進委員の方々の活動でございますけれども、春、夏、秋、冬の交通安全運動、シートベルトの推進等の啓発活動を中心に実施しておりまして、現在、旭市には9名の委員がおりまして、任期は1年、再任は妨げないということになっております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、107ページの説明欄6、家族介護慰労金の介護対象者数とその対象家族数についてのご質問に対してお答えいたします。

家族介護慰労金につきましては、要介護度4または5のねたきり状態の高齢者を同居して介護している場合、介護している家族の経済的な負担の軽減と在宅生活の継続を図ることを目的といたしまして支給しているものでございます。その支給対象者数は135人を見込みました。また、対象家族数についても同じでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、予算書の217ページをお願いします。幼稚園就園奨励費補助金の説明と、その対象者はというご質問です。

この事業につきましては、私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するという目的のために、私立幼稚園の設置者が保育料及び入園料を減額または免除する場合、その幼稚園の設置者に対して、予算の範囲内で幼稚園就園奨励費補助金として交付するというものでございます。

ちなみに、国の補助事業で、補助率は3分の1になっています。

対象者ですが、条件がありまして、まず旭市に住所を有すること、それから満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を私立幼稚園に通園させていること。この満3歳児といいますのは、入園時には2歳で、その年度中に3歳を迎える者のことを満3歳児といいます。対象となるのは3歳になってからになります。

それと、当該年度に納付すべき市民税の所得割の課税額が21万1,200円以下の世帯で、所得の段階に応じて補助金の額が異なります。

参考までに、24年度における減免対象となる園児数は303人、交付対象の私立幼稚園は5か所、申請されている額は3,514万9,100円となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 市内全域に学校の通学時ということでございますけれども、PTAの活動のないところを優先的にということでございますけれども、ある程度、ほかのところもあっていいのではないかなと思いますけれども、その辺のところも考慮してこれから考えていただきたいなど、このように思います。

それと、次の協議会というのはどこに設置されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） ただいま、他の地域、PTA活動はまあいろいろとやっているけれども、他の地域においてももっと検討してもらいたいというご質問でありましたけれども、先ほど言いましたように、要望調査等は実施しておりまして、各小学校においても、教育の一環とか、そういうところでの教員の方々の考えもございます。ですので、それにつきましては、要望調査のほうは常々しておりますので、希望のあったところからは、これからも同じような形で行っていきたいと思います。

それともう一点、推進委員協議会の事務局はということでございますけれども、協議会の事務局は旭警察署内にありまして、旭市交通安全協会において協議会事務局ということで、市もそちらのほうに対しまして活動支援ということで補助金を支出しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 議案第1号の64ページなんですけれども、光ファイバー敷設工事とい

うことですが、金額はそんなに大きくないんですけれども、合併時に公共施設については全て光ファイバーを導入したわけなんですけれども、これはどこでどのようにやっているのか、詳しい内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 予算書64ページ、光ファイバーケーブル敷設工事819万円の具体的な内容についてお答えをいたします。

これは、旭駅前線の共同溝工事に伴う光ケーブルの移設工事と、あとは飯岡統合保育所光ケーブル敷設工事、これに係る工事請負費ということでございます。

詳しく申し上げますと、旭駅前線共同溝工事に伴う施設工事は、旭駅前線の市民会館から県道銚子旭線に至る間を地下埋設する、そんな工事であります。それと、飯岡統合保育所光ケーブルの敷設工事につきましては、飯岡支所から保育所を新たに敷設するものであります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号について何点かご質問いたします。

まず、50ページ、行政改革推進費の具体的な内容です。行革と言っていながら、なぜ多額の経費を支出するのか。

それから、70ページ、市バス運営事業の具体的な内容。これは予約に対して利用できない方への対応はどうなっているのか、それだけでいいです。それからあと、年間の稼働日数をご説明いただきたいと思います。

それから、117ページ、保育所指定管理委託事業の具体的な内容。その中で、直営で行っていた時点と比較して、具体的な経費削減額についてお尋ねします。それから、指定管理にしたメリットはどのようにあるのか。2点です。

それから、174ページ、土地開発公社運営費補助金の具体的な内容。これにつきましては、早期に解散すれば、補助金を支出しなくても済むのではないかと。また、昨年と比較して名称が変わった理由についてお尋ねします。

それから、186ページ、旭中央病院アクセス道路整備事業の道路用地購入についてであります。他の事業でも土地購入費がありますが、不動産鑑定を行って購入しているわけですが、実勢価格との差がかなりあるわけですが、なぜこのようなことになるのか。

5点お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、50ページの行政改革推進費についてお答え申し上げます。

平成25年度の予算は516万9,000円で、24年度と比べまして390万9,000円の増となっています。その主な理由ですが、大きく2つございます。1つは、7節の賃金を新規に計上したこととであります。これは、徴収対策を進めるために、国税局の徴収ノウハウや考え方、それから姿勢、そのようなものを市に取り入れたいと考えまして、国税局OBを債権管理指導員としてお願いする経費であります。積算の内訳といたしましては、勤務日数を週3日程度、年間150日強見積もったものであります。

もう一つは手数料で、これも新規の計上であります。この手数料は、12月議会で議決していただきました訴えの提起に関連した経費でありまして、いわゆる市債権と呼ばれます市営住宅家賃、水道料金、学校給食費、放課後児童クラブ料金、農業集落排水事業使用料等に係る滞納整理を進めるため、司法手続を活用するための経費として計上したものであります。

なお、この経費につきましては、債務者に請求できるものでありますので、いったん支出しますが、その過半は戻ってくるものと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、70ページ、市バス運営事業の具体的な内容ということで、ご質問のほうは、予約に対して利用できない場合の対応は、それと、年間稼働日数はどうなっているかというご質問にお答えいたします。

まず、市バスを利用する際の申し込みでございますけれども、一般の方々は、使用予定日の2か月前の日からの予約となっております。市バスという目的からして、まず市及び学校行事につきましては、年間を通じて優先的に予約ができますことから、例年、1月中旬から関係各課並びに学校に対しまして予約調査を実施し、運行の調整を行った後、一般の方々の受け付けを行うというような形になっております。

ご質問の一般の方々の申請でございますけれども、今申し上げましたように、市及び学校行事が優先となっていることから、仮に希望する利用予定日に既に市バスの運行予約があった場合におきましては、利用予定日の前後の空き状況を一般の方々にお伝えいたしまして調

整をしていただいております。

また、年間の稼働日数でございますけれども、平成23年度の資料で申し上げます。稼働日数、営業日307日、年間ございます。バスは今、2台ございまして、1台ずつの稼働日数を申し上げます。1台は307日に対しまして219日、稼働率でいきますと71.3%となっております。もう一台は、同じく営業日307日に対しまして216日、70.4%の稼働率でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、117ページの保育所の指定解除についてお答えいたします。

干潟保育所の運営を市直営で行っていたときと指定管理とした場合の比較ですが、18、19年度に直営で実施していた2か年の運営費の平均が約9,500万円です。平成25年度の指定管理料の予算は、直営のときに実施していなかった病児・病後児保育、土曜日の1日保育を含めた総額で8,654万7,000円ですので、指定管理委託により845万3,000円の経費の節減が図れる見込みです。

ちなみに、病児・病後児保育と土曜日の1日保育の人件費を含めると、約1,000万円以上の節減が図れると思われます。

指定管理のメリットとしては、直営では導入が難しかった看護師2名の配置を要件とします病児・病後児保育、それから土曜日の1日保育、午後5時半までの保育の実施が可能となったと。それから、運営費の経費削減が図られたと。それから、当時、職員16名おりまして、正規職員10名、正規保育士が9名。この9名を他の13保育所に配置することによりまして、正規保育士の割合を増やしたことによりまして臨時保育士がクラスを持つということの解消が図られております。その辺がメリットでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の174ページ、土地開発公社運営費補助金の具体的内容等につきましてのご質問にお答え申し上げます。

運営費の具体的内容につきましては、土地開発公社で保有しています公用車の維持、あるいはパソコンの通信容量、あるいは解散に向けての各種登記手続きに関します費用、こういう経費を見込んだものでございます。

詳細を申し上げますと、旅費で15万円、燃料費、消耗品費等の需用費が32万9,000円、保

燃料等の役務費が31万円、パソコンの通信費等が11万円、車の税金等の公租公課10万1,000円、合計で100万円を見込んでおるところでございます。

議員からのご質問の2点目、早期解散していれば、この100万円の補助金は必要ではないかというご質問をいただきました。現在、解散に向けまして事務の処理を進めておるところでございます。解散につきましては、公社理事会での解散同意をいただき、さらには議会の議決、これは当然ながら知事への解散認可申請、あるいは解散清算人の登記申請、いろんな各種手続を要することから、平成25年度につきまして予算措置を願ったものでございます。

この名称が変わったという理由につきましては、本年までの土地開発公社の企業誘致促進事業につきましては、今後は一切の事務を一般会計の商工業振興事務費で事業を実施しながら企業誘致に努めてまいります。平成25年度の土地開発公社運営費補助金につきましては、公社の解散に向けての事業費の補助金ということでご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、186ページ、旭中央病院アクセス道整備事業の道路用地購入について、不動産鑑定と実勢価格との差があるのではないかとありますが、市としては、地域の実情を十分熟知し、しかも公共事業に精通し、過去に実績のある不動産鑑定士2者に依頼した結果を検証し、合理的な鑑定評価に基づいて決定しておりますので、あくまでもそれを信頼しているということでご理解願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それではまず、50ページの行革の問題について再質問しますが、国税等のOBを導入するということですが、結局、行政改革推進課がなくなっちゃってこういうことできる、これでは、行政改革推進課を作った上にさらにこういうのをやったら、行政改革推進課の人件費等が無駄になるんじゃないかと思うんですよ。いろいろOBに来てもらって指導いただくということであれば、行政改革推進課がなくなっちゃうと思うんですよ。行政改革推進課の人件費だけ余分なものになっちゃうと思うんです。

それから、70ページの市バスの運営事業の中で、年間の稼働日数分かりましたが、市バスという中で学校優先はちょっとおかしいじゃないかと思うんですよ。そういう中で、先ほど、申し込みがどのくらいあるかはちょっと答弁いただいておりますが、結局、どうしたって重なっちゃうと思うんですね。そんな中でどういうふうにするのか。対応ですね。そう

でないと、利用した人と利用しない人、団体の片一方は無料だと、片一方はそのままかかったらわけですよ。かなり不平等が出ると思うんですが、それをどういうふうに考えているのか。

それから、117ページの保育所の指定管理の問題でございますが、先ほどの説明だと、サービスがよくなった、それから経費の削減ができたということでございますが、今の保育園の運営の関係では、かなり国からの補助金。今は補助金と言いませんが、前は補助金であったものが、今、交付税参入されるという中で、むしろ私立保育園を公設公営等にしたほうがメリットあるわけですよ、市の財政としても。そういう中で、サービスがよくなった、それから運営費が削減されたということであれば、さらに進めていく必要があると思うんですが、その辺はどう検討しているのか。

それから、土地開発公社でございますが、まだ解散しないと。そういう中でこの予算計上したということでございますが、幾ら公社で解散しようと思っても、市のほうにその予算を計上していなければ何もならないわけですよ。最初、本当は市に予算を計上してもらって、それから今度は、もう解散の移行を進めているわけですから、解散と。順序が逆じゃないかと思うんです。それ、どういうふうに考えているのか。

それから、186ページの旭中央病院アクセス道路の用地購入費についてでございますが、2者に頼んで公平な鑑定をしてもらっているということでございますが、私が見ますと、例えば、鑑定士というのはみんな国家試験ですね。そんな中で、例えば同じ田んぼ鑑定しても、裁判所でやったら、100万円以上の田んぼの鑑定出ないんですよ。市でやれば、とんでもない相場出るわけですね。

この問題だけでなく、この前、ちょっと私が、堀之内の鑑定聞きましたら、田んぼで400万円というんですね。実際、この東小路の幾ら高いところでも、100万円という実績価格はないですよ、売買。ましてや、ああいう山の手になったら、本当に安いわけですよ。だから、果たして鑑定が公平なものかどうか。

また、税務課のほうで課税のたびに鑑定しますね。これ、みんなそれぞれかなり乖離があると思うんですが、その辺の鑑定どうなっているのか、詳しく再度聞きたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 私ども行政改革推進課の課員6名の人件費が無駄だというご意見であります。このご意見は、課員6名への叱咤激励だということでお聞きしておきた

いと思います。

ただ、国税の職員OBにつきましては、国税の持つ徴収のノウハウ、それから滞納者を見きわめる目、そういったものをぜひ市に取り入れたいということをお願いするものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。無駄にならないように、課員、一生懸命やっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤 馨） 高橋議員のほうで、学校優先はおかしいのではないかと。それと、重なる団体については不平等が生じるのではないかとということでございますけれども、まず、旭市の市バスでございまして、使用の範囲につきましては、利用者人数が最低20人以上であって、市内の公共施設または公共施設における会議などに参加する場合、それと行政視察、または行政に関する調査を行う場合、市主催の式典、行事などに市民を送迎する場合などということで使用の範囲を定めてあります。

そういった中で、先ほど言いましたように、この使用範囲に関係する団体に対しまして、学校に対しまして、そういう調査を行っておりますので、決して優先的ということではございませんので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

それと、重なる団体でございまして、先ほど申しましたように、こちらのほうでは、その方々がどうしても重なってしまうという場合におきましては、空き状況を皆さんに伝えまして、極力調整を、一緒に調整しながら利用していただいておりますので、それほど重なるということはありません。

以上です。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、再質問についてお答えいたします。

国の三位一体改革によりまして、議員おっしゃられたとおり、平成16年度は保育所の運営費、公立分は一般財源化され、平成17年は延長保育と特別保育が交付金化され、平成18年度には公立の施設の改修等は補助金が出なくなりました。そういう厳しい中で、平成20年に指定管理を導入いたしました。

今後どうするかということですが、新制度とって、保育の制度が大きく変わろうとしております。その中で、国もこういうことを民間に少しシフトしていくような制度になるかと思うので、その新制度の中で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうから、解散という言葉を出しながら市の予算計上がないんじゃないかというご質問をいただきました。

ご承知のように、土地開発公社で持っております資産、帳簿価格で4億2,000万円ほどあるわけですが、これは市の土地開発基金からお借りして取得してございます。そんなことで、市の基金から出してあるお金。今、他の町村、あるいは県とも相談しながら、何かいい方法はないかなと。例えば代物弁済というような形で処理ができないかどうかとか、いろいろな形で模索している。そういうことで予算計上はしておりません。

今の代物弁済というのは、あくまでも私が今考えている部分ということでご理解いただきたいと思います。そういうことで予算計上はしてございません。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 場所によっては、そのくらいで取引を受けているということも聞いたことはあるんですけども、あくまでも需要と供給のバランスということで、市で何かを決定する場合においては、いろいろな要素を勘案して算出する鑑定士の判断ですので、妥当だというような形で解釈しております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これが最後の質問ですが、50ページ、行政改革の問題でございしますが、国税のOB入れたって、実際は現場に携わっていないんですよね。現場に携わって本当に税金を取ってくる人というのは、恐らくいないと思うんです、ここへ頼んでも。だいたい事務屋だと思うんです。むしろそれなら、市の職員のほうが現場に携わっていますから、ノウハウは知っていると思うんです。まあ、あとは言いませんけれども、いずれにしても、行革を打ち出した中ですから、なるべく行革に沿った線で進んでいただきたいと思います。

それから次に、70ページの市バスの関係でございしますが、ただいま説明を受けましたが、かなり利用の範囲が狭いから希望者が少ないというわけでございます。ただ、学校行事というのは、恐らく重なることがあると思うんです。そんな中で、多分、使えない学校も出ちゃうと思うんです。ですから、それらのないようになんかどうするか。このまま市バスを続けていくのか、それともなくしちゃって、一律、例えば1回の利用に対して3万円とか、そういうことが平等だと思うんです。ですからその辺を、平等になるような対応をひとつお願いしたいと思います。

それから、117ページの保育所の問題でございしますが、今、やっぱり国も金がないから、

なるべく国は、交付税なんか、もうここ長い間、ずっとそんなに金額変わらないですよ。金がないから何らか削る。それで今度はこっち。結局、シソと同じなんですね。そんな中で行革を進めていけば、なおさらこの保育園の民営化を私は進めていくべきだと思います。それが経費の削減、そしてまた子どもたちへのサービスがよくなることですから、その辺十分検討していただきたいと思います。

それから、117ページの土地開発公社の問題でございしますが、金がないから最終的には代物弁済という話がありましたが、まあいずれにしても、旭の財政がだんだん厳しくなっていて、これから、なおさらこれ処理できなくなっちゃうと思うんですよ。まず解散ということであれば、幾ら解散したって、買ってくれなくちゃしょうがないわけですから、まず至急に予算をつけてもらって、それから解散を急ぐべきだと思います。

それから、あとは186ページの不動産鑑定の問題でございしますが、やはり実勢に合った不動産鑑定していただくのが一番いいと思うんですよ。これは多分、私の見方では、不動産鑑定士も、金額でいって鑑定料違うんですよ。そんな中で、市も買いやすい相場を提示して、それでつけてもらっていると思うんですが、やっぱりそれはそれ、これはこれ、補償は補償、そういう明快な、誰にでも答えられるような不動産鑑定をこれからやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第1号について質疑を申し上げますけれども、私どもは1号から44号まで、全て質疑の対象になっているわけですね。執行部の皆さんにおいては、自分のエリアだけということだと思います。恐らく、今、進めていきますけれども、うっかりすると、通告漏れがあるかと思います。しかし、上程した以上は、皆さんは熟知しているものとして質疑させていただきますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、企画費の中の説明欄17、道の駅の関係です。道の駅の公有財産購入費が新年度、予算化されるわけでございますけれども、この道の駅の場所の選定というんですか、場所の決定はほぼされたものとしてこういった予算化をされておるのか。その辺をお願いしたいと思います。いや、意味を。

それと、今度初めて出てきていましたけれども、「がんばろう！旭」の復興支援事業2,152万円ありますが、その事業内容等を詳しくお知らせいただければと思います。

(発言する人あり)

○17番(日下昭治) いや、同じ、横の次のページですから。六十二、三で今言いましたので。

次に、74ページになります。調査事務費の委託料の中に不動産鑑定委託料がございますけれども、これらは評価替えというんですか、その辺のものがあってこういった不動産鑑定をされるものなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、次のページになりますけれども、収税事務費、1の報酬がございますね。市税等徴収補助員の報酬が。これ、毎年出てくるわけがございますけれども、同じ人なのか、どのような方がこういったものに当たるのか、何年か継続されてきている方なのか。それと、徴税補助員ですので、どのような扱いになっておるのか、お願いしたいと思います。

次の2款についてはあまり問題ないんです。参議院議員選挙は7月だと思います。そうしますと、市長選も7月にやるわけがございますので、同一日に投票日を持っていくべきじゃないか。そうすると経費の節減になるのかなと。それは一応、意見として申し上げさせていただきます。

続きまして、119ページになります。民生費、生活保護費です。生活保護関係職員給与費7名ということでございますが、生活保護対象者がどのくらいあるのか。また、その7名が当たる仕事の内容等について詳しくお願いしたいと思います。

続きまして、186ページです。まず蛇園南地区流末整備事業。今年度比から相当大幅な予算が入ってきたわけがございますけれども、当然、それだけ事業が進むものと理解していいものなのか。その辺を少し、計画的なものをお願いしたいと思います。

205ページになります。消防広域化・共同化基盤整備事業の関係です。これらにつきまして、多分、消防無線の広域化ということで、県下を西部地区と東南部地区という形に2本化されると思うんです。4月から東部地区は実施されると思うんですけれども、そこへ職員が派遣されると思うんですけれども、それらに基づいた今後の対応ですね。署のほうの対応含めて少し説明。2名が派遣されていますけれども、多分、今までの指令室がなくなると思います。そうすると、当然、指令室に配備される職員が現場につくなりなんなりできるのかなと単純に思っていましたけれども、しかし、2名ずつ派遣されるとなると、毎日2名、大変なものですが、その辺を。多分、新年度から含まれると思いますので、その辺ちょっと。広域化無線の方法というよりも、その辺をちょっと説明いただければと思うんです。

231ページ、飯岡中学校事業。これは当然、中学校をいろいろどんどん進めていただきました。

いなと思います。この中で、公有財産購入費が入ってきたわけです、新年度から。1億8,000幾らですけども。これは飯岡西部地区の非農用地を利用するという話を聞いておりますので、当然、新年度、25年度中には飯岡西部、まあ農政の関係になろうかと思えますけれども、飯岡西部地区の少なくとも換地作業くらいは終わるということでこのような予算化を予定したものなのか、その辺をお願いしたいと思います。

学校給食センターの関係でございますけれども、単純の比較で大変失礼なんですけれども、第一、第二の給食センターの管理費と運営費がございますよね。見ると、まあ規模が違うから、そういったことだろうと思えますけれども、結構変わってきているものが大きいものがあるかと思うんです。学校給食センターの運営費、第一と第二を比較した場合にだいぶ違う。管理費はそうでもないですか。運営費ですね。運営費が大幅に変わっているものがあるかと思えますけれども、その辺の違いをお願いできればと思います。

以上ですね。はい、お願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、初めに62ページ、17節公有財産購入費でございます。これは道の駅の場所は決定したのかということのご質問でございました。場所につきましては、旭中央病院アクセス道、東西線のほぼ中央あたりの道路の南側ということで決めさせていただいております。

続きまして、63ページの「がんばろう！旭」復興支援事業の具体的な内容ということでございます。初めに、第8節から第14節までのこの事業でありますけれども、これは群馬大学の教授を招聘いたしまして、防災講演会を予定しております。これ合わせますと150万円になるんですけども、そのためのものであると。

それと、19節「がんばろう！旭」復興支援補助金の2,002万円の内訳でございます。1つに、旭市いいおかY・O・U・遊フェスティバルなどの夏の観光イベント関係に860万円を予定しております。それから、しおさいマラソン大会など、体育振興に係るイベントとして142万円を、そして津波被害で大変暗くなってしまう飯岡海岸地域に、「飯岡の夜に光を灯すプロジェクト」と題しまして約100基の街灯を設置すると。こんな事業を予定しているのが1,000万円であります。

以上、内容でございます。

○議長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、74ページの不動産鑑定委託料の関係をご説明いたします。

2,204万5,000円の内訳でございますけれども、これにつきましては、3年ごとの土地の評価替えに当たり、国の評価基準により、評価替えの前年となる平成26年1月1日現在の土地の価格を求めるため、不動産鑑定を委託するものであります。

もう一つなんですが、同じく評価基準によりまして、本年7月1日現在の時点修正のための価格を求めるため、不動産鑑定を委託するものであります。

初めの国の評価替えによります1月1日現在の調査地点であります、こちらにつきましては305地点でございます。それから、時点修正の7月1日現在の価格の調査につきましては、95地点でございます。合わせまして、総額2,204万5,000円の不動産鑑定委託料でございます。

それから、75ページの徴収補助員の報酬の関係でございますが、こちらにつきましては、一般会計と特別会計から1名ずつ予算化しております。基本的には1か月の基本の額でございますが、基本賃金につきましては6万2,000円でございます。それから、予算でとっております歩合といいますか、収納額の3%の賃金としまして6万2,000円、それから、口座振替1件につきまして1,000円という報酬をとっております。それから、交通費が3,000円ということで、1か月12万8,000円の予算で、12か月分で153万6,000円となっております。

（発言する人あり）

○税務課長（佐藤一則） 2名の方につきましては、銀行を退職しまして、現在11年目、2人とも11年目の方でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 119ページ、生活保護費の関係についてお答えいたします。

現在、この職員につきましては、査察指導員とケースワーカーでございます。業務といたしましては、生活保護受給者の生活指導全般でございます。対象者につきましては、326世帯、378名を予定しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 186ページ、蛇園南地区流末整備事業の具体的な内容ですけれども、今年度は、従前に比べると延長区間が長いんですけれども、一つは、国道126号線の飯岡バイパス歩道部分に229メートル、あと、県道飯岡片貝線に280メートル、通称親不孝通り、市

道なんですけれども、それに470メートルの合計979メートルを計画しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、205ページ、消防広域化・共同化基盤整備事業の関係でございますが、事業内容といたしましては、平成25年4月より本格的に運用が開始されます共同指令センターの経費でございます。

また、議員ご質問の派遣職員の関係と既存の指令室の今後ということでございますけれども、千葉県で70名の職員が共同指令センターで指令業務をするわけなんですけれども、当本部からは2名の者が出向します。これは毎日2名行くということではございませんで、2名の者を派遣ということで、共同指令センターでは4部制といいまして、4班に分かれまして24時間勤務体制をするわけでございます。

それと、旧司令室なんですけど、こちらに関しましては防災無線の関係、あと、駆け付け通報ですとか一般加入電話による通報等もございますので、これは廃止するわけにはまいりませんので、人員を減らしまして対応していくということになります。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、231ページのほうをお願いしたいと思います。

中学校費の飯岡中学校の公有財産購入費ということで予算化されたと。このことに関しては、買えるめどが立ったからの予算化なのかというご質問です。

この土地改良の進捗状況につきましては、関係機関から報告を随時受けています。去年の6月ごろ、計画変更したいということで、どうしても同意を得られない方がいらっしゃるので、その部分を外していくというようなことで計画変更の説明がありました。その段階で、25年度の夏ごろに換地が完了するんじゃないかというような説明を受けました。その段階で用地購入に入れるという説明を受けています。その後、年末に入りまして、再度、進捗状況はということで集まって確認してございます。そのときも計画に変更はないというようなことから、用地購入を今回予算化したということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、270ページ、271ページ、給食費の第一、第二センターの特に運営費の違いでございますが、まず、大きなところでいいまして、いわゆる食数が違います。だいたい900食、年間で17万ぐらいの食数の違いがありますので、それに伴う賄

い材料費の差。それからあと、もう一つ一番大きなところは、実は、調理の仕方が一と二で違っておりまして、第一センターにつきましては、全て委託した職員で作っていただいていると。それに対しまして第二につきましては、昨年の9月11日から稼働したわけでございますが、それまでいた市の職員だけでは実は足らなくて、食品衛生基準法、いろいろ新しくなったものですから、新しいセンターでは足りないものですから、その不足分を派遣していただいているということで、その派遣の部分がかなり違っておりまして、その辺が大きな差ということでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、再質疑をさせていただきたいと思います。

財産の購入費、道の駅の土地購入につきまして、ほぼ、中央病院の東側の特定な位置は決まらないにしても、ある程度そこだと。しかし、何か話に聞くと、かなり難しい場所であるという話を聞いておるわけです。例えば、中央病院が何か起こしたときにはもう全くだめだよと。土地が収用できないと。そういうところへ多分計画されるわけでございますので、いろんな問題がこれから浮上するんじゃないかなというのを私も気にするわけでございますけれども、例えば、その辺がだめだということであれば、場所の計画地が変更するということも視野に入っておるのか。その辺をお願いしたいと思います。

次、税務課長、市税補助員の内容、今、そういう形で分かりました。しかし、税務徴収吏員というんですか、今でも多分、一般の職員はできないと思うんですね。徴税吏員資格ですか、そういったものがあるかと思います。そうしますと、補助員であっても、同様のことをやらなければならないと思いますが、そのような扱いをするのかどうか、もう一度確認したいと思います。

それと、消防長お答えいただきました件でございますけれども、実は、ここを見ますと、広域化による事業入っております。廃棄物委託料だとか解体撤去工事だとか、この辺が入ってくるわけでございますけれども、私は考え過ぎてしまったのかなと思いますけれども、広域に基づいて司令室がいらなくなって、違うものに替えるのかなと思ったんです。解体だとかその辺、先ほど、冒頭のあれで質疑すればよかったんですけれども、ちょっと漏らしてしまいましたので、次のものも含めてお願いしたいと思います。

それと、広域化による署としての問題です。今まで、通信室を持っていたときよりも、広域化によって利便性が今までよりよくなるのか、あるいは、向こうまで職員を派遣するにお

いて、あまり変わらないんじゃないかなということなのか。はっきり答えなくてもいいんですよ、その辺は。しかし、できればちょっとお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 62ページです。17節、公有財産購入費です。

道の駅の場所ですけれども、だめであれば変更を考えているのかということで、今の段階では、だめであればとは考えたくもありません。ただ、道の駅建設準備委員会の中では、東西線のところで三つ候補地をもともと設定してありました。これを第1の候補に、それで交渉に行こうというふうに決めたものでありますので、だめであればということは今のところ考えておりません。

○議長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 徴収補助員の関係なんですけれども、この徴収補助員につきましては、旭市市税等徴収補助員の設置規程というのがございまして、そこで身分の関係なんですけれども、徴収補助員は地方公務員第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とするというようなことで明確にうたわれておりまして、服務につきましても、先ほどご説明しましたけれども、市税等の収納に関すること、市税等の口座振替の加入に関すること等でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤清和） まず、予算書の中の関係ですけれども、13節委託料及び15節工事請負費につきましては、現在使用しております司令装置に関する機器の撤去にかかわるものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、共同運用いたします共同司令センターの保守管理費としての負担金1,351万4,000円、千葉県全域で整備いたしました消防救急無線設備に関します維持管理費499万円でございます。

あと、これをやることによってメリットということでございますけれども、県下全域で車両の出動状況等を把握できます。ですから、例えば旭地区で救急車が全部出てしまったときに、隣接の匝瑳ですとか香取ですとか銚子ですとか、そういうところから救急車の応援ができます。火災についても一緒であります。ですから、車両等に関しましては有効に活用できます。お互いの応援がスムーズに行えるという、これが一番大きなメリットではないかと思います。あと、119番に関しましても、大災害、例えば3.11のときみたいな形で来ますと、119

番の回線がほとんどパンク状態になってしまいますが、共同司令センターにおきましては、119番を受け付ける装置の数も多く、バックアップも期待できますので、そういうときに対応がよりの確、迅速にできるというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、道の駅のほうは、想定はそういうことしかないよということでございますので、それとして。

消防長、もう一度お聞きしたいんですけども、今、司令室をやっぱり撤去するということですね。あの施設設備、まだ何年もしていませんよね。相当の金額を多分やって、携帯も対応されたわけですね。しかし、現実的には、広域化というのが県が進めている2地域というんですか、そういった形の中で進めている事業だから、単体で抜けるとかということはありませんと思いますけれども、多分、司令室の、何年になりましたか分かりませんが、あそこのところへは相当優秀な器具を入れたと思います。そういったものは、このまま撤去されると、かなりのリスクが……。まあ、市の財産ですので、減価償却はございませんが、相当の償却部分、残っている部分が恐らく使える、通常なら使うべきものがあつたと思うんです。しかし、そういうことで撤去しちゃうということであればあれですけども。

それと、車両が今どこに配備されているか分かる。そういう面でメリットはあるという話でございますけれども、例えば今まで、今現在はちょっと分かりませんが、過去、まあ何年か前の話なんですけれども、例えば地域外、警察もそうなんですけれども、行きますと、そこで何かあつたとき、そこへ出動して行って、いや、ここは私の管轄じゃありませんということが過去にあつたと思うんですよ。いや、ここは銚子地先だったとか、いや、こっちは旭だったとかいう事例が。今現在、そういった問題点はされることがないのかどうか分かりません。それをクリアしているのか分かりません。しかし、過去にはそういうことがあつたように記憶しておるんです。消防だけでなく、警察もそうだったんです。ここまでも、管外だと、違うほうが来るのを待つとか、そういうことがあつたわけですけども、その辺は今現在としてはクリアされているんですか。その辺をちょっとお願いできればと。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） まず、管轄区域の関係につきましては、現在も結果的に管外だったということはございます。年に何回もございます。ただ、消防の使命を考えますと、ここは行ってみたら自分のところじゃないからということで活動をやめるとか、そういうことは一切

ございませんで、自分の管内と同じような形で活動しております。

あと、指令台の撤去の関係なんですが、撤去する部分につきましては、119番の受け付けの関係、あと、無線もデジタル化になりますので、装置自体が使えなくなってしまうので、ほかの部分で使えるもの、今後使えるものにつきましては撤去いたしません、受け付けの関係、あと無線の送受信の関係、そういうものに関しまして撤去するということでございます。

それで、今の司令装置ですけれども、約10年を過ぎておりまして、ですから、本来であれば、共同化しなければ、例えば25年度、26年度をめどに更新をしなければならないという装置であります。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第2号についてご質問いたします。

339ページの診療所関係職員給与費の3,928万円の具体的な内容についてお尋ねしますが、昨年度当初予算と比較して増えているが、これは医師の分なのか。また、医師の給与をどのように決めたのか。それから、勤務内容についてお尋ねをいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 339ページの診療所職員給与費の具体的な内容ということで3

点ほどありましたけれども、まず、3,928万円の内容でございますけれども、これは、医師1名、看護師1名、事務職1名の3名分の給与となっております。昨年度との比較で申しますと、昨年度は予算計上では看護師1名の給与費でありましたので、25年度は医師1名、事務職1名が増えたことになります。詳細につきましては、345ページの給与費明細書に記載されております。医師の就任に伴いまして、職員手当などに新たに地域手当、特殊勤務手当、管理職手当が増えたところでございます。

また、医師の給与をどのように決めたかというご質問でございますけれども、これは旭中央病院における同年代の医師を参考に決定しております。また、県内の公的医療機関等の給与も参考にさせていただいております。

あと、勤務内容でございますけれども、週4日の勤務を予定しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 昨年と比較して大幅に増額になったというのは医師の常勤だということでありまして、その医師の給料につきましては、中央病院の同年代ということでございます。そういう中で、週4日ということでもありますね。そういう給与の関係の中で、給料それから手当や、今回改正ありました中央病院の条例ですか、金額等で条例改正ありましたが、そこで勤務が週4日ということなんですよ。これは旭市の条例にどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、市の条例で職員の勤務時間はどうなっているかというお話ですが、職員の勤務時間につきましては、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条に、職員の勤務時間は週38時間45分、端的にいいますと週5日になっております。

この医師の勤務ですが、実態は週4日勤務していただきますが、その他の1日は、職務専念義務免除によりまして1日を職免する、研修のための職免、そういう対応になっております。

よろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、そういう職免制度は旭市の条例のどこにあるのか。それで、一般職員もそういうことが適用されるのか。また、今までもそれが適用されたことがあるのか

お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 職務に専念義務の特例に関する条例を市で設けてございまして、第2条第3号に、市長が特に必要と認めた場合として、こういう決めがございます。それを対応いたしまして職免を与えるということになります。

今までも、研修での職免等は実際使っております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、議案第8号の9ページなんですけれども、雑損失の具体的な……。一括して5億何千万ってなっていますけれども、明細をお知らせ願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、予算書9ページの雑損失5億4,250万2,000円に対する明細についてご答弁させていただきます。

まず、予算書の41ページをご覧ください。

下のほうに医業外費用がございます。こちらの2目に雑損失がありまして、さらに節のほうで、第1節として不要品売却原価が1,000円、それから固定資産売却損ということで、こちら1,000円ということで、この1、2に関しては、勘定科目を維持するための計上でございます。

あと、第3節、42ページの上段のほうをご覧ください。その他雑損失ということで3,435万円を計上してあります。これは取り立て不能欠損等を計上しております。

第4節は消費税雑損失という形になりまして、5億815万円。これは課税仕入れに係る消費税のうち仕入れ控除対象相当分、まあ貯蔵品関係ですね。こちらの分を載せてあります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第8号の14ページ、まず固定資産税の関係でございますが、24億3,200万ほどありますが、この土地について、市内と市外の面積。それから、行政には普通財産と行政財産。普通財産というのは通常使わない。それから、行政財産というのは、こういうふうに事務所が建っているとか、そういうことで2つに分かれておるわけですが、その普通財産と行政財産の面積、そしてその中で貸付面積がどのくらいあるのか。あれば、その面積と、それから何人くらいに貸しているのか。

それから、28ページ、特殊勤務手当というのがあります。病院の場合は、いろんな手当あるんですよね。その中で、手当の最終に特殊勤務手当ってあるわけですが、28ページの業務手当は、いつ、どのような率で支給されるのか。

それから、31ページに級別職員数っております。25年1月1日現在ということであるわけでございます。その中で、医療職（1）が前年と比較して増えている理由。それから、24年3月で医者が退職したということですが、どの部分で減ったのか。それから、昨年、後期研修医を正職員として採用したということですが、どの部分で増えたのか。

それからあと、40ページです。広告料の具体的な件でございますが、看護師の採用の効果をどのくらい見込んでいるのか、予算の中で。

それから、41ページです。医師確保対策費の具体的な内容ですが、これも医師の採用の効果をどのくらい見込んでいるのか、その点お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

まず、特殊勤務手当の中の業務手当の支給についてでございますが、業務手当につきましては、病院の経営状況を踏まえまして、3月1日を基準日として、基準日に在職する職員に對しまして、直近1年間のその者の勤務成績及び勤務期間に応じて、通常3月末に支給しているところでございます。

支給額は、経営状況によりまして、その都度、事業管理者が定めることとされているところでございます。

続いて、31ページの医療職の給料表の関係でございますが、増えている理由でございますが、この医療職給料表の1級に該当する医師は、1級ですので、若い方が対象になっておりまして、24年の予算の段階では10名であったわけですが、かねて説明しております、昨年の10月から卒後3年次から5年次の医師を正規職員にしたことによって、この層が正規職員となって新たにこの給料表の適用を受けることになったということで増えているものでございます。

関連しまして、じゃ、減った層はどの層だったかということなんですが、これも今年度当初、医師の減少ということでご説明申し上げましたが、研修医、専修医、一般の医師というふうに分けますと、24年度当初に減った者は、この層に該当しておりました卒後3年から5年の専修医の層と一般の医師の層の減少によって人数が減ったという状況になっております。

それと、40ページの広告の具体的な内容と効果についてでございますが、ここに入っております看護師確保対策としては、具体的な内容として、各地で開催されます合同就職説明会の参加費用、あるいは就職雑誌及び看護師求人サイトへの掲載費用等を計上しているもので

ございます。

現在、各病院で看護師の不足が叫ばれておりますが、おかげさまで当院では順調に確保ができておりまして、この4月1日現在でも、専門学校を含めて、新たに85名の採用が予定されておりまして、順調に確保できる見込みとなっております。こうした広報活動の一環ということで一応効果があるものというふうに考えております。

続いて、41ページの医師確保対策の具体的な内容ということですが、ここに関する費用につきましては、全国の研修医、あるいは医学生を対象としたセミナー等の開催費用や、医学部を持つ各大学との定期的な交流費用等が含まれているものでございます。このセミナー等を活用しまして、研修生の確保に取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございまして、土地の関係につきましては、担当の経理課長からお答え申し上げます。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、1番目の土地の内容についてという質問に対してお答え申し上げます。

まず最初に、総体の面積なんですけど、全体では15万3,193.34平米でございます。内訳としまして、市内と市外ですが、市内のほうについては13万8,396.34平米、それから市外が1万4,797平米でございます。

それから、普通財産、行政財産の内訳ですけれども、まず、行政財産については9万8,831.35平米、それから普通財産は5万4,361.99平米でございます。

それとあと、貸付面積ということでの質問があったと思うんですが、ちょっと詳しい数字は持ってきておりませんが、医師宿舎、職員駐車場、それから理容、レストラン、コーヒショップ、それと売店についても第1売店と第2売店がございまして、こういったものが普通財産。それと、ドクターの建物、底地部分は貸し付けになっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 28ページの答弁漏れについて、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 23年度の支給状況について申し上げますと、23年度は、経営状況を踏まえまして事業管理者が決定した率といたしまして、給料月額、管理職手当、地域手当の額に、医師にあっては100分の120、その他の職員にあっては100分の100を乗じて得た額を支給するというふうに決定しているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、まず固定資産についてお尋ねしますが、私もはっきり言ってびっくりしたんですが、市外に約1万5,000平米あるということなんですが、これは何の目的で取得したのか。どこにあるのか。所在地と、この取得金額。そして現在、どのように活用しているのか。それから、分かれば、どこからこれを取得したのか。取得先ですね。

それとあと、貸付金、ちょっと分からないということであります。ここではいいです、それなら。後で、議会終わりましたら、その明細出していただきたいと思います。

それから、28ページの特殊勤務手当の内容でございますが、これは病院で利益が出たらということでございますが、実質、これは期末手当みたいなもんなんですね。利益が出たからって、実際は市からもかなりの金が行っているわけですから、交付税ね。それで果たしてこれ、利益が出たことになるのか。

それからあと、次に31ページですが、昨年の1月1日現在と比較しますと、169名ですから、49名増えているわけですね。昨年春ころには医者が不足してしょうがない、やめてしょうがないということですが、この表で見ると、全然減ったところないんですよね。級別見たって、1人か2人でしょう。全然減ったあれがないんですが、それがなぜ、昨年の話では医者が減ってしょうがないということになったのか。

それから、そういう中で医師が1級58名と、48名増えていますね。昨年、たしか10月ですか、定数条例に余裕があったからということで後期研修医に正職員になりませんかということで話をしたら、48名になったということでございますが、やっぱり正規職員のほうが待遇がいいからなんでしょうね。ですから、この部分は従来から。前の研修医制度のときは別ですよ。最新の研修医制度になってから、後期研修医を正職員に募集したら、逆に旭中央病院は医者余りの状態になっちゃうんじゃないかと思うんです。

次に40ページなんですが、看護師の採用でかなり努力されていると思うんですが、説明会、求人サイト、いろいろやっている中で85名採用したということは、これによって85名採用したのか、それとも、今、旭に看護学校ありますね。ここからの分を含めてなのか。

それから、41ページの医師確保対策の問題でございますが、セミナー、それから大学で云々って話ありましたが、この結果でどのぐらい、旭中央病院として採用できたのか。

それから、昨年、この対策費を使った中で、大学、それから病院に管理者がトップセールスに行ったという話でございますが、その結果、どういうふうになっているのか。その辺を

お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず、期末手当の関係ですけれども、条例あるいは規定等へののっとりまして、公営企業として職員の日常の頑張りに応えるためということで、規則等へののっとり支給しているものでございます。ご理解をいただきたいと思います。

それと、給料表の関係ですけれども、給料表自体を見ると減っていないのではないかと、医師はそんなに減っているように見えないんじゃないかということですが、今年度、4月1日現在の医師数244名ということでご説明していると思いますが、給料表の適用を受ける正規の職員と、給料表の適用を受けていない臨時職員の数を含めて、働いていただいている医師の総数ということでお答えしておりますので、この給料表の適用人数だけを見るとそういう違いはないということをご理解をいただきたいと思います。

それと、10月から正規職員化をしたので、これをもっと早くやればそんなことはなかったんじゃないかということですが、これも1つの策として私どもやっておりますが、3年次から5年次ということは、これから自分がどういう専門性を高めていくかということで非常に重要な時期でございますので、1か所に長くとどまるという、専修医というのはそういう層ではございませんので、公務員化されたからといって自動的に永続的にとどまっていたけるといふところまでの効果はなかなか難しいのかなというふうに思っております。ほかのことも含めて、やはりいろいろな取り組みをしていくことが必要ではないかというように考えているところでございます。

40ページの看護師確保対策ですが、先ほど言いました人数は、あくまで私どもの自前の看護専門学校を含めての人数でございます。外部からも含めて、先ほど申し上げた人数を4月から新たに採用できる予定となっております。

それと、医師のほうですけれども、具体的にこれによってどのぐらいかということなんですが、いろいろな広報活動、あるいは交流等によってやっているんですが、直接これによって何名かというのはなかなか効果が難しいところでして、これ以外にも、委託費を活用して個別のリクルート活動とかもやっておりますので、なかなかこれだけですぐ何名というのは、申し訳ございません、ちょっと明確には出ないということをご理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、まず固定資産関係について、どこの場所かという質問ですが、こちらは福島県猪苗代町の五輪原というところでございます。こちらについては、平成10年12月に寄贈を受けております。

あと、こちらについては何の目的でという中で、現在、正確に決まっているわけではないんですが、将来的に例えば研修センターとか保養所とか、そういったいろんなことが考えられると思いますが、そういった中で普通財産の寄贈を受けております。

それからもう一点、事務部長のほうへの質問の中で、市からの交付税が出ている中で期末手当をとということがありました。これについて、ちょっと私のほうから答弁させていただきたいと思います。

病院は不採算部門を数多くやっております。そういった中で、病院は市を通じて交付税をいただいているわけなんです、その大もとは国から県を通じて、その次に市という形でいただいております。ですから表面上、市のほうから交付税が出ているということになっておりますが、いろんな交付税の算定基準の中で、病院の不採算部門という中での普通交付税、特別交付税をいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） ただいま、答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 船橋市在住の方で、タケウチ様という方から寄贈を受けております。

○議長（林 俊介） ただいまの答弁漏れについて、答弁を求めます。
病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 看護師の確保のことでございますが、4月1日から、先ほど言いましたように、新たに85名を採用することを予定しておりまして、外部から看護学校以外の採用は22名の予定です。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、土地の問題でございますが、約1万5,000平米全て寄附を受けたということですね、寄贈って。分かりました。

それから、あとは31ページですか。医師の問題でございますが、正職員だということですね、この数が。今まで、そのほかに臨時職員がいたから数が増えるんだということござ

いますが、じゃ、その臨時職員は昨年の1月1日には何人いたのか。また、今年の1月1日は何人なのか。そういう中で後期研修医、やっぱり専門性を高めるためにという話でござい
ますが、1級職の方々も全体的に見ていると思うんです。どこ行っても同じだよと。旭中央
病院でもそれなりのということで正職員になったと思うんです。もっと、よそ行ったほうが
レベルアップできるとなれば、あえて正職員にならないで、臨時職員で縛られないほうが私
はいいと思うんですが。まあ、そういうことはいいですけども、ただ、このときに臨時職
員何人いたのか、それをお尋ねします。

それから、41ページの医師確保対策の問題ですね。かなりそれなりの業者に任せてあると
いうことでありまして、それからまた、院長もトップセールスみたいなことをしている中で、
かなり経費を使っても全然メリットがなかったということですね。それ、お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 正規職員と臨時職員の数でございしますが、すみません、資料
の日付が違うので、申し訳ありません。持っている、分かる日付でお答えをさせていただきます
ます。

まず、23年4月1日現在の正規職員の医師が129名でございました。それで、臨時職員も
同じく129名ということになっておりました。平成24年4月1日現在は、正規職員の医師数
が125名、臨時職員の医師数が119名ということで、すみません、今手元にある数字でお答え
をさせていただきたいと思います。

それと、最後の医師確保対策でございしますが、決して私どもも効果がなかったというふう
には全く思っておりません。院長自ら各大学等に赴くということ、そして外部の機関を通じ
ての個別のリクルート活動、そういった活動を展開しているからこそ、私どもとしても一定
の医師を確保できているんじゃないかというふうに思っております。おかげさまで、この4
月1日現在の見込みにつきましても、まだ1か月ございますので、正確な数字は出ておらな
いんですけども、昨年、マイナス14ということでかなり減少したんですけども、今年度
につきましては、そのような大幅な減少はない見込みというところまで何とかこぎ着けてお
りますので、やはりそういった効果が出ているものというふうにご理解をいただきたいと思
います。残り1か月ございますので、何とかプラスに持っていけるように、引き続き働きか
けを強めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほどの貸し付けしている土地はという質問に対してお答え申し上げます。

病院の医師等に、全部で5名に貸し付けをしております。総体の面積は1,532.12平米になっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、質疑したいと思います。

25年度予算拝見した中で、最終的には3億円ほど利益が出てくるわけでございますけれども、医業収益のみを見ますと赤字であるということでございます。医業外が入って初めて黒字になるということでございますので。今、時節柄、いろいろなものがあるかと思います。例えば医師不足もあろうかと思ひますし、昨年来、内科の診療室が閉鎖されておる部分もあると思ひますので、その辺の理由を少しお願いしたいと思ひます。

それともう一点ですけれども、42ページのその他雑損失の中で取り立て不能欠損金がございますけれども、時効は何年なのか、その辺をお願いしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

2月15日に全員協議会でもご説明しましたが、最終的な25年度の利益については8,500万円ほどを見ておりますが、ただ、議員ご指摘のとおり、医業収支においては税込みで2億5,600万余りのマイナスというような形になっております。その一番大きな理由としましては、全協資料の真ん中のほうに書いてあるんですが、減価償却費が24年と25年を比較しますと、2億6,600万円ほど増加しております。こちらが一番大きな要因になっております。

それから、取り立て不能欠損ですが、こちらについては、最終的な入金の後3年を過ぎたものが対象という形になります。ただ、中には、遅れながらも入っているとか、そういうものがあります。そういったものは不能にはしておりません。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 収支につきましては、今、説明をいただきました。

そうしますと、病院の民法上の時効を利用しているということですよ。民法でいって3年ということ。地方自治法だと5年まで時効が延びる可能性があるんですけども、民法を利用した中での3年ということで今まで時効が成立しているということですよ。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、議員がご指摘のとおり、民法上の3年と5年という2つの考え方があります。今回、予算のほうに計上したのは、答弁がちょっと私のほうでまずかったのかなと思いますが、今回のやつについては一応5年のものを取り立て不能という形で予算計上しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃ、民法でなく、地方自治法を使つての。

これ、場合によっては、民法が上位になる可能性があるんですね。裁判結果。自治法でなく、民法が優位と。水道料金も当然そういうことだとか、いろんな料関係。税と違いまして、多分そういったことが場合によってはあると思うんです。異議がなければ問題ないらしいんですけども、しかし、そういうことがあり得るよということも裁判上では成立したこともあるらしいので、その辺は今ちょっと確認させていただいたわけでございます。それは答弁特にないでしょうからよろしいです。

○議長（林 俊介） 日下議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、議案第9号、補正予算ですけれども、20ページの公園維持管理費の具体的な内容ですが、これは昨年の12月議会で、市民からの要望として出ていたことではないかと思うんですが、具体的な内容をお願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 20ページのご質問の公園の維持管理費につきまして、その内容についてご説明をいたします。

この予算は、ご質問にございましたように、文化の杜公園内に設置を予定いたします仁玉川を横断する歩道橋の設置にかかわる予算でございまして、13節の委託料に142万8,000円、これは構造計算等のための委託料でございます。15節の工事請負費は2,507万4,000円を計上したものでございます。

歩道橋の概要でございますけれども、幅員は3メートルで橋の長さは10メートル、鋼製の桁で外観は木製を考えてございます。

高齢者をはじめ、車椅子やベビーカーなどがゆったり交差できるバリアフリー構造を考えておりまして、市民の安全対策を最優先した構造として考えてございます。

なお、本事業につきましては、ご質問にもありましたように、昨年来より多くの市民の声をいただいておりますので、当初は平成25年度の当初予算に計上を予定いたしておりましたけれども、今般の国の緊急経済対策における補正予算を受けまして、社会資本総合整備交付金という有利な財源を活用することとして前倒しで補正予算に計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、ありがとうございます。その完工予定はいつごろになるでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 完成の予定というご質問でございます。

今後、議決をいただきました後に、直ちに設計作業や、また仁玉川でございますので、関係機関と事前調整を行いたいと考えておりまして、早期完成を念頭にしっかりと取り組んでま

いりたい。

できれば、11月、あるいは年内、こういったものを目標に、ぜひ完成をさせていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 補正であれば、例えば11月には多分、文化の杜公園で、やはり産業まつりがあると思うので、それよりずっと早い時期でやっていただきたいと思います。要望です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず5ページの繰越明許費の補正のほうでお願いしたいと思いますが、変更の中で、土木費の道路橋梁費ですか、2のね、排水路整備事業、西野地区についてございます。

これ12月に3,600万円の繰越明許費を承認したかと思います。3,600万円の承認後に、今議会において2,678万円ということで補正をされるわけですが、これだけ西野地区の排水事業が進んだものと理解していいのかなと思いますけれども、それと併せて事業費に補正があったのか、ちょっとその辺を忘れていたものでお願いしたいと思います。

続きまして、17ページ、民生費、保育所運営費のほうにおいて委託料、説明欄13の委託料、管外保育委託料、管外私立保育運営委託料という形でございますが、これは当初予算にプラスやったものに補正されるわけですが、当然管外あるいは私立保育所の児童数が多くなったのかなと、そんなことも考えられるわけですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

続きまして、19ページになりますけれども、土木費の3、3目です。飯岡海上連絡道三川蛇園整備事業の1億1,200万円の減額がございすけれども、これらの減額する、せざるを得ない原因というんですか理由ですか、その辺を説明いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） まず、西野の関係ですけれども、これは減額した理由は、一番当初は補正を受けてから、繰越明許終わってから工事をすぐ執行する予定でおったんですけれど

も、諸般の理由によりまして延期になりまして、本来はこの工事、ウエルポイントを見ては、前面を、ウエルポイントを見ておりませんでしたので、本来執行して、工事が始まれば試掘をしていただいて、ウエルポイント出ると、これで設計変更という形で工事を見ておったんですけれども、まだ工事を執行しておりませんので、この分の例えばウエルポイントの試掘とか何かは、1回本体工事を出して、それからになりますので、その分を減額して補正してございます。

本来は、ウエルポイントもこの中に、3,600万円の中に入って見て、本来であれば執行が、早く執行してあれば、工事を出した段階において試掘をして水が出れば、その分ウエルポイント分の、出るところの金も予算的に見ておったんですけれども、試掘がこれ延びておりますので、今回執行しても、そこまでの施工の準備ができませんので、本体分の工事だけを見て、ウエルポイント分のお金に関しては平成25年度の新年度予算で計上、見るような形で、この分は減額してございます。

(発言する人あり)

○建設課長(北村豪輔) それがまず西野のほうは1点と。あとは、例の蛇園関係の減額の理由ですけれども、用地買収と補償の関係でできなかったために減額したのが主な理由でございます。

以上です。

○議長(林 俊介) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(佐久間 隆) それでは、17ページの保育所運営費の中の委託料、管外保育の委託料についてですが、議員おっしゃるとおり、途中で、途中で人数が管外から、よその管から、市町村から来た方を受けたということで増額となった次第でございます。

以上です。

○議長(林 俊介) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) ちょっと建設課長、説明よく分からないんですけれども、例えば繰越明許費というのは、執行できない部分が翌年度に繰り越される額がということなんでしょう、繰越明許費というのは。ここで減らすんですよ。執行できないのに減らすということはどういうことなのか、ちょっと分からないんです。執行できないのに減らすということは。

普通だったら、これだけの事業がありまして、この部分だけ残りました、残っちゃう、翌年度に繰り越しになってしまうから、それが繰越明許費だと思うんですよ。しかし、こっちもやっていないのに繰越明許費が減ってくるということは、進んでないのに減ってくるとい

うのはどうなのかなという意味がよく分からないなと思うんですよ。

それと、連絡道路、これ24年度事業を減額するわけですね、それは分かります。しかし23年度は繰越明許費として2億数千万円の繰越明許費借りたものがあるんですよ。今年度、この予算、たしか組んだのも、ここでは1億1,200万円ですか、減額するわけでございますけれども、やはり当初予算で2億数千万円の事業費を組んであったと思うんですよ。ということは、昨年度の繰越明許費と今年度でやると4億幾らの事業を、本来なら起こさなきゃならないわけですよ。しかし起こせなかったんでしょ、それは、現実として。

そういうことで、だからこれを計画的にしっかりやってくださいよということ常々言っていますけれども、事業をできないものを繰り越しやってあって、昨年度の繰越金を今年度使っていて、それも繰越明許費、この3月いっぱい使えることに許可させてあるんで、許可されているんですよ。だから、2年度分を1年で消化しなければならないような予算を組んでいるわけですよ、今現在。であるから、当然こういうことをやらなければならないのかなと思うんですよ。

その辺を、ちょっともう一度説明をいただきたいと思います。繰越明許費のね。いや、事業進まないのに、これ減らすということ。俺はこのままでいいじゃないかと思ったんですよ。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 西野の関係は、設計変更すべきものと見て3,600万円の繰り越ししたんですけれども、まだ工事を執行してございませんので、24年度分に執行できる分は2,000この何がしだという形で見ておりますので、その残った分の余分なものに関してはこれから、例えば執行した後に起こり得るものですから、今度新年度分になってしまう。24年度分に、これから執行する西野の工事に関しては、これだけのお金は、一番当初は必要ないんですよ。今度、例えばもうちょっと早く執行してあれば、その段階において、試掘内に何か水が出れば、ウエルポイントを計上するということで見込んで予算を立てたんですよ。

ですからまだ執行してございませんので、その執行する額だけを見ておいて、これから執行した後に起こるものは新年度予算で行うということのあれでございます。

あと、海上連絡道に関しては、そう言われることはごもっともなんですけれども、とりあえず一番当初はできるという形のもので進んでおりますので、やっている段階において、全てオーケーいただけない部分もございますし、その辺はちょっとご理解していただいて、有効な予算を、補助の予算を使ってという形で対処していきたいなという形で、こういう形に

なっておりますので。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） いいです、それは。確かに、そういえばこれが必要だったと。であるが、それが進まない限り必要でなかったと、そういう形だということですよ。

例えばこれをいつ、今執行予定の、あともう1か月しかないんですけれども、いつ執行する予定で続くのか、もう1点その辺お願いしたいと思います。

それと、補正による増額はなかったですか、この事業費については。はなかったですね。なかったね。

それと、これ減額する件でございますけれども、これ社会資本総合整備交付金でしたっけ、何か名称ちょっと分かりません。それでより、そういった形のものと、ここは合併特例債も使っているんですかね。そういう形でやられていると思うんですけれども、やはりそれを社会資本整備補助金交付金ですか、そういった形だから、経営いろいろ今までもされて、多分そういうことを聞いてきたと思います。

しかし、今回それを返納するわけですよ、減額補正、この1億1,200万円ですか、中において。これ幾らか、1億1,200万円。この中で返納する社会資本整備補助金交付金が返納しますよね。どっかにあったんじゃないんですか、これ。減額。

ちょっとごめんなさいね。これ最後ですよ、質疑。国庫支出金の、これプラスマイナスやったときにあれですけれども、この事業費については、返納せざるを得ないと思いますよね。返納ない。交付金のほうの。

ではなければ、それでいいです。一応お答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） いつ執行するのかということでございますけれども、入札のほう財政課が担当しておりますので、財政課のほうからお答えいたします。

今、準備を進めておりまして、3月に入りましたら執行できると考えております。

それと、合併特例債等、財源等あるものは、当然協議をいたしまして、ここの分は借りないでいくと、これは連絡道の関係ですけれども、減額になれば、当然起債を減らす。それから、国庫支出金については、これは建設課のほうで、当然補助事業者と協議をしておりますから、その分ここに見込んでいた国庫支出金については、予算の中では、当然減額してありますという状況でございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今回、農業集落排水、この予算、補正予算でございますが、これ繰入金の減額が予算された、計上されたわけでございますよね。

それに対して、それとお聞きしたいのは、昨年、23年度分の繰越金167万円くらいあるという話を聞きました。へそくりで、へそくりとして留保してあるというお金、167万円ぐらいのお金がどこへ計上されているのか、お願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、繰入金の減額の内容でございます。

決算見込みをした中で1,724万1,000円を一般会計へ繰り戻すものでございます。

その要因といたしましては、江ヶ崎地区での管路設計委託費、これが263万6,000円の減となっております。

それと、いま一つが、江ヶ崎地区、琴田地区、両地区にかかります管路網図の作成、測量委託費、こちらの減額が1,611万7,000円、こちらからの理由によるものでございます。

なお、減額の金額大きいですが、入札による落札価格によるものでございまして、内容の変更等によるものでございません。

それと、もう一つ、前年度の繰越金ということでございますが、こちら補正予算のほうに

もありますが、繰越金500万円に含まれるもののご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） ただいま答弁漏れがあったようですので、答弁を願いたいと思います。
農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 23年度の剰余金でございますが、今現在、24年度で当初、予算を見ておりますが、500万円というものがございます。なおかつ、その160万円の部分につきましては、なおかつ翌年度への決算見込みの中での留保財源、繰越金を600万円ほど見込んでございます。そちらに含めてございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 23年度、年度終わっていますよね。いいですか。では、これ財政課長お答えしていただいてももらいます。あるんですよね。建設経済委員会の中で。

私は、170万円ほどあるものについて、3月あたりで補正で処理するのかなということで質問してあると思うんですよ。あるんですよ。

その際、課長答弁ですけれども、まず歳入なんですけれども、予算を措置します。それで歳入については、例えば今回500万円、500万円というのは当初予算で見込んである500万円ですよ。500万円という繰り越しの予算組んであります。

だけれども、現実には670万円出ましたと。そうすると、調定票は670万円で切ります。ですから、伝票上はもう既にお金が多分に入ってきている状態になります。歳入は、それが認められます。

ただ、歳出については、予算措置をしていないものは出せないと、それ以上の伝票は切れないと。だから、歳入と歳出の、この性質の違いというものがあるということを、このところご理解いただきたいと思います。

その部分を、今回このような議論になっておりますから、最終的に入れて、全部収支を合わせて、例えば一般会計からの繰り出しがありますから、その部分を戻していただくとか、そういう措置は最終的に必要になるかどうか、またどれだけのお金が残っているか議論したと思います。それ使っていないでしょう、現実的には。

使っていないくて、500万円は、これは当初、予算、当初予算で見込んであるわけですよ。だけれども、決算をやった時点で670万円ほど、667万円ですか、667万円ほど決算で剰余金が出ておるわけです。そうしますと、167万円というのはへそくりだと答えたんですよ、

へそくり。へそくりとして留保しますと。そのへそくりがいなくなってしまうわけですよ、これだと。そうではないですか。それにお答えいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに今、繰越金の予算額が500万円、それで670万円の実際のお金が入っているということである。そうしますと、決算上、決算表に出てくるのは、例えば数字で言えば667万幾らかという形で決算の数字が出てきます。当然決算を行いますと、歳入のほうが多くて歳出のほうが少ないというのが通常でございますから、その中で差し引きが、やはりまた出てくるということになります。

あくまでもこの予算上、では667万円に直せばいいではないかというのが日下議員のご指摘だと思うんですけども、この歳入歳出、一般会計含めて特別会計まで、企業会計以外のところについては、歳入歳出をイコールにする必要がございますので、その部分で何が発生するか分からない部分の留保額は若干持っている、それが167万円の数字に出てくるということです。ですから、決算をした段階で、それが余ればまた翌年度引き継がれるという形にはなります。

ですから、歳入については、予算上に設定したよりも多く入れられるというのは、この前、答弁したとおりでございますので、ここの部分は本当に留保、へそくりではありません。あくまでも、この会計を運営するときのお金として入ったものを留保しているという考え方でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私がへそくりと言ったんじゃないんですよ。へそくりだと言ったから私が言っているんですから。それだけは誤解しないでください。だから今、このへそくりでない、留保資金でいいんですよ。

しかし、これもう1か月ほどで、まだその留保資金をあるよということを言っていると思うんですよ。しかし、これ年度終わったときに、予算は構えないと思うんですよ。そうしますとどうするんですか、これ。市長専決で3月31日か何かでこの167万円入れるんですか、これ。本来なら、ここで繰入金に戻すわけでしょう。だからこさえておいてこれ戻せばいいんじゃないか、額を増やせばいいんじゃないかと思うんですよ。

ただそうすると、残っている間に使うものができなくなるということを考えているのかどうか分かりませんが、しかしここで予算書を、もう既に通すわけですから。予算書、

これ22日、21日ですか、これ最終的には。可決されるのが。そうすると、残ったって10日しかないんですよ、はっきり言って。

そのために、今であれば1か月というかもしれませんけれども、10日間しかないんですから、その時点で入れて、167万円入れて、一般会計繰入金して入れるべきではないですか。そういう会計の制度はやらないんですか、これ。

全くそれ、へそくりを、本当のへそくりで次年度まで繰り越しちゃうわけですか。どこかで処理しなきゃならないわけですから、その辺はもう一度お願いしたいと思います。これ質問最後になってしまいますからね。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 全部精算すべきだというのが日下議員のお考えであろうかと思えます。

ただ、この会計、非常に小さうございます。ですから、その中で、この金額が多く見えるのかもしれませんが、実は一般会計も同じでございまして、一般会計も今回、23年度の決算で21億5,000万円ほどの繰越金が出ています。それが全て予算にのっているわけでは、今現在ございません。まだ留保資金があります。

ですから……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） ですから、その一般会計の留保金と、この農業集落排水事業の会計の留保金というのは全く同じものでございます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） いやそういうことでは。あくまでも、歳入が多く来ているので、その中で若干の資金余裕があるという、そういう状況でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） いえ、へそくりではございません。繰り越ししたお金が、歳入上あるということでございます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、議案第28号について、新型インフルエンザのことなんですけれども、この新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが、昨年5月11日で国会で通ります。法律第31号だそうですが、この内容、多岐にわたっておりますが、その新型インフルとは何ぞやと、その辺のことをもっと詳しく市民にお示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 新型インフルエンザについてですが、東南アジア等を中心に家禽類等の間でH5N1型亜種の高原病性鳥インフルエンザが発生した場合で、そのウイルスが家禽等から人に感染し死亡するものを言います。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これ多分、昔で言うと、ほらスペイン風邪とかそういうことであって、その転移したら、変異した場合に相当な人口が減ると。今、普通のインフルエンザでも、だいたい何千人くらいまでなんですけれども、日本でも、この新型インフルが発生した場合には、何万人の単位になると言われていますので、その辺のこのために条例をつくっていると思うんですが、そういうことについての、今言った、先ほど言いましたように、市民に対する啓蒙ですか、これを条例をつくただけだからいいということではなくて、その辺のことについてはどのように対応していくつもりなのか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 現在、国及び県におきまして、基本的対処方針及び行動計画が作成されております。これらの計画が作成され市に示された段階で、市の行動計画書を作成し、市民に対し周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） これ施行されてから1年以内に立ち上げるという方向になっていると思うので、ぜひその辺のことを啓蒙していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたし

ます。

終わります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 16番、佐久間茂樹です。

今回、議案第29号、議案31号、第34号、37号について議案質疑の通告をさせていただきました。

本来ならば、34号、滝郷診療所のお医者さんのことで質問をさせていただきたかったんですけども、これは総務の管轄、総務常任委員会の管轄ということで、本会議でなければできなそう。ただ、この4議案、共通な背景があるように思えます。それは、中央病院の医師確保という背景があると思うんです。そういう観点から、本会議で質問させていただきたいと思います。

議案第29号です。これで、拝見しました。それで、管理者の給料は70万円とすると、第2条です。見た瞬間、私は思ったんですけども、350億円規模の企業の管理者の給料としては安いのではないかと。安いという言い方が、ちょっと適切でないかもしれませんが、決して高くはないと、そう感じました。まず第一にです。

それで、まずこの70万円という数字が出てきた根拠といいますか、それと、それから従前は院長として給料をいただいていたと思うんです。前の、今までの条例ではそういう形になっています。

そうすると、今まではどのくらいだったのかなと、それをお答えできるかどうかは別としてお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは私のほうから、2点のご質問に対してお答えいたします。

まず70万円という給料を決めてきた背景といいますか、何かということですが、

この2条に定めました給料月額につきましては、旭市特別職の職員の給料に関する条例により定められております事業管理者の任命権者であります市長の給料月額や他の自治体病院の事例等を参考に設定したものでございます。

それと、今までどうだったかということでございますが、今までは議員からお話がありましたように、病院長としての給料を支給するという形になっておりましたので、病院長として病院の給料規定に基づいて支払っております。

今回、このような形にいたしますので、2条の分と、あと条例を見ていただきますと諸手当等で何とか組み合わせて、それなりの職務に見合う給料にしたいということで条例案を設定したものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 多分院長としての給料はお聞きできないだろうというふうに思っております。

34号のほうで滝郷診療所の先生の給料表が出たので、ちょっとこれはそのときにまたお伺いしますけれども、ただ例規集には院長の給料というのを、一覧表で出ているわけですね。

それで、それで見ますと、最低1号から51万9,800円から最終152万3,800円まで出ています。中央病院の院長ですから、これはこの中から推して知るべしというか、給料規定に、給料表にあるわけですから、院長ですから、最高額をいただいていると、お返事がなければ、そういうふうにするんです。

ただ、今、部長言われましたように、首長の給料、副市長の給料、特別職の給料を、多分管理職としては超せないだろうと、そう思うんです。ただ、何かこの辺、この、それでこれ第3条があって、要するに管理者のほかに先生としての給料を出そうという話なんだろうと思うんです。ただ、私、思うんですけれども、例規集に出ているわけですから、給料がね。堂々と出すべきだと思うんですよ。

それで、要するに今、地方病院、病院でお医者さんを集めるためには、これだけのお金を出さなければだめなんですと、実際これだけ出すから集まってきてくれよと、そういうふうにもなると思うんですよ、堂々と出せば。

その辺、これ、この議案の提出者、市長ですけれども、私、いろいろちょっとこれ調べてみたんですけれども病院設置条例ってね。大半は、管理者は市長なんです。旭市はもう特別に病院が大きくなってしまっているから、ほとんど例外的な存在で、結構あちこちの市を

見ても管理者は市長になっているんです。

だから、そういった意味で、これ議案提出者、市長ですけれども、市長のお考え、これからは多分、お医者さん、こういう形で堂々とやらなきゃ集まらないんだと思うんです。

今、病院の経営形態とかいろいろ問題になっていますけれども、実際にこうやって条例をつくったときに、いろいろ矛盾が出てきてしまうわけでしょう。病院はもうかなり大きくなっちゃっています。

その辺、これは滝郷診療所のお話させていただこうかと思ったんですけれども、こっちが先になってしまったので先にさせていただきますけれども、市長大変でしょうけれども、その辺のお考えというか議案提出者としてどのようにお考えになっていますですかね。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 内容につきましては、先ほど事務部長のほうからお話がありました。特別職を、設置者というようなことの中で、事業管理者ということの中では、それを越えられないというような協議ということで理解をしたわけであります。

ただ、この事業管理者がお医者さんの場合、それはやはり診療に当たった時間とかそういった部分につきましては手当でやらなければならないと、そういうような話し合いが持たれてまして、私もそれに理解をしたところでありまして、事業管理者という立場であれば、やはり市の市立病院でありますので、首長、特別職の上は越えられないのではないのかなと、そんなような考えのもとに決定をしたところでありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 中央病院が本当に立派になられて、本体より大きくなる、本体、一般会計規模より大きくなってしまったという、その矛盾が出てきておるんだと思うんです。

これから先も多分、いつもそうやってぶつかってくるんだろうと思うんです。既に、これお医者さんの給料を、これは技術職ですから、多分首長を超してるだろうと思うんです。こうやって給料表があるわけですから。

そうすると、やはりその辺、これからいろいろ矛盾点出てくると思うので大変でしょうけれども、今一生懸命検討されていますのでよろしくお願いします。

そういった意味では、堂々と出すべきだと思うんです。そうすればお医者さんだって集まってくるのかもしれないし。病院のほうでは一生懸命、医師確保ということで頑張っていますので。ただ私は、一番思うのは、やはりこの報酬だと思うんですよね。いろいろな手当と

いうよりも、まず人間ですから、先に給料だと思うんですよ。

だからそういう意味では、隠すということはないでしょう。堂々とアピールして、むしろ宣伝していてもいいのではないかなと思うんですが。

それで、ではそれはその辺でお願いします。

ただ、一つこの条例について、本当に基本的なことなんですけれども、初歩的なことで申し訳ないんですが、ほかの条例が一部改正の制定ということで4月1日から施行されるというふうになっているんですよ。この議案だけ、要するに制定になっているわけですよ。公布された日から、公布の日から施行するというふうになっているんですけれども、この辺はどうなんでしょうか、ちょっと説明をお願いできればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは私のほうから2点お答えしたいと思います。

まず、なぜ新たな条例制定かということですが、現在の条例では、議員のお話にありましたように、事業管理者の給料は病院長としての給料を支給するという形になっておりますので、今回は新たに、改正ではなくて制定でいこうということで新たに全く体系も異なるものですので、新たに条例制定とさせていただいたものでございます。

それと施行日の関係でございしますが、これまで旭中央病院はずっと事業管理者と病院長が同一ということで長い間やってまいりました。今回初めてこのような形をとるわけでございますので、できましたならば私どもとしましては、初めてこういう形をとるわけですので、議会でご承認をいただいた後、4月1日を待たずして、4月1日からすぐその体制で業務に邁進できるように、速やかに体制を整えたいということで施行日からという、公布日からということで早目に施行したいということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 佐久間議員と同じような話です。

今、佐久間議員は、70万円の報酬では安いのではないかとおっしゃっておいりました。私もそう思います。

それで、市長にお聞きしたいんですけれども、院長と事業管理者というのは、どちらが上席になるのでしょうか。そのことによって、多分この報酬も変わってくると思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市長にということでありますので、私の考えを先に回答したいと思います。

私は、事業管理者があつて病院長だというような考えでいるところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

それであれば、経営者というサイドから見ましたら、最高経営責任者はCEOですから、今の民間の株式会社であれば、それがトップになります。そうなれば当然、報酬も、例えば給料でなくて年俸でもいいと思います。もっとずっと高くても悪くはないと思います。

というのはなぜかといいますと、100万人の医療を預かっている経営責任者ですから、当然それだけのことがあつていいのではないのか。そうと思いますが、私も監査法人のアドバイスを何回か受けたんですけれども、医療監査法人ですね。その中では、事業管理者というのは、もっと報酬が高くてもいい。これは二つの医療監査法人とも、そういうことを話ししていただきました。やはりそのほかに、経営が今まで以上によくなれば、やはり事業管理者に対しては、それだけのインセンティブを与えるのが常識ではないでしょうか。

市長が言われるように、事業管理者が院長より上席であれば、そのことというのは当然だと思います。ましてや市の命運がかかっている中央病院の経営ですから、それだけのことを、市長より高給取りであつたからって、私はいいではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院に対しまして、温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。

今回、条例で提案させていただきますとおり、第2条で月額を定めておりますが、第3条等に基づきまして、諸手当等におきまして、職務に見合う給料額にするようにという案にさせていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） インセンティブと言いましたけれども、マイナスのインセンティブもあるわけですね。経営が悪かったら、やはり株式会社のCEOは失職いたします。その辺

のことも経営として考えて頑張っていたいただければと思いますので、中央病院ではどのように考えていますか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 当然のことながら、事業管理者は、病院経営の最高責任者でございますので、それに基づいてしっかりと職務をするというふうに考えております。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2名の方の質問ありましたが、私も議案第29号において質問させていただきます。

旭中央病院、開設以来、60年が過ぎるわけでございます。60年過ぎになったわけでございますね。そんな中で、ずっと院長、それから事業管理者、兼ねた中で一体でやってきたわけです。

それで、昨年の半ばころの議会におきましても、やはり院長、それから事業管理者一体でやったほうが、決断も決裁も早いということで来たわけですよ。

そういう中で、今回、この旭市の病院事業管理者の給与等に対する条例が出たわけでございますが、この条例を制定する具体的な理由。

それから、事業管理者の任期もまだあるわけです。そういう中で、施行日がなぜ、例えば4月1日とか事業管理者の任期ですか、そこにしないで、すぐなのか、公布の日なのかだね。

それから、あと病院事業管理者と院長、分離することによって経費が増大するわけでございます。

そういう中で、分離したときには、年間の給料、それから経費を含めてどのぐらいになるのか、3点をお答えいただきたいと思うわけでございますが、1点、2点目につきましては、これは提案者であります市長にお尋ねして、あと数字的なことについては病院サイドにお尋ねしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 1点、2点ということでお答えをしたいと思います。

1点につきましては、具体的な理由ということでありまして、これまでずっと事業

管理者、病院長、同一でやってきたわけでありまして、今回こういった事業管理者を別に制定するわけありますので、そのところについてはきちんとした、これからの指針を条例で制定をしておくということをつくったわけであります。

施行日がなぜ公布の日からということでありますけれども、先ほど事務部長からお話がありましたように、病院側が諸般の事情といいましょうかいろいろな部分があって施行日からしたいということありますので、施行日から公布をしたいということありますので、そういう方向で私も理解をしたところありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私からは、経費の関係でございますが、経費が増大するのではないかということですが、新たに病院長が就任するわけでございますので、その人の病院長に、昇格に伴って、当然病院長という職責を果たしていくわけですので、昇給の増はあると思いますが、どなたになるかということはこれからでございますので、具体的な算定は難しいかと思っています。

ただ、幾らにしましても、それほど大きな増加には、ですからならないというふうに私も思っております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めたいと思います。

明智市長。

○市長（明智忠直） 具体的な理由ということありますけれども、事業管理者と病院長が分かれるということについての、今までは条例が制定されてなかったわけありますので、その事業管理者を置くということについて、具体的に条例できちとうたっておくということに尽きると思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） まず経費の関係でございますが、まだ病院長が特定されておられませんので、どのぐらいの経費の増加というのはお答えできません。それほど大きな増にはならないと思っております。

それと、では事業管理者はどうかということでございますが、特勤手当の分等ございますので、どういう形態になるかということも、まだ決定しているわけではございませんので、

算定することは現時点ではまだできないというふうに考えております。

また、事業管理者につきましては、例えば県内の大きな、君津中央病院等におきましても、やはり分離されているということもございまして、病院側として今置かれております諸課題に適切に対応するために、分離することが望ましいということで、私どものほうから開設者でございます市長のほうに相談して了解をいただいたというものでございます。病院側として、この体制を今後とっていきたいという判断のもとをお願いをしているものでございます。以上です。

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 施行日につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、これまで旭中央病院は、管理者と病院長が一緒ということでずっとやっておりましたので、できるだけ早く議会の了解をいただいた後、その体制で、しっかりと業務に励んでいきたいと思っておりますので、なるべく早いスタートを切りたいということで、この形で提案をさせていただいております。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なぜこのように分離するかの議案は、市長が十分理解、納得した上で出すと思うんですよ。何の考えもないわけです、それではね。

それと、公布の日から、先ほど私が言っているように、そのまんまなぜ、4月1日からできないのは、そんなになぜ急ぐのか、急ぐ必要はないでしょう、普通であれば。何らかの理由がなければ。普通で。そう思いますよ。

うわさによりますと、何ですか、いろいろ聞いていますよ。そのためにこれを急ぐんじゃないですか。市長はその辺十分知っているでしょう。なぜこの議会で、いや、あからさまにしないんですか、やはり実態を。それがやはり開かれた行政、また議会なんですよ。

ですから、こうこうこういうことで分離します、そのためにこれ出します。それで、相手のこともありますから、早急にこの公布の日はこうですって、なぜここでできないのか。それをお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 具体的に分離をするということをなぜというような部分で、それはやはり一連の医師不足、そういったものを解消するために、それが最善の方法であろうというような病院の考え方もありますし、私もそういうようなことで理解をしたところでありまして、今、医師不足を少しでも、いろいろな方面から解消に向けて取り組んでいくというようなことの中で、今回そういった分離をというようなことで行ったわけであります。

またもう一つ施行日と公布の日が、公布の日からということでもありますけれども、高橋議員もいろいろ情報は持っているというようなこともありますし、議会で私のほうからもきちっと言えというようなことでありますので、病院長承認発令を平成24年度に行い、平成25年4月1日からの新体制の発足に備えるということでやっていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の市長の答弁ですと、病院長、事業管理者、分離したことによって、医師不足が解消するというような答弁でしたよね。ですから、これは当然、市長は十分知っていると思います。

やはり今、病院、いろいろな問題を抱えている。それで、ここで検討委員会もやっているでしょう。そういう中で、やはり議会には、きちっと現状を説明すべきなんですよ。それでまだ、それでないと、これから市長、市長やっていく中でできるんですかね。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中央病院は設置者が旭市でありまして、そういった部分で、これからも責任というような部分では、ずっと関与して責任を持っていかなければならないと思いますし、議会の、何をやるにしても、議会の承認が必要なわけでありまして、議会とのやはりコンセプトといいましょうか、そういったものは十分とっていかなければというような中で、検討委員会、委員が全部がどうかは分かりませんが、そういった部分で議会との懇談会、そういったものも、これからやっていかなければならないのかなと、そんなように今考えているところでありまして、それらに対して設置者としてきちっと判断をしていきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第29号の質疑を終わります。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

議案質疑は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番(佐久間茂樹) 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてで質疑申し上げます。

先ほど8号議案で、高橋議員からも定数のお話が出ていました。この説明に当たって、やはり医療職を確保するために枠が欲しいんだというお話でございました。

それで、今お伺いしますけれども、私は、この定数条例というのは、現場で実際2,000人近く人間がいるわけで、絶えず動いていると思うんですよ。だから正直言って、こんなのあったら邪魔なのかなと、私はそう思っているほうです。

ただやはりこれは上限だというふうに理解していますけれども、例えば病院の報告で、平成17・18年度くらいは、これを超していたのかなという記録もあります。だけれども、あんまりそれを私は気にしてないんですけれども、それでちょっとお伺いしたい。今現在、職員数何人で、それで、それを1,970にすることなんですけれども。それで、今年度といえますか25年度に非正規、非正規というか正規採用にしたいという人が何人くらいいるのか、その中に医療職はどのくらいいるのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長(林 俊介) 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず上限だと理解しているということでございますが、ご承知だと思いますが、定数条例につきましては、地方自治法第172条の第3項におきまして、職員の定数は条例でこれを定めると、ただし臨時または非常勤の職については、この限りでないという規定がございます。これに基づいて職員の定数を定めているものでございます。

こうしたことから、この定数の対象となりますものは正規職員のみでございまして、先ほど言いました法律の規定等にもよりまして、臨時または非常勤の職員については対象に数えない形で捉えております。

そうしたことから、今現在、病院には幾らいるかということなのですが、定数今1,880ということで病院の企業職員定数をいただいております。1,880に対しまして、1月1日現在で1,851人ということで、まだ定数内ではあるんですが、非常に余裕がなくなっているところでございます。

先ほど来申し上げておりますとおり、来年度4月に向けて、鋭意職員の採用等を進めておりまして、今現在の見込みでは1,910人ぐらいにはなるだろうということで、今の1,880を超える見込みでございますので、ある程度の余裕を持ちまして1,970の条例改正をお願いしたいというものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 1,910人というと、1,851から61人くらい、もう既に増えているということですね。そうですね。

その中で医療職、これ全部医療職ですか。特に、お医者さんの確保ということで増額という話で、91人で、あとまだ60人近く余裕ありますけれども、それは25年度中に、臨時あるいは正規か分かりませんが、正規の医療職を増やしたいということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 1,910に対し増えていくということなのですが、その内訳でございまして、医師につきましては、昨年の10月から正規公務員化しましたので、この定数の条例の対象人数に加えておりますので、4月1日で比べると去年よりは増える形になって

おります。次数としては、4月1日現在、医師の総数としては、今取り組んでおりますが、ほぼ現状どおりの数に何とか持っていきたいというのが正直な実情のところでございます。大幅な増までは、まだ今取り組んでおりますが、何とか現状維持にとどめたいというのが医師数の正直なところでございます。そのほか、いろいろな検査技師等、あるいは看護師等の増要員がございます。

基本的に、一般事務職については増やさないという方針で考えております。事務系も総数としては増えるんですが、医療事務とかを担当している医療に関する事務を扱っている人間は増えるんですが、一般的な意味での事務系の職種は増やさないという考え方で取り組んでおります。そういった職種も含めて1,910ぐらいにはなる見込みだということで、多少の余裕を持ってということで、年度内にこの数を全て消化し切るということはないかなというふうに思っておりますが、やはり企業運営をしていくためには、ある程度の余裕もあったほうがいいということで、今回この数字でお願いしているものでございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 俊介) 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、議案第31号の旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質問をします。

まず、定数をなぜ増やすのか、それから具体的な職別の定数はあるのか、それから90人増えるわけですが、どの職で増やす予定なのか、3点をお尋ねします。

○議長(林 俊介) 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長(菅谷敏之史) それでは私のほうから3点お答えいたします。

まず1つ目ですが、なぜ増やすのかということでございますが、やはり医療の高度化等に伴いまして、市民をはじめとします地域の皆様に、良質で安定した医療を提供していくためには、やはり医療従事者の増員が不可欠となっているところでございます。こうしたことから、増員を行いたいというものでございます。

2点目でございますが、具体的な職別の定数はあるのかということでございますが、これはございません。あくまで総数、想定数ということでございます。

3点目でございますが、4月1日現在の見込みの定数としては1,910名を見込んでおりま

す。ただ、医師等につきましては継続して招致活動等を行っておりますので増える可能性はありますが、現在見込みとして1,910名ということで見込んでいるところでございます。

具体的なその内訳でございますが、正規の医師として170名を、4月1日現在です。技師を340、看護師を863、行政職を528、教育職を9、このトータルとして1,910という数を4月1日現在で予定しているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 増やす要員につきましては分かりました。

その中で、やはりある程度、例えば医師ですか、それから看護師等は、そういう枠の内規ですか、これをつくらないと、結局昨年ですか、たまたま定数、余裕があったから医師を正職員にしたとか、そういう結果になってしまうと思うんですよ。

ですから私は、ある程度内規をつくるのが大事だと思うんですけども、その点はいかがなですかね。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院としてのきちとした内規とまでは至っていないんですが、やはり人事担当のほうで一定の目安というものはやはり持っておりまして、議員おっしゃいますとおり、例えば一つの職種が突出してその定数を食うというようなことは、やはり望ましくございませんので、内部の管理の数字上としては、この職種はこのレベルで押さえておこうという数字は持っておりますので、病院内できちとした、そこまで高めるかについては、少し内部で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それから、これだけ人を増やすということになりますと、当然決算状況にも影響が出てくるわけですね。例えば、これ定数条例、最高までやった場合、医者とか看護師、そこでかなり違っちゃうと思うんですけどもね。決算には概略どういう影響出てきますかね。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今年度の予算につきましては、1,910という定数見込みで

提示をさせていただいておりますので、多少の前後あるにしても、この数字、レベルであれば、特段大きな数字上の増減はございません。

あとやはり基本となってきますのは、何と申しまして、医師がどのぐらい今後は増員できるかによって、やはり収益というものは大きく変わってきますので、先ほど来申し上げていますように、やはり何といても病院運営の基本は医師ですので、その確保によって収益増につなげていきたいと。またその様子を見ながら、それを補完する医師等の補充につきましても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 議案第34号、これを議案質疑で、ちょっとやりたかったんですけども、滝郷診療所の先生、滝郷診療所あり方検討委員会に携わった者として、お医者さんを探せないんだろうと思っていました。でも、大変ご苦勞されて探してきていただきまして、私だけではなくて感謝している人は非常に多いだろうと思います。

そのために、この医療職給与等が入ってきたんだろうと思いますけれども、交渉に当たって、執行部は大変苦勞されただろうと思います。本当にありがとうございます。ご苦勞さまで、それを言いたくて議案質疑させていただきました。

ただ、これによって、医療職給料が出てきます。そうすると、一般職とのその差といいま

すか、やはりこれかなり違いますよね。なので、こういう矛盾を抱えてきてしまうわけですよね。しかも、このお医者さん、先生、常勤というか、ほかの職員と同じような勤務条件では多分ないと思うんです。

これから先、例えば週のうち1日、例えばほかに行きますよと、アルバイト行きますよと、ほかの収入も認めるようになると思うんです。こうしないと、お医者さんが見つからないんだということだと思うのね。本当にね、大変だと思います。

この議案に反対するつもりでなくて、本当にこれはもう大賛成で、まず執行部にご苦労さまでしたと、ありがとうございますと、そう申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 答弁はいいですね。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第34号の質疑を終わります。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 37号、これは病院職員の住宅手当をカットするという条例なんだろうと思います。

職員に対して、待遇が幾らかマイナスの方向に働いたわけなんでございますけれども、これに代わることは何か考えていらっしゃるのでしょうか、これを補充するような。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） この手当の廃止でございますが、この持ち家に係る住宅手当につきましては、やはり公務員を取り巻く環境が変化したということで、あくまで持ち家を保有していることを要件とする手当ですので、これがやはり今の時代の中ですぐわなくなってきたということから、国では持ち家に関する住宅手当を廃止しておりますし、市長部局におかれましても、やはりこの年度末で完全に廃止されることが既に決定しております。

こうした動きにあわせまして、今回病院につきましても、持ち家にかかわる住居手当は廃止するというものでございますので、新たな対象というものは考えておりません。

ただ、これは今申し上げましたように、どういう手当かといいますと、世帯主として持ち家を新築あるいは購入した職員に5年間に限って2,500円を支給するというもので、自宅を、新しい自宅を購入したり新築した場合には5年間支給されていたという、支給しているものですので、やはりそれが時代の要請に合わなくなってきたという判断のもとに、市長部局と足並みをそろえて廃止するというものでございますので、普通の賃貸等の入っている方については、これまでどおり支給されますので、新たな手当等については考えておりません。

以上です。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、議案第8号ですか、医師マンションの建設が言われていますけれども、100戸ということで。幾らかこれ関係あるのか。医師マンションに入る人、例えば家賃とか、その辺はどのくらいになる予定なんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師マンションに入る方につきましては、今回はあくまで持ち家に係るということですので、今マンションはまだ新しいのはいないんですけれども、対象になるというものではございません。ですので、マンション入居者に対しては、今までの取り扱いと変わらない形になります。

それと、新しいマンション、家賃どのくらいかという最後のご質問ですが、現在まだこれから工事に着手するという段階ですので、今の段階ではまだ決まっておりません。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第37号の質疑を終わります。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第39号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 議案第39号について質疑をいたします。

墓地については、その性格上、さまざまな法律や条例、また公衆衛生、環境など制約が非常に多いものなのでお聞きします。

まず市営墓地に至った経緯と現在までの使用料、手数料の発生はあったのか。

それから、墓埋法やこの県条例には抵触しないのか伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定についての質疑にお答えを申し上げます。

まず、一つ目として、市営墓地に至った経緯でございます。それと現在までの使用料、手数料は発生しているのか。それと、墓埋法やその他の法律に抵触をしないのか。この3点についてお答えを申し上げます。

まず、市営墓地に至った経緯でございます。

この如来堂の市営墓地につきましては、墓地発祥時から海上地区内の清滝区内にあります町内会で管理をされていた共同墓地でございます。

これにつきまして、昭和58年に、清滝区で、村ぐるみ農業推進事業の一環として、この共同墓地の整備を行うこととなり、その結果、既存の共同墓地の一部が国有地であったことが判明いたしました。

これについて、地元と旧海上町で相談した結果、その部分を国から払い下げを受けることとなりまして、この国から墓地用地として払い下げを受けるため、昭和61年の1月28日付で、既存の共同墓地を旧海上町の旧海上町営墓地として千葉県から経営許可を得たものでございます。

その後、国からの所有権移転登記が完了しまして、合併を経て現在の市営墓地、面積として1,226平米、49区画の市営墓地に至った経緯であります。

なお、その当時、地元から既存の共同墓地につきましては、村中持ちということでありましたけれども、それらについてを旧海上町へ墓地用地として寄附、それと国有地の払い下げ代金の一部として、地元のほうから100万円を、旧海上町に寄附をされております。

このような経緯から、市営墓地でありながら、市民であれば誰でも購入できる墓地という扱いではなく、あくまでも清滝区の町内会の同意を得なければ購入できないというような墓地でございます。当然、管理につきましても、清滝区の十六町町内会で管理も現在もやっております。

その次に、使用料、手数料ですけれども、墓地の使用料につきましては市営墓地というように、旭市の使用料及び手数料に関する条例に規定されております。

この中では、5平米の区画につきましてが9万円、4平米の区画につきましてが7万円ということでございます。

あと使用料についてなんですけれども、これは合併後で申し訳ございませんけれども、平成17年から平成24年までの間に、4区画ほど使用許可を市のほうから出してございます。

現在、全体では49区画あるわけなんですけれども、残りは今2区画ということになってございます。

次に、使用料につきましては、当然市の歳入として入金されます。ただ、市営墓地の維持管理が地元で行っているというようなことがございまして、この歳入と同額を清滝区の地元のほうへ墓地の管理のための委託ということで支払っております。

あと墓理法やその他の法律との関係でございすけれども、墓理法で第10条に規定されている墓地の経営許可なんですけれども、平成13年から千葉県知事からの権限に関する事務の処理の特例に関する条例によりまして、市町村に移譲されてございます。

それで、今旭市の墓地等の経営に関する許可に関する条例で、墓地の許認可等に、または管理は市のほうで行っているというところでございます。

今回の経営移譲の許可につきましては、この旭市墓地等の経営の許可に関する条例に基づいて、地元のほうへ移譲というように、今回につきましてはこの条例の中の第13条におきまして、基準の適用除外という規定に基づいて移譲することになるわけなんですけれども、この基準の適用除外の中身ですけれども、この中で定めておりますのは、あくまでも墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、または墓地等の構造、その他特

別の事情があり、宗教的感情上、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときというようなことで、許可の基準、または墓地の環境基準、またはその施設の基準、そういったものについてを除外した中で、地元清滝区のほうへ経営を移譲しようと、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） これで最後にしたいと思いますけれども、まず地方公共団体が経営しようとするとき、それから宗教法人または民法で言う第34条の規定により設立された財団法人とか社団法人ということになっておりますけれども、区というのは、そういう法人にはなっていないわけなんです、そのところをちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 先ほども申し上げましたように、13条の適用の除外規定の中で、ここの中で第6条の許可の基準、今、議員おっしゃいましたように、どういう組織、団体が許可を受けられるか、申請ができるかということを定めているところですが、今の市のほうの適用の除外規定の中には、この6条の部分も含めて適用除外ということになってございますので、今、区については、そういった公共団体にも当たらないわけですし宗教法人にも当たらないということなんですけれども、この規定に基づいた中で墓地の経営を許可をするということでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第39号の質疑を終わります。

議案第40号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第41号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第42号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第43号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第44号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 長熊釣堀センターの指定管理者ということで、大阪の会社が指定管理者となったということでございますけれども、釣り堀ってほとんど毎日現場で管理するようになると思うんですね。

やはり大阪の会社で、選ばれた経緯といたしますか、選定委員会というのがあったようですから、現場で直接、その連絡先とか、その辺が多分審議されたんだろうと思うんですけれども、選定委員会のメンバーとその選考の経過をお聞かせ願えればと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、長熊釣堀センターの指定管理者の、これまで至った経過ということで。

ご承知のように、指定管理者の候補者の選定方法、これでありまして、指定管理者の候補者の選定につきましては、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱、これに基づきまして指定管理者候補者選定委員会を設置をいたしました。

委員につきましては、市民の代表2名、学識経験者2名、関係課長含めまして、関係課の課長等を含めまして9名で構成されました。

審査の方法としましては、指定管理者の指定の手続等に関する条例の第4条、さらには指定管理者の指定に関する募集要項、これらによりまして、選定基準、これは基本事項、あるいは管理運営、管理体制、あるいは収支計画、これらにつきまして20項目につきまして、それぞれ各委員さん方に5段階評価で、都合100点満点、この採点をお願いをいたしました。

基準定数、60点に達したものの、これを選考する。

選定の結果につきましては、基準点数を上回しまして、審査の過程でありますけれども、事前に提出されました事業計画書の書類の審査、さらには審査会当日、20分間のプレゼンテーション、さらにはその後の質疑、それらを経まして基準点数を上回り、その合計点数が最も高かった会社、これを今回指定管理者の候補者として選定をさせていただいたものでございます。

課についてでありますけれども、議員のほうから、今回の候補者、株式会社ハウスビルシステム、本社の住所が大阪市の北区にございます。ただ市原市にも営業所がありまして、現在市原市の海釣り施設、これを指定管理者で受けて運営をしております。そういう話のプレゼンの内容、あるいは書類の提出がございました。

そんなこと、あるいは現在、同様の海釣り施設5施設、その他大阪市の駐車場等、合わせまして14の施設の指定管理者として運営している、そんなことでプレゼン、あるいは書類の審査の中で審査を行った結果ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） だいぶその厳密な審査を行ったみたいで。ただ私が知りたいのは、実際に現場で管理するわけですね。だから、現場の例えば事務所とか、現場の電話番号とか、現場の主任技術者とか管理者、その辺が具体的に知りたいんです。

確かにあちこちやっているというのは分かりますけれども、実際長熊で管理するわけですから、こちらでの拠点、誰か、例えば具体的に名前も出ているんですか。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） この会社から、書類の提案、あるいはプレゼンの中で、そういう話は出ました。なるべく地元の方をぜひ雇用をしていきたい。でき得れば、今管理している方々にも引き続いて管理していただだけませんか、そういうことは議会の議決をいただいた以降考えてみたい、そういうことで聞いております。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） そうすると、要するに管理者には指定はされたけれども、現場は今までどおりの経験者にやってもらうと、雇用すると、そういう話ですか、今のお話ですと。

○議長（林 俊介） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　そういう決まっているということではなくて、会社のほうから、例えば大阪、あるいは市原、ちょっと遠いですねということ。ただプレゼンの中でも、地元精通している方にぜひ、我々としてはお願いしたい。

ただ、これは、議会の議決がなければ先に進みませんので、そういう話を聞いているということでご理解いただきたい。

（発言する人あり）

○議長（林　俊介）　佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　それでは、議案第44号、長熊の指定管理者の問題について質問しますが、まずなぜ指定管理者にしたのか、それから2点目として、経営ということに重点を置いて決定したようでございますが、この長熊の釣堀、当初は地域の活性化、そして地域のPRを目的に整備されたわけ。そんな中で、指定管理者にして、そのようなことを実施できるのかどうか。

それから、あと今ちょっと長熊の公園の管理人等ですか、の問題が出ましたが、改めて答え出てなかった中で。

この施設で地元の人でも何人か働いているわけです。そんな中で、この雇用対策はどうするのか。例えばこの指定管理者制度にすると、ある一定の条件はつけてあるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（林　俊介）　高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、なぜ指定管理者にするのかというご質問が最初にありました。

施設の目的であります恵まれた自然環境を活用して地域住民が自然に親しみ、余暇の活用と健康的な憩いの場を提供するための施設、そんなことで長熊釣堀センターを設置してございます。

今回の指定管理者の募集要項の中でも、この中の基本的運営方針、この中で管理運営するに当たりましては、この施設の目的に従ってお願いをしますよ、これが大前提として募集要項の中に掲げてございます。

今回の指定管理者の導入についてでございますけれども、制度の趣旨、これに基づきまして民間の発想やノウハウ、これを活用しまして、より一層の施設の利用と質の高い住民サー

ビスの向上、さらには効果的な管理運営を図ることを目的として、今回導入をさせていただくものでございます。

旭市にとって、将来にわたって、施設の安定的な運営及び経営を持続していくこと、これが最も大切なことであると考えております。

また、この施設につきましては、第2次アクションプランにおきまして、平成24年度から指定管理者の導入、これを目指しておりました。

ただ、東日本大震災等の被災で修理に時間を要する、そんなことで、今回指定管理者の制度の導入ということで実施をしているものでございます。

議員のほうから、当初の目的、地域の活性化、あるいは地域のPR、そういうもので、この指定管理者で大丈夫でしょうかということです。

プレゼンの中身、あるいは事業計画の中でも、いろいろ地域に溶け込んで、例えば地域の学校教育との連携した社会科の授業を受け入れるとか、いろいろな形で民間ならではの実は発想をいただいております。そんなことで、我々としては期待をしたい、そういうふうと考えております。

もう1点、地域の雇用の関係でございます。

我々も四つの応募をいただいた方々には、絶えず地元の人の雇用をぜひ頼みますよ、それが大前提です、そんな話をしております。

この会社からは、書類の中、あるいはプレゼンの中でも、でき得れば今精通している方々に働いていただきたい。それが無理であれば、商工観光の隣にあります地域職業相談室、ここに大勢の市民の方が職を求めてきております。旭市民の方をということで会社は考えたい、そういうふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この指定管理者にするということは、結局効率化を求めるわけですね。しかしこれは、効率化を求めるためにつくったわけではないんですよ。やはり地域のPRとか、そのためにつくったわけですよ。ですから、ある程度は、PR代として市から持ち出ししてもしようがないと思うんです、私の考えとしては。それは、ただ効率だけ求めた中で、これはちょっと私は考えものだと思うんですよ。

それから、ではこの中で、結局地域のPRを、それと活性化を求めた場合、それをこの指定管理者にどういうふうにするという具体的な市からの条件を提示をした中で、この指定管理者

にしたのか。

それから、ではやはりこういうのも、ここで働いている人もいるわけですよ。皆さん方だって公務員、一番生活が安定しているからなんですよ。今まで働いていた人、あしたからもういません。これはあんまり薄情ではないんですか。

そんな中で、やはりある程度、指定管理者にするときには、その辺を含めた中で、事業者に対して条件をつけるべきだと思うんですが、具体的に市が市のPRのためにどういうふうにするのか、それから雇用はどういうふうにするのか、提示してあればその問題と、それに対する事業者からの回答を、それお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうから効率だけではということで話が合ったわけですが、今回このプレゼンあるいは事業計画の中を見ますと、例えば今までは行政が直営で管理をしてきたわけでございます。

なかなか行政が直営ですと、例えば釣りのえさの販売とか、あるいは手ぶらで来た方が釣りざおがないよ、でも釣りはやりたいね、そんなことで、民間が入ることによって、この業者は貸し、リースを実施したい、そんなこと、あるいは釣りえさも販売をしたい、あるいは全国の大きないろいろな釣りの協会といろいろ親しい、そこにいろいろなPRをして、この釣堀センターを全国的にPRしたい、そういうことも伺っております。

そういう中を、我々も判断を、審査会の中でも判断をしまして選定されたのかなと、そういうふうには考えております。

そういうこと、あるいは地域のPRというようなことで先ほど言いました。学校との教育との連携も実は考えてくれています。そんなことで地域のPRも一つ考えられるのかな。

あとは雇用の関係であります。

雇用につきましては、その審査会の中でも、雇用はどうするんですかということで各審査委員からもいろいろ出ました。それぞれの四つの応募した中では、地元の人の雇用の場の確保、これは必ずやりますと、そういうことで聞いております。そんなことで。

ただ、現在働いている方々が確保されるか、それはちょっと申し訳ないんですけれども。ただ言いかえますと、現在6名の方が、そこでローテーションを組んでやっています。平均年齢は68歳、そういうことも一つ我々も承知の中で検討している、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第44号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第40号、議案第41号直接審議（先議）

○議長（林 俊介） おはかりいたします。議案第40号及び議案第41号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にして先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号及び議案第41号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第40号及び議案第41号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第40号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第40号は同意することに決しました。

議案第41号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第41号は同意することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成25年旭市議会第1回定例会議事日程（その2）、本日2月28日木曜日をご覧いただきたいと思います。

この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。以上のおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号、発議第3号の3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１ 発議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第１、発議案上程。

発議第１号、発議第２号、発議第３号の３発議案を上程いたします。

発議第１号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第２号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第３号 旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号、発議第２号、発議第３号について、議会運営委員会委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） それでは、初めに、発議第１号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を申し上げます。

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致を行うことができることとなったことから所要の改正を行うものであります。

次に、発議第２号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、そのほか文言の整理を行うものです。

次に、発議第３号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定

について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、政務調査費を政務活動費に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲と、議長が使途の透明性の確保に努める規定が定められたことから所要の改正を行うものです。

以上が発議第1号から発議第3号の提案理由でございます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号、発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

発議第3号、旭市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 俊介） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第９号中の所管事項、議案第21号、議案第25号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の７議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第８号、議案第９号中の所管事項、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第43号の24議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第１号中の所管事項、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第９号中の所管事項、議案第12号、議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第42号、議案第44号の15議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、３月15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会請願付託

○議長（林 俊介） 日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第１号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第１号の１件を付託します。

付託いたしました請願は、３月15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月4日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成25年3月4日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正 一 郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	多 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 課 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	推 進 課	林 清 明

総務課長	加瀬 寿一	企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	斉藤 馨	環境課長	大木 多可志
保険年金課長	石毛 健一	健康管理課長	高山 重幸
社会福祉課長	渡辺 輝明	子育て支援課長	佐久間 隆
高齢者福祉課長	石井 繁	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	北村 豪輔
都市整備課長	伊藤 恒男	下水道課長	加瀬 喜久
会計管理者	宮 應孝行	消防 長	佐藤 清和
水道課長	新行内 弘	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	鈴木 清武	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	高野 晃雄
体育振興課長	野口 國男	監査委員局長 事務局長	馬淵 一弘
農業委員会 事務局 長	加瀬 恭史		

事務局職員出席者

事務局 長	堀江 通洋	事務局次長	向後 嘉弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（林 俊介） 通告順により、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） おはようございます。

平成25年度第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

一般質問に入る前に、先月9日、先輩議員でもあります嶋田哲純議員がお亡くなりになりました。まずもって、心よりご冥福をお祈りいたします。

私も残された者として、また遠縁ではございますが、身内の者といたしまして、先輩の思いや悔しい気持ちを我が心とし、今後の議員活動を行っていきたいと思っております。今議会終了後に、墓前に報告いたしたいと考えております。

改めまして、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、市長の政治姿勢について伺いたいと思います。

平成24年度もあと残すところ1か月を切り、市の各事業も大詰めを迎え、年度末でお忙し

いことと思います。

平成23年3月11日の東日本大震災から、はや2年を迎えます。震災を乗り越え、復興へ、そして市長が掲げる日本一住みよい旭市を目指し、平成25年度の予算が編成されたことと思います。

市民が一刻も早く、安心して生活が送れるよう、復興に向けて積極的に取り組んでおり、震災に強い地域づくり事業の津波避難タワーや津波避難道路整備事業、市民の命を守る各種施策が盛り込まれています。

復興には長い年月がかかります。市長におかれましては、今後も全力で復興に取り組んでいただきたいと思います。

また、人口減対策といたしまして、定住自立圏構想や将来の旭市の方向を目指す総合計画後期基本計画等を策定し、現在各種施策を推進しています。

旭第一中学校の屋内運動場整備をはじめ、琴田小学校、嚶鳴小学校、飯岡小学校などの大規模改修工事を行い、教育施設の充実に努めてまいりました。さらに、乳幼児に対する支援策、紙おむつ給付事業や、25年度から飯岡地区の統合保育所建設などの子育て支援対策や、将来の旭市の子どもたちのために各種施策の推進、産業振興にも力を入れ、地域の活性化にも努めてまいりました。

なお、後期基本計画は平成28年、定住自立圏構想、復興計画は27年度の目標年次となっております。まだまだ事業期間半ばです。

そこで質問いたします。

このような経過を踏まえた中で、自らの評価についてお伺いしたいと思っています。

次に、市の活性化、農畜産物、水産物のPRを兼ね備えました道の駅の建設が準備委員会等で検討されているところです。

市民からも、農水産物の生産額の大きい旭市に早期に建設し、都市との交流や市民が憩い、親しまれる道の駅を建設すべきとの意見が多く寄せられています。

近隣を見ますと、香取市の水の郷さわら、道の駅くりもと紅小町の郷、多古町の道の駅多古あじさい館や匝瑳市の道の駅類似施設のふれあいパーク等があります。

そこで、2点目の道の駅の建設について質問いたします。

一つ目として、現在、計画されている道の駅の進捗状況と具体的な施設の整備計画をお聞きます。

二つ目として、先ほども申し上げましたが、市民が憩い、市民に親しまれる道の駅、都市

との交流や情報発信を兼ね備え、全国にPRできる施設として建設すべきと考えております。

近隣に負けないような施設とし、整備し、経営手腕のある駅長を選出し、早期に行うべきと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、平成23年3月11日に発生 of 東日本大震災からの復興に全力で取り組んでいる執行部に対して敬意を表するものです。現在、グループ補助金については、市の協力により7事業、102業者の認定をいただき、早期に事業を開始し、地域の活性化に努めているところです。

執行部に対しまして、重ねて敬意をあらわすとともに、御礼を申し上げます。

昨年、私は総務常任委員会での行政視察で、岩手県陸前高田市、宮城県南三陸町などへの東日本大震災の災害状況、復興への取り組みの状況を視察いたしました。

両市町とも震災での被害は悲惨で、地域全体、まち全体が崩壊状態となっていました。

しかし、復興への取り組みは、被害状況もかけ離れていますが、旭市と比較しますと非常に遅れている状況でございます。市民の安心・安全を守る市長として、一日も早い復興、被災された市民がもとどおりの生活ができ、旭市に住んでよかったと言えるような施策が必要だと考えています。

そこで3点目の質問をいたします。

一つ目として、飯岡地区に建設予定の災害公営住宅の建設について、今後の計画と進捗状況をお尋ねいたします。

2点目として、海岸地域に建設予定の津波避難タワーの建設について、進捗状況及び概要をお尋ねします。

1回目の質問を終了いたします。

なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

飯嶋議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

私のほうからは、1番目の市長の政治姿勢ということと、2番目の道の駅の建設についてということでお答えをしたいと思います。

市長という大役を拝命して3年7か月が過ぎました。市長としての任務、重さ、目標、政策、その他多くの責任を持ちながら、一日一日全力で頑張ってきたつもりであります。特に

目標として掲げた産業の振興、健全な財政運営、中央病院を核とした医療の充実、子育て支援、少子化対策、安全・安心なまちづくり、教育の充実等を目指してまいりました。

また、このことと同じくらいの重さで、私は合併後の旭市の真の意味で一体感の持てるバランスのよいまちづくりをいつも念頭に思い行動し、政策を遂行してきたつもりであります。

今、これらのことを自分自身でしっかりと、どれだけアクションを起こしたのか、どれだけ進められたのか検証をしていかねばと思っているところであります。自分自身としては、これまでを振り返ってみますと、まずまず及第点をつけられるのかなと判断しているところであります。

今年に入って復興2年目を迎え、新年度予算の編成では、これからのまちづくりとともに、目に見える形での復興に向けた予算にしたいと、そんなことで精査をしてきたところであります。そしてまた、今議会を今迎えているところであります。

任期1年半余り過ぎた時点で、あの東日本大震災、この旭市でまさかの未曾有の大災害が発生してしまいました。直後は何が起こったのか、そして何をしたらよいのか。頭を鈍器で殴られたようなとてつもない衝撃を受けました。復旧に向けては、とにかく無我夢中で、まずは瓦れきの撤去から取り組み、国、県への要望をしながら、また応援をもらいながら進めてきたところであります。市独自の見舞金、避難所から仮設住宅への対応、瓦れき等の集積所や搬送賃など、受け入れ先の了解の取り付け、公共施設や海水浴場の復旧、また、何よりも被災された方々が災害から立ち直るための元気と勇気を持ってもらわなければとの思いから、心のケア、健康相談、イベント開催など、多くの事業に取り組んできたところであります。

復興への道はまだまだ始まったばかりであります。他の被災地と比べては、規模も違うということもありますので、比べることはできないかもしれませんが、かなりの早さで進んだものと確信をしているところであります。

そんなことから、今、自分のこれからの7月に向けての再選については、十分考えていきたい。前向きで考えて検討を加えていきたいと、そんなように感じているところであります。

2番目の道の駅の建設についてであります。市民が憩い、親しまれる道の駅の建設をご質問ですが、旭市は全国に誇る農水産物を産出しながら、地元の食材や産品を購入できる拠点施設が少ないのが実情であります。いわゆる地産地消といいましょうか、地元の市民も地元の生産をしたものを本当に確かめながら、そのおいしさ、安心さ、安全さを確認しながら消費をしているのかどうか、そういったことも不透明な部分がいっぱいあるわけであ

ります。

旭市の豊富な農水産物、観光や文化の発信拠点として、市民はもとより、市外からの利用者にも喜んでいただける道の駅を整備し、いわゆる目的地にするための道の駅として、旭市のよさを全国に発信したいと考えております。

また、交流の拠点として地域振興にも大いに役立てるとともに、雇用の創出、経済の活性化につなげられる施設にしたいと考えているところであります。

加えて、今回の東日本大震災においても、被災者救援の拠点となった道の駅もあり、道の駅が災害時に果たす役割が大きいものと考えておりますので、旭市においても震災の教訓を生かし、防災機能にも配慮した道の駅にしたいと考えております。

利用された方がまた行ってみたいと思う道の駅とするためには、運営方法、駅長の手腕も重要と考えます。今後も建設準備委員会において十分検討を行い、市民が憩い、親しまれるような、魅力ある道の駅建設のために、尽力をしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは道の駅の具体的な建設計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成27年度開業をめどに、昨年4月から旭市道の駅建設準備委員会において、検討を行っておりますので、現時点における状況をご報告申し上げたいと思います。

初めに建設場所についてですけれども、今年1月開催の道の駅建設準備委員会を経て、旭市中央病院アクセス道東西線沿いの道路南側の区画を最終候補地として用地交渉に入ることといたしました。買収面積はおおむね1万8,000平方メートルを予定しているところであります。

次に、建物面積についてですけれども、直売所、レストラン、休憩施設、情報発信施設など、合わせまして1,300平方メートル程度を予定しているという状況です。駐車場につきましては、大型車を含めまして120台程度。そのほかイベント広場スペース、緑化スペース、調整池などの設置を検討しておるところであります。

次に、管理運営形態でございますけれども、第三セクターによる運営が旭市の特性を生かすことができる方式ではないかと今判断しているところであります。今月末には、これまでの建設準備委員会での検討結果をまとめた実施計画書を作る予定であります。

なお、平成25年度は用地交渉を進めるとともに、関係機関との調整、測量、詳細設計、そ

ういった全般について、開設準備のための仕事をしてまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、災害公営住宅の進捗の状況、それから今後の計画ということでございました。

災害公営住宅につきましては、設計業務委託の入札を11月20日に執行いたしまして、11月30日に株式会社日野設計事務所と契約を締結したところでございます。建築確認申請も含めまして、3月末までに設計業務全般が完了する予定であります。あと、2月24日に災害公営住宅整備事業に関する説明会を旭地区、飯岡地区におきまして開催した。そういう状況でございます。

それと、今後の予定でございますが、25年度入りまして早々に入札の公告を行ひましてから、入札及び仮契約を行ひまして、議会の議決をいただいた後、本契約を締結し、応急仮設住宅の入居期限、その前であります平成26年3月末の完成を目指しておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 津波避難タワーの進捗状況とその概要ということについてお答え申し上げます。

津波避難タワーは、津波発生時において避難する場所や時間がないときなどの場合、一時的・緊急的に避難する施設でございます。現在、飯岡三川地区の飯岡体育館の駐車場と旭矢指地区の椎名内西町区民館南側の2か所に建設中でございます。

その構造は鉄骨造りで、地上からの高さは三川地区で8メートル、矢指地区で10メートルです。建設場所の標高が違ひるので、それぞれ高さが異なりますが、どちらもそのタワーの避難スペースの高さは海拔13メートルとなっております。その避難部分の面積は50平方メートルで、定員はそれぞれ100名、こちらは同じでございます。

現在の工事の進捗状況ですが、昨年12月に業者が決定し、工事が始まりました。現在は矢指地区は基礎工事を行っております。この後、コンクリート工事が終了後、鉄骨建設工事になります。三川地区のほうが若干進捗状況が早くなっております。現在、三川地区のほうは鉄骨工事進められております。どちらも3月中に完成の予定です。

以上です。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） それでは、再質問を行います。

1点目の市長の政治姿勢についてお伺いします。

市長におかれましては、平成23年3月11日発生の東日本大震災において、旭市においては甚大な被害を受け、被災された市民はもとより、市政を担う明智市長にとっては大変ご苦労があったと思います。

そのような状況下に、被災者支援に全力で邁進され、多くの市民が感謝の気持ちを持っています。今後も全力で復興に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、再質問いたしますが、市長の任期は本年7月31日となっております。今後も市長として、震災前以上の住みよい旭市、日本一住みよい旭市を目指し、市政に携わっていくのかお聞きします。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） お答えをしたいと思います。

飯嶋議員から心強い後押しというような言葉をいただきまして、大変ありがたく思っているところであります。

私の一番好きな言葉に「恩」という言葉と「愛」という言葉があります。よく挨拶で使わせていただいておりますが、これまでお世話になった方々、後援会の皆さん、友人、知人、家族、親戚、そして何よりも市民の皆様の気持ちを真摯に受け止めながら、決断をしていきたいと思っております。まだまだ復興は始まったばかり、飯嶋議員のおっしゃるとおりでありまして、進捗への責任は十分感じているところであります。私としましても前向きに、この7月の再選に向けて考えていきたいと、そんなように思っているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 明智市長におかれましては、先ほどもお話しされましたように、震災からの復興、教育施設の充実等、まだまだ問題が山積しておりますので、再度立候補していただき、市のかじ取りをお願いするものです。

また、市民の声にも応えていただき、前向きに決断くださるようお願いを申し上げまして、1点目の質問を終了します。

2点目に、道の駅の設置について再質問いたします。

一つ目の具体的な建設計画につきましては分かりました。

二つ目の市民が憩い、親しまれる道の駅について再質問いたします。

現在、海上地区では農協の駐車場でかあちゃん市、飯岡地区ではいいおか荘前でひまわり産直を盛況に開催し、地元農畜産物や水産物などの販売を行っています。道の駅はいろいろな施設を兼ねています。土地を取得して販売所、食事どころ、トイレ、情報発信施設、加工施設等、全て完成させるのには長期の期間が必要です。販売施設、トイレ等、一部の最低限の施設が完成した時点で、仮オープンをしてもいいのかなと考えております。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 仮オープンについてのご質問でございます。

議員さんからは直売所、トイレ等ができ上がった時点で仮オープンしてはどうかということでございますけれども、消防法だとか建築基準法だとかの検査があります。利用者の安全を考慮しなくちゃなりません。全ての施設を完成させて、またその従業員にも十分な研修をするということも大切だと思っています。

ですので、現在は27年度開業をめどに検討を行っておりますけれども、できるだけ早く本オープンをするということで努めますので、その辺はご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 早急に整備されることを期待し、2点目の質問を終わります。

続いて、3点目の震災からの復興について再質問いたします。

一つ目に災害公営住宅についてですが、現在、仮設住宅に入居されている方々には、立春を過ぎたものの、まだまだ寒い日が続く中、厳しい環境下に置かれています。

災害公営住宅は建設が平成25年度に開始され、平成26年4月に入居が始まるとのことですが、一日でも早く入居できるようにしていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） できる限り速やかに建設を進めていきたいと考えております。

当然早期にでき上がれば、早期に入っていただく。また、25年度入りまして、先月24日に

説明会をやった中で、入居のアンケート等も行っております。早目に入れる方を確定させていきながら、準備していただく、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 早急に完成され、一日でも早く災害公営に住居できるよう、お願いしたいと考えております。

続きまして、2点目の津波避難タワーについて再質問いたします。

災害はいつ起こるかが分かりません。地域住民が安心して避難できる津波避難タワーでなければなりません。また、高齢者や幼児等に配慮した施設でなければならないと思います。具体的にどのような施策が盛り込まれているのか。また、今後の建設予定についても伺いたいと思います。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それではまず、高齢者や幼児等への配慮ということについてお答え申し上げます。

安全面、十分考えまして、通常の階段だけではなく、周りをバリアフリー対策としましてスロープを併設しました。スロープを回りながら上がっていくような構造といたしました。上りやすい形にしまして、車椅子での避難も可能というような造りになっております。また、床も滑りにくいものにするとか、段差をなるべくなくす、手すりをみっちり間を抜けないような手すりも、そんな工事もして、今建設中でございます。

また、夜間の対策といたしましては、ソーラー発電式の照明設備、こちら準備しております。ひとつ初めて建てるものですから、いろいろ研究しながら、もっとやっていきたいと思っております。

また、今後の計画ということですが、これからも津波避難施設として必要な施設の整備考えていきますが、25年度には飯岡、旭に各1基ずつ、さらに2基の建設を計画しております。新年度予算にも計上したところでございます。それぞれ避難者の定員100名は同じものを想定しています。

以上です。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 先ほども言いましたが、地震、津波等はいつ起こるか分かりません。そ

れに備えた施設をお願いしたいと考えております。

最後に明智市長におかれましては、安心・安全で日本一住みやすい旭市を目指し、教育施設や震災からの復興にご尽力いただき、引き続き、今後も旭市市政運営に携わっていただきたいと考えております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 俊介） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番 高橋利彦 登壇）

○２０番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて6点の一般質問を行います。

まず初めに、国土調査についてであります。土地の境界は裁判、果ては殺人事件にまで発展することもあります。それだけに国土調査によって近隣の関係がぎくしゃくしたという話を耳にします。

そこで1点目として、目的とメリットについて伺います。

2点目として、今現在の地区ごとの進捗状況と、今のままだと、旭市内全域の完了には何年くらいかかるのか。そして、そのための概略の予算について伺います。

3点目として、税は公平でなければなりません。そこで、国土調査を実施した地域、まだ、実施していない地域の課税はどのようにしているのか。また、今後どのようにするのか、お伺いします。

大きな2点目の萬歳自然公園についてであります。この公園、竹下内閣時代、市町村の大小にかかわらず、一律に1億円ずつ交付されたふるさと創生事業、これによりまして使い道は全く自由で、中にはキャバレーをつくった、また、金を買った市町村などいろいろありましたが、当時の干潟町は萬歳公園をつくりました。

そこで、1点目として利用状況と維持管理費についてお尋ねするわけでございますが、答弁漏れのないように区切って質問します。

1として、年間の利用者数。

2として、年間の維持管理費と、そのうちで草刈りなどの費用と回数。それと土地の賃借料、そして賃借料については面積と平米当たり単価。

3として、賃借料は何を基準にしているのか。ちなみに農業委員会が公表している干潟地

区の賃借料はどのようになっているのか。

4として、賃借料は開園当時と同じか、違いがあればその理由と違いについて。

そして、2点目としましては課税についてであります。この地域は国土調査が終わっています。借地の課税は旧面積か、また新面積か伺います。

次に、大きな3点目の旭中央病院検討委員会についてであります。今、検討委員会が行われています。検討委員会を作るのは問題が起きた、起きそうだということで作るのが一般的です。そして、つくった際にはどのようなことを検討し、委員の構成などはどのようにするかの基準となるのが1点目の質問であります。設置要綱であります。中央病院検討委員会設置要綱を急遽つくらなければならなかった要因。そして検討事項と委員構成について、それから要綱に列記してある検討事項は全て検討しなければならないのか、お伺いします。

2点目として、検討委員会開催の目的ですが、具体的に何を目的とした検討委員会なのか。それと学識経験者3名については、当然のこととして目的に沿った人選をしたと思いますが、どのような実績、もしくはスペシャリストなのか。また、ここに区長会の代表は若干酷ではないかと思いますが、それらについてお尋ねします。

それから大きな4点目、市としての旭中央病院医師マンションについて、1点目の建設の目的についてお伺いします。

医師マンション建設の発端は昨年6月議会での医師不足の問題から、その要因は医師マンションの老朽化、それと医師の子どもの学力の問題ということで、9月議会に早速に医師マンションの予算、しかしどのようなマンションを建てるのか全く説明もできない。ただ単に20億円のみ予算が出されたわけですが、この全く議会の愚弄した予算案、当然のこととして否決されました。しかし、市長はこの際、自分で提案したにもかかわらず、私も憤慨しましたという、自分の責任を放棄した答弁。

そこで今回、再度医師マンション建設の予算を出しましたが、昨年12月の中央病院検討委員会での医師不足は、一昨年の震災の影響と中央病院の医師不足の説明、都度都度違いがありまして、一貫性がありません。医師マンション建設の根幹は医師不足であります。医師不足についてどのように理解、そして、納得の上、予算を上程したのか、具体的に伺います。

2点目は既存医師マンションの活用についてであります。今でも医師マンション余っています。そこに100戸からの建設。古いマンションの活用をどうするのか伺います。

大きな5点目の財政についてであります。国の財政、危機的な状況にあります。それにもかかわらず、我が旭市合併バブルと言われています。しかし、内情を見ますと、千葉県が

出している財政の健全化判断比率では全てが県内五十数市町村のワースト、まさに財政の危機であります。

そこで、急激に増えている経常経費の増大について、1点目としてお尋ねしますが、それにつきましても答弁漏れのないように分けて質問します。

1として経常経費の中でも削ることのできない義務的経費である人件費、扶助費、そして借金返済の公債費が年々増大していますが、一番直近の決算である平成23年度と21年度の決算額。

2として、平成21年度と比較して、23年度はどれだけ決算額が増えたのか。

3として、平成21年度と23年度の構成比率。また、23年度につきましては、震災という特殊な事情の中で、その金額を差し引いた構成比率。

4として、合併したことにより、10年間交付税のメリットがあります。それもあとわずか二、三年です。そこで23年度の合併算定替えによるメリットの額。そして、それを引いた一本算定、つまり合併しなかったときの交付税額での比率です。

それから5として、あえて比較のため、類似団体である銚子市の平成23年度の比率についてお尋ねします。

6として、なぜこのように急激に増えたのか、要因についてお尋ねをします。

2点目は交付税についてであります。各市町村がこの一定の住民サービスを行うための財源に補填される交付税、長年変わりはありません。そのため、合併のための約束事である交付税の上乗せ、さらに合併特例債の7割負担。シーソーと同じで、純粋な交付税は額がそのために減ります。

そこで一つ目として、地方公務員給与引き下げに伴う交付税の削減額と、削減を現在の給与に反映した時は何%の引き下げになるのか。

次に、均衡ある地域の対策についてであります。合併したからには一日も早く一体性を作る。それには均衡ある発展。それが合併に伴う国の施策の合併特例債であります。しかし、そのために財政が悪くなった事例もあります。我が旭市も合併バブルと言われていました。

そこで、合併特例債の起債可能額と現在の起債額、それと現在までの合併特例債による事業費の総額と地区ごとの事業費と比率。それと、あとはその中での主な事業と今後の合併特例債活用による主な事業と事業費についてお尋ねします。

また、合併によるメリットの期限間近になっている中で、交付税削減額分はどのような予算で調整するのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わりました。あとは自席で行います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の旭中央病院検討委員会についてということと、4番目の市としての中央病院医師マンションについてということの考え方の基本を私のほうから述べさせていただきます。詳細については担当のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中央病院の検討委員会の設置についてでありますけれども、もう何回か議会、全協でもお話ししてきましたけれども、病院検討委員会設置要綱、その設置目的についてお答えをしたいと思います。

中央病院につきましては、これまで良好な経営を行ってきたところでありますが、医師確保の課題などが、病院を取り巻く情勢が大変最近変化をしてきたところであります。特に一昨年、医師不足といひましようか、大量に医師がやめたという状況も踏まえまして、将来につきまして、持続可能な病院経営、経営形態、そういったものを検討していただくということで、この検討委員会を設置をしたところであります。

また、この東総地域の中核病院として、将来にわたってこの地域の医療、そういったものを賄える、そういった部分で本当に持続可能であって、いかなければならないということの中で設置をしたわけであります。

大きな目的としましては、今も申し上げましたように、地域医療における果たすべき役割、そしてまた、今中央病院が抱えているいろいろな課題と対策について、そしてまた3番目、改革プランに基づく経営形態の調査及び研究ということであります。4番目として、その他特に必要と認める事項について検討するということで規定をいたしました。

既に検討委員会は3回開催され、第1回委員会では、中央病院から入院・外来患者ともに市内在住が3割で、他市町村が7割を占める現状などを詳しく説明した上で、果たすべき役割を整理し、第2回委員会では、病院の課題に対し意見をいただくとともに、経営形態に係る資料をまとめました。第3回委員会では、経営形態の調査研究のため、独法化した特徴ある法人の3名の理事長から講演をいただきました。

このように検討委員会は、設置要綱どおりの検討を行ってくれているものと考えておるところであります。

検討委員会設置は、医師不足の問題が直接のきっかけであったわけでありますけれども、私としては、医療の問題や経営の問題について、専門的な見地、あるいは区長会長、監査委員の皆さん方が住民の目線、そしてまた広域的な考え方を持っている方、そういった部分で検討委員会の委員を構成をさせていただいたところであります。

次に、市としての旭中央病院医師マンションについてということでお答えをいたしたいと思います。

昨年の予算編成の時、6月の議会の時に、中央病院の医師マンションの予算提案をさせていただきました。そのときについては、本当に私としまして、事前にあまり聞いていなかったという唐突なプランということであったわけでありまして、議会に提案をして、果たして説明ができるかというような部分もありましたけれども、医師不足ということを早期に解消しなければならないという病院側の熱意、そういったものを感じまして提案をさせていただいたわけであります。

そしてまたその時には、議会で一応見送るというようなことになったわけでありますけれども、今回もその継続としていろいろな方策を講じていかなければ、医師の方々が東京から80キロ圏のこの辺地のところへ来ていただける環境づくりといったことが第一の狙いということでありまして、そこの辺は理解をさせていただきまして、今回議会に提案させていただいたところであります。

どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは国土調査について、1点目の質問についてお答えいたします。

最初に目的ですが、現在法務局に備えられている地図の約半分が、明治の地租改正事業時につくられた公図を基にしております。現況とあまりそぐわないということがあります。また、調査で正確さを求めるために行っております。

メリットといたしましては、土地所有者に測量する費用が一切かからなくなったこと、所有する土地を明確にできること、公共事業等調査費用の軽減、工期の短縮などが挙げられます。

次に、地区ごとの進捗状況と完成年度についてですが、旧干潟町地区の地籍調査事業は、事業自体は完了しておりますが、登記未完了の地区が2地区ありまして、登記完了は平成26年度末の予定であります。また、現在鎌数地区の谷町場地区を実施しており、平成24年3月

末に事業が完了しますが、登記完了は平成27年度末の予定であります。

次に、調査期間であります。旭市全域をやった場合は約110年かかります。あと事業費ですけれども、約30億円ぐらいかかるのかと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、私のほうから1の（3）、国土調査の課税等についてお答えいたします。

国土調査を実施した地域につきましては、国の固定資産評価基準によりまして、調査区域内の全ての登記が完了した後に、新地積により課税することになっております。また、実施していない地域につきましては、登記地積により課税をしております。

今後につきましては、国土調査を実施した地域につきましては、全ての登記が完了した段階で、新地積により課税することとなりますが、その他の未実施地域につきましては、従前からの登記地積による課税となります。

続きまして、2の（2）萬歳自然公園の課税についてでございますが、萬歳公園につきましても国土調査を実施しておりますので、調査後に例えば地積が増となった土地につきましても、従前の台帳面積で課税をしております。ただし、地積が減となりました土地につきましては、新地積で課税をしております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは2点目の萬歳自然公園についての利用状況と維持管理費についてお答え申し上げます。

初めに、年間の利用者数でございますが、市内の多くの公園における公園の利用者につきましては、基本的には把握する手段がない、カウントする手段がないということが実情でございます。萬歳自然公園におきましても同様に、利用者の人数は把握できていないというのが現状でございます。

一方で、萬歳自然公園の利用者のニーズは他の公園に比較してみますと、ある程度異なるかと思えます。

公園の現状を改めて見てみますと、その特性は基本的には入り口から標高52メートルの高台の広場まで、遊歩道を歩いて上ることが前提となっておりまして、四季折々と移り変わる自然を体感しながら、公園内を散策できることと思えます。また、4月から5月の桜

やツツジの開花時期には花見の名所としてすばらしいものがありますし、さらには他の公園では体感することのできない標高64メートルを超える展望台を備えておりまして、大変特色のある公園と思っております。ぜひ多くの市民の皆様にも公園を訪れていただきたいと思いますと思っております。

次に、年間の維持管理費でございます。

維持管理の主なものは、樹木の剪定をはじめ、除草、施肥、薬剤防除等の業務委託料とトイレ等の維持管理でありまして、平成23年度の維持管理費の総額は約244万5,000円となっております。このうち、除草、剪定、施肥等の業務委託料は210万円でありまして、除草作業は6月、8月、11月、3月の年4回行っておりまして、剪定は年3回、薬剤防除は年2回実施しております。

次に、土地の借り受け料であります。土地は昭和63年度から賃借しておりまして、借り受け料の総額は348万1,900円となっております。また、現在の借り受け総面積は6万9,551平方メートルでありまして、1平方メートル当たりの単価は50円となっております。

次に、賃借料の基準でございますが、昭和63年の公園開設当初の資料が不明となっております。まして、大変申し訳ございませんが、把握できていない状況でございます。

次に、借り受け料の開園当時との比較でございますが、開園当初とは異なっております。開園当初は山林で40円、畑は平米45円でありましたが、平成6年度に一度改定されております。その際、1平方メートル当たりの単価を一律50円に改定しているものでございます。なお、改定の根拠でございますけれども、これも資料がございまして、把握できていないのが現状となっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 農業委員会からは2の（1）に関連いたしまして、干潟地区の農地の賃借料について申し上げます。

平成21年の農地法の一部改正によりまして、標準小作料制度が廃止され、過去1年間に契約された賃借料情報をお知らせすることになりました。干潟地区の平成24年1月から12月までに締結された農地の賃借料は10アール当たりの平均額は水田で2万6,200円、畑で1万7,800円でありました。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁漏れに回答を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 面積の推移といいますか、それでよろしいですか。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 現在の契約でございますけれども、平成19年4月1日に国土調査実施後の面積に合わせているものでございまして、その際、全地権者との契約を一斉に更新してございます。これが平成19年4月1日でございます。

国調前の面積でございますけれども、4万8,423平方メートルとなっております、現在、この契約に基づいて賃借をさせていただいている。

以上でございます。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） すみません。先ほど申しましたが、現在の借り受けの総面積が6万9,551平米。国調前の面積が4万8,423平方メートルでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、中央病院検討委員会の開催の目的と委員の人選についてお答えいたしたいと思います。

検討委員会につきましては、設置要綱の目的に沿ってさまざまな立場からご意見をいただけるよう人選をしたわけであります。

1点目の質問の中で、委員構成はということのご質問ございましたので、ここで改めて申し上げます。

学識経験者から3名、それから旭市医師会から代表1名、市民の代表で2名、議会代表1名、それから千葉県から1名、中央病院から3名、市から2名と、この13名の委員構成でございます。

それと、この委員構成の中で、区長会長は酷ではないかというご質問ありました。この辺につきましては、専門的立場だけではなくて、住民目線で意見を伺いたいということで入っていただいております。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、学識経験者としてお願いしました3名ですけれども、医療事情や病院経営に詳しい方を念頭に委嘱させていただきました。具体的にその経歴でございますけれども、お一方は

厚生労働省出身の医師で、千葉県病院局長の経歴をお持ちの方。それから、もう一方は旭中央病院の勤務経験のある医師でありまして、現在、千葉大学医学部附属病院の副病院長をされている方でございます。それから、もう一方は国の国立病院改革懇談会の座長や総務省の公営企業アドバイザーを経験されました公認会計士が1人ということで3名でございます。学識経験の方々からは、各分野の経験を生かしまして、専門的な見地から貴重なご意見をいただいております、こんな状況でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは4番の市としての旭中央病院医師マンションについての既存マンションの活用について申し上げます。

医師確保策の一環として居住環境の向上を図ることは喫緊の課題でありますことから、まずは医師宿舎の建設を進めることが必要であると考えております。これと併せまして、既存宿舎の活用を図ることもやはり重要であると考えておりますことから、ともに進めていきたいというふうに考えております。

既存医師マンションのリフォームを実施していくためには、やはり大規模リフォームとなりますので、各棟ごとに全室を空けてリフォームを実施していく必要がありますことから、新しい宿舎の完成後につきましては、こうした手法によりまして、各棟ごとに大規模リフォームを実施して、活用してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 私のほうからは、5番の財政について、それから6番の均衡ある地域の施策についてということで、数字をお尋ねでございますので、お答えいたします。ちょっと長くなるかもしれませんが。数も多いので、漏れがありましたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず、義務的経費の人件費、扶助費、公債費の21年度と23年度の決算額と、その比較を先にお答えいたします。

人件費でございますが、21年度は55億920万円ほど、それから扶助費が21年度28億8,700万円、公債費が31億2,300万円。23年度ですが、人件費が53億1,600万円ほど、扶助費が44億700万円、公債費が31億7,000万円ということで、人件費についてはマイナスの1億9,300万円。扶助費につきましては15億2,000万円プラスです。それから公債費が4,700万円ほどのプ

ラス。

これをさらに構成比率ということでございました。人件費が21年度と23年度では、人件費は20.2%が21年度、23年度が17.1%、扶助費が21年度10.6%、23年度が14.2%、公債費が11.5%の10.2%という数字でございます。

さらに震災影響分を除いた分というご質問でございました。その場合の比率でございますが、23年度人件費は20%、扶助費は15.5%、公債費は12%になります。

23年度の算定替えて交付税が増えた金額と、この金額を差し引いたときの構成比率ということなんですけれども、23年度の交付税で臨時財政対策債を含めまして、一本算定と普通、今回の合併算定替えの算定では、21億5,400万円ほどの数字の差がございます。これが丸々影響して、それがなかったということで数字を、構成比を出せというご質問かと思いますが、その場合に、人件費ですと約21.7%、扶助費は16.9%、公債費は13%程度となるかと思えます。

あと銚子市の23年度の比率ということでご質問がございました。銚子市の23年度の人件費の構成比率は25.4%です。扶助費は16.4%、公債費は13.1%という数字でございます。

このように急激に増えたというようなご質問でございましたが、実際に大きく増えているのは扶助費でございます。扶助費につきましては、国の制度が変わっているところがありまして、子ども手当の給付事業で21年度と23年度で比較いたしますと7億円ほど。それから障害者の自立支援給付、これも法の関係で2億円ほど増えています。それから、感染症の予防対策で約8,000万円という数字がありまして、扶助費が大幅に増えている。公債費は若干起債の残高が上がっていますから、その分若干増えている。ただ、この増え方は1.5%程度の伸びでしかないという、人件費は逆に減っているということでございます。

次に交付税についてということで、このご質問、これは25年度に国のほうが人件費分減らしますよという、そういうお話があったということでのご質問だと思います。25年度の普通交付税における地方公務員給与削減額の影響額でございますが、今、国から示されているのは簡易な計算方法しかございませんで、それによって計算いたしますと、約1億9,000万円の減になるかと思えます。

それをさらに、現在の給与に反映したときに何%の引き下げになるのかということでございました。これは25年度の当初予算額で反映いたしますと、3.8%分に当たるのかなと思います。

次に、均衡ある地域の施策ということで、これも合併特例債の起債の可能額、それから現

在までの合併特例債、これをまずお答えいたします。

可能額ですが、272億4,750万円です。それで、23年度末でちょっとお答え申し上げます。
23年度末で82億6,430万円、これは率にして30.3%になります。

それから、事業費の総額ということでございました。平成17年度から23年度までの合併特例債事業の事業費ということで、全体としては125億5,300万円という数字です。これの地区別の事業費と率というご質問です。地区別にお答えいたします。旧旭市ですが、83億9,000万円、66.8%、旧干潟町、9億4,000万円、7.5%、旧海上町、22億5,900万円、18%、旧飯岡町、9億6,300万円、7.7%となります。

ただ合併に関して、合併特例債事業だけを議員ご質問なんですけれども、現実には、市町村の合併推進体制整備費補助金とか、ふさのくに合併支援交付金等もございました。これらでいけば、各地区ですが、市町村の合併推進体制であれば、旧干潟町は約3割、それから旧海上町が2割、旧飯岡町が3割というような事業費。それからふさのくに合併支援交付金も旧干潟町が3割、旧海上町が1割、旧飯岡町が10%というような数字もあるということでご理解いただければと思います。

それから、今後の……その前に主な事業ということでございました。

この合併特例事業の主な事業でございしますが、各学校の改築、それから耐震補強、これらは実施してきたところ。それから、道路でいけば南堀之内遊正線、それから旭中央病院のアクセス道、それから全地域にまたがります防災行政無線の統合整備事業、それから、下宿のふれあい公園、それから文化の杜公園、それから水道事業の一般会計の出資分等もこれら使用してございます。こういったもの、非常に数が多いので、主なものということでお話しさせていただきました。

それと、今後の関係で、交付税が削減になったとき、どの予算で調整するのかという話がございます。今までも同じなんですけれども、人件費で相当減額してきている状況があるということはまずご理解いただきたいと思います。これが合併での最大の効果で、これをどんどんさらに進めている状況であるということになります。ただ、全体としてなんですけれども、これはもうサービスが低下しないような形で、できる限り行財政改革を進めていくということになろうかと思います。その中で必要な事業は実施していく。その優先度が低い事業についてはできるだけ絞っていく、そういうような動きになるんだと思います。

それから、今後の予定事業の大きなものということでご質問がございました。特に一番大きなものとして考えられるのは、この庁舎の建設等があるかと思います。これは当然合併特

例債事業として認められるものでございますので、それらは活用していきたいと。ただ事業費についてはまだ未定でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の一般質問を行います。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど高橋議員に答弁をいたしました医師マンション予算関係の提出議会を6月と答弁をいたしましたけれども、正式に9月でありますので訂正をさせておわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず初めに、国調の関係でございますが、先ほど答弁1番目のメリットでございますが、これは所有者の土地が確定する、半分以上は明治時代だという中で正確を期したいということで答弁あったわけでございますが、いずれにしても、実質的な面積が増えるのはとにかく台帳の面積は増えるだけです。ですから、個人的には何のメリットもないわけです。それから、そういう中では私は今後これを続けていくのはいかがかと思うわけでございます。答弁ありません。

それから、2点目として現在の進捗状況等聞きましたが、これから110年、そして30億円かかるということです。メリットがない中でこれをやる必要があるのかどうか、これは課長ではちょっと無理だと思いますが、市長にどういうふうにするのかお尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も高橋議員と同じように、個人的なメリットがないということの中で110年というのは遠い話でありますので、それだけかけてやる必要があるかということであ

りますけれども、私は打ち切ったほうがいいとそんなように思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、市長がそういうお考えであれば、これは来年の予算にぜひ反映していただきたいと思います。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） すぐ中止できるわけですか。来年だから、まだ25年度ですからね。

それから、3点目の税の問題でございますが、全地域が終わるまではやらないということで確認させていただきたいと思います。

それから、次の萬歳公園の1点目の問題でございますが、利用者把握できないということでございますが、これはあまり利用が少ないから数字は出したくないと思うわけで、これはいいです。

それから、そういう中で約600万円かけているわけです。ですから、どういうふうこれから利用者を増やすのか。それから、この賃料の問題でございますが、当時は農地等のちょうどバブルのころだと思うんです、これ始まった中で。地所の値段も高かった、賃借料も高かった中で、当時はそれが妥当であったんじゃないかと思うんですが、先ほど農業委員会の局長のほうから干潟地区の値段があった中で、やはり世間相場というものがあるわけですから、貴重な税金払うわけです。ですからその辺はやはり考慮した値段ですか。それから国調やって面積が増えたわけですね。それは当初の契約にあったのかどうかその辺取りあえずお尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

まず、利用者の増ということでご質問ありました。萬歳自然公園、開園以来24年を経過しているわけでありまして、この間干潟地区における基幹的な公園として位置付けられているものと思っております。また、通年開催されております子ども議会、これにおきましても昨年、一昨年と萬歳小、干潟中の子どもからも萬歳自然公園についてのご質問をいただいております。その際には、遊具の充実であるとかアクセスの改善であるとかそういったご要望をいただいております。

一方で、市民目線で見えますと、萬歳自然公園というのが市民にどの程度知られている

のかなというところも若干疑問を持っております。改めて市民の皆様には萬歳公園のよさを知っていただくことも大事であると。また、一方でそれが利用者の増にもつながるし、また、市民の声を聞くこともできるとこのように思っておりますので、今後もPRに努めていきたいと思っております。

それから、賃借料のご質問がございました。それは50円というものが高い安いという是非の問題もあるかと思いますが、一方で公園というものの位置を特定して、その土地を活用した公園整備をしようということが旧町時代にあったと思います。そうしますとその土地については、算定根拠は先ほど申しましたように、定かではちょっと分かりませんが、当時の地権者との話し合いの中で45円なり50円という改定があったものと認識しております。

それからもう1点、契約にあったのかというご質問がありました。当初の契約書はございますのでそちらを見てみますと、その当時に昭和63年に賃借をした時に、国土調査の動向がどうだったかというのはちょっと私も承知しておりませんが、契約書には国土調査が終わった段階で見直すということは書いてはならないようなふうには私は認識しております。その間先ほども申しましたように、平成6年に賃料の改定があったということは先ほど申し上げたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、先ほど農業委員会の事務局長、干潟地区の田んぼですか、2万8,800円になるかという賃料を示されましたが、この2万8,800円も農家それもらえないです。今だと土地改良が反当たしか1万3,000円です。これ引きますと実際は1万5,000円なんです。そういう中で、妥当な賃借料と同時に費用対効果ということでこれだけ予算をかけているわけですから、なるべく利用できるように一つ頑張っていたきたいと思えます。

次の課税の問題でございますが、新しい面積で賃借料を払い、また、課税は旧面積で徴収しているわけでございますが、それは理由があるのか。それで、旧面積でなければ課税できない根拠があるのか。また、増えた面積で賃借料を払うなら税も増えた面積で課税、つまり、整合性を持つべきではないのかと思います。それから、同じ組織でなぜこれが連携できないのかその辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは初めに、先ほども国土調査の回答でご回答いたしましたけれども、根拠につきましては国土調査実施した場合には先ほど言いましたように固定資産の評価基準、国の評価基準がございます。そこで、国土調査を当初行った地域とそれから後で行った地域の差がございます。したがって、公平性を保つために新しい地積への課税につきましては、全ての事業、つまり登記が完了した時点で新しい面積へ課税していくというふうになっております。その中でもう一方新地積、調査の結果、当然増分の部分もございます。そういった場合には、増えた面積ではなくて調査前の従前の面積で課税する。それから調査後に逆に減った地積につきましては、減った面積で、当然新地積寄せで課税するというようなことになっております。

それから萬歳公園につきましては、借りている面積それから課税している面積確かに差がございます。それにつきましては国土調査を行うときに干潟地域の町民の皆さんに対しまして説明なりチラシなりが配られてございます。その中の説明の中で、国土調査全てが終了した時点で新地積に課税していきますという町側の回答がございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） あと、最後のほうに横の連携の問題がございました。先ほども答弁申し上げましたように、19年4月1日に一斉に契約の更新と併せて国土調査後の面積に直して契約をし直している。この件につきましては地権者との契約更新日を一斉に合わせるとともに、旧町時代からの引き継ぎであったというふうに伺っているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように19年4月1日の段階で借り受け面積を変える場合にその段階できちっと税務課等との打ち合わせはすべきではなかったのかと思います。その時点で行われていなかった事実が今の状況だと思いますので、その件につきましては大変申し訳なく思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 一般的には一つの組織でこういう整合性がないというのはちょっといかがかと思うんです。しかしながら、こういうことはほかにもあるんじゃないかと思うわけでございますがほかにはないんですか、市長。

それと同時に、この問題につきましては私ここで初めて発言したわけじゃないんです。二、三年前の委員会でもたしかやっているんですけれども、よく市長は議会最後にいろいろな意見を拝聴して云々ということやっているわけなんです、その辺でどういうふうに考えている

のかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、議会最終日に議会の皆様方の意見を十分精査しながら調整をしますというようなことは答弁をしますけれども、その後、課長会あるいはまた庁議そういった部分を通じて横のつながりといいたいでしょうか、横の連絡を密にしながら対応していてもらいたいということは十分その都度都度言っておりますので、そういった部分のギャップがあるのかなのか分かりませんが、よくこれからも横のつながりをさせていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 同じ組織ですから。これは十分、横縦の連携をとってやっていただきたいと思います。

次に、中央病院の検討委員会の問題でございますが、先ほど検討委員会、医師不足が直接の原因でこの検討委員会を作るようになったということでございますが、それならなぜそれを1本に絞らないのか。先ほど市長はこの中央病院の持続可能とか経営形態という答弁されておりました。実際じゃ、経営形態今まで問題あるんですか。それからこの地域の云々と言います、旭市がそれだけ責任を負わなくちゃなんないということないじゃないんですか。検討委員会というのはそれに的を絞ってやるのが本来の姿だと思うんですが、その辺なぜ全てを網羅した検討委員会にしなければならなかったのかそれをお尋ねいたします、市長に。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 直接の原因は医師不足ということで検討委員会を作ろうというようなことであったわけでありまして、その医師不足を生じたその原因といいたいでしょうか、そういった部分は多方面にきっと原因があるのではないかなとそんなような思いもありまして、総合的に検討委員会といいたいでしょうか、一回外部の意見、そういった部分も聞きながら改善点を見出していこうというようなことで検討委員会を作ったわけでありましてご理解をいただきたいと思っております。

経営形態についてでありますけれども、経営形態についても前回の総務省の改革プランで答申を出したわけでありまして、そういった部分に沿って本当にそれでいいのかとそういった部分も含めながらこれから先どういった経営形態が一番いいのか、先ほど第1回目

の答弁でもお話をしましたように外来も入院も3割が旭市内の患者であります。それが今は黒字経営でずっと努力、院長、それから事業管理者いろんな先生方のお骨折りで黒字は出してはいるわけではありますけれども、これが一旦赤字に転落をした場合に旭市がその3割部分だけでの旭市の責任がどのように持つべきかとそういった部分もありますし、そういった部分も今度の検討委員会で十分検討していただきたいと、そんなように思って設置をしたところでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですが、3割の部分で旭市がどう持つべきかという答弁ですが、旭市立病院ですから患者が3割であろうと10割であろうとこれは今では旭市で持つほかないんじゃないですか。そんな中で患者が旭市が3割、市外から7割、市外からそれだけの患者があったから今の旭中央病院があると私は思うんです。逆に旭市だけの患者であつたらここまでならなかった。そういう中で、やはり旭市は今現状で市外からの患者からを入れなくちゃ旭中央病院もたないわけなんです。

それで、ですから私は市長に聞いているのは、検討委員会、普通、問題があつたからそれだけをやるのが検討委員会だと思うんです。逆に検討委員会、医者不足じゃなくほかのほうに走っちゃったのかその辺お尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 目的といいましょうか、あくまでも先ほどから言いましたように医師不足の原因は多方面に恐らくあると思います。そういった部分を解消するために検討してもらうということが大きな目的でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、多方面にあるということであれば、この検討委員会を作る前にどうということが医師不足の原因であつたのか、市長は十分認識していたと思うんですよ。ですから医師不足の要因、その辺を市長にお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師不足の要因ということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

医師不足の要因につきましては、これまで議会でも何回か答弁をさせていただいておりま

すが、やはり幾つかの複合的な要因があるというふうに考えておまして、これが一つの決定的なものだという形ではなくて医師の居住環境、あるいは地域としての教育面のもの、あるいは、例えば妻帯者であればいろいろな生活していく上での不便、そういった複合的な要因が重なって今回の大きな退職の要因になったというふうに考えております。特定の要因ではないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題終わりですから。ただ、私が言いたいのはこの検討委員会を作るに当たって市長は何の認識もなく、ただ、みんなから作れ作れと言われたから作ったという事で私は理解します。

次に……。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） 4番目だな。

次に、検討委員会開催の目的ですね。その中で具体的な目的で再度ここで聞きますけれども、何を目的とした検討委員会なのか。そして学識経験者。医師不足ということであれば、当然、医師不足に対処できる学識経験者これを選ぶのが本当だと思うんです。それから、そんな中で、例えば経営なら経営にたけた方、選ぶのが本当だと思うんですが、何を目的とした具体的に検討委員会なのか。それからこの学識経験者、その中で具体的にどういうことを目的にして選んだのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議員、具体的な話なのでちょっと答えさせていただきます。

それでは、まずもう一度聞くと委員会の目的はということでありましたので、これは要綱と委員会の目的、もちろん同じだと我々思っているんです。ただ、市長が答えたように、今は安定しているけれどもこの先ずっと持続して安定的な経営を行う必要があるから委員会があるんだと。ここ具体的にはその中央病院の今の役割はどうなんだと、課題はどうなんだと、対策はどうなんだと、それから今のあり方を議論していくとどうしても経営形態につながる

んだというのが今の委員会の議論の中身なんです。ですので、これは議員が言うように医師不足だけを議論すればいいじゃないかと言っているものの委員会はそれはそうじゃないということです、これはこちらの自由にはならないということだけはちょっとご理解をいただきたいと思います。

それと、学識経験者がどこにたけているのかというところのご質問でございます。もちろん先ほど3人の経歴を言いました。経営にたけている方が一番最後に言ったように公認会計士だろうと、あとは現場に通じている方、それと現実問題その医師不足だとか現状を語る方は1番目と2番目の方、こういうふうに説明したつもりでありますので、それぞれの立場でそれぞれいい方を選んだんじゃないかなというふうに思っておりますのでこの辺はよろしくご理解をお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いいですか、私の質問が理解できないのかどうか。普通、検討委員会というのは何か問題があったらその問題を絞ってやるわけでしょう。それと同時に、学識経験者というのはほかの委員とはまた違うわけです。やはり、学識というのはたけた人がやるのが本当なんです。

それで、この当初の目的は医者不足であったわけでしょう。その中ではなぜそこに絞ってできなかったのか。また、それにたけた学識経験者を選ばなかったのか。それで今度は経営の問題があればまたそこに絞って学識経験者を選ぶのが本来の検討委員会の姿じゃないかと私は思うんですが、市長どう思いますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） あくまで検討委員会の目的は、一昨年医師が多くやめたという事情の中で旭中央病院も地域医療を担っている中で、医師が少なくなっていたら中核病院としてはリーダーシップをとれないというような部分もありますし、その医師不足のことについて病院側とも意見交換会をしながら行政としてやるべきことが何なのかと、応援すべきことがあるのかというような部分の中で医師不足のことについて検討してもらいたいということで始まったわけでありましてけれども、当然、先ほど来お話ししていますように、医師不足の中にはいろんな方面の原因があるわけでありましてそういった部分もこの検討委員会で議題として上がっているということを理解していただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これ、何回やってもしょうがないからあれですけども、結局、市には公営企業法ありますね。市には公営企業法で公共団体の管理者の権限に属する事務を処理するための条例で必要な組織を設けるなんかというようなことがあるわけです。今の旭市にはそれが全然ないわけです、あくまでも市長しかセクションがないわけです、担当がないわけです。そういう中で、果たして300億円からの中央病院を市として管理できるのか私は疑問に思うわけです。ちょっとこれは問題それちゃいましたけれども、これ、幾ら言ってもらち明きませんので。

次の4番目の医師マンションです。先ほど市長が9月議会でこの予算見送りになったということでございます。これ見送りじゃなく否決なんです。地方議会で市長が提案した議決を否決されるということは市長の不信任につながるわけです。まず、そこを十分認識していただいた中でお尋ねするわけですが、結局、医師不足、具体的にどういうことの——前回はただ予算書どこにどんなもの立てるか分からない、ああいう予算出したから否決された。今度はこの根幹は医師不足なんです。どういう認識を持った中でこのマンション建設についてこの予算案を出したのかそれを具体的にお尋ねします。こういうふうに医者がこの時期で減ったんだとか、それらをお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の医師マンションの建設については、十分、9月以降病院側との意見交換会も重ねてきているわけであります。先ほど来、答弁がありますように、居住環境といいましょうか、医師が毎日毎日通えるマイホームでありますのでそういった部分できちっとした環境を整えるということも若い医師にとっては大切なことではないかなとそんなような理解を示しまして、私のほうもそういう思いでこの医師マンションぜひやっていこうとなったわけであります。

それともう一つは、病院開院以来、諸橋初代院長からありますように、24時間緊急医療体制の中での病院経営でありますので近い所に住んでもらうということが基本理念だと聞いておりますので、そういった部分も近い所にすばらしい住居環境といいましょうか、そういったものをそろえなければと、そんなような思いで今回は病院側と一緒に提案をしたということでありますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 近い所と言いますがけれども、今は昔とは違っていろんな面で変わっ

ているわけです。会社だって社宅が無くなってしまったでしょう。衣食住一体ではだめだということになっていくわけです。それから中央病院できたのは今から60年前、当時はアパートも車もほとんどない時なんです、今とは全然環境が違うわけです。ですから、そういう中で果たして必要だと思うのか。それから、いずれにしてもこれ市長が医師不足ということですが、じゃ、数字的にどういう数字を市長は把握しているんですか。その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師不足の数字ということですので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

既に何回か答弁させていただいておりますように、24年4月1日現在で前年度と比較しましてマイナス14人ということで多くの医師がこれまでになく退職したということ、こういうことは既に管理、開設者であります市長のほうにもそういう状況等についてはご説明しているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） たしか、14人減っています。しかし昨年10月ころですか、後期研修医、正職員にならないかと言った中でかなり増えたわけです。ですから、そういう正職員化ですか、勤務条件をよくしてやれば医者が増えるわけです。ですから、今までは後期研修医は正規職員にしなかった、それを従来からやっていたら逆に私は医者余りと思うんです。その辺市長どういうふうに思いますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 医師に関する具体的な質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

専修医の公務員化につきましても、やはり処遇の改善の一つとして昨年の10月1日から実施をさせていただいております、これまで臨時職員という扱いでございましたものを10月1日から正規の公務員ということで任用させていただいております。

こうしたことによりまして少しでも私どもの病院に長くいていただいているということにつながっていけばと思っておりますが、やはり後期研修医の方につきましてはどうしてもま

だ勉強途中の方でありますので自らのキャリアアップ、専門性を高めるということである程度病院を移るということも念頭においている方が多いそうでございますので、これだけをもって病院で医師が必ず充足できるという制度ではないとふうには考えております。あくまでいろいろ打つ手の一つということで病院としてはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これはいずれにしても、この問題につきましてはこの中央病院の問題ですか、市が開設者ですから最終責任は市が持つ、その最終責任は今度市民が持たなければならない中でこの中央病院にかかわる姿勢ですか、どのようにするか十分検討していただきたいと思います。

そういう中で、2番目の既存のマンションの活用でございますが、先ほど各棟ごとにリフォームというこういう大胆な仕組み、民間では考えられないことなんですけれど、やはり部屋が空いたらやっていく、これが一番ベターじゃないかと思うんです。そういう中で、この医師マンションを100%活用できるような状況に持って行っていただきたいと思うんですがどう考えますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 既存マンションの活用でございますけれども、現在病院として、医師マンションとして11棟保有しておりますけれども、私どもも持っている中で3棟は既存といいますか前の耐震基準で造られたものでして、既に30年以上経過しておりますのでこれを継続して使っていくのはちょっとこの3棟については難しいのかなというふうなことを思っております。

そうした中で今後継続して使っていくためにはかなり大規模なリフォームを、お風呂とか、かなり構造的なところまでやらなくては無理かなと思っておりますので。実は医師等にいろいろ聞いてみますと、先ほどの敷地内居住の問題もありまして激務で帰ってくる中で騒音とかそれは出さないでくれというそういったご意見もかなりある中で、どうしても大規模なリフォームになりますと騒音とかいろんなご不便かけてしまうので、それはなかなか正直申し上げて1棟ごとに大規模ができればいいんですけれども、現実問題の中で今かなり難しいのかなと思っておりますので、そういった騒音とか配慮のできるようなある程度1棟ごと空ける、

少なくとも階を全部空けられるとかそういう配慮をしながら今後リフォームしていくと。そのためにはある程度種地となりますような大きいのを1棟必要だというふうに考えておられて、これが完成した後、順次そういった大規模リフォームに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の5番目の財政についてお尋ねをします。

先ほどの答弁でございますと、人件費は減ったけれども義務的経費はかなり増えているわけですね。21年度比較しますと13億7,000万円ですか。これは旭市の財政規模にしたらかなり大きな金額なんです。それで、先ほど答弁した中ではかなり義務的経費の比率も上がっているわけです。どうしても銚子市との比較になりますが、銚子市と比較してもそう変わりない。よく銚子市はあまり財政よくないというが、銚子市と比較してもあまり変わりないんです。それから、結局23年度の合併に伴う交付税でも21億5,000万円ほど旭市は多くもらっているわけです。

その中でいろいろやってみますとこの決算カードですか、これから見てこういう数字を引きますと旭市は義務的経費が53%になっちゃうんです。そういう中で今後かなり旭市は厳しい状況になると思うんですが、旭市の財政どういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 銚子市と比べてそんなに変わらないんじゃないかということでございました。23年度先ほど震災を除いた決算の義務的経費の構成比でございますが一応47.5%でございます。銚子市はこの三つ足し込みますと54.9%ということで、実際にはまだ7から8ポイント程度の差があるかと思います。

ただ、今後厳しい財政というのは当然予想されるところでございますので、こういった義務的経費プラス経常的経費もありますので、そういったもの、事業の実施に当たっては最少の経費で最大の効果を上げられるよう努めていく。それから引き続き住民サービスが低下することのないようその範囲の中で抑制を図っていくというような中で効率的な行財政システムの構築を図っていくのが肝要ではないかと考えております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 銚子市はただし合併特例債ないわけです。ですからさらに旭市で引いたらもっと悪くなる、銚子市と同じような数字になってしまうと思うんです。それと同時に

この扶助費がかなりの金額で上がっているわけです。これはもうこれからの時代ではなおさら増えると思うんです。

そんな中で人件費、旭市は下がっているように見えますけれども、しかし、実際やってみますと本当に下がっているのか。例えば、水道課にお客様相談室ってあります。たしか職員は減らしたけれども、それは今度、賃金が物件費で払っちゃうわけでしょう。そういう市には何ていうか、まやかしていったら……まあ、決算上そうせざるを得ないかもしれませんけれども、そういう中で人件費が実際、表面上は減っているけれどもほかで増えるから何にもならない部分があるんです。実際は全然人件費が減っていない。

ですから、そういう人件費に代わる勘定科目でやっているのがかなりあると思うんですが、もし分かればどのくらいあるかお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 人件費に代わる勘定科目ということでございます。多分、高橋議員がおっしゃりたいのは賃金とか委託料とかそういうのに振り替わっているのではないということだと思います。21年度と23年度の決算の比較で確かに委託料、これは震災の災害廃棄物の処理等がありましたので、それらの影響がありますのでそれを除いてみると、21年度は約13億円の委託料があってその差というのが災害廃棄物が19億円ありますので、23年度決算は委託料33億8,000万円ぐらいですので、13億円ちょっとということで委託料自体はそれほど大幅に増えているというものではございません。

それと、賃金のお話もありました。賃金は21年度が2億7,500万円から600万円の間、23年度が2億8,700万円程度ということで、ここも1,000万円程度ということで若干は増になっておりますけれども、それほど人件費の減り具合から考えたときに大幅な振り替えになっているわけではないということでご理解いただければなと思っております。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） もう時間がありませんので簡単に質問しますけれども、結局旭市はみんなは財政状況いいと思うんです。そんな中で県が出している健全化判断比率、旭市はみんなほとんどが下位でしょう。どの辺に位置しているかちょっとお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 23年度決算に基づきます健全化の判断比率、下位のほうだということ

とでございました。実質公債費比率という比率がございます。これは54市町村中51位です。それから将来負担比率なんですけれども、これは54市中46位でございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、今の課長の答弁でだいぶ厳しいということを私も認識したんですが、皆さん方もやはりその辺に認識した中で今後の行政運営に当たっていただきたいと思います。

次に、交付税の問題でございますが、先ほど地方公務員の給料引き下げによる影響、約1億9,000万円ということでございます。そんな中で職員の今の給料に換算したら3.8%の引き下げということでございますが、国は妥当な職員の人員ですか、その中でこの旭市の規模に対して1億9,000万円引き下げてくるわけでございますが、それに対して今の職員の給料でやれば3.8%ということです。これを今度の給与改定によってはそのまま3.8%の引き下げにするのか、それとも国が示している7点幾つ、それにするのかお尋ねすると同時に、結局3.8%にしか該当しないということはつまり旭市の職員数が多いということ、ラスパイレス指数なんか関係なく職員が多いということにもなっちゃうかと思うんですが、その辺どういうふうに思っているのか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほどの3.8%という数字、これがひとり歩きしてしまいますとそれがちょっと問題あるかなと思います。ただ、あくまでも国のほうが簡易的に今回24年度の交付税の算定における中で簡易な試算の方法で24年度の総需要額があります。その1.2%程度が減らされるだろうという見込みの計算であって、それが確定したわけではないということでご理解いただきたいと思います。

ですので、3.8%の減少と、それを引き下げることではなくて、25年度の当初予算の人件費から見るとそれは約3.8%に当たるということで先ほどお答えしたとおりでございます。その先の給与をどういう形にするのかというのは、これは財政課のほうではなかなか答えられない部分ではございますので財政課としては以上のような計算の根拠がそういうものであるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 給与削減の話で、私のほうから1点お答えいたします。

国が平成24年度から期限を切りまして2年間平均7.8%給与を減額しております。これに

ついて地方公共団体においても同じような引き下げをということで求めているところです。国が具体的に今示しているのは、給与について国が下げてからのラスパイレス指数と比べて高い分、そういう言い方をしています。国の100に対して出ている分を減額をというそういうお話です。といいますと、旭市は平成24年度のラスパイレス指数が104.8になっております。国の言うような形でやっていくと、そちらの面から見れば4.6%削減、計算上はそういうことになっています。

以上です。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あくまでも国の基準の中でやっていくということでございますが、ただ、旭市も生活保護と同じなんですよ、交付税もらうということは。そうでしょう。生活保護をもらっている中でやはり国に準じてやるのは当然。そんな中で1,900万円、3.8%ということはかなり旭市は職員が多いということです。これは国が見ている規模と同じであれば7.8%そのまま引き下げになるわけです。そう思いませんか。逆に職員が少なければ今度は引き下げ幅が少なくなる、そうだと思うんですがどうですか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今回、交付税の中で人件費を削減するという話があって、その額をお答えしたわけなんですけれども、あくまでも人件費、標準的な財政運営をするためにはこのくらい的人员ということで交付税で積み上がってきます。その数字はそれぞれ見えるところと見えないところが現実にあって、余計な——余計なと言うと変なんですけれども、それぞれの市で、例えば、うちのほうは農業関係が非常に多く職員を抱えているとかという形があればその部分はその産業を推進している結果であって、それが人員が多い少ないという形で一律に判断できるものではないということでございます。

あくまでも今、例えば、交付税の中で給与費として見えるものは全て見えるものではありませんで、今の中で拾っていったときには約36億円ぐらいじゃないのかなと、標準団体もだいたいそのくらいの数字で出ていますので、ですからそんなに多いというふうに認識しておるわけではないということです。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 一般的な国が見ている職員規模であれば、国が1,900億円それで7.8%引き下げる、そのままスライドするわけです。それが、3.8%に薄まっちゃうということは

職員が逆に私は多いんじゃないかと思うんです。もう答弁いいです。

次に、最後の均衡ある地域の施策についてでございますが、先ほどの答弁ですと、かなりこの合併特例債を使っている地域差があるわけでございますが、そういう中で今、特にこれからは健康、命ですか、それが大事になっている中で飯岡には診療所があります、それから海上にもありますと。干潟には全然ないんです。干潟の住民の命と健康は、全然、市としては無視しているのか、その辺でどういう考えをお持ちなのかお尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） かなり厳しい質問でありましたけれども、心身がバランスのとれたまちづくりということを志して1期目頑張ってきたつもりでありまして、干潟地区が診療所がないということだけでそういった捉え方という部分は少し違うんじゃないかとそんなように思っています。

診療所は今まで海上も飯岡あったということの中で、干潟地区がいつ廃止になったのかはつきり分かりませんが、そういった部分でのアクセスとか医療に関係する施設への道路網とかそういった部分での整備はこれからも十分進めていくつもりでありますし、そういった部分で医療機関への時間帯、短縮していきたいなとそんなように思っておりますので、いろいろご指摘は十分分かりますけれどもそれこそ限られた財源というような部分もありますので、その辺はひとつ議員の皆さん方にも理解をしていただきたい、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） よく命の次に何とかと言いますが、一番に出てくるのが命なんです。そういう中で、ちょっと健康を害した人でも医者に「たばこを吸ったらだめだ」「酒飲んだらだめだ」と言われたら必ずやめちゃうんです。そんな中でやっぱり命、そして健康が大事なんです。まして行政というのは弱者の味方なわけです。

市長、今度、大原幽学の墓前祭ありますが、あそこ行く道中に天台宗のお墓ありますが、一隅に光をと、一つの隅に光をとありますけれども、やっぱり行政というのは声なき声を取り上げるのが行政なんです。それで、予算云々というのはあまり関係ないじゃない、やる気があればできると思うんです。それなら、予算云々なら例えばその公園、公園よりむしろそっちのほうが大事だと思うんですがどういうふうに市長考えていますか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 人間で一番大切な命ということの中で答弁をするのも大変難しいものですけれども、正直言って医療機関という部分で命を守るという部分もあります。それと同時に健常者、健康な面でのいろいろな部分で健康を維持していくという部分もありますし、そういった総合的な命の大切さ、健康の大切さ、そういったものを行政としてバランスよくとっていききたいなとそんなふうに思っているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では一つ最後、要望ですが、すぐできないとなれば、例えば今、コミュニティバス通っているわけです。例えば、中央病院行く方だけは無料にするとか取りあえずの経過措置があると思うんです。その辺もひとつ検討いただきたいと思います。

終わります。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 平 野 忠 作

○議長（林 俊介） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（7番 平野忠作 登壇）

○7番（平野忠作） 議席番号7番、平野忠作です。平成25年、第1回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から間もなく丸2年が経過しようとしていますが、震災の爪痕は至るところに残っています。震災直後は日常生活に必要な水道、

排水路、生活道路整備等、瓦れきの処理、仮設住宅の設置、農業関係では農道及び用排水路等の整備事業、市当局が全力で取り組んだ結果、復旧は順調に推移してきました。

平成24年は、復興元年でしたが、形に表れてきた事業はまだ少なかったようでした。本当の復興元年は平成25年だと思います。国政も民主党政権から自民政権にかわりました。復興庁も震災なされた所には予算を重点配分なされるとのことですので、旭市の復興が計画どおりに進むことを、また、被災なされた皆さんが一日も早くもとの生活に戻れるよう希望いたします。

通告に従いまして、質問いたします。

大きい1番として、復興計画について伺います。

(1) 津波避難タワーについて伺います。津波避難タワーは、現在、全国的にブームになってきています。その中で、旭市におかれましても2か所で、既に今、工事が始まっておりますし、また、平成25年度予算の中には、さらに2基の増設がうたわれております。今後の取り組み方について伺います。

(2) 複合的な津波対策について伺います。防潮堤は、県の事業で工事がなされるようですけれども、この東日本大震災の中で、旭市の飯岡海岸では、7.6メートルの大津波が押し寄せ、甚大な被害が発生いたしました。旭市が千葉県下でこれほどまでに津波の被害に遭遇することは、考えてもいなかったことと思います。分かりやすく申しますと防潮堤の高さの不足が主な要因ではないかと思います。千葉県も3年から5年かけまして、旭市の海岸線約11キロの防潮堤の高さを6メートルにかさ上げ工事を行うことが、昨年の11月下旬の説明会の席で発表されましたが、現在の進捗状況について伺います。

(3) 築山などの避難場所について伺います。旭市では2基の避難タワーが建設中ですが、そのほかに築山風の盛り土を配した避難場所の建設を考えているのか伺います。

(4) 津波避難道路について伺います。津波被害から逃れるには、一刻も早く遠くに逃げるのが有効的ですが、それにはみんなが安心して通れる道路が必要です。旭市では、どのように考えているのか伺います。

(5) 海拔表示板及び津波浸水状況表示板について伺います。海拔表示板は、既に市内では400か所設置されていると伺っています。市民の皆さんも自分たちの生活している海拔の高さを確認できたと大変喜ばれています。今後の津波避難に大変役立つものと思います。

また、津波浸水表示板について、平成23年3月11日発生の大津波、このような大きな津波の痕跡等を後世に伝えるためにも、津波浸水表示板は必要だと思いますが、見解を伺います。

(6) 液状化対策について伺います。東日本大震災、旭市においても道路や水道など、公共施設をはじめ、家屋全壊98世帯を含む773世帯が液状化の被害を受けました。液状化対策の進捗状況と液状化対策検討委員会の今後の予定などを伺いたいと思います。

(7) 避難所の備蓄品等について伺います。東日本大震災時、午後3時25分に旭市内で避難勧告が発令されると、沿岸地域を中心に、約3,000人の市民が地域の10か所の避難所へ身を寄せた、そんな中、午後3時30分ごろ、最初の大津波が到達すると着のみ着のまま走って逃げてくる人、津波でぬれた状態で避難してくる人で、避難所が騒然となったと言われています。その当時の備蓄品と現在の備蓄品の変化について伺います。

大きい2番として、定住自立圏構想について。

(1) 進捗状況について伺います。「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」、将来像では、市民の誰もが健康で安全、安心に暮らし、住みよく一体感ときずなのあるまちとうたわれていますが進捗状況を伺います。

大きい3番、市営住宅跡地について。

(1) 今後の利用のあり方について。市営住宅の老朽化により、取り壊し、その後の利用方法について、どのように考えているのか伺います。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(林 俊介) 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(加瀬寿一) それでは、復興計画についての質問の何点かをお答えいたします。

まず、1点目、津波避難タワーについてでございます。今後の取り組み方という問いでございます。

先ほど飯嶋議員のときにも若干お答えいたしました。新年度で2基、まずは予定をしております。これで25年度中には津波避難タワーが4基ということになります。その後の取り組みという質問かと思いますが、現在のところ、その津波避難施設が、タワーがあって全てがいいのか、それともほかのものがいいのか、まだ検討中でございます。最終、まとまっていませんので、まずは、25年度までで津波避難施設のうちのタワーをもう2基建設したいと、そういう答えになります。よろしくお願いいたします。

それと、(3)番目、築山の建設は考えているかの質問でございます。こちら津波の緊急避難施設の一つとして築山がございます。盛り土による築山が一般的だと言われていて、築山上部の面積により避難できる人数が決まってくると思います。

避難人数の規模や斜面の構造によりまして、敷地面積がたくさん必要となる場合がありますが、構造そのものは簡単で、安全面や維持管理面の負担も少なく、当初の経費はかかりかかるとは思いますが、避難施設としては適していると考えています。その施設の規模、配置、建設場所等について、ただいま検討中でございますので、これからの課題ということでお願いしたいと思っています。

次に、（５）番目、海拔表示板及び津波浸水状況表示板についてでございます。

津波浸水状況表示板は必要と思うが、その見解をとということでございました。津波高の表示板、3.11の津波の被害を記憶し、後世に伝えるためその表示板の設置は必要と考えております。これにつきましては、まず市といたしましては、多くの方が集まる所に、まず、設置をしてみたいと考えていまして、新年度に、25年度にまず5か所を、今想定しています。その5か所ですが、飯岡みなと公園、飯岡海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場、かんぼの宿旭、パークゴルフ場、この場所をまずは想定して津波高表示板、後世に残すものという意識で、まず、作りたいとそんな計画でおります。

次に、（７）番目、避難所の備蓄品等についてでございます。震災当時の備蓄品と今の変化はというお話でした。震災時、議員おっしゃられるとおり、最大で3,000人の避難者が避難所に避難いたしております。市の備蓄品だけでは足りませんで、特に毛布が足りない状況が大きかったと思います。県の共同募金会ですか、それらから毛布を急いで調達する、そんな状況がございました。

まず、備蓄品として必要なものは、基本的には食料、飲料水、毛布、そういうものだと思います。今後の備蓄品のあり方とすれば、今まであったものが不足したらそれを補うだけではなくて、最低限、十分に足りるようにそんな備えを今進めているところでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、１点目の（２）複合的な津波対策についての状況のご質問にお答えいたします。

海岸の津波防護施設につきましては、千葉県土木事務所が中心になりまして、飯岡地先から中谷里地先までの整備計画を策定しまして、今年度中に事業に着手すると説明がありました。市といたしましても平成25年度において、塩場川より東側の井戸野浜地先に減災林整備事業、290メートルを予定しております。

また、塩場川西側から神宮寺浜地先についても千葉県北部林業事務所による盛り土工事、

約500メートルを今年3月22日までの工期で実施することとなっております。このように県と市が連携して対策事業を推進しておるところでございます。

次に、2点目の定住自立圏構想の進捗状況についてお答えいたします。

市では、平成23年3月に定住自立圏共生ビジョンを策定いたしました。このビジョンの計画期間は平成23年度から27年度までの5年間でありまして、生活機能強化のための取り組みとして11事業、結び付きやネットワークの強化のための取り組みとして16事業、圏域マネジメント能力の強化のための取り組みとして4事業、合わせて31事業行うこととしております。

主な事業といたしましては、中央病院を核としました情報電子化、地域連携システムの構築や学校給食センターの改築事業、交通道路網の改善として行いましたあさひ中央橋の整備などのほか、さまざまあります。23年度実績、事業費ベースで申し上げますが、19.1%と、こんな状況でございます。

なお、観光振興事業など、一部事業では、震災の影響で実施時期を遅らせたり、復興にも寄与する内容となるような見直しをしたりといったこともあります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、（4）津波避難道路についてお答えいたします。

東日本大震災の津波の被害を教訓といたしまして、市民が内陸部に安全に速やかに避難できるよう、昨年、11月25日に飯岡地区、旭地区の津波対策事業説明会で示した避難路指定候補路線12路線を基に、家屋や補償、用地買収の少ない3路線を選定し、整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、6点目の液状化対策についてお答え申し上げます。

ご質問にもありましたように東日本大震災による液状化の住家被害につきましては、市内全体では土地で874ヘクタール、住家については、773戸の世帯が被害を受けております。

このような状況下におきまして、国の復興交付金制度を活用しまして、24年度から2か年事業で市街地液状化対策事業を進めているものであります。

これまでの取り組み状況であります。市内全体における地形や地質の変化、それから、市街地の状況などを把握するため、既存のデータを整理するとともに、液状化による被害があった全戸を対象に個別訪問によるアンケート調査を行ってまいりました。また、液状化対

策の検討に当たっては、相当な専門知識が必要となりますので、この事業を進める中で、液状化に関する専門家の意見を反映させることとし、本年1月24日に液状化対策検討委員会を立ち上げたものでございます。

第1回の会議では、被害地域における現状や明治から昭和の時代、そして、今日に至るまでの地形の変化や市街化の状況などを報告するとともに、会議終了後には市内の現地視察を行っております。現在は、被害状況の分析作業、液状化の調査、それから、地質調査の検討などを進めているところでありまして、今後は、再液状化の検討を行う中で、対象事業地区の絞り込みや対策工法の検討などを行っていく予定でございます。

なお、これら、一連の作業工程の中におきまして、必要に応じて随時検討委員会を開催するとともに、調査結果に基づきまして、再液状化の予測、対策事業の制度などにつきまして、順次、ポイントごとに地区の住民の皆様に対して説明会を開催したいと考えております。

今後は、市民からのご意見も取り入れた中で、本年9月ごろを目途に液状化対策にかかわる事業計画案を策定していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、3番の市営住宅跡地についてにお答え申し上げます。

現在、老朽化した市営住宅、このうち双葉住宅、西野住宅、神西住宅の3住宅、これにつきましては、入居者が退居したのち、新たな募集は行わず、可能となった段階で解体工事を実施しております。解体が進んでいる住宅、その跡地につきましては、点在している状況がございます。公有財産としての位置付けは行政財産でございますので、別の目的で利用するというのであれば、用途変更もしくは所管替えして普通財産等にして活用することになります。

今は、一部住宅跡地について、入居している方々の駐車場として利用している状況がございます。一団の住宅の中で、用途が混在することは、好ましい状態であるとは言えません。ということで、用途が点在していない、例えば外周の道路で区切られたような所、そこについては一団の土地という取り扱いでその処分、検討も図っていく必要があるだろうと考えております。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、再質問させていただきます。

津波避難タワーについて伺います。

これは、先ほど、私が冒頭で言いましたように全国的には、今、多分、大ブームになるのかなとこのように思います。沼津市にたしか視察研修で行ったときにいろいろ説明を受けまして、その中で、やはり一番困っているのは、維持管理、点検ですか、私が見たところは、誰でも簡単に登れるというところでございまして、しかも、その場所がだいたい海拔が約10メートルくらいということで、やはり、お年寄りとか女の人、幼児は、多分足がふらついて目がくらむというような、多分あると思いますので、市としてはこれからもう既に工事が今始まっています。ですからこの保守管理ですか、そのようなものはどのように考えているのか分かっていれば伺います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 維持管理でございますが、まず鉄骨です。塩害の影響もございます。それから、構造の常に安全な確認をしていくことが大事なことだと考えています。常にまめな点検をまずはしていかなくてはと考えております。

ふだんの安全対策として、これは災害時に使用するものという位置付けをしまして、私のほうとしては避難訓練の際に使う以外は、ふだんは事故の発生を防ぐためにタワーの入口部分を常にあけないで、閉鎖した状態、まずこういう使い方をしてみようかと思っています。

避難時には、入口の部分の簡単な――簡単でもないでしょうかね、その板を蹴って入るとか、そんな方法で構造をしてふだんは登らないようにそんな対策をと考えております。これらの使い方について、これからいろいろな周知だとか十分やってまずは使用していきたいと思っています。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ぜひとも防犯とか安全管理には、今後とも注意のほうをぜひともお願いします。

それでは、この25年度予算で2基の予算が計上されています。9,330万円。今既に三川地区と矢指地区の、椎名内の西町ですか、あります。あとの候補地と申しますか、この海岸線の小学校の学区で分けますと、飯岡地区、三川地区、矢指地区、富浦地区とこうなりますね。現在、三川地区と矢指地区に着工していますので、今後のこの2基の予定地は、バランスを考えるのか、それとも適時、そのほかに被害の多いところを選ぶのか、今お考えはどんなものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 今の時点で具体的な建設場所はまだ決まっていません。ただ、今、三川地区、矢指地区、議員おっしゃるとおり造っています。それらの、地域のバランス、どこかに偏らないようなそんなバランスで設定したいと思っています。

それで、まず2基は旭地区に1か所、飯岡地区に1か所、そういう形です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、やっぱり、海岸線の被災されたのは、みんな同じでございますので、やはり、1極ですとおおぜいの方が行けませんので、やはりバランスをとるのが私は効果的なのかなと思っていますので、その辺のバランスも考えながらひとつお願いします。

それで、仮に、もう4個はできるのが決まっていますね。それで、今後はやはり、数年はやはり近隣の住民の意見も聞きながら、今後さらに増設する場合には、もうちょっと数年間を置いて、防犯に大丈夫か、安全性はどうなのか、あるいは近隣の住民の評判はどうなのかということ、やはり、考慮に入れて考えてもらったほうがいいのかなと、こう思っていますので、その辺のご意見はどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 十分、地域の皆さんの声、それから専門家のお話等々を伺いながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、複合的な防潮堤の工事ですね、これは、県の事業でございますので、市が直接、なかなか言いづらい面もあると思いますけれども、私は、今回、感心したのは、昨年11月25日、矢指小学校で、海匠土木の所長の説明を受けまして、その中で、北部林業がやるところと海匠土木がやるところとがありまして、特に、旭の西部地区ですね、パークゴルフ場から西部のほうは、3年でやるんじゃなくて、5年はかかるということをおっしゃって、大変そのときにびっくりしたものですけれども、ここに来て急展開で、先ほど課長からご説明がありましたように500メートルプラス200メートルですか、急遽、今なされるということでございますので、その辺ありがたいと思っています。

そんな中で、分かればこの北部林業のやる区域と海匠土木がやる地域がございますね、それを分かればご説明のほどよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 県の土木事務所と北部林業事務所のやる所です。

11月の説明会では、第1工区から第5工区までの説明をいたしました。で、第1工区、第2工区、第3工区までは土木事務所と旭市が行います。北部林業事務所は、第4工区を。第4工区というのは、めどとしまして、野中地先の野中川と三川、目那川、この東側あたりが第4工区になります。これも北部林業事務所が管轄するというふうに決まっております。第5工区は土木事務所なんですけれども、この第4工区、北部林業事務所が行うところも、もう既に漁港からの砂を運んでおります。ですので、井戸野浜よりもさらに先に進んでやっている、できるところがやってくれているんだなということをまず報告して答えに代えさせていただきますと思います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 飯岡の一番東のほうの横根ですか、あっちの説明がなかったようなんですけれども、併せて今聞きます。

それで、一番、特に北部林業がやる工事は、コンクリート工事ではなくて、人工の盛り土ということでございます。そこで一番肝心なのは、土砂をどこから搬入するのか、どういうところからこれだけの膨大は数量の土砂を運び込むのか、分かればお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、ご質問が2点ありました。飯岡地区の東側あたりはどんな工事をするのかと。土木事務所の工事は、基本的には構造物を造っていかうということであります。飯岡地区の一番東側辺り、みなと公園から約200メートルぐらいはL字型、かなり強度なL字型でもって、構造物を造っていかうと、こんな予定になっていきます。

それから、もう1点、北部林業事務所の盛り土をするんですけれども、砂はどこからというご質問がございました。井戸野浜地先の盛り土工事、約500メートルにつきましては、利根川のしゅんせつ土を持ってくる、こんなことを聞いております。それと、野中から三川にかけての盛り土工事は、銚子の漁港事務所と協力し合っていますので、銚子の漁港からしゅんせつ土を持ってくると、こんなふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ほんとに、今回、千葉県のほうの理解が早かったのか、あるいは国の政権がかわったのか、ちょっと分かりませんが、5年以上かかるというのが既に工事が始まると、それを聞いただけでも、大変うれしく思っております。このいい関係を、これからも速やかに進めてもらうようによろしくお願いいたします。

それでは、（3）の築山風の避難場所について伺います。

私は、むしろこの避難タワーは今ブームになっていますけれども、それよりも安全性ですね、築山のほう、多くの人が一回にそこへ逃げ込めると。日ごろも、特にその場所がですね、小学校とか保育所の近いところであれば、日ごろから遊べるし楽しめるし、また憩えるし、健康づくりの一端になるのかなと、そういうことも考えてですね、これから、そういう施設は、一つは旭にあっていいんじゃないかということで、できれば早目にそういう検討をしていただくのがよろしいかなと思いますけれども、ご意見のほうよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、議員からおっしゃられましたこと、私も一番震災に遭ってから避難場所として、そういった築山ができればいいなと、そんなような思いでいたところでありましたが、試算を担当のほうにさせましたところ、4億円から5億円かかるということの中で、そんなにかかっていたのでは、もうとにかく困るということの中で、簡単ではなくていいものを造るということであったと思いますけれども、災害が発生した後のそういった築山ですので、事故のないきちとしたものを造るというようなことの中で設計をしたと思いますけれども、そういった部分で少し時間がかかってしまったと思いますけれども、今、改めてこうして築山という部分で議員の皆さん方からも、何人かからもお話があります。そういった中で、この築山を具体的に検討していきたいなと、そんなように思っているところがあります。

今、復興交付金の申請も何回もこれからはあると思いますので、そういった復興交付金のお金も利用しながら築山のほうも考えていきたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） これは、復興庁のほうも、先ほど冒頭で私が申しましたように、災害の

甚大なところにはその復興予算のほうもやると言っていますので、できれば復興交付金のほうを申請していただいて、それで早くできればいいのかなとこのように思っています。

また、それをやる適地というのがなかなか私は難しいと思うんですよ。復興道路がこれから造るにしても、やはり5年、10年かかると。そんな中で、やはり一番有効的なものは、やはり復興道路に近い道路がある所。要は、幅員がたっぷりあって、歩道がしかもあるというようなところでやれば、比較的時間がかからないし、仮にですね、逃げ込めるといっても、かなりスムーズさがいいのではないかと。やはり、細い道で道路のところでは拡張に時間がかかりますし、また混雑が懸念されるということでございますので、その辺も念頭において、これからいろいろ市の幹部の皆さんに、検討をいただきたいとこのように思っております。

続いていいでしょうか。

それでは、液状化について伺います。

これは、先ほど課長のほうからお話がございまして、まさかね、こんなに液状化の被害があるとは私も思っていませんし、これはいろいろな各地域に分散して、これだけの数が私はあると思います。そこで地域の内訳等が分かれば、まず第1点をお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 液状化の現状につきまして、地区別にご報告させていただきます。

市内における液状化の住家の被害は先ほど申しましたように773世帯、地区別の状況でございますが、旭地区で187世帯、これは、全壊から大規模半壊、一部損壊、全部含んでおります。旭地区で187世帯、飯岡地区で346世帯、海上地区では203世帯、干潟地区で37世帯の被害があったものでございます。

この内訳といたしますか、全体の内訳であります。全壊が98世帯、大規模半壊が219世帯、半壊が263世帯、一部損壊が193世帯となっています。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 今、検討委員会が立ち上がったということでございまして、これが9月に事業計画をまとめるということでございます。この委員のメンバー構成、あるいは今までのなかなか専門家でないから分からないと、先ほど課長が言っていましたように、そういう

メンバーを分かればちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、検討委員会の構成メンバーについて、ご説明いたします。

事業を進めるに当たりまして、液状化対策検討委員会の設置要綱を定めておりまして、この中で定数は6名以内としております。構成につきましては、地盤の液状化に関する専門家ははじめ、その他学識経験を有するもののうちから市長が委嘱するということになってございます。

今回、委嘱しました6名の方につきましては、まず地盤工学の専門家である大学教授3名をはじめ、住宅総合研究所、千葉県建築士事務所協会東総支部並びに旭市建設業災害対策協力会、こちらからそれぞれ推薦された方を委嘱したものでございます。なお、検討委員会の開催は事業完了まで8回程度予定しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 8回の検討委員会の実施ということでございます。それで、その中でこの住民に対しての説明会、これは一番最後にやるんですか、それとも途中でやってまた最後にやるのか、どのように今その住民説明会を考えているのか伺います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 住民説明会の開催等についてお答えいたします。

先ほども若干触れたのですが、必要に応じまして検討委員会を開催してまいりまして、それらの結果に基づきまして、地区ごとにポイントを定めまして住民の皆様に説明をしていきたいということがまず1点でございます。

回数としては事業の進捗状況にもよると思いますけれども、できれば4月ごろから月に1回程度の開催を予定したいと考えております。ですから、事業の終了予定が9月を考えますと、全体では5回ないし6回程度の説明会は開催したいと。

なお、この液状化対策でございますが、先ほど触れましたけれども、住民負担というものも伴ってまいりますものですから、こういった制度につきましてもしっかりと住民の皆様に説明した中で、市民の意見を取り入れて計画案は策定したいとこのように思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、避難所の備蓄品等について伺います。

これは、3.11の時でございます。あの時は、たしか3月の11日でもかなり寒かったように思います。そんな中で、課長が、毛布とか食料品、水ですね、なかなか大変であったと思います。そんな中で、ある程度もうちょっと私は詳しく数量的なものが分かればということでたしか質問して、数量は言わなかったんですけども、この3,000人の中で、11日にみんなが11か所のところに押しよせまして、多分市の皆さんは混乱を極めたと思いますけれども、その中で、毛布、食料品、水、特にその三つですね。その日はかなり不足したのか、それともどうだったのかということと、今後の反省点としてどれだけ増強するのかというのが分かればお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、若干数字をお話します。

幾つか、毛布、飲料水について、ちょっと数字をお話しますと、震災時、まず毛布は1,200でした。それが現在は3倍近く、3,450ございます。飲料水については、1万4,580、それが現在、2万2,144。それから、食料、米の関係ですが、アルファ米等は1万2,000がプラス1,000か、ほぼ同じですが、その他、当時、全くありませんでしたクラッカーやその他食料品、これ全くありませんでした。その他食料品というのは、温めてチャーハンになったりとか、ナポリタンになったりとかそんなものです。それらが、これがクラッカーやその他食料を合わせますと1万2,000食ほどあります。

現状ですと、そのざっくりどのくらいの食料品、飲料水備蓄しているのと言われると、2,700人分が3日間避難できる、そんな数字になっています。2,700人分これが3日間。それで27年度末を目標にこれを5,000人分にしたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 3.11を反省しながら毛布等は、約3倍、食料品も2倍、飲料水も約倍に近いようなあれでございます。やはり、これはいつ来るか分かりませんが、やはり準備というものはある程度なされたほうがいいのかと思っていますので、今後とも増強のほうよろしくをお願いします。

そこで2点目として、特にその中で、私が避難所、特に3日間毎日通いまして、たまたま、うちのほうの富浦小学校が停電でございまして、この電源の確保というのは、一番叫ばれていまして、特に、地元の校長さんには、何のかんのといっても電源ですよと言われたんですけども、この電源のほうの発電機の増強のほうは、その後どのようなになっているのか伺います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、発電機のほうですが、トータルでいきますと、当時44台といえますか、44基といいたいしょうか、それを現状では20増やしまして64基、そんな状況です。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） プラス20台ということで、これがいいかどうかは私は言いませんけれども、ただ、そのときに、一番、叫ばれたのがそれだというのが、私は実感しているわけでございます。

そこでですね、今回、ほぼ丸2年がもう少しで経過しようとしています。その中で、この2年間時間がございましたので、今後、教訓としてそれを生かしながらどう進めたいのかというのを、総合的に課長のほうから伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 教訓を忘れないで、しっかり準備しろよということだと思います。まず、備蓄品の関係については、十分足りるよう、これが十分かどうかは分かりませんが、少しでも多目にというふうに考えています。

当時、一番問題になったのが、災害発生時の速やかな対応はどうだったのということだと思います。その辺については、指示命令系統、きっちりもう一度作り直しまして、今もやっておりますが、連絡体制を確立していくべきだと思っています。

それで、全体的な防災計画の見直しもこの3月をめどに今やっているところでございます。常に、職員もそうですが、常時の備え、それから何回も、場合によっては、価値ないと言われる訓練もございましょうが、とにかく忘れないでやっていくことが大事かと思います。

それと、今回避難所については、想定しない長い避難所の運営期間がございました。長期

にわたる場合、健康問題もありますが、それらの設営のあり方、運営の体制、実質的な運営だとか、その辺のことも積み上げていけたらと思っています。

それから、避難所で一つプライバシーの問題もありましたので、それらに対応する、今すぐできるものとして簡易更衣室のセットだとか、パーテーション、そのような準備は進めております。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、大きい2番の定住自立圏構想について伺います。

先ほど申しましたように、課長の答弁では、31事業がありまして、その進捗率が19%ということでございまして、それはちょっと見ましても、多種多彩でいろいろあります。そんな中で、この定住自立圏構想、これ震災がなければもっともっとこれが早く進んだものと、私は思っております。

ちょうど震災に見舞われまして、その中の市の復興計画ですか、これも同時に作成されて、その中で、何かこう感じ合うというか、ダブるような項目が幾つかあるような気がするんですけども、その辺は全然これはどのようなものですか、課長、答弁のほうお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 復興計画と重複するところというところですけども、31事業がこの定住自立圏で、復興計画のほうは、もっともっと大きな事業数があります。重複するところ、大きいところは道の駅なんかはちょうどダブりますね。全体に重複すると、そんなにはないです。実は今ちょっと資料、比べた資料がないんですけども、そんなにはないと思います。

もう一つ挙げれば、例えば、大原幽学公園の管理の関係だとか、そういったところもダブる。ダブるというか、その大原幽学公園も震災の関係で、被害があった、それは、復興計画のほうにも乗せてある。そんなに幾つもないということで、詳しい資料がなくてこう言っていますけれども、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 分かりました。それでは、そんなにダブるものはないということで、で、この定住自立圏構想、これは23年から27年までの5年間ということで、進捗率が約19%という

ことでございますけれども、あとですね、25年度に間もなく入ります。そんな中で、これ27年までにどれくらい進むものなのか、そのある程度の予想が分かれば、その辺もお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 27年度までの5年間の計画で、27年度までのくらい進むかということで、今、23年度分が19.1%、これ事業費ベースであります。ほぼ順調に進んでいる、まずこれを申し上げたいと思います。

5年間の中では、ずっと見ています、今現在、また別の角度で評価してみましたんですけれども、5段階評価でだいたい3.5、3.5という評価をしています。この3.5というのは、全然始めていないものを1、かなり軌道に乗ったものを5として考えています。3.5、現在、事業費ベースで19.1%ですけれども、現在、3.5というふうに評価しています。

こういったことで、5年後はと申しますと、ここで確実に大丈夫ですという言い方もちょっとどうかと思いますけれども、ほぼ進んでいる、順調に進んでいる、これだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、皆さん、本当に復興計画のこの自立圏構想、本当に大変な作業でございますけれども、ひとつ、めげずに頑張ってください、これが平成27年に完成しまして、本当に旭市民がよかったと言われるように、ぜひとも政策のほうをお願いします。

それでは、大きい3番の市営住宅跡地について、（1）今後の利用のあり方についてちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど、課長のほうからいろいろご説明がありまして、私はなぜこういうことを言うのかと申しますと、なかなか旭も転入者がいないということで市長も人口が減ってしょうがないと、何とかしなくてはということで、今年はこの予算の中で、新しく定住促進奨励金交付事業というのが新しくできまして、これは新築購入者には、だいたい30件、1人当たり50万円あげるということで、中古の購入者にも10件のうちには50万円ずつあげるということで、合計2,000万円ですか、これをこれから事業に使うということでございます。

そんな中で、私は、市営住宅の跡地、これはいろいろこの何ていいですか、一角全部、すぼっといっていただければいいんですけれども、いろいろぼつぼつなんていうのは大変だと思い

ますけれども、そういうもとが住宅があって、今、更地になって、そういう適地があればこういう事業と絡めて少し税制面で優遇させてやればいいのかなど。それは千葉県にもありますし、全国的に何地区かの自治体でそういう措置をやりまして、この何ていいですか、よそから来る人を増やす、そしてまた旭から逃がさないというような政策をとっていますので、この事業と絡めて、これから大勢の人に旭に定着していただくことを、私は望んでいますけれども、その点伺ってみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） よその市町村で税の優遇措置があったりというのは伺っております。

これは、市営住宅の跡地に限らず、今回は定住促進の奨励制度を設けまして、これが一義で進めていくわけでございますので、今、ご提案があった件につきましては、その先のお話ということで、それは、さらに検討させていただく、勉強させていただくような形になろうかと思っておりますけれども、その辺でご容赦いただければなと思っています。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、無理は申しませんが、とにかく旭に幾らかでも多くの人にこの定住してもらうということを、まず最優先に考えていければいいのかなとこのように思っていますし、明智市長が掲げる日本一住みやすいまちに、少しでも一步一步でも近づければいいのかなとこのように思っています。

これで私の一般質問を終わりにします。

○議長（林 俊介） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時20分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 俊介） 続いて、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（１番 大塚祐司 登壇）

○１番（大塚祐司） １番議員、大塚祐司です。

一般質問を始めます。

震災被害にあったいいおか荘の再生は、飯岡地区の市民が強く希望しています。しかしながら、ブランド総合研究所が出版した地域ブランド調査2012によると、全国の1,000市町村、787全市及び調査に申し込みをしたか同研究所が選定した213町村のうち、旭市の観光意欲度は973位であり、全国ランキングでも県内ランキングでも最下位に近い結果となっています。つまり旭市は観光地としての魅力が乏しいことになります。

しかし、旭市は県内に五つある中心商業都市、千葉市、柏市、成田市、茂原市、旭市の一つであり、農業、畜産業、漁業のまちであり、医療のまちでもあるため人が来ないわけではありません。観光の分野でもいわゆる普通の観光客は少ないものの、各種イベントは盛況であり、海岸には年中サーファーが訪れます。

ですから、いいおか荘をサーファーが使いやすい施設にすると喜ばれると思います。サーフショップやサーファーに聞いたところ、いいおか荘にウエットスーツのまま利用できる温水シャワーとサーフボードを洗える洗い場があると助かるとのことでした。これに加えて、温泉を再開し、新たに無料で使用できるマッサージチェアを二、三十台ほど並べた休憩スペースを設置するとよいと考えています。休憩スペースにて、リアルタイム道路情報と旭市内の飲食店情報を提供すれば、高速道路が渋滞している場合に、旭市内の飲食店でゆっくりして帰るなどのプランが立てられると思います。

また、宿泊と飲食の再開を諦めることにより、経営上大きな穴を空ける心配もなくなります。この両者については、将来建て替えるときに再検討すれば十分ではないでしょうか。

次の質問に移ります。

富士宮焼きそばに端を発したご当地グルメブームはイベントとしても根付き、個性的な食の普及活動が盛んになっています。旭市ではもつカレーが高い評価を受け、さらに多くの特産品を作る目的で、来年度予算にて特産品開発事業が予算化されています。

しかしながら、旭市には他の自治体が決してまねできない特産品があります。毎年1月18日に西宮神社例大祭で提供される唐辛子ごぼう、地元では「とがらしごぼう」と呼ばれているものがそれです。唐辛子ごぼうは、日本各地でもてはやされているB級グルメとは一線を画す歴史と風格を有しています。日本でというよりも世界で唯一、旭でしか作られていない

唐辛子ごぼうの普及後押しを提案します。

次の質問に移ります。

各区の名簿管理や回覧板でイベント等を知らせる場合にパソコンが使われていますが、区によっては個人所有のパソコンを使用しています。区で使用するパソコンの購入に補助金を出せないでしょうか。出せない場合、各区にどのような名目で、幾らの補助金が支払われているのかご教示願います。

次の質問に移ります。

少子高齢化が進行する中で、消防団員の確保が大きな課題となっています。消防団実践操法大会のために、毎年5月には連日のように訓練が行われています。特に新興住宅地を抱える地区では、この長時間の訓練を理由として、消防団参加を断るケースが多く見られています。

消防団活動を熱心にすることは大変ありがたいことではありますが、消防団員確保に苦勞している地区では、あまりにも厳しい訓練は消防団組織の維持に悪影響を与えます。ポンプ操法についての訓練時間の緩和はできないでしょうか。

次の質問に移ります。

国からの要請にて、地方公務員の退職手当が大幅に削減されたことはご存じのとおりです。千葉県市町村総合事務組合でも退職手当の削減が決まっています。今回の中央病院職員の退職手当減額について、本庁ではどのように考えているのか見解をお聞かせ願います。

次の検討委員会での議論についての質問に移ります。

旭中央病院検討委員会では、各委員による質の高い議論が繰り広げられています。第3回委員会の講演では、次のようなことが明らかとなりました。

独法そのものにより病院が変わるのではなく、独法化したことにより職員が働きやすい環境づくりがしやすくなった結果、職員が定着し、医療の質が向上し、患者からの評価が高くなった。

別々の病院の経営統合により、医療の集約化及び役割分担が進み、幅広い医療サービスの提供が可能となった。

短時間正職員、定年後再雇用など雇用形態の多様化が進み、職員数が増えることにより地域での雇用も促進された。

職員のコスト意識が身に付き、市民目線での医療が促進された。

看護師、コメディカルスタッフの離職率が低下した。さんむ医療センターの看護師の離職

率は、全国平均11.9%の半分以下の半分である9.8%であった。

市民に対して開示される情報が増えた。

地方公務員の給与が引き下げられる見通しであるが、三つの独法については、原理原則状況は引き下げ拒否は可能、今のところ是对応未定。給与を引き下げることは考えていない。労働三法があるため公務員と同様に引き下げるのは難しい。経営がよければ下げなくてよい、とのことであった。

独法は理事長が無能であれば首を切れる。

地域の医療事情をよく知るさんむ医療センターの坂本理事長からは、当地域では独法化による公立病院同士の経営統合が必要であり、超急性期から在宅でのみとりまで幅広い医療を提供するようになれば医師の選択肢も広がり、魅力ある職場ができて医師が集まるとの意見が出されました。坂本理事長の発言は、医療の質及び職員満足度向上のために、旭中央病院の独法化、経営統合が必要であることを端的に指摘しています。

本委員会についてはチラシなどでさまざまな批判がなされています。例えば、経営形態を変えずに問題を解決すべきだとの批判が見られますが、そのような批判からは、どこをどのように解決すればよいのか具体的に提示されていません。提示されていても、県に頼るなど問題解決にはほど遠い案しか出てきていません。

今のままで行くとすれば、下水道と同等以上の予算をかけて非常勤医師を招聘するのが最も現実なのですが、コストがかかる上に永続的な医療の質向上も望めません。

独法化検討委員会だとの批判も多く出ていますが、そのような批判をする人たちは、なぜ民営化を検討しないのかと批判はしません。なぜなら、民間移譲、公設民営は論外だからです。同様に公務員型地方独立行政法人は、県の出資と医療観察法に基づく指定病床の設置が必要であり、県に出資する意向がなく、中央病院精神科が司法精神医学にまで手を広げる余裕がない以上論外となります。一部事務組合についても国の方針に合致しない、地域エゴが出やすい、政治主導のため不足している医師の考えが迅速に反映しにくい、規約をうまく作らないと他の自治体病院の建て替え費用などを旭市が出したり、中央病院の流動資産が使われる可能性があるなどの理由で論外です。

したがって、現在のままで行くのか、非公務員型地方独立行政法人に移行するのか、二つに一つの選択肢しかありません。

次の第4回にて検討委員会は終了し、答申が出されると思いますが、旭市役所としては本委員会の議論をどのように捉えて、答申が出たらどのように対応するのかお聞かせ願います。

次の質問に移ります。

明智市長が就任してから間もなく4年がたとうとしています。

私が明智市政を最も肯定的に評価している点は、財政に穴を空けるような大きなミスをしていないことです。批判のある市民体育祭と道の駅ですが、財政規模を考えると、市長が代われれば修正すればよい政策にすぎません。

大きな事業では、震災復興、中央病院改革、市役所建て替え、ごみ処理広域化があります。震災復興については、国・県と協力して、ベストに近い実績を残しつつあると考えています。中央病院改革では検討委員会の答申を遵守することにより、地域医療の再生が図れるものと思慮しています。市役所建て替えは、市民にとって分かりやすく、目立つために、失敗のしようありません。残るごみ処理広域化ですが、生ごみを燃やすのは間違いだと考えています。しかしながら、議会が議決権のみならず一部事務組合を議員発議で脱退する権限も有しているため、執行部にだけ責任をかぶせることはできません。

加えて、財政的には大きいものではありませんが、父兄から高く評価されている学童保育用建物新築や、乗降客数が多いとは言えない旭駅のエレベーター設置も明智市長の実績です。

おあがんな旭の失敗など細かい点については疑問に思うところも幾つかありますが、今後大きな失政がなされる見込みはなく、次の4年間も明智市政の継続でよいと思っています。

市長自身、これまでの実績と課題について、どのように考えているのかお聞かせ願います。最後の質問に移ります。

自民党の経済政策について、私は次のように予想しています。

円は安くなる。当初は円の独歩安、途中から米国のシェールガス革命によるドル高に引きずられる形の円安。株価は上がる。都市部などでは地価が上がる。食料品、石油製品などを中心として物価が上がる。金利は横ばい。公共事業費、防衛費は増える。TPP参加が検討される。原発は再稼働される。

この中で旭市に影響が大きいのは円安とTPPです。特に円安はほぼ確実だと思われますので対策が必要です。円安になると農家の肥料価格、畜産家の飼料価格、ガソリン、軽油、重油、灯油価格などが上昇します。つまり、農業、畜産業、漁業などのコスト並びに市民の生活費が増えるということであり、これを最小限に抑えるためには旭市の協力も必要です。例えば、生ごみの資源化、堆肥の利用促進、価格が安定してA重油よりもリッター20円程度安く、軽油引取税がかからない100%バイオディーゼルの導入、ごみ処理場を旭市単独で建設して地域の農家に熱を供給するなどです。

政権与党の経済政策の市政に対する影響と対策について、執行部のご意見をお聞かせ願います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 大塚議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうから、6番目の市長の政治姿勢について、7番目の国政と市政についてお答えしたいと思います。

まず、政治姿勢であります。想定以上に評価をいただきましたことを恐縮しているところであります。

先ほど、飯嶋議員に答弁したとおりでありまして、3年7か月余り、新市の一体感を目指しバランスのとれたまちづくりに精いっぱい頑張ってきたつもりであります。

その中での東日本大震災。この2年間は震災からの一刻も早い復旧・復興へと全精力を傾注してきたところであります。そのために県・国などへの要望、打ち合わせ等、再三再四にわたり行ってまいりました。そのことで県との結びつき、信頼関係は確かなものができ上がったと自負しているところであります。今、旭市の存在は震災だけでなく、さまざまな事柄に波及してよい方向に動いていると確信をするところであります。このことを土台に一刻も早く復興が進み、被災者の皆さんが安全で安心して暮らせるもとの生活に戻れるよう努力しなければならないと考えております。

また、その責任を感じているところであり、自分自身としては前向きに考えていきたいと思っております。

次に、国政と市政ということであります。

政権与党の経済政策の市政に対する影響と対策ということですが、安倍総理大臣は先週28日に行われた施政方針演説の中で、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を力強く射込むとして、経済政策を推進する姿勢を明確にしたところであります。今、市政に対する影響と対策といったことについては、まだ状況が見えてきていませんので、国の施策や経済動向をしっかりと見据えていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

その中でも、我が旭市におきましては、農業は基幹産業であります。T P Pの問題は重要

な旭市の関心事であるわけであります。先般行われました日米首脳会談で、聖域なき関税撤廃が前提にならないことを確認したとして、今後なるべく早い段階で交渉参加について判断するとして、交渉参加に強い意欲を示されたところであります。しかし、先ほど申し上げましたように、旭市は農業が基幹産業であります。聖域なき関税撤廃の例外品目が認められたとしても、日本がこれまで結んできた経済連携協定と異なり、関税の原則撤廃を掲げるTPPでは、認められる例外が大幅に限られる公算が大きいと思われますので、私自身は参加に強い懸念を感じているところであります。十分な国からの説明と今後の日本農業の方向性を具体的に提示してもらわなければと考えているところであります。

以上です。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、私のほうから議員ご質問のいいおか荘をサーファーが使いやすい施設に、さらに2番目の旭の宝唐辛子ごぼうについて、この2点につきまして回答させていただきます。

1点目のいいおか荘は、現在ご承知のように震災を受けまして、閉館をしているところでございます。この食彩の宿いいおか荘、これにつきましてはご承知のように旭市の観光拠点施設としましての位置付け、あるいは地域の交流施設としての地元の皆さんから支持されてきた、そういうふうに理解しております。現在も観光拠点施設として活用してほしい、さまざまな意見が数多く寄せられております。先のいいおか荘あり方懇談会の意見等を基にしまして、観光客あるいはサーファー、地域の方々が利用しやすい施設、これを目指し、民間においての活用、これを考えていきたい、そういうふうには考えております。

また、議員のおっしゃるとおり、旭市は農業、畜産、漁業が盛んなまちでございます。さまざまな収穫体験等のメニュー、これらを旅行商品として企画しまして、観光客の誘致促進あるいは特産品のPRに努めてまいりたい、そういうふうには考えております。

あとは2番目の旭の宝、唐辛子ごぼうにつきましてであります。

唐辛子ごぼう、これは旭中央児童遊園隣にあります西宮神社の神事であります。先人達が1月18日に寒い季節に栄養価の高い食べ物を作り、とがってはならないという教えの言葉から「とうがらしごぼう」と名付けられた、そういうふうに聞いております。これを神前に供え、氏子や崇拜者にお分けするものにしたものであると聞いております。

ご提案の唐辛子ごぼうの普及後押しということでもありますけれども、この唐辛子ごぼうは市街地の区が輪番制で作っております。作る量にも限度があるようです。旭市としては広く

皆さんに知っていただけるように、市のホームページへの掲載、あるいは本年は1月に県民だより、ここにも掲載をお願いしてございます。それら、あるいは各種観光ガイド等に記事を掲載、あるいはPRをしまして、今後PR面で後押しをしていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、3点目の区で使用するパソコンの購入補助をという質問にお答えいたします。

区で使用するパソコン購入に対しての補助は考えておりません。

市は各区に対しまして、行政連絡事務委託料というものを交付しております。この行政連絡事務とは市が各世帯にお知らせや行政資料を回覧、または配布することをいいますが、区長を通じて区全体にその事務を委託しているものでございます。この委託料の内訳ですが、まず年額ですが1区につき基本額8万円、それプラス区内の世帯数に900円を掛けた額、それを加えた額を年額交付しております。

区で使用するパソコンにつきましては、区会を運営する上で必要になるものと思われるので、これに係る費用につきましては、この市が交付する行政連絡事務委託料を含めた区の全体の運営費の中で支出していただきたいと思っております。

それから、また別に区へ出している補助事業としては、集会施設整備、修繕などのときのコミュニティ育成事業補助金があります。これは参考までにです。

それと、5番目の中央病院について、そのうちの（1）中央病院職員の退職手当が減額される。これについて本庁の見解はという質問です。

今回の退職手当の減額、その引き下げにつきましては、国は人事院から示された官民比較調査の結果及び見解などを受け、国は今年1月から退職手当を引き下げております。ご承知のとおりだと思います。地方公共団体も均衡の原則などにのっとりまして、国に合わせ引き下げるものでございます。旭市職員も同様に引き下げることになります。退職手当につきましては、中央病院の職員も市長部局の職員も同じ旭市の職員として、旭市一本で市町村総合事務組合、こちらで共同処理を行っております。この組合の決定では4月から退職金引き下げられることになりましたので、同じように市長部局の職員、中央病院の職員も同じように引き下げられると。やむを得ないことかなと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは4番目の消防団ポンプ操法についてということで、訓練時間の緩和をということでございます。

団員が行うポンプ操法訓練は、火災現場において安全、迅速、的確に消火活動を行う上で実践的な基本訓練であり、消火活動の万全を期することを目的としています。また、消防団は組織を形成し、集団行動により火災、水災害等の活動に対し、安全かつ効率的な活動を行わなければなりません。そのためには、集団行動の基礎となるポンプ操法訓練は必要不可欠なものです。

また、訓練日数、時間については、消防本部、消防団本部が強要しているものではなく、各出場部が部長を中心として独自に訓練日程を立てて行っています。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 中央病院検討委員会に係るご質問にお答え申し上げます。

大塚議員おっしゃるとおり、検討委員会については既に3回開催されまして、活発な議論がされているということで、それをどう捉えるかというご質問であります。

委員会としては、恐らくあと二、三回開催されるだろうというふうに思っております。委員会報告という形で、最終的には取りまとめて、それが市に提出されるというふうなものでございます。

検討委員会ですけれども、医療の問題や経営の問題、専門的な見地あるいは住民目線、あるいは広域的な考え等を持って、設置要綱の目的に沿って検討していただいているところに対して、市として大変感謝しております。これがどう捉えているかということにさせていただきたいと思います。

ならば、その報告があったその先、どうするのかということのご質問がございました。あくまでも現時点ではその答えは差し控えたいと思います。委員会の最終報告を待つて判断させていただきたいと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、再質問に移ります。

まず、いいおか荘ですけれども、こちらは向後悦世議員をはじめとする飯岡の議員方が一生懸命子どもたちの合宿などに使って、もともと黒字経営であったものを、東京から観光客

を呼ぶんだということで高級化路線にかじを切って、結果的には大失敗してしまったわけです。これ以上はもう失敗できないんですけれども、もう市からお金を出さないということで民間に委託する方向ということでよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いいおか荘の問題については、まだ耐力度試験といいましょうか、調査が終わっておりませんのではっきりした方向性は今ここでは差し控えたいと思いますけれども、屋上と1階部分は復興交付金を使ってやるというようなことは何回か言っておりますので、屋上と1階の部分、ある程度は市の財政も出るのかなとそんなように思っているところでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 旭市に観光客が来ない中、せっせと年中来てくださっているサーファーへの配慮についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、大塚議員の提案でありましたサーファーについては本当に一つのすばらしい企画アイディアだと思って、これから検討していきたいと思っております。それと同時に、サーファーがあれだけ来ているということ、庁内でも議論しまして、今年はぜひサーファーの大会を旭市でやりたいと。サーフショップの方々とそしてまた市役所内部にもかなり大勢サーフィンを楽しんでいる人もいますので、そういった総合的な意見交換をやりながら、旭市で一回サーフ大会を企画してみたいと、そんなように今計画を立てているところでもありますので、サーファーの皆さん方にもぜひ協力して、これからぜひ旭市へ大勢のサーファー客を呼んでいただきたいと、そんなように、今企画をしているところでもありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 初めて聞く話ですけれども、大変すばらしい企画だと思っておりますので楽しみにしています。

では、次、唐辛子ごぼうですけれども、これは非常に私も旭市の発展のために、食が、やはり食べ物がおいしいので、何か売りがないかと思って探していたらここにたどり着きまして、これはほかのところではないものですし、神事ですから、当然神社の方とか成田地区の

方の意見も聞かなければいけないのですが、その時だけじゃなくて通年食べられるようになるとまた違うのかなと思っているのですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） この唐辛子ごぼう、我々もいつのころからできたのかなという
ことでちょっと調べてみたんですけれどもなかなか分からないと。ただ、先般宮司さんから
は、江戸時代の末期じゃないかなと、およそ150年位前、当時は竹の皮で包んだみたいです
よ見たいな、そんなことはお聞きしました。

もう1点、今、通年というんですかね、いつもということですが、我々も頭にはそ
れはあったんですけれども、以前商工会女性部、この方々が商品化の話が持ち上がった。
ただし、神仏である、いろんなことがあって、実現には至らなかった。そういうことも聞い
ております。ちょっとその辺をまたさらに聞いて、その辺はまた商工会と話をしてみたいと、
そういうふうを考えています。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 昨年か今年か分かりませんが、佐賀県武雄市に執行部が行かれた
と思うんですけれども、大変いいところを選んで視察に行かれたなと思います。あそこでは
ネットを使っていろいろ販売していますので、そのようなところの視察の成果を生かしてい
ただければなと思っています。

じゃ、次の質問に移ります。

行政連絡事務委託料、これはかなりの金額になると思いますので、あとは区の配分だとい
う答弁はもっともそのとおりだと思いますので、再質問はしません。

それから、4番の消防団ポンプ操法、これは各部に任せているということで、私もそのよ
うに聞いているんですけれども、実際はレベルが高いと、失格にならないようにするための
訓練が非常に大変で、ある程度やらなければ身に付かないということで、どうにか一定のレ
ベルを保ちつつ、もう少し練習時間を減らす方法はないのかなと、私は消防団活動をしたこ
とがないので、実は分からないので、教えていただきたいんです。やはり、あれだけの時間
は必要なのでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 操法の訓練の時間が今のように必要かどうかということでありますけ

れども、この操法訓練なんですけれども、ご存じのように大会がございまして、1か月後、5月の第一日曜日に始まりまして、6月の第一日曜日に市の大会があるわけなんですけれども。訓練が始まりますと、選手たちですけれども、大会で少しでもいい成績をとりたいというような気持ちが当然働いてくるわけですね。そのためにだんだんといいますか、おのずと自分たちでやる自主訓練が増えたりとか、時間が延長になったりとかしてまいります。

ただ、そういう競い合うような心というのも、消防団活動をしていく上では必要ではないかというふうに思います。また、訓練で体で身に付けませんと、実際の火災現場で自分が負傷したり、あるいはチームを組んでいる者に迷惑をかけたりする部分もございしますので、どうしても必要だというふうに考えます。ただ、訓練時間をどうするかというのは、これからも検討していかなければならないのかなというふうに思います。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） ありがとうございます。

次の質問に移りますけれども、実は今回の件、市役所の方々もがっかりしているかと思えますけれども、中央病院でもがっかりしているんですけれども、特にがっかりしているのが長く勤める方々、看護助手、それから事務職員ですね。それほど給料が市役所ほど高くない中、一生懸命有給休暇もあまりとれない中頑張っているところで、がくっと下げられて、お楽しみの退職手当が下がったということで、大変皆さん残念がっています。

政治家と役人というのがやはり今回の退職手当にまつわる問題で、非常に頑張るか頑張らないか随分違うなというふうに感じました。

まず、頑張った点としては、ご存じのとおり退職手当負担金が60億円を超えた分は減免とすると。これはもう物すごい額でありまして、73億円程度、今積み上がっているものが大幅に減ると。これはもう市長が嘆願書を出して、議会が意見書を出して、そしてその後総務課が頑張って交渉した結果、こちらが提示した70億円よりもさらに10億円も安くしていただいたということで、これはすばらしい。その結果、中央病院が4億円の予算が浮きまして、2億5,000万円を新たな人件費に投入し、1億5,000万円弱は経費が浮いたと。これは将来また医療器材を新しいのを買うのに更新したりできますから、大変政治家と役人が頑張ればここまでできるんだということで、大変すばらしいなと思っています。

その一方で、ちょっとしたミスで多くの2,000人近い職員ががっかり——がっかりしているのは2,000人弱でもう少し少ないんですけれども、ということもあって、これは私は患者さん、市民、職員のために改革は早いほうがいいと指摘していきまして、木内議員もよいと

きに改革をすべきだと主張してきました。ぜひ、今後、がっかり、地元出身の方が多くいんですけれども、職員ががっかりしないように市政運営をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 今、私の立場で退職金をそのままとか、そんな答えもできませんし、まあ何とも残念です。それしか言いようがありません。失礼します。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） それで結構です。

では、次にいきますけれども、あと1回で終わりのところ、二、三回やるということで、一生懸命頑張っているなど、いつか米本課長が一生懸命頑張りますって言っていましたけれども、そのとおりで、一生懸命頑張って大変すばらしいと思っています。

それで、ここで大変よく受け止めていただきたいのが、病院事務部長のメッセージで、お気付きのとおり今の病院事務部長って物すごい優秀なんです。それで、院内で起こっていることを、議員から聞かれたことを必要な情報は出しているんですね。ただし、市民が不安にならないように、必要な情報は出しつつもわっとは出さないんです。

それで私は何が言いたいかというと、半年前はかなり深刻な状態だったんです。それを何でもやると、できることは何でもやると言っていましたね、あの当時。何でもやったんです、この半年間。それでようやく横ばいまでこぎつけた。実際は、私はあの当時の予想だと明智市長は危ないなと思っていたんです。そうならなくてよかったんですけれども。

ただ、今残ってくださっている方、マッチングでランキングが急に落ちたんです。それまではもうベストファイブに入ったこともあるし10位前後にずっといたのが、もう四十何番のランキング外に急に落ちちゃって、研修医のマッチングが。それはもう悪い情報もいい情報も、今インターネットで全部つながっていますからわっと走るんです。ですから、行政に対するやめた先生方がフェイスブックなんかで行政に対する批判もしていました。悪くなってから動くのかと。ですからこのところこういういろいろな情勢がありますので、引き続き一生懸命やっていただきたいと。

これは私の個人的考えは、坂本理事長の意見が医療の専門家のほぼ共通した意見です。超急性期からみとりまで。最終的には予防医学が必要なんです。平均寿命が短いのご存じですか、課長。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議員、今、知っているかということでありますので、今後ろの課長がそのとおりだということです。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 実は、旭市、東総地域というのは医療費が安いことでも知られているんですけども、平均寿命が短くて、女性の場合ワーストテンに入ったこともあるんですね。それで、そこがまた手付かずなんです。恐らくは生活習慣病、喫煙とか塩分の量とか、もしかしたら過去に水が悪かったとかそういう影響があるのかもしれませんが、そこまで手を回してみんなで元気に寿命直前までびんびんしていると、そのような状況が理想的でありまして、それはいろいろ経営統合して、お互いに知恵を出し合ってやっていけば解決する問題、市のほうは中期目標を作ってこうなさいとやるだけで、行政は、政治家は楽になるんです。課長は一般質問の答弁しなきゃいけないから、課長は大変になると思いますけれども、市役所の。こちらの地域にとってはいいことだと思いますので、引き続き、あと二、三回かかるということで、私もあと一回で終わるのかなと思っていたので、大変いい判断だと思いますので、引き続き一生懸命頑張っていただければと思います。

それから、次の質問に移りますけれども、震災復興を先ほどの飯嶋議員の質問でもそうですけれども強調されていて、やはり一番困っている、一番立場が弱い人たちに光を当てている姿勢がうかがえまして、大変すばらしいのと、応援できることはこれからも応援していきたいと思っています。

それから最後の国政と市政、これは非常に難しい問題でありまして、議会のほうでもまだまだ提案しなければいけないこともありますので、今後とも執行部と協力しながら市政運営を応援していきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（林 俊介） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（3番 宮澤芳雄 登壇）

○3番（宮澤芳雄） 3番、宮澤芳雄です。

平成25年第1回定例会におきまして一般質問を行います。

質問は大きく分けて4点あります。

1番目の質問として、高齢者を守る対策についてお尋ねいたします。

昨年1年間で旭市では、交通事故により8名の方が亡くなりました。県内では佐倉市の13人に次いで2番目という大変残念な結果であります。また、そのうちの6名の方が65歳以上の高齢者であります。市として、高齢者を交通事故から守る対策として、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

また、併せまして、近年3年ほど途絶えていたというか、無かったひったくりが発生したということをお聞きしましたが、その実情についてお尋ねいたします。併せまして、振り込め詐欺についても昨年の状況等分かりましたらお聞かせいただきたいと思います。

2点目として、定住自立圏構想の進捗状況についてお尋ねいたします。

先ほど平野議員の質問の中で説明がございました。同じ質問ですので詳しい説明は結構ですが、私として一つこの中でどうしても取り上げたい点があります。大変すばらしい構想であって、当初旭市とたしか館山市の2市が県内ではこれに該当したということで、包括的財政措置として4,500万円など、外部人材の活用、これは専門家でしょうか、そういったのに700万円などという、大変大きなメリットがあった構想であります。市の職員の非常に大変な努力によりまして、この事業もだいたい完了しつつ、完了というか進みつつあります。駅前広場の構想など、非常に苦勞するのかなといった部分もこの構想に乗って、非常にスピーディーに終了したという経緯もあります。

そんな中で、地元議員の私と同地元の高橋議員が執行部のほうに切望していましたけれども、干潟地区には診療所がないんです。旭中央病院の直属の診療所がないんです。そういった意味で、この構想のなかなかにある中央病院アクセス道、これは南北線でしょうか。3.2キロについて、国道126号からあれば広域農道まで、この開通までにはどのくらいの年数を要するのかお聞かせいただきたいと思います。

3番目として、干潟中学校のアクセス道についてお尋ねいたします。

干潟中学校の正門前の道路はカーブになっていて、出入りが非常に危険であります。そのため自転車通学の生徒は、正門からの通学をすることができません。これは地元として大変悲しいことであります。保護者がまたPTA等で学校に通う場合にも非常に危険が伴い、先生方の出入りも危険であります。安全に子どもたちが通学できるアクセス道を、この開通を切に要望します。

4点目として、旭産業まつりの今後の方針についてお尋ねいたします。

干潟町のふるさとまつりが平成25年度は行われないと実行委員会で決定された旨、昨年12月に発表があったというお話を聞きました。地元として、その経緯と今後の方針について、今後の方針というのは全体の方針ですけれども、産業まつり全体の方針をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮澤議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは2番目の定住自立圏構想ということの中で、干潟地区から本院、中央病院へ通院、診療する時間短縮のためにアクセス道を早期に着工してほしいというようなことの中で申し上げたいと思います。

確かに、先ほど高橋議員からもお話がありましたように、診療所がないということは過去にどういったいきさつがあるのか分かりませんが、現時点ではないわけでありまして、その代わりといいましょうか、アクセス道、中央病院へ通院できる時間的な配慮をしていかなければと、そんなように私も思っているところでありまして、今国道から広域農道まで用地買、用地の確認といいましょうか、調査をしているところでありまして、今実際に進めているところでもあります。ご承知のように126号沿いの用地といいましょうか、農地といいましょうか、そういう部分での交渉が非常に厳しい部分もありますし、広域農道のほうから用地の場所がしっかりと決まったら、広域農道のほうからもおろしてくるのがいいのかなと、そんなような思いの中で、精力的にこの道路を進めていきたいと、そんなように思っております。

また、南の堀之内といいましょうか、谷丁場遊正線の延伸でありますけれども、そのところもきちっと堀之内バイパスを完成して、そしてまた遊正線、市役所通りから少し南まで、今計画を建てているところでありまして、そこも市役所通り、それからその南まで、少し計画で300メートルくらい、今計画しているところでもありますけれども、そういったものも利用すれば干潟地区からの中央病院への通院時間は短くなるのかなとそんなように思いますので、今後ともひとつ頑張って、そしてまた地域の皆さん方にも、地域の地主の方々へのご理解を、ご援助をいただければありがたいと、そんなように思っているところでもあります。

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから高齢者を守る対策についての中のひったくりと振り込め詐欺の数ということを報告いたします。

私のほうでデータを持っているわけじゃないんですが、警察のデータ、それで会議で聞いた数になってしまいます。それによりますと、ひったくりはここ3年間発生しなかったそうです。ただ、暮れ近くになって、24年11月に1件、12月に1件、今年1月になってから2件、そんな会議での報告がありました。

それと振り込め詐欺ですが、去年はゼロだったと、旭警察署管内ゼロだったという話です。事前で防止できたのがあったというお話も伺っています。

以上です。

○議長（林 俊介） 市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤 馨） それでは、宮澤議員の高齢者を守る対策についてのうち、交通事故に対する対策ということで、まず、交通安全の対策ですけれども、防災行政無線や、あと広報及び市のホームページによりまして、交通事故の防止に向け周知を図っております。そのような中、年4回あります交通安全運動期間中においては警察、交通安全指導員と、もちろん市と連携いたしまして、街頭キャンペーンや街頭指導を実施し、交通安全意識の向上を図っております。

ただし、今後高齢化が進むということも想定されますので、平成25年度からは市民まちづくり出前講座、これは市のほうの職員がいろいろな講座をやってほしいというときに、行っているいろいろと説明するんですけれども、その際に交通安全に対する意識というものも当然図っていかねばならないといった中で、そういう機会を捉えまして、高齢者に対する交通安全教室、そういうものを開催し、交通ルールに基づいた横断歩道の渡り方、今回の6人のうちの3人は、歩行中に事故にあったというような状況もありますので、横断歩道の渡り方とか安全な歩行、あるいは自転車の利用方法について学習をしていただき、交通マナーの実践が図れるよう防止策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、干潟中学校の正門へのアクセスということで、何とか安全に改良できないかというような要望に対してお答えしたいと思います。

まずあの道路ですが、県道に面していて非常に場所が鋭角に交差しているということで、出入りには十分な注意が現在必要というようなことを認識しております。現在の進入路、ここは学校用地になっています。今回もとの給食センター、これは更地なりまして、一部消防の分団庫として地元で利用するということが決まっておりますが、その残地、それからそこが今申し上げました県道と市道に面しているというようなことで、かなり技術的に難しい場所だというふうに思っています。アクセスの仕方によっては、横断歩道の現在の位置の見直し、それから場合によっては交差点の改良などが必要となってくるのかなというふうに思います。

このようなことから、関係機関と協議を行いながら、どのように改良したら安全な進入路として作れるのか、学校のほうといろいろと相談しながら調査研究させていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは4番目、産業まつりの今後の方針についてという中で、25年度は干潟の産業まつりは行われないと聞いたがということでございました。

昨年12月26日に、それぞれのおまつりの会議、その後3地区合同会議を開催しております。それぞれのまつりの反省と次年度の実施について、それぞれ協議をいたしました。

ふるさとまつり・ひかたにつきましては、開催時期に市のイベントとして文化祭や市民体育祭、また高校サッカー、高校駅伝の日程などにより、開催が難しい状況の中、平成25年度の開催につきましては旭会場と合同で開催との提案がございました。すぐにいきいき旭・産業まつり実行委員会と協議をいたしまして、その結果、25年度は合同で開催する運びとなっております。

なお、今後でございますが、現在行政改革を進める中で、事務事業評価が実施されております。この産業まつりにつきましては、実行委員会による独自運営を含め、近い将来には市民一体感の醸成を図る上で一本化を図るべきとの意見も出されております。一本化を図る上でございますが、場所を特定するのか、あるいは会場をそれぞれ持ち回りで開催するのかなどは今後の検討課題でございますが、産業まつりは地元の協力が無くては開催、運営はできません。ですので、個別の実行委員と委員会の方々に十分お話し合いをいただきまして、3地区合同による実行委員会において協議し、よりよいあり方を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員。

○3番（宮澤芳雄） それでは再質問させていただきます。

1番目の高齢者を守る対策であります。この警察署のほうでの取り組みとしては、手元にもあるんですけども、高齢者交通事故防止対策の推進として、一つに高齢者に対する広報、啓発活動の推進、2として高齢歩行者への保護対策の推進、こういったことで全力で取り組んでいるということであります。

これは高齢者を守るという意味で、実はオレオレ詐欺のことも含めてなんですけれども、オレオレ詐欺というのは全くもって去年ゼロだった。全国的には被害額というのは年々増えているんですけども、その中であって旭市はその被害が無かったと。これは大変すごいことであって、自分が思うに、防災無線で警察署からの通報で防災無線ですぐこれを放送する、全くもってこの効果が甚大であったんだと。この高齢者に対しても警察署との連携をしっかりとって、例えば高齢者に反射板だとか、歩行者に対していろんな対策をとる。先ほどの市民課長からの説明は全くもってそうされているということで、素晴らしいことだということですのでよろしくお願いします。

自分は定住自立圏の中で、あれをいつも読んでいるんですけども、中に歩行者を守るために歩道の確保と設置ということもしっかり明記されていて、ちゃんとした取り組みをされていると。これは非常にありがたいことであります。引き続き、高齢者、それから女性等弱いものにはいつも魔の手がかかるといいでしょうか、非常に犠牲になるのがいつも高齢者と子どもであります。総力を挙げて対応をお願いしたいと思います。

続いて2番目の質問に移らせていただきます。

先ほど市長のほうから力強い回答をいただきましたが、実はこの通院だけでないんですね。この道路の先にはもちろん干潟地区だけではなくて、琴田、江ヶ崎地区やら、あるいはもっと大勢の家がございます。ここに住む人がこの大きい中央病院に対して救急車で行く場合に、本当に救急車が1分でも1秒でも本院に早く到達できる、まさにこれは命をつなぐ道路であります。そういった意味で、市長は常々、市民は皆平等であるといつも話されているわけですが、まさにそういった観点から、この道路に対して先ほど説明がありました。私も実は議員になってすぐ、建設経済常任委員会の中でそういったお話をさせていただいたんですけども、その気持ちを酌んでいただけたということで楽しみにしておりますので、よろしくお願いします。

いいですか、続けて。

○議長（林 俊介） 回答いらないでしょう。いいですよ、続けて。

○3番（宮澤芳雄） いいですか。先ほどいただきましたので。

それでは3番目、干潟中学校のアクセス道についてです。

これはもうずっと以前からの懸案であったそうであります。干潟、元干潟地区の先輩議員にお聞きしたら、中学校の体育館のほうにやむなく正門を移動しようとかいろいろな案があったんだそうですけれども、ここに来て給食センターが無くなったので、その跡地をうまく利用できないのかという話がございました。併せて、私も交通課のほうにちょっと問い合わせたところ、これを専門に道路の使用許可あるいは横断歩道を移動したり、信号機をつけたりという専門の係がいるので遠慮なく相談に来てくれということでしたので、ひとつお答えをお願いします。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） いろいろとどうもありがとうございます。

先ほども申し上げましたとおり、非常に接道の仕方が難しいというんですか、実は、その話を前々からいただいていたしまして、内部でも市長はじめ協議をさせていただきました。どういように接道したら一番安全が図れるのかというのも、我々素人ではすぐに答えが出ないような。前々から議員おっしゃられるように懸案だったというぐらい、その接道の仕方が難しいのかなというふうには思っています。警察のほうでも遠慮なくというようなことでおっしゃっていただくのであれば、早速でも動いていろいろ協議させていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員。

○3番（宮澤芳雄） ありがとうございます。それでは、引き続き検討していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

産業まつりについてでありますけれども、実はこの産業まつりというのは本当に素朴で何もない干潟の地でみんなで知恵を絞り合って第1回ふるさとまつりとして、いまだにそのポスターがうちの集会所に張ってありますけれども、みんなで手づくりで作り上げたものなんだと思います。いろんな業種の方がそこに参加して、実は俺らもうかんねえだけんどよと、だけど損してもいいだやって、みんなでよ、ここさ集まって年1回こうやって楽しめればいいだとそんな声が非常にありながら、楽しみにこの産業まつりをやったんですけれども、合

併ということがあっていずれはできなくなってしまうのかなという、その残念さも考えていたんですけれども、いざその場になってみると、実は非常に寂しいなという中で、一つこれは農水産課のほうに強くお願いしたいんですけれども、今まで一生懸命やってくれた人の思いを大切に、十分に説明をしていただきたかったと思うんですね。

いずれ一つになるのであればそれはそれでいいですから、だいたいいつごろを目安に、どういった形で次は考えていますよと。それを聞けなかったので、実行委員のほとんど大勢がいるところで決まったのであれば、こういう話にならなかったと思うんですけれども、非常にちょっと地元が今愕然としていまして、畜産関係の人なんかは、旭まではちょっと出向いて今年はやれないかなという話をされているわけであります。

今後、このまま継続して旭と一体になってしまうんでしょうか。それぞれをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 幹事会の席では、皆さん方、25年度は、前段に申し上げましたように、いわゆる前日の準備の場所がございません。それですので、あとは中学校のほうの日程調整もございましたが、どうしても4日開催にはこぎつけることが不可能という判断のもと、17日の予定しておりますいきいき旭のほうと合同で、取りあえず25年度は開催しようということでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員。

○3番（宮澤芳雄） では、自分も皆さんに説明しますけれども、25年度に限ってということで、来年度はまた実行委員の意向で変わるということよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） そのような発言でございました。

○議長（林 俊介） 宮澤芳雄議員。

○3番（宮澤芳雄） それでは、そういうふうに伝えさせていただきます。

最後に1点、これは要望なんですけれども、万が一、一つになったときに、これはあくまでも一つになったとき、持ち回りでやるのかというのはやっぱり地元の意向を十分酌んでいただいて、例えば干潟なんかですと、日程がとれないということであれば、何もその時期に

やらなくてもいいわけです。時期をずらして、例えば春先にやるとか、あるいはせっかくすばらしい体育祭が今盛り上がっているところですから、体育祭と合同で、空き地が前にありますから、あそこで合同でひとつ大々的にやろうよということもできるわけですね。そういったことで、前向きにひとつ検討していただければと思います。

それとこれは最後に、本当に最後に一つお願いなんですけれども、やっぱり合併してみんなよかったよねと、本当に楽しい、楽しいというか本当にいい生活ができるようになったよねというには、やっぱり公平という大前提がありますから、干潟からやっぱり先に無くなっちゃうというのはちょっとひがみますので、ぜひ一本になるとときには海上も旭も干潟も一緒にひとつお願いしたいと思います。干潟だけ先に無くなってしまうと、ちょっとひがみっぽくなります。

(発言する人あり)

○3番(宮澤芳雄) よろしくをお願いします。

○議長(林 俊介) 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長(林 俊介) 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

(5番 伊藤 保 登壇)

○5番(伊藤 保) 5番、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可が出ましたので、質問いたします。

質問の前に本日最後の質問になります。皆様には大変お疲れとは思いますが、今しばらくお付き合いをお願いいたします。

早速質問に入ります。

1 点目、旭市バイオマスタウン構想について二つ質問いたします。

この質問は昨年の 9 月度一般質問で太田議員が質問いたしましたが、再度質問いたします。

千葉県は平成15年 5 月、バイオマス立県ちば推進方針を策定し、バイオマスのエネルギー利用について、これまで食品残渣のメタン発酵施設、廃食油のディーゼル燃料化施設、木質チップを燃料とする発電施設、剪定枝のガス化発電施設を整備する事業に対して、国の補助金等を活用した支援や事業化に向けた指導、助言を行ってまいりました。また、香取市の独立行政法人が実施している家畜排せつ物からメタンを製造する実証実験に参画してきました。

そうした中、平成19年 3 月、旭市バイオマスタウン構想、食とバイオマスの A - C l a s s (王国) プランを策定、提出し実施してきました。

一つ目はその内容について伺います。

このバイオマスエネルギーは自然エネルギーとともに地産地消として今後注目されるものと期待されていますが、今後県から市町村に移譲されるように伺っておりますが、二つ目は市の方向性はどのように考えているのか伺います。

次に、平成21年度からモデル事業として実施されてきた小型家電の回収リサイクルが平成25年 4 月から小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等再資源化促進法）が施行されます。現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されていますが、この法律により市町村が使用済小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることになります。

新制度では消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっています。既に先駆的に取り組んでいる地方自治体もありますが、制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ真剣に取り組むかがリサイクル推進の鍵となります。環境政策、さらなる循環型社会に向けた今後の積極的な取り組みが期待されますので、一つ目に、この法律の内容について伺います。クリーンセンターに行ってみると回収している様子がないのですが、二つ目に今後の市の取り組みについて伺います。

続いて、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設への LED 照

明の導入は積極的に検討すべき課題と言えます。また、LED照明の導入は電気料金値上げによる財政負担の軽減にもつながります。しかし、LED照明への切り替えは照明器具が高価なため、予算確保が難しいと思います。また、導入できても初期費用は重い負担とならざるを得ません。

一つの方法として、民間資金を活用したリース方式によって、公共施設へのLED照明の導入を進める動きがあります。東日本大震災をきっかけとした電力事情から、多くの自治体が23年から24年にかけて実施し始めています。リース方式にすれば初期費用が抑制され、自治体の財政負担が軽減されます。さらに導入後の電力消費量も抑えられ、節約とコストダウンを同時に実現できることが期待できます。

そこで一つ目は、市内の防犯灯の1年間の経費は幾らか伺います。二つ目、庁舎など公共施設の電力料金は年間幾らか伺います。三つ目、電力料金の経費削減にどのように取り組んでいるのか伺います。

以上、1回目の質問は終わります。再質問は自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは1番目のご質問でございます。旭市バイオマスタウン構想について、最初に内容についてということでございます。

議員おっしゃいますように、バイオマスタウン構想につきましては、平成19年3月に市で作成しております。背景といたしましては、国のバイオマス・ニッポン総合戦略、バイオマス活用推進基本法に基づいて、国のほうで計画を出しましたバイオマス活用推進基本計画、閣議決定後に策定したものでございます。

なお、バイオマスタウン構想は、旭市におきましては、22年度をもって終了となっております。

当時の構想の内容でございますが、1番目として、首都圏の食供給地域としての安全、資源循環の実現と産地間競争力の強化、二つ目としまして、日本一住みやすいまち旭の実現、三つ目といたしまして、地域の雇用促進等を掲げておったところでございます。主な事業内容といたしましては、国の交付金等の活用による食品製造工場やレストランなど事業系から出る食品残渣を利活用する養豚の液状飼料製造施設整備や養鶏の飼料製造施設を整備して、食品残渣から生産した飼料で飼育した畜産物のブランド化の取り組み。

なお、稲作において家畜排せつ物で製造した堆肥を水田に施す耕畜連携でのブランド米栽培などの地域循環農業を目指したものでございます。

なお、18年度から22年度の間取り組みは全部で7件ございます。そのうち、飼料製造に関するものが2件、家畜ふん尿処理と堆肥化のものが5件でございました。

二つ目の市の方向性ということでございますが、議員ご存じのように国の今回の補正予算、それと当初予算のほうにも構想として盛り上げられておりますが、国のバイオマスタウン構想の取り組み工程では、やはりバイオディーゼル燃料の利活用、それとバイオガス化がというものがございます。これらにつきましては、難しい課題、これは地域に見合ったコスト及び技術等がございます。今後も国施策の詳細を踏まえた中で、農業者の皆様とともに勉強してまいりたいと、このように考えております。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、2点目の小型家電リサイクル法について、（1）で法律の内容についてお答え申し上げます。

この法律の正式な名称は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律といいまして、平成25年4月1日に施行される予定でございます。この法律の目的ですけれども、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると、こういうふうなことでうたわれております。

現在、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電につきましては、その相当部分は廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われております。市町村で処分する場合、鉄、アルミなど一部の金属しか回収できず、金、銅、レアメタルなどの有用金属の多くは埋め立て処分されている状況でございます。このため廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る観点から、使用済小型家電の再資源化を適正かつ確実に行うことができる者、事業者といいますけれども、そういった事業者を認定するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等所要の措置を講じ、使用済小型家電の再資源化を促進していくことと定めた法律でございます。

また、この小型家電リサイクル法は、廃棄物対策ではなく、あくまでも資源確保を主眼とした法律となっております。

次に、（２）の市の取り組みの関係でありますけれども、小型家電リサイクル法につきましては、この25年の４月１日に施行されます。現状では旭市のクリーンセンターの敷地内にありますストックヤード、こういったものを確保することが困難なことや、収集、分別方法等の問題など、法律の施行と同時にスタートすることについては、現在見合わせております。今後につきましては、ごみの処理の広域化推進事業の中でも協議、調整をした中で、また近隣市町村の動向を見ながら、取り組みについて積極的に検討してまいりたいとそうように考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） ３番目の防犯灯及び公共施設の照明についての中で、その（１）、市の防犯灯の１年間の経費について回答申し上げます。

旭市の防犯灯は、市で設置したものを各区や自治会で維持管理していただいております。平成24年４月１日現在で、その数は4,681灯となっております。防犯灯の電気代、蛍光灯の交換、器具等の修繕等は各区に負担していただいております。

市としては、これらの防犯灯に対する維持管理費助成金といたしまして、１灯当たり2,000円を助成しております。24年度分、それを合計いたしますと936万2,000円、これが市から出ている分でございます。

ちなみに各区の修繕に係る経費とか、ちょっとつかんでおりません。ちなみに防犯灯の電気代ですが、定額制で１灯当たり月額約260円程度だそうです。

以上です。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、私のほうからは防犯灯及び公共施設の照明の中の１年間の電気代というご質問がございました。これは平成24年１月から12月までの１年間ということで集計いたしました金額は、およそ２億2,557万円でございます。

それと経費の削減の方法策ということでございます。

一般的な形になってしまいますが、今現在、本庁及び各施設におきましては、夏季期間中のクールビズの実施、それから昼休みなど市民サービスに影響がない範囲での照明の消灯を実施してある。それから、一部事務室で、事務に支障のない範囲で照明の間引きもしてある、そういう状況でございます。

あと、職員がよく使っているシンクライアント、あれはコンピュータなんですけれども、

昨年の4月に省電力タイプに変更いたしまして、これも経費の削減に寄与しているのかなと思っています。従来型ですと1台当たり約50ワットであったんですけども、今回新モデルだと20ワットで済んでいます。1台当たり約30ワットの節減になっているという状況でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほど、このプランに参加した事業所というのは7件でよろしいんですか。

そうすると、今現在の状況というのはどのように、ちゃんと稼働しているのでしょうか。その点を伺います。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 当然、現在も稼働しております。といいますのは、毎年一度、補助事業でございますので、現場の確認等々、書類を提出しておりますので確認ができております。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） このプランを見たときに、まだ手を付けていない分野があるんですけども、この点について非食材部とかさまざまなものがあると思うんですけども、これが全部ゼロで記載されているんですけども、そうしたものについては調査とか研究とか、そういったものは行っていたかどうか。また、今後そのような調査というのかな、研究はやっていくのでしょうか。これとちょっとお尋ねします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今回の補正予算、それと当初予算、国のほうですが、新たに予算枠を増やしております。先ほども答弁で申し上げましたが、国の要綱、要領等が入りましたら再度希望をとりたいと思います。

それと最初の構想の中で実施されていないものがあるというご指摘でございます。議員ご存じのように、当時畜産環境の整備が優先されまして、それぞれ浄化槽等の設備に投資いたしました。その影響もございまして、新たなバイオマスに基づく施設等による資金の投資はちょっと控えていたような感がございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 1970年後半ごろ、資源の少なかったブラジルが国策でサトウキビを使ったアルコール燃料というのを国策で作りました。それは自動車燃料などにしたんですけれども、これも規模はちょっと違いますけれども、地産地消だと思うんですね。

そういった中で、先日東総文化会館で環境大会が行われました。その日、旭市出身の方からちょっと相談がありまして、故郷のこの旭をバイオエネルギーで地域の再生を図っていきたいんだと。それで全国に旭は地産地消のエネルギーで有名にしたいと、そういうことを熱く語っておりました。それで、市役所のどこへ行けば、相談に行ったらいいのか分からないんだということを言われたわけですね。そうすると、我々もそうですけれども、これは環境課なのか、それとも農水産課なのか、どちらか分からないという話なんで、こういったエネルギーの地産地消という形で、プロジェクトチームなり何なりを作って、それを窓口とした環境や循環型エネルギー、そして自然エネルギーなどの調査研究といった、そういったものを作ったらどうかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、今ご質問の、今農水産課のほうで進めておりますのは、計画的にはバイオマスタウン構想ということですから、市全体を包括した構想という考え方と思います。

しかしながら、今農水産課で進めております内容につきましては、あくまでも畜産関係ですとか、そういった限定したような中での進める内容の計画になっていると思います。

今、議員がおっしゃっておりますもっと広い意味でということになりますと、所管はどこかとなれば環境課になると思います。

今、議員のほうから提案のありました、そういった市全体で進めていく、そういったチームを組んでいく、こういったことになると、これはまた私個人的なというか、あくまでも市長を含めて内部の中でそういった方向性、こういったことも検討せざるを得ないということになると思います。

今現在の市の総合計画、または後期の基本計画、そういった中では、そういった問題について大きく位置付けは現在はありません。ですから今後の研究課題というようなことでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、今後こういった計画を持っていただきたいと思います。子ども議会でもかなり環境のことについては質問がありますので、その辺のところも考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

続いて、小型家電リサイクル法なんですけれども、今現在クリーンセンターなどに行っても、やはり家電回収されていないんですね。私もそうなんですけれども、袋に入れてそのまま置いてきちゃうというのが現状なんです。先進的に進められているところを見ると、回収ボックスとかそういったものを公共施設なりに置いて、それで回収しているというのが今の現状だと思うんですね。そういった動きをしていけば、必ず、何というんですか、この事業が立ち上がってくると思いますので、その辺のところはどのように考えているのかお聞きします。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの件ですけれども、議員おっしゃるとおりでございます。ただ、この4月1日の施行と同時に、取り組みはまだできないということでもありますけれども、当然この小型家電のリサイクルについては積極的に市としても取り組んでいこうという方向でございます。

あと、この問題についてなんですけれども、この管内の香取地域、それと海匝地域の市町村で集まりまして、この小型家電リサイクルの取り組みについては協議をしております。ただ、今どこの市町村の中でもこの4月1日からスタートできるところというのは、正直ない状況なんです。そういったことで、今市のほうでもごみ処理の広域化についても進めている状況なんですけれども、そういった関係市とも十分協議しまして、1年でも早くそういった取り組みというのを実施していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ実施していただきたいと思います。実は、これは排出者、家電を出すほうは一般家庭なんです。もし、始まるとしたらそれと同時に広く一般市民にお知らせをお願いしたいのと、このように思います。ぜひこれを行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

3点目の防犯灯の公共施設の照明についてということですが、防犯灯、実は茂原市、それから取手市で、もう既に行っております。これを見ると、リースですから初期投資がかなりあります。10年リースという形なんです、これを茂原市では20ワット型蛍光灯の防犯灯、7,450灯全てをLEDに交換しているんですね、昨年7月から9月まで。これによって計算をすると、1灯当たり月100円程度削減できるんですよ。ですので、これはぜひ公共施設なども検討して、公共施設は、もう既に箱根町ではやっております。神奈川県は、全体で図書館とかそういったもので、警察署とかそういったものでも行っているわけですね。

ですので、リースにすればその器具が壊れたらリース会社がやってくれますので、その辺のところも詳しく調査して、ぜひこれはかなり電気代がかかってきますので、その辺のところを考えたらリースに移行したほうがいいのではないかなと、このように思いますので、その辺は調査していただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） これから省エネということで、その方向性だと思います。茂原市、そこら先進事例を見ながら、まず調査をしてみたいと思います。

ただ、今、市で付けております防犯灯、4,681灯、これは今の時点で全て代えられるかどうかはちょっとすぐに答えは出ませんが、どちらの方法がいいのか十分検討したいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひよく調査研究をしていただいて、行っていただきたいなと、このように思います。取手市では防犯灯9,700灯全部をLED化して、10年の経費減で、10年間で6,000万円の電気料金が下がっているという、この事例もありますので、少し調査研究をぜひ行っていただいて、省エネに対してやはりこの東総地域でやはり真剣に取り組んでいるんだというその証明を旭市から発信していただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 俊介） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時10分

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成25年3月6日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市
16 番	佐久間 茂 樹	17 番	日 下 昭 治
18 番	林 俊 介	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦	21 番	林 正一郎
22 番	林 一 哉		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	伊 藤 浩	管 理 改 革 長	林 清 明
総 務 課 長	加 瀬 寿 一	行 推 進 課 長	米 本 壽 一
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	企 画 政 策 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	斉 藤 馨	兼 被 災 者 長	大 木 多可志
保険年金課長	石 毛 健 一	支 援 室 長	高 山 重 幸
社会福祉課長	渡 辺 輝 明	子 育 て 課 長	佐久間 隆
高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁	支 援 課 長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	大久保 孝 治	商 工 観 光 課 長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	建 設 課 長	加 瀬 喜 久
会 計 管 理 者	宮 應 孝 行	下 水 道 課 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	新行内 弘	消 防 長	菅 谷 敏之史
病院経理課長	鈴 木 清 武	病 院 事 務 部 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	菅 谷 充 雅	庶 務 課 長	高 野 晃 雄
体育振興課長	野 口 國 男	生 涯 学 習 課 長	馬 淵 一 弘
農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 瀬 恭 史	監 査 委 員 長	
		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 俊介） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 俊介） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 俊介） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） おはようございます。12番、滑川公英、平成25年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

一昨年、東日本大震災から早くも2年を迎えようとしています。亡くなられた多くの方々に、また2月9日に急逝された嶋田哲純同僚議員に謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

では、質問に入ります。市の行財政改革について、昨年暮れになって発生した中央道笹子トンネル事故で、顕著になった朽ちるインフラ対策としての市有施設の統廃合については、行政はどのようにこれから対応していくのでしょうか。人間の健康管理と同じく予防が大事だと思うが、その対策をとっているのは、今、見えるのは橋梁ぐらいではないでしょうか。

2番目として、市役所本庁舎の構造耐震指標（I s 値）は、防災拠点となるための基準値0.9以下だと推測していますが、本庁舎の耐震指標値は幾らなのか、また新庁舎建設基金も積み立てられていますが、新庁舎建設はどのようなスケジュールなのでしょうか。

3番目として、1年前にも質問しましたが、市有財産の処分及び有効利用をどのように考えているのか、実行した案件があれば報告を求めます。

4番目として、再生可能エネルギー固定買取制度が平成24年より始まりましたが、鎌数工業団地では、数社の太陽光発電装置の設置が進んでいます。ソーラーパネルの設置場所として、工場の屋根、公共施設の屋根、遊休土地等が太陽光発電企業に物色され始めました。そこで、市有施設の屋根貸し、ないしは土地貸しを検討すべき時期ではないのでしょうか。

大きい2番目として、避難タワーの建設について、この質問については一昨日も2名の議員から質問がありました。ダブるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

2番目、1番目はいいです。

市長は、昨年、津波対策に避難の丘を造成するアイデアを披露しましたが、おとといの答弁では検討中とのことですが、なぜ予算化しなかったのか。

避難タワーのデメリットは、50年以内の耐用年数、10年ないし15年ごとのペンキ塗装、ふだんは立入禁止などのメンテナンスが必要です。事故が起きたら、誰が責任をとるのでしょうか。避難の丘は、一度造成すると半永久的に使い、ふだんは公園機能があり、草刈りなどの多少のメンテナンスは必要くらいで、費用対効果は歴然としています。

4日の平野議員の築山構想と同じでしょう。内閣府の防災補助事業には築山需要があります。国庫補助は2分の1の予算を補助いたします。今回の25年度予算は凍結してでも、このようなことを考えてはいかがなものでしょうか。

大きい3番目として、中央病院医師マンション建設について、再整備計画では、解体した病院跡地には駐車場を整備する計画でありましたが、市長も突然で驚いた医師マンション計画が、中央病院最南寄り解体跡地に、医師マンション建設予定地となっておりますが、何度も質問しておりますが、詳しい理由をお聞かせ願いたいと思います。

2番目として、医師不足対策として説明でしたが、その前にやるべきことはあるのではないのでしょうか。全員協議会や議案質疑で、研修生の待遇を正規職員にし、46名の医師確保がつながったそうでありませんか。考えることがあると思います。

大きい4番目として、飯岡しおさいマラソンについて、復興イベントとして、飯岡しおさいマラソンの参加人員、参加料、ボランティア数、総予算、今後の反省点等についてお示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私どもからは、質問の2番目のB、築山のことについてお答えをしたいと思います。

一昨日も平野議員が、質問がありまして、答弁を申し上げました。築山については、当初からの思いはありました。簡易な形での築山は、維持費等もかからないし、土地さえ確保できれば、大勢、上に避難ができるという思いでありました。そのことについて、10メートルの高さ、上部で1,000人くらいの避難ができる、そのような規模にするということで設計してみてくださいというようなこともいたしましたが、1,000人上ということになれば、安全性、そしてまた傾斜の角度によっては、土地が2町歩くらいかかるという話でありました。

工事にも4億円近くがかかるというようなことの中で、それではそんなにも、今、復興をほかにもいっぱいやる事業があるという中で、4億円もかけてやるのがどうかなと、そんなような話も庁内でしまして、優先順位というようなことの中で、避難タワーをまず2基、2基と2年にかけてやろうというようなことになったわけであります。

今、そういうような中でこの4基が順調に進捗をすれば、その後、今、滑川議員からお話がありましたような築山、そういった部分で、計画を立てながら、土地を探し、そういった部分で計画を練っていかねければと設計しているというようなことで、今これから進めたいと、そんなように考えているところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 笹子トンネルの事故を例に、老朽化していくインフラについての対応はということにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、公共施設の老朽化という問題は旭市も例外ではありません。このことは、一昨年の8月に議会の皆様のご理解をいただいて策定いたしました公共施設の活用方針の中でも、既に課題として提起したところであります。

ちなみに、この方針を策定した時点における施設の経過年数、これには、病院と学校を除いておりますが、20年経過した施設が延べ床面積ベースで約68%、30年経過した施設も約47%となっております。

これに加えて、旭市は、合併したことで類似した複数の施設を有しており、若干過剰な状

況と言えると思います。こうした状況は、公共施設の維持管理費を大きく膨らませており、今後も、全ての施設を同じ数、同じ規模で維持していく、そして耐用年数が来た時点で更新していくということになれば、将来にわたり非常に大きな経費が必要となり、このことから、この施設の維持管理費をどう削減、縮減していくかということが重要な課題であるということだろうと思います。

こうしたことから、旭市においては、将来に向けて施設の統廃合を進めることは、避けて通れない課題であるということを確認し、先ほど申し上げました公共施設の活用方針を策定したわけであります。

そして、この方針の中では、平成30年度ごろまでをめどといたしまして、施設の有効活用と維持管理費の削減を図る視点で、必要性を検証し、今ある施設について、今後、残すべきもの、機能移転や廃止すべきものといった方向性を示してあるものであります。

したがって、当面はこの方針に沿って施設の機能移転や統廃合などを進めてまいりたいと考えており、活用すべきとしたものについては、耐震診断等を実施し、長寿命化のための改修をしていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、議員質問のまず1のB、市役所本庁舎の構造耐震指標、それと庁舎建設のスケジュールについてお答えいたします。

建物の耐力指標は、ご存じのとおりI s値で示されております。そのI s値でございますが、国交省が定めております基本指針、これが、地震の震動、衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低い鉄筋コンクリート造り等の建物の基準数値、これがまずI s値0.6以上、まずこういう規定がされております。これが法的な目標値になっております。

国の施設では、その災害時の重要度から、さらに厳しい数値を定めております。これが、この基準数値の0.6に1.5を掛けた数、それで定められておりまして、それがI s値0.9とされています。地方公共団体においても、この基準を満たすことが望ましい、そういうふうに言われております。

さて、現在の建物でございますが、I s値、階層ごとに求められるものになっております。この庁舎の関係ですが、まず南北方向の揺れ、それがY方向、南北方向の揺れに対しては、1階、2階、3階全て耐震の判定数値は上回っております。ただ、東西方向、造りの関係から言いますと、東西方向の揺れについては、この指定値を下回っている、そんな状況になっております。南北方向で一番耐震状況I s値が低い部分が、1階の塔屋部分、吹き抜けにな

っております。その塔屋部分のところが一番低くて0.26、この部分が一番低い数字になって
います。あと、一番高いところは、南北の揺れでも0.26から1.89、そういう数字が出ており
ます。

さて、これに対して、こういう状況でございます。この建物、建築後約50年近くなります。
この本庁舎が防災拠点施設となることは、この機能からして必然的なことであります。建て
替えや補強により、まず基準値を維持すべく、措置を講じなければならないものであります。

その他行政機能の分散による市民サービスへの弊害等を解消し、この行政効率を一層高め
ていくために、平成30年開庁を目途に、新庁舎建設を進めていくこととしております。

それと、議員質問の2番目のA、避難タワーの建設について、2か所の建設場所、規模、
総予算ということについて……

○議長（林 俊介） 総務課長、これは質問なし……。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、市の行財政改革の中のC、これは、議員ご質問のとおり、
1年前にも質問したということでございました。平成24年第2回定例会でご質問がございま
した。そのときには、未利用地の利活用の計画、これに基づきまして、平成24年度予算の中
で、個別具体的に各土地の状況を明らかにしてということは、処分検討地、継続保有地、公共
事業予定地についての個別調書を作成するというところで、それに基づいて利活用なり処分を
図っていきますということでお答え申し上げたところでございました。

これについては、実は、まだ作業が終わっておりませんで、それを待っている状況もあり
ます。それと、実行した案件があれば報告をとということでございましたが、今、手元に資料
がございませんで、実際にこの中で、今年度、処分しているのは、廃道敷、それから廃水路
敷等が主でありまして、その資料が必要であれば、また後で議員のほうにお示ししたいと思
います。

それと、Dの再生可能エネルギーの関係でございます。屋根貸しビジネス等、あいている
土地その辺を検討しているのかということでございますが、庁内におきましては、まだ検討
した経緯はございません。ただ、太陽光発電の屋根貸しビジネスの関係は、学校施設等の屋
根にどうですかというご質問が過去にあったかと思えます。その段階でも、構造的な問題、
それから耐震性の面からも難しいのではないかなというようなお答えをしているかと思えます。

ただ、新たに改修する施設、設置する施設、例えば飯中の体育館でありますとか飯岡地域
の統合保育所などの市有施設の屋根につきましては、ソーラーパネルの設置、それから避難

所等の活用、そういったものを図る予定でいるということで、その辺は、今後、設置していきますということで考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから3番目の中央病院医師マンション建設についてお答え申し上げます。

まず、医師宿舎の建設についてでございますが、この医師宿舎の建設につきましては、医師確保策の一つとして早急に着手する必要があるということで、今回、予算措置をお願いしているものでございます。

建設に当たりましては、さきの9月議会において基本設計をお認めいただきまして、その基本設計におきまして、一つとして医師確保策の一環として早急に着手が可能であること、二つ目として平成27年4月からの入居を可能とすること、三つとして当院の医師の敷地内居住の原則にのった整備とすることと、この三つの基本的な考え方に沿いまして、建設工事を選定し、検討を行いました。

この結果、本年度に解体を行っている旧病棟跡地の一部が最も敵地とあるということになりまして、この場所を建設予定地として進めていきたいというふうに考えているところでございます。

二つ目のBでございますが、その前にやるべきことがあるのではないかとというご質問でございますが、旭中央病院が、地域の皆様方の期待に応え、安定した経営を継続していくためには、何よりもやはり医師の確保が重要であると考えております。

医師の確保につきましては、当院だけでなく全国各地の病院が同様の問題を抱えておりまして、こうした中で地理的条件等にも恵まれていない当院が医師の確保を図っていくためには、やはり医師の処遇の改善や居住環境の改善などにつきまして、できるところから速やかに同時並行的に進めていく必要があるものと考えておりますので、この医師マンションにつきましても、そういった観点から実施するものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、しおさいマラソン大会につきまして答弁申し上げます。

本年2月3日に開催いたしました第24回旭市飯岡しおさいマラソン大会からご質問にお答えさせていただきます。

まず、参加料ですけれども、3,500円であります。ただし、市内の親子と小・中学生につきましては1,000円ということになっております。申し込み人数ですけれども、3,987名でございました。当日、参加された方はそのうち3,572名でございます。ボランティア、いわゆる役員数ですけれども、985名でありまして、五つの班、59の係を配置したところであります。

予算額につきましては、実行委員会のほうで当初予算を組んでおります。1,516万7,000円の予算を組んでおりまして、内訳ですけれども、収入のほうは、参加料を1,028万円、市からの補助金を400万円、協賛金65万円等であります。

支出につきましては、記録集計及び会場設営に590万円、参加賞等の消耗品で330万円等あります。また、「がんばろう！旭」復興支援事業も実施しておりまして、これを補正で組んでおります。262万円の事業を実施しております。総予算は合わせまして1,782万2,000円であります。

主な反省点ということですが、選手側と大会側から申し上げたいと思います。

選手側につきましては、少し案内が不足だったのではないかなということで、受付あるいは手荷物預かり所等の案内不足が言われております。また、駐車場を何か所かに配置させていただきました。少し遠かったのかなということで、意見が寄せられております。

また、大会側ですけれども、985名ということで、多くの役員さんの連携するための連絡の手段ですか、こちらのほうも、もう少し再検討していただきたいということと、選手への配慮、関門規制等がございましたので、やはり案内板が欲しいと、こういうことでありました。

最後に、選手から高い評価をいただいております。平たんで楽しめるコース、またレース以外のサービスが非常に充実したということで、こちらのほうはネットのほうでも高い評価を得ているところであります。

以上であります。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 先ほど24年度の土地の払い下げの関係、処分の関係、今、資料が入りました。

全部で5件でございます。面積としては397.17平方メートルでございます。未利用地の払

い下げはそのうち1件でございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、1番目のほうから随時質問いたします。

増加する一方の老朽化するインフラを無理に維持し続けるよりは、リストラを視野に入れて考えるときが来ているのではないかと思います。先ほどの答弁では、平成30年をめどにという話ですが、そんなにゆっくりでいいんでしょうかね。

神奈川県秦野市では、2009年に、457の公共施設に関する運営費、維持補修費を調査し、公共施設白書として公表しております。新規建設の停止、更新を大幅に圧縮、優先度の低い施設の廃止や賃貸、売却等の方針を決定したそうです。

いずこの地方自治体でも、やがて来る事態ですが、先ほども言いましたように、もっとスピーディーな施策をやるべきではないでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） もうちょっとスピーディーにというご質問でした。統廃合を進めていきたいというのは考えているんですが、スピード感という面では若干ご指摘を受けるようなことになるのかなとも思っております。

その中で秦野市の取り組みですが、昨今、FM、ファシリティーマネジメントというのが広まってきておりまして、その中で、今、議員おっしゃったとおり、施設に関する経費ですとか利用度ですとか再建築に係る費用ですとかをはっきりと書物にして、それをみんなで検討して統廃合につなげていこうというような取り組みが各市で行われております。

旭市におきまして、こうした白書を新年度、検討しながら、その先の公共施設の統廃合につなげていきたいなということは考えております。先ほどご指摘のありました30年というのは、本庁舎等が古い、これが建つのがいつごろだろうかという検討の中で、30年ぐらいをめどには建設したいなという思いで、旧庁舎が残っている期間の取りあえずの方針ということで策定しておりますので、先ほど総務課長からもありましたとおり、30年に新しい庁舎が建つんだということになれば、今度は、建った後のことは、そうした白書を基に検討していきたい、そんなふうに考えております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

先ほどの総務課長の話でも、30年度には完成させたいという話ですけれど、1市3町で合併しまして、重複している施設もたくさんある、そのような観点から、その前に検討するのは当然ではないかと思うんです。本庁舎だけではないと思うんですね。

それで、秦野市では、担当課の名称というのは公共施設再配置推進課となっていますよ。旭市の行政改革推進課は今までに何年たっていますか。データ収集というのは、たくさんできていると思うんですよね。ただし、これを実際に実行するとすると、サンドバッグのような状態になることを覚悟してやっていただかないとしょうがないんですが、その行政改革推進課には、その覚悟はございますか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 覚悟はあるかということでありますので、覚悟はあります。よろしくをお願いします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、期待しておりますので、なるべくこれから無駄なことはやらないという方向で、一生懸命検討していただいて、実行に移していただきたいと思います。

では、Bとして、一般的に構築物の耐用年数は50年と言われていますが、昭和40年代の高度成長期に施工された構築物には、もう既に耐用年数が、切れかかっているのがたくさんあると思います。いつ来るか分からない自然災害に対し、今の本庁舎が防災センターとして機能できないということであれば、もしそうなった場合には、どこに防災センターを急遽、対策室を置くのか。

新庁舎建設に向けて耐震指標の低い例、県内の都市では、千葉市が0.5、市川市の0.33、市原市が0.35、習志野市が0.3、木更津市の0.2弱、浦安市の0.3などは、いずれも検討中ないし完成予定となっておりますので、防災センターと併せ早急に対処すべき事柄ではないのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） まず、早急に対処すべきことだとは思いますが。ただ、簡単にぽんぽんと建つ、そういうものでもないと思いますので、まずはしっかりと計画を立てて進めたいと思っています。

今のスケジュールで考えていますのは、調査を立てることというのは、まず復興、それら

が進んでからという思いが十分ありました。それで、今年度、庁内の検討委員会で改めてもみ始めました。24年度8月に基本指針をまず作りました。それで、早くやらずにかならないという思いがありますので、それで作りました。細かいことを詰めようよということで、それぞれこれも、庁内の担当、ワーキンググループ、そちらも作って、今、動いています。大事なことです。調査をやるにしても、市民の皆さん、議会の皆さん、ご意見を聞きながら、まず進めるのが当たり前のことですので、まずは25年度その指針を基に積み上げたもので、基本構想を作りまして、市民の皆さん、議会の皆さんに説明しながら仕事を進めたいと思っています。

26年度に、市民の皆さんが参画した庁舎建設の市民会議、そのようなものを26年早々に立ち上げて詰めていきまして、それをやっていますと、27年度でやっと実施設計に入って、28、29、これで建設工事、急いでもそのぐらいの日程かな、今の状況ではそう思っています。以上です。

防災センターにつきましては、もしもの場合ですが、前回、3.11のときは大丈夫でした。もしもの場合は、それらに代わるものとして、急いで、今、支所があります。その辺を活用するか、ほかの公共施設、例えば消防の庁舎を活用するか、そのように急遽対応したいと思っています。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） それは、早急に検討しておかないと、いつ来るか分からない話ですから、だから今、データセンターなんかも、ほとんどサブということで、地方に逃げているわけですね。それをやるのが当たり前だと思うんで、どこに防災センターを持っていこうかというのは今すぐにでも対処していただきたいと思います。

平成の大合併では、新市となった都市では新庁舎建設ブームとなりましたが、我が旭市では、学校耐震化にいち早く対処し、一部を除いては、耐震基準を達成しております。行政の本庁・支庁方式が採用されてから7年半が過ぎ、その弊害が市民からもたくさん寄せられております。

大災害の司令塔である防災センターは、すぐにでも新庁舎を造る、造らないでなくて、どこに置くかということは、すぐにでもやはり検討すべき事柄ではないのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） ありがとうございます。

すぐ対応できるような体制を考えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） アメリカでは、世界大恐慌の1930年代に建設された橋梁とかインフラが、1980年代に倒壊や陥没とか、大惨事になりました。今回の笹子トンネルは、その10年、20年後の日本ですから、やはり行政でも対処方法を考えていっていただかないとだめだと思うんです。やはり秦野市のような大英断を行政に求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、インフラ対策と調査、いろいろ含めまして、十分調査検討していきます。ありがとうございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。では、よろしくお願いいたします。

その次ですけれど、C、実行力のない提案だけの行政改革推進課と思うんですが、いろいろある審議会とあまり変わらないのではないのでしょうか。

一昨日の答弁を聞きますと、国と同じで、旭市も財政課が全てを握っているように感じております。やはりここで総務課とか企画課の奮起を促しますが、市長、どのように考えておるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 手厳しい指摘でありますけれども、各課とも、課長をはじめ、それなりに一生懸命やっているということは分かっていたきたいと、そのように思いますけれども、確かに指摘のとおりスピードアップができない部分、これは、やはり市民との合意形成というものも、行財政改革の中では、公有地あるいはまた公有財産、そしてまた公共施設、そういったものは市民との調整という部分もかなりあるわけでありまして、そのところへも配慮していかなければと、そんなような思いの中で、スピード感は、少しは遅くなっているのかなと、そんなようには思いますけれども、各課ともそれぞれの分野で一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 奮起を促します。よろしくお願いいたします。

では、Dとして、コミュニティバス……

(発言する人あり)

○議長（林 俊介） A、B、C、Dになっております、通告は。

○12番（滑川公英） コミュニティバスの側面広告は、やはり素晴らしいと思いますが、同じように、市に売上げが誕生しますが、市有財産の有効利用につながる市有施設の屋根の有効利用面積とはどのくらいあるのでしょうか。もちろん、耐用年数が、20年以上あるのが前提ですが、ちなみに太陽光発電買い取り制度は、売電専門で、出力10キロワット以上で固定価格買い取り年数が20年間です。平成25年度の買い取り価格は、24年度の固定買い取り価格1キロワット当たり42円から少なくとも五、六円は下がるんでないかと言われていますが、もしやる気があるのであれば、危険性のない屋根であれば、貸すのはいかなものでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 公共施設、主な施設の屋根の面積なんですけれども、これははっきり申し上げるとなかなか難しいです。

公共施設の延べ棟数なんですけれども、これは600棟を超えています。

延べ床面積は21万平方メートル以上あります。このうち主なものということで、例えば本庁舎、3支所を合わせて屋根だと約4,000平米ぐらい、それから生涯学習施設の主な施設であるいいおかユートピアセンターとか公民館等を合わせて約2,500平米ぐらい、小・中学校施設20校を合わせて約2万1,000平米ぐらいというような約でしかお答えできませんで、2万7,500ぐらいあると、年数で区切るというのは、確かに議員ご指摘のとおりあるかと思うんですけれども、そのうち考え方によっては、半分ぐらい、約1万3,000ぐらいが、もしかしたら活用できる面積なのかなということで考えています。

ただ、それぞれが、耐震性が今あって、構造が大丈夫ですよということなんですけれども、実際にそれを載せること、少なくとも10キロ以上のものという形になると、それなりの重量がございますので、今度それが載ったときの耐震性というのは、なかなか全部、はかり知れない部分があるのかなと、現実には東京都とかは、もう間をとってやっていたりするんで、その辺は研究させていただきたいなと思っています。ただ、今の段階では少し難しいのかなというところでございます。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、もう一つなんですけれど、公共施設の命名権、ネーミングライツの導入に関しては、行政側ではどのように考えておるのでしょうか。

2002年から2010年までで、全国で99社、平均2,754万円、期間平均が45.4か月だったそうですが、旭市でも、旭市に連なる関連企業に、対象に考えてみてはいかがなものでしょうか。例えばスポーツの森公園を明智スポーツの森公園とか、そういうネーミングのことなんです。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに、いろんな企業が、例えば味の素スタジアムであるとか、そういう形でネーミングライツは募集して売っております。ただ、旭市の施設について、それをやれるかどうかというのは、今の段階では、はっきり言って難しいかなと、それぞれの施設が非常に小さくて、人が多く集めると言っても、公民館的なところが一番多く集まるわけでごさいます。そここのところの命名をしてしまうというのは、今の段階では、ちょっと考えづらいな。ただ、もっと大きな例えば東総運動場が何々ということであれば、それはいけるかなとも思うんですけれども、今、旭市で持っている施設については、難しいということでお答えさせていただきたいなと思っています。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、先ほどの市長の避難の丘に移ります。

市長もご存じのマスクメロンで有名な静岡県袋井市では、1680年に、江戸時代最大の台風で大きな被害を受けて、その後、避難用に長方形の高い塚を築き、その塚のおかげで大勢の命が救われ、命山と呼ばれているそうです。

現在、国道150号線沿いに今も長方形の大きな塚が残っているそうで、袋井市では、避難面積800平米、避難場所の高さが海拔12メートル、土地買収費込みの工事費が2億2,000万円で、今年の8月には完成するそうです。

全国の自治体ではあまり知られておりませんが、東南海地震の地域、静岡県から三重県、和歌山県、それから四国、その辺の自治体では相当な関心を持っております。

障害者や高齢者に優しい築山構想ですので、避難タワーは24年で2か所完成するわけですが、断トツのメリットのある築山構想をぜひ市長は採択していただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 袋井市の命山、滑川委員から資料いただきまして、見させていただき
ました。

私も、よく東京へ行くときに、市川市あたりの瓦れきの山のところを通るたびに、あのく
らいの山があればいいのかなと、そんなような思いでずっといたわけでありまして、築山と
いいでしょうか、自然的な部分での盛り土を生かした、そういった避難場所を造りたいなど、
そんなような思いの中でのいるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、当初、安
全・安心、そしてまた用地の獲得、そういった部分で少し時間がかかるのかなと思っており
ましたけれども、今の試算で、簡単に山を造って、周りに芝を吹き付けるぐらいの程度の、
そういった築山であれば7,000万円ぐらいでできるのではないとかというような今、試算も
出ておりますので、ぜひ今後はそういった部分で検討していきたいと、そのように思います
ので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、よろしくお願いいたしまして、なるべく早く行政にメリットが
大で、デメリットが少ない築山構想をお願いしたいと思います。

では、マンション建設について移らせていただきます。

医師マンションの検討経過は、2月の議員全員協議会で、22年からと答弁がありましたが、
経緯は分かりましたが、経過は全然報告されていません。22年、23年、24年はどのようにな
っていたのか、改めて検討経過の報告をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 昨年の9月議会で基本設計の承認をいただきました後、本格
的な検討に着手いたしました。それ以前につきましては、病院におきまして内部の事前的な
調査検討を行ってはおりましたが、本格的な着手は、9月以降、承認をいただいた後に着手
したものでございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 医師マンションの今までのメンテナンス状況ですが、昨年9月に全議
員で視察した中では、おおかたの議員がよくやっていると評価していたのではないでしょ
うか。民間であれば、スラム化している物件も多々あるやに聞いております。マンション計画
がなぜ100戸なのか、また現在、中央病院が確保している医師マンションは何戸あるのか、

個別住宅があれば何戸なのか、お示し願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 現在、病院が医師宿舎として管理しておりますものは全部で11棟ございまして、この中で、世帯用が98戸、単身用が154戸、合わせて252戸を医師宿舎として、現在、管理しているところでございます。

ただ、この中には、既に古い耐震基準で、30年以上経過したものが3棟ございまして、これらは、今後、継続的に使っていくのは難しいのかなというようなこともございまして、今回の戸数は、こういったことを総合的に、勘案して現在の戸数を算出したものでございます。

また、私ども、敷地内居住を原則としておりますが、一部、入居のタイミング等が合わず、外部の一般のアパートを借りている者も一部ございます。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、医師マンション計画も患者様の利便性を考えた駐車場建設計画も白紙同然だと思うんですが、一度あることは二度あることで、市長も議員も提案されたことには、もう驚くことはないと思いますが、中央病院検討委員会で検討されようとしている地方独法には影響があるのではないのでしょうか。

前提でさえ不透明なのに、評価委員会と地域目標以外は病院理事長に出られて、機動性、柔軟性に富んだ経営ができるようになります。今の計画が議会無視の証明のようにとらわれているとは、病院側では思っていないのでしょうか。

18年に、市長の私的な検討委員会で、前提から地方独法の検討を除外して、突然の公設民営化を打ち出して葬られた経過がありますよね。皆さんの理解が得られるような施策を行うべきではないのでしょうか。少なくとも、市長、議員の皆様の納得がいけるような説明、ないしは今までのプレゼンスが少なかったのではないのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院の行う事業につきましては、議員のご指摘のように、今後とも、議員の皆様方あるいは患者様、市民の皆様方にもより懇切丁寧な説明に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、次に移ります。

もう2013年になりましたが、時代が変わり、事業管理者を別に置くという今議会で議案も上程されております。病院敷地内に医師マンションを自費で建設するというのも、これは違うようにした場合には聖域ではないと思います。民間でできることは民間でやってもらい、20億円の経営資源は、内部留保なり医療部門に、再投資などに充てるべきなのではないでしょうか。

医師マンションを民間にして建設してもらい、一括借り上げとかもあるのではないのでしょうか。固定資産税が旭市に入り、病院も建設会社も三方マル徳のように思われますが、いかなもののでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院といたしましても、今後の宿舍整備につきまして、民間の力を活用していくということは当然あってしかるべきだと考えております。ただ、今回の医師宿舍の建設につきましては、何よりも医師確保策の一環として早急に着手する必要があるという観点でお願いしているものでございまして、やはりこのマンションにつきましては、まず自前で造らせていただくということで、今後の整備につきましては、ご指摘のあったような民間活用についても幅広く検討しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 医師の先生方が、子弟の教育環境に問題があるように、市民の皆様は思っております。例えば、先生方が通勤できる範囲で、教育環境を納得してもらえる地域に、住宅を提供するなど、さまざまな選択肢があると思いますが、病院イコール事業管理者で、既にそういう体制というのが崩れる環境にあるわけですから、考え直すことはできないのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） やはり24時間救急とか、市民、患者様の多様な医療ニーズに的確に迅速に答えるためには、現時点におきましては、医師の敷地内居住の原則が最も望ましいものというふうに、病院としては現時点では考えております。そうした中で、すぐ駆け付けられるところにお医者さんがいていただくということは、やはり安心感、いろんな面での体制としては、現時点では最も望ましいではないのかというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、最後ですけれど、医師不足対策を前面に押し出している約20億円の医師マンション建設ですが、新規投資に対し経営リスクが大いにあると思いますが、外部の中央の監査法人のアドバイスは受けているのでしょうか。

また、診察室を閉鎖したまま外来収入が1.6億円増加するのは、患者数の増加なのか、それとも患者負担増なのか、どちらのウエートが多いのか、それともイコール・イコールなののでしょうか。その辺もお答え願いたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 今回の宿舍建設に伴う資金計画につきましては、内部でもしっかりと検討いたしまして、長期的な病院経営に特段の支障はないということを確認の上、お願いをしているものでございます。

また、来年度の予算につきましては、外来収入が増えているのではないかとのご指摘だと思うんですが、これにつきましては、25年度は診療報酬の改定年度ではございませんので、基本的には医療の高度化等によります診療単価の増というものを25年度については主に見込んでおります。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。じゃ、ダ・ヴィンチを有効利用していただきたいと思います。

それでは、マラソンに入ります。

五つのコースに分かれて、3,500人強の参加をいただいたマラソンですが、今、全国では市民マラソン大会が空前のブームとなっております。県内でも、佐倉健康、館山若潮、アクアラインとフルマラソンが増加しておりますが、しおさいマラソンではハーフマラソンの参加者が1,300人強おります。地域振興にもインパクトのあるフルマラソンの開催を考えていることはあるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、フルマラソンということでお答えいたします。

まず、しおさいマラソンですけれども、体育協会の主催でございまして、議員おっしゃるように地域振興も目的の一つとしております。昨年ですけれども、23回大会からは、コースを市内の海岸道路10キロ往復するコースに変えまして、より広域的な大会となりました。

また、予算面につきましても、参加料を3,000円から3,500円にアップいたしました。また、運営につきましても、中心となります体育協会、また実行委員会をはじめとする市民ボランティアの方々に、深いご理解をいただきまして、大会のほうは成り立っております。

また、新しくなったコースですけれども、非常に交通規制がやりやすいということで、警察のほうからも評価をいただいております。そういったことから、現在は、フルマラソンへの移行につきましても、計画はございません。当面は、現在の海岸コースのもとに、開設種目、今25種目ございますので、こういった種目のスリム化あるいは制限時間等の延長を検討いたしまして、より多くの市民ランナーが参加できる体制づくりを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 日本全国では、約160ぐらいのマラソン大会がありまして、千葉県でも5,000人以上の参加大会が24年度に6か所ありました。皆さんがご存じの富里市のサイクルロードレースは、約1万4,000人が参加しております。

飯岡地区の発展、旭市の知名度向上に向けて、おもてなしの心で、しおさいマラソンは、フルマラソンをやらないとしても、もっと充実していただければと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も、飯岡しおさいマラソン、旭市の大きな一つのPRのイベントにしていきたいと、そんなような思いでいるところでありまして、フルマラソンについてもその中で少しは協議をしたこともあります。

ただ、昨年から海岸線を少し延長して、富浦地区まで延ばしました。そういった部分で、警察との調整、そういったものもかなり綿密にやるし、その交通規制も、時間によってどうのというような部分で、本当に厳しい部分がありますし、フルマラソンに延長して、光のほうまでコースを延ばすとか、周回コースは恐らくできないと思います、交通規制の中で。

そういった部分で、大きな障害があるというような部分の中で、現在、ハーフマラソンを

充実したハーフマラソンにして、種目を少なくするとか、制限時間を長くするとか、そういった部分での改善を図りながら、目標としては、今年も5,000人は超える参加者を目指したわけでありますけれども、少し足らなかったわけでありますけれども、これは近隣の市との競合という部分もありますし、そういった部分も含めまして、今後、十分検討して、旭市の一つの大きなPRのイベントにしていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 期待して質問を終わります。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 俊介） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成25年旭市議会第1回定例会において一般質問を行います。

質問に入ります前に、先に急逝されました嶋田哲純議員に対し、心から哀悼の意をささげます。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず、市の活性化について2点ほど伺います。

我が国は、有史以来、大きな災害、戦争等を除き、初めての人口減少期に入りました。昨年は20万人以上減りましたが、やがては100万人ずつ減っていく予想です。政令指定都市が一つずつなくなることと同じです。

本市でも、例外ではなく、少しずつではありましたが、増えていた人口が減り始めました。合併当初の予定より早いペースで人口が減り続けています。市の活性化には、人口減に対する対策と企業の誘致は欠かせません、併せて伺います。

次に、農業問題について伺います。

旭市の基幹産業であります農業であります。環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の問題を含めて、大変な時期に差しかかっています。環太平洋という言葉に惑わされがちではありますが、アメリカの狙いはずばり日本です。

両者の関係を分かりやすく人気アニメ「ドラえもん」のジャイアンとのび太に例えた人がいました。幾ら正しいことを言っても、のび太はジャイアンの言いなりです。

今の日本農業は、まだまだ補助金なしでは太刀打ちできません。ＪＡの施設に対しては、フレッシュグリーンに補助金がつき、大変感謝しているところであります。原則建て替えには補助金につかない、あるいは年度がまたがるので、困難だというお話がありましたが、担当者、関係者の皆様方のご苦勞に改めて敬意を表します。

耐用年数も過ぎ、これから一斉に更新時期を迎えるＪＡの各施設に対する補助金のお考えを伺います。

最後に、新市建設計画について４点ほど伺います。

三つ以上の自治体の合併としては、県下で初めて合併をなし遂げた旭市、間もなく８年になろうとしております。当時は、旭市、海上町、飯岡町、干潟町の首長初め、関係者の皆様方が、英知を結集し、合併の条件とも言える新市建設計画を作成いたしました。主要事業の進捗状況について、地域内連絡道路の整備について、交通安全対策事業について、防犯体制の充実について、以上４点について伺います。

再質問は自席にて行います。

なお、答弁は、明確、手短にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、１番目の市の活性化について、（２）の企業誘致についてということで答弁をしたいと思います。

人口減の対策の一つとして企業誘致は重要であります。働く場がなければ、若者の定住は

なく、雇用人数の多い優良企業の誘致は重要な課題だと認識しております。また、雇用は、当然のことながら、地元での消費活動へともつながり、地域経済の活性化としても大きな力となるものと考えております。

千葉県土地開発公社が造成した市内鎌数地先のあさひ新産業パークへの進出企業は、近年の厳しい経済情勢を反映し、平成20年度には1社、平成21年度には2社、平成24年度に1社と少ない状況が続いております。一方、問い合わせ自体は、平成23年度に27件、平成24年度につきましては、1月末現在で41件と多数があります。

しかし、雇用につながる工業等の進出は1事業者となっております。原因はいろいろあると思いますが、一番大きな問題であります道路網の整備、銚子連絡道路の整備促進、これは、本当に近々の課題、急務だと、そんなように認識しているところでありまして、そのことに全力をこれから尽くしていきたいと、そんなように思っております。

また、現在は、工業団地には大手のメガソーラーの会社が、二、三社進出があると聞いております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、2点お答え申し上げたいと思います。

まず、大きい1番の（1）市の活性化に関し、人口減に対する対策についてお答えいたします。

旭市においても、前年比較で500人程度減少し続けている状況であります。その対策については大変重視しております。人口の減少に関して、全国的な問題であり、決め手となる施策はありません。子育て環境の整備、拡充や移住に対する奨励金などを複合的に進め、少しでも減少に歯どめをかけるという視点が必要と考えております。

具体的には、市長から施政方針で申し上げましたが、市外から旭市への移住を促進するための定住促進奨励金をはじめ、平成24年度から増額しました出産祝金、乳幼児を対象とした紙おむつの給付、中学校までを対象とした子ども医療費の助成、それから飯岡地区の統合保育所の整備、放課後児童クラブの建設など、移住や子育て対策を推進していくことともに、70歳以上の方を対象とした肺炎球菌ワクチン接種費用の助成等、人口減少対策として取り組んでおるところであります。

いずれにしましても、人口減少への特効薬がありませんので、さまざまな事業を継続して、

住みよい旭市、実現していくことが重要と考えております。

それと、もう1点、大きい3番目の(1)で、主要事業の進捗状況ということで、新市建設計画であります。

主要事業につきましては、6本の方針ごとに掲げてありまして、合わせて181事業あるわけであります。全体を数値でお答えするのは難しいものですので、主要事業のうち主なものを申し上げたいと思います。

一部に未着手の事業もありますけれども、主要道路のほかにも、主要排水路に関しましても、椎名団地だとか川向西野地区、飯岡停車場線、三川小南、塙地区とか、あとは干潟小の南側の県道旭小見川線沿い、こういったのもやっておるわけであります。

その他、学校施設、公園、農業基盤整備、観光交流イベントなど、新市建設計画に掲げられました事業については、おおむね順調に進捗しておると、こんなふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、2番目の農業問題についてお答えを申し上げます。

ご承知のように、旭市の農業産出額は千葉県第1位でございます。中でも、トマト、キュウリなどの野菜は県下有数の産地となっており、出荷流通施設は市の農業を支える重要なものとなっております。

今回、議員おっしゃいましたように、フレッシュグリーンの選果施設は、国の補助事業を活用し、改修を支援したところでございますが、既存施設の改修につきましては、同程度の規模や能力での更新的な改修は難しく、現在は、能力の向上、上位規格品の増加、高利用率等、多くの事業採択要件をクリアしていくことが求められております。

今後はでございますが、既存設備の改修等を行う施設につきましては、早い時期から計画を立て、国、県の情報を収集して、適切な事業採択をする必要がございます。市におきましても、農業者、農業団体と情報を共有し、必要なことは、国、県へ情報発信を行い、補助事業の有効な活用を図り、農業経営の安定のため支援をしてまいりたい、このように考えてございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、地域内連絡道路の整備についてお答えいたします。

新市建設計画に位置づけられている地区内連絡道路としましては、全部で9路線ございます。そのうち5路線が着手しておりまして、4路線はまだ未着手ということになっておりま

す。

次に、交通安全対策であります、主に通学路、交通量の多いところを中心に、整備を行っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、防犯体制の充実についてお答え申し上げます。

防犯体制の充実として何点かお話いたします。

まず、地区内の道路等に夜間の照明として防犯灯の設置、これは年々追加して増やしております。それから、防犯指導員による防犯パトロール、防犯の講演会、イベントでの啓発活動、また子どもの安全対策といたしましては、入学時に新1年生に防犯ブザーを全員に配布したり、また学校のスクールガードリーダーの配置、そういうことが挙げられます。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

まず、人口減に対する対策であります、やはりいろいろな子育て支援事業等々、これも結構だとは思いますが、自然減、自然増等がありますが、これはそんなに変わらないと思うんですよ。ただ、まちづくりの新市建設計画を見てみますと、当初の予定よりも大幅に人口が減っています。これで見ますと、平成26年度の人口予測を7万320名と予測しているんですが、今現在6万8,480名です。予想よりも2,000人以上減っているんですね。ですから、そこに大きな問題があると思って、今、質問しているんです。

生まれる数と亡くなる数は、そんなに狂わないと思うんですよ。ですから、一番の原因は、高校を卒業したあたりから大学生あたりの年代の人たちが、旭市からどんどん出ていっている、こういう状況だと思われますと私は思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本寿一） この辺は、実は、去年の平成24年1月から12月までのデータを見てみますと、自然減というのが、生まれてくる子どもの数とお亡くなりになる数、ここがやっぱり大きいんですね。1年間で減ったのが456人です。456人のうち自然減が302名ということで、生まれてくる数とこのお亡くなりになる、この辺がもうほとんどである。転出入は154人の減であるということですので、議員とちょっと解釈が違い、や

っぱりこの生まれてくる数が少ない、ここのところじゃないかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですか。じゃ、ちょっと違いますね。じゃ、その子どもの生まれる数が減っているというのは、やはり前にも質問しましたが、よく一生のうち女の人が産む子どもの数が、1.2だとか1.4だとか言いますが、結婚した人は、だいたい2人か3人は産んでいるんですよ。周りを見渡してください。見ても、だいたい2人か3人は、お子さんはいるんです。問題は、結婚しない人、晩婚化とか、いろいろ理由はありますが、遅れちゃった人とか、それも原因だと思うんですよ。

それと、もう一つ大事なのは、子どもを産みたくても産めない人というのはいるんです。今、10組に一人ぐらいが不妊に悩んでいるでしょう。ですから、そういったところへ対する支援というのは考えていないんでしょうか、前にも1回質問したことがありますけれども、不妊治療に対する例えば支援とか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 不妊治療に対する支援でございますけれども、県で行っている補助、それだけであります。今のところ市のほうでは考えておりません。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 市のほうの補助を考えていないということは、ぜひこれはお考えいただきたいと思うんですよ。人口が7,900人ぐらいしかない北海道のある町では、ちょっと名前は忘れましたが、全額不妊治療の補助金を出しているんですよ。不妊治療は、病気じゃないから保険もきかなくて、治療費が高度になりますので、言われるんです、1回、2回行ったら、もう貯金がみんななくなっちゃって、受けたくても受けられないんだということです。

これは、今、晩婚化の影響もあるんですね。年を重ねるごとに不妊の率が増えますので、ですから早目の対策が、より効果が高いということなんです。県の補助金だけということですが、2010年の9月時点で521の市や町が独自に補助を出しているんです。ですから、全額を出せとは言いません。たとえ5万円でも6万円でもいいですから、補助を出すというような考えは、ぜひお考えいただけないでしょうか。市長、どうでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 当市としまして、人口減少対策も、最優先に、今、掲げている事業でありまして、本当に減少を少なくしたいという思いで、今、市政を担っているところでありますので、その辺につきましても、いろいろ外部の状況、そしてまた本当に少子化の要因、いろんな部分を含めながら精査しながら、きちっと不妊治療に対しまして前向きに検討していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。

一昨日の飯嶋議員の質問に答えて、市長続投というような質問がございました。前向きに検討するということで、私どもはもう出馬表明と受け取っております。ぜひ、今、市長は、かわる必要もないし、かえる必要もないと思っております。ですから、前回の子育て支援のときに、たまたま市長のマニフェストに紙おむつ事業が入ったんですよね。非常にいい政策でよかった。ですから、今度もぜひ不妊のほうのあれも入れていただけるといいかと思ひますんで、よろしくお願いいたします。前向きな答え、ありがとうございます。

続いて、企業誘致について伺います。

運動はしていただいているようでありますが、毎年1社か、そのぐらいしか来ていないということでございます。周りを見渡しても、キンセキ社の後の京セラが撤退したり、あるいは海上地区あたりの日華化学も神栖市へ行ってしまうと、こういうことで、かえって流出している企業のほうが多いんじゃないかなと、こんなふうに思います。

流出する企業があっても、入ってくる企業があれば、これは平気なんですけれども、千葉市の市長は、熊谷市長、この人は、やっぱり直接、企業関係者を招聘して、市の魅力や補助金などについて、市長が独自に講演・交流会を催しています。

これから企業誘致は激化してまいります。千葉市の場合は、1月までに、もう既に12社以上成功しているようでございます。このように市長のトップセールスも必要かと思いますが、この件に関していかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 以前から滑川議員も、そのトップセールス、私も、議員のときから、そういったような部分で、トップが、企業を回って歩いて、誘致をしなければ成功はしないというようなことも、随分前からそういった考えは聞いておりまして、私も、そういった部分

では、本当に十分やっていかなければならないのかなと、そんなような思いでいるところがあります。

つい先日、今年になって旭市出身の双日株式会社の会長に、産業経済交流会、もとの名前ですけども、産業経済交流会ということの中で、講演会をしていただきました。その際、事前に30分くらい時間をとっていただきまして、双日の会長、もとの日商岩井とニチメンと言ったかの会社の合同の会社で、今、日本の企業の中でも相当の上のほうでありまして、年間売上げが4兆5,000億円、連結の従業員数を含めると1万9,000人がいるそうであります。そんな方が旭市の出身だというようなことで、本当に驚いたのと同時に、事前に30分間、双日の関連企業でも、何か旭市へ、ふるさとへ何か恩恵といいたいでしょうか、恩返ししていただけないかというような話をしましたけれども、十分考えておきますというようなことくらいで、対応であったわけであります。

今その後、担当の秘書課長にも命じまして、旭市の出身の企業といいたいでしょうか、成功している方々の名前を挙げていただいて、それらを一覧表にして、その一人ひとりに当たっていきなと、そんなような思いも、今、調べさせていただいておりますので、それができあがったら一人ひとりに交渉してみたいと、そんなように思っているところありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 全く実は私もそれをお願いしようと思って言ったんですね。県内の工業団地は、もう一時500ヘクタールを超えていたんですが、今200ヘクタールを切っているというんですよ。しかし、袖ヶ浦市とか茂原市の工業団地は、また大きな工業団地ができるそうです。しかし、これが完成するのは17年度だそうですので、その間、時間があります。

ですから、たしか私もその企業のセミナーは聞きに行きましたが、おっしゃっていましたよね、双日の会長が。非常に大きな会社で、国内に133社、海外に350社以上あるその会長が言っていましたよ。2度ほどたしか言ったと思います。旭市のために何か恩返しをしたいと、相談に乗りますとおっしゃっていましたんで、ぜひこれはお願いすべきだなと、それを強く感じたわけで、今、市長からお答えがあったんですが、全くそのとおりで、ぜひお願いしたいと思います。

そして、その双日の会長が言うには、企業の2番目ぐらいか、バイオ燃料にも大変その会社は力を入れているということだったんです。

先日も伊藤議員のほうからバイオ燃料についての質問も出ました。あと、前には同僚の大

塚議員のほうから、同じような燃料の質問も出ましたので、バイオ燃料に非常に力を入れているというこの会社、ぜひご協力をいただければ進めていただきたいと、このようにお願いをしたいと思いますが、再度お願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 担当の商工観光課長とも話をしていたんですけれども、加瀬会長、双日の会長のところへお礼をしながら、先日、講演料は無料でありました。本当に地元へ来て講演ということでありましたので、それは恩返し的一端として受け取れないということで、そういう部分も含めてお礼しながら、また新たに進出していただきたいということをお願いに行くつもりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願いします。過去には、名誉市民であられたキッコーマンでしたか、茂木啓三郎さん、千葉県経済界の重鎮で、やはりその方を当時の県会議員がお願いして、日清紡でしたか、来たという経緯も聞いております。ですから、そういうやはり経済界の大物がいるわけですから、その人たちの人脈は果てしないものがありますので、1社でも2社でもいいですから、その方の関連企業をぜひ旭市に来ていただきたいと、このように再度お願いして、次の質問に移ります。

農業問題についてですが、早い時期に出してくれということであれば、やはり建て替えてあっても、そういう補助事業の該当になるということではよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 現在、国の体制ですが、フレッシュグリーンの場合も、強い農業づくり交付金という事業を活用いたしました。やはり事業者である農協のほうでしっかりとした計画を作っていただければ、早期に国のほうへの要望等はできます。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

実はいろんな施設があります。フレッシュグリーンはやっていただきましたが、ライスセンターであるとか育苗センターであるとか予冷库、出資センター、さまざまな施設の建て替え時期が、今、更新時期に入っております。

前回は申し上げましたが、補助事業をやっても、そこから今度、逆に市のほうに固定資産

が入ってくるわけですよ。ですから、お互いにいいわけですので、ぜひ、そういう市内にある施設に対しては、農協のほうは、あまり補助事業については、そういった点、ちょっと皆さん方よりはるかに劣りますので、そういった事業がありましたら、単年度でつく事業もありますでしょうし、今度、T P Pの関連で、また新たな補助事業、当然、出てくると思いますが、いち早く知れる立場にありますので、先ほども言いましたが、全ての施設が、もう耐用年数が来ております。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 現在の施設の中で、一つ、この間、国のほうから通達が来ましたが、過去に補助事業を使って建てた施設の更新につきましては、最初の補助事業でやりました計画、達成率が70%程度しかないものについては、再度、補助はしないということが伝えられております。

それ以外のものにつきましては、利用者の方の利便を図る部分でありますので、我々といったしましても、先ほど申し上げましたが、国の強い農業づくり交付金以外のメニューで該当しそうなものがございましたら、支援をしてまいりたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入りますが、主要事業、幾つもあるので、大ざっぱですが、だいたい8割ぐらいは進んでいるということですのでよろしいですか、ざっくりで結構です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 木内議員、ちょっと前提として、こういう状況があります。着手した、始めたということでご理解をいただきたいと思います。そういうことであれば、議員おっしゃるように、その程度はというふうにお答えしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 結構でございます。

それでは、地域間連絡道路の整備についてお伺いいたします。

建設課長、いつもよくやっていただいてあれなんです、一番聞きたいのはここなんです、申し訳ございませんが、道路の9路線中5路線は着手してくれたということですが、アクセス道とか、みんなもうやってもらっていますね。これは非常にいいんですが、海上町道0208

号線、0207号線が合併前の8年前と全く同じ状況なんです。ですから、この道路に対してはどのようなお考えか、すみません。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 確かに、0208、0207は新市建設計画に地区間連絡道路の整備として位置づけられておりますけれども、今現在、海上地区で排水と道路の工事を行っております。

どれが先で、どれが後かということもあるでしょうけれども、さっきも言いましたように、地区間連絡道路は4本の工事が未着手で残っておりますので、その工事が、海上地区が、今、言われたところと飯岡地区が二つと、干潟地区が一つありますけれども、これからその今やっている海上地区の工事の進捗状況を見まして、これから合併特例債も延期されておりますので、合併特例債と、あと今であれば社会資本整備総合交付金事業などの整備の補助事業も絡めまして、整備しないわけではないと思いますので、これからその進捗状況に併せて検討という形になってしまうんですけれども、一応、載っていれば合併特例債に合致しますので、まずやらないということはないと思いますけれども、検討していきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） よく分かりました。

じゃ、次、市長にお尋ねしますので、実は、これは、合併前に滝郷地区は大変反対の機運が大きかったんですよ。というのは、海上町の一番隅っこだったのが、今度、大きなまちの一番隅っこになってしまうと、取り残されてしまうということで、大変うちのほうは反対が多かったんです。議会で泣きながら反対した議員もいたんですよ。

そういった状況でそのとき説明したんです。合併をしたら、うちのほうも、分かりやすく言えば鶴巻小のコンビニのところからずっと上に行く道路、「この道路が、あのような具合にセンターラインが引かれて、歩道もついて、広い道路が全部来るんですよ、皆さん」と「ですから、よくなるんですよ、合併したら」ということで説明した経緯があるんです。そうしたら、そこにいた区民の方々が、それならいいなと、それならうちのほうも用地提供するよと言った経緯があるんですよ。

それから、8年たって、先日、区の総会に呼ばれてまして、どうなっているんだと、全く進んでいないと、よその道路はほとんどできているんですよ。谷丁場遊正線であるとか、よそがどうだとかいうんではないんですよ。よそをやらないといけないですが、先ほど企画課長

が言ったように、手がつけばいいんですよ。手がついてもらえれば納得するんです、幾らかでもいいから。

ですから、全く手つかずで、市長とかはよくゴルフへ行かれるんで、時々、銚子カントリーへ行く方は分かると思うんですよ。上の道路、途中まではあんと広い道路で、うちのほう来たら狭くなっちゃって、前から車が来たら、すれ違うのを待っているんですよ、片方の車が。それで、この道路は、国道、県道、一級幹線道路に次ぐ二級幹線道路なんですよ。ですから、飯岡の方々とかが、鹿島、神栖市に行く通勤道路です。逆に、銚子市、鹿島、東庄町のあたりの人が旭市へ勤めに来るその道路になっているんですよ。

ですから、この道路は、全く手つかずのまま、今、合併特例債云々と言われましたが、本来であったら合併特例債は、もう間もなく2年で切れちゃう道路なんですから、やはりやらないわけではないではなく、市長、どうですか、市長のほうからご答弁願います、課長はこれ以上無理でしょうから。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 0207、0208線、せんだって木内議員の一般質問の原稿を見まして、その後、秘書課長と一緒に通ってみました。まさしく見広から岩井のところまでは、歩道がきちっとついて、それから松ヶ谷までが全然構っていないというような現状を見ました。それと同時に、東庄のほうからは、今、工事もやってきているというようなことの中で、確かに遅れているなど、そんなような感じは持ったところであります。

けれども、今、東総水道企業団の石綿工事といひましようか、埋設工事が今やったところの中で、今それを舗装するというような話もありますし、その東総水道企業団との話し合い、調整をしながら、それが、向こうで整備するのが待てるのかどうかという部分をよく調査しながら検討していきたいなど。

それと同時に、今、避難道路といひましようか、復興の部分がありまして、避難道路の認定をしました。その中で、復興交付金の申請の中で、これも、期限が限られている中、建設課の職員、20人くらいでありますけれども、用地買収から測量やら、いろんな部分の中で、時間もかかるということもあります。そういった部分では、これから少しでも水道企業団との調整が済めば、市としても、検討といひましようか、着手していきたいなど、そんなように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 早速、見に行っていたいたということ、本当に感謝申し上げます。

見ていただければ分かると思うんですよ。こちらからずっと行って、2車線でセンターラインがついて、水銀灯がついた道路が行って、0207に入ったら何もない。それでまた、東庄町へ行ったら、隣の東庄地先ですよ、あれは東庄の一番外れですよ、当然。やっぱりセンターライン付きの歩道が、しかも両方歩道つきですよ。それが松ヶ谷地先まで来ているんですよ。それで、松ヶ谷と岩井の間だけそのままと、これでは私も、やっぱり説明しろと言われると、一生懸命頑張りますと言うしかないんですよ。確かに津波の道路も緊急ですから、それはそれで理解を求めますけれども、幾らかでもいいから、取っかかりでも始まっていただけませんか。50メートルでも20メートルでもいいですよ。それをやれば、やってくれたということになって、そのぐらいどうですか、市長。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、水道企業団が、先ほど整備をするというようなことで、1年か2年のうちに舗装整備するという話もあります。その中で、それを少し待ってもらえるということが確約できれば、旭市のほうからの歩道を含めた整備はしていきたいと、そんなように思っております。

確かに、通ってみて、ゴルフは、昔は行っていたんですけど、今はあまり行きませんが、その途中、よく道路が整備されたらレインボーまで近いのかなと、そんなようなこともありますので、ぜひ、そういった部分で、アクセス道、合併後の大切な地域間交流の道路でありますので、検討といたしましょうか、着手の方向で進めていきたいと、そんなように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） どうもありがとうございます。とにかく、鹿島へ行く二級幹線道路は2本しかないわけですから、ですから、あれは、行く人だけではなくて、向こうから旭市へ勤めてくれる人たちも使うんで、ぜひよろしくお願いします。

ですから、次の交通安全対策に入りますが、やはりこれが、広くなって、歩道付きの、センターライン付きの広い道路になれば、子どもたちの交通安全上も大変いいんですよ。あの区間は、どうしても、東庄町、銚子市の方々にも言われるんです。寂しくて通れないと言うんです、夜になると。ですから、そういった面でもありますので、それが広くなれば、この交通安全対策というのは、私は、今後のこともお願いしたいんで、それができれば一挙に解

決ですので、次の質問に移ります。

最後の防犯体制の充実でございますが、一昨日やはり宮澤議員の質問にもございました。旭市が、ひったくりの件数が何年ぶりかで、ひったくりが4件発生したということです。そのひったくりの犯人はいまだに捕まっていません。全部この近辺ですね、起きているのは。

都市部だと、だいたいひったくりをやると、どこかの防犯カメラに必ずひっかかるというんですが、旭市には、それが全くないので、犯人の全然皆目見当がつかない、まだこれからも起こってくるのではないかと想定されるわけであります。ですから、防犯カメラの設置、ぜひこれが一番まさると思うんですが、いかがでしょうかね、何回も質問していますけれど。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 何度か防犯カメラのお話は伺っています。防犯カメラは、捜査上かなり有効だということは言われています。ただ、旭市としまして、旭警察署ももちろん大変頑張ってくれておりますし、たまたまひったくりは3年間ありませんでした。ちなみに、前もお話ししたと思うんですが、自治体で防犯カメラをつけていますのは、かなり繁華街を持った地域、ご存じでしょうが、そういうところでございます。

今、市では、市の施設には、防犯カメラ、施設内の安全、それを守るために、お客さんの権利保護、そのためにもつけておりますが、公共の場に今の時点で防犯カメラを積極的につけるという考えは今のところありません。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ないと言われればしょうがないんですけど、千葉県は、ご存じのように、ひったくりがワーストワンで、森田知事は、ひったくり防止何とか対策条例といって、防犯カメラに補助金は出しているんですよね。その補助金を使った自治体が、もう幾つもあるわけです。

今度、安倍総理になって、安倍総理も、安心・安全ということで、防犯カメラには補助金を出すと言っているんですよ。そういうのをぜひ検討するお考えはないんでしょうかね。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 県もいろんな手だてをやってくれていまして、今、議員おっしゃられた防犯カメラの補助金もその一つになります。昨年あたり、ちょっと数字はあれなんです

が、14市でその補助を取り入れたようです。これは、県がやっているのは、自治体で防犯カメラをつける場合、ひったくりの多発地域にその補助金を交付する、そういう要綱になっております。そうしますと、ただ手を挙げても該当はまずしない。

千葉県として、昨年から移動交番を全県下に配置してくれました。これらの効果も、私どものところはかなり大きいかなと思っています。

以上です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） あまりしつこくなくても……もうちょこっとだけ言わせてくださいね。

じゃ、ひったくりがもう少し増えればやってくれるのかなと、こう思っちゃうですが、それは冗談として、増えて犯罪が起きてからではだめなんですよ。ですから、日本一安心で安全なまちづくりを目指すんですから、つかなければ、じゃ市の予算で幾らかでも切っても、それで旭市がやっているんだと、先ほど議長の許可はいただいて、これはもらってきたんですよ。旭市では、自転車の盗難が小さい警察署なのにワースト3だというんですよ。自転車の盗難が一番多いと。盗難の多い旭駅、飯岡駅、干潟駅、サンモール、この4か所にある方策をやったら、今年の1月31日から2月28日まで、その4か所で自転車の盗難が、実は全くゼロになったと、4か所ゼロ。千葉県でワースト3だった盗難がなぜだと思いますか。議長の許可いただいたんで、これはありますが、単なるこれです。「自転車にはツーロック」という二つ鍵をかけると盗まないというんで、ただこれをホチキスでハンドルにとめて歩いただけだそうなんです。きょう例えばイエローだったら、あしたはグリーン、その次はピンクとやるそうです。そうすると、このやつが、ずらっと自転車にホチキスでとめてあると、1日置いて、あると色が変わるわけですから2日目の自転車、ただこれだけで、警察官が、毎日、来ているんだなというのを自転車泥棒の人が思って、4か所、あとがゼロだそうですよ。ですから、それだけの効果はあるんです。

ですから、防犯カメラもあるよと、防犯カメラを照らしているだけでこういう効果もあるので、今度、コンビニにやるやつは何でしたっけ、それと併せて防犯カメラを設置してくれると、警察も、非常に助かると、こう言っていますので、前向きにお考えいただけませんか。コンビニボックスです、ごめんなさい。コンビニボックスを併せて、防犯カメラ、街頭カメラを設置してくれると犯罪は大幅に減るので大変助かるんですよ、こうおっしゃってられますが、いかがでしょうかね。これは最後の質問です。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、日本一安全で安心なまちづくり、そういった部分をキャッチフレーズといいしょうか、そういった部分でまちづくりを進めているわけでありますので、そういった犯罪は少しでも少なくしていかなければならないと、そういうような思いは強いわけであります。

ただ、防犯カメラの設置については、プライバシーの問題といいましょうか、そういった部分もあるのかなと、それと同時にこれから警察とよく協議して、モデル地区といいましょうか、モデル的な部分で市が設置するということも視野に入れながら、関係機関とよく相談しながら、そういった方向で行きたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 １分

再開 午後 １時 ０分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 俊介） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（４番 太田將範 登壇）

○４番（太田將範） ４番、日本共産党、太田將範です。ただいまより一般質問を行います。

一つ目として、人口減少社会の公共事業についてということで一般質問いたします。

少子高齢化社会を迎え、さまざまな施策が行われ始めていますが、少子化対策については、予算や計画も進んできていると思います。

ごみ行政につきましては、人口動態を旭市、匝瑳市、銚子市という形で、決算統計から20年程度、過去の部分を見てみました。そうしたら、次のようなことがだいたい明らかになってきております。

3市の中で、人口減少、高齢化の最も進んでいるのは銚子市でありまして、常に5年ほど遅れ匝瑳市が続いております。また、10年ほど遅れて旭市が続くという感じになっております。

先行している銚子市を見ますと、平成の1桁の時の人口の減少は年間400人程度です。また、平成10年ごろまでは600人から800人前後の減少です。

平成17年ごろから、1,000人から1,200人ぐらいと急激に人口が減少しております。高齢者の比率が、25%を超えたのが平成17年前後です。

また、平成24年には、高齢者比率が30%を超しております。

老年者人口は約2万人を超えております。

また、銚子市のホームページには、人口推計のデータを公表しておりまして、平成41年には、人口が5万人を切り、50年には、現在の人口が半減すると予測しております。その時の高齢者比率は50%を超えます。市全体が限界集落になろうとしています。

高齢化と人口減少社会が、地域経済の停滞を招くだけではなく、財政についても大きな影響が出てきます。

まず、歳入につきましては、経済の停滞で、法人税等の収入がべた減りします。銚子市においては、現在、一時から比べますと法人税収は半減しております。また、個人住民税の所得割を納税する市民がべた減りします。また、固定資産税につきましては、廃屋になったところは、固定資産税は徴収できません。

銚子市では、事業用の固定資産税の滞納が物すごい額に達していると言われております。

また、人口減になるということにより、地方交付税の算定基礎になる基準財政需要額を減らす大きな要因になると思います。税収と地方税の大幅減収に加え、旭市の高齢化率が30%を超すと予想される平成32年には、合併による有利な措置が消滅する年でもあり、歳入に関する限り減るだけとなります。

したがって、入ってくる分、歳出を減らさないと、収支が合わなくなります。特に、投資的経費等を賄う財源がなくなる事態になるのではないかと心配されております。現実には、銚子市では、現在そういった事態になっているかと思います。

先輩議員の一般質問で、合併バブルをそろそろ見直せという警告がありました。そのとおりだと思います。

公共事業は、人口減少社会を見通し、全般的に見直すことが求められているのではないかと思います。

議論の前提として、旭市の人口予測についてどのように考えているのか、回答ください。

次に、現在の施設の耐震化、更新について、どのような検討がなされているのか、3番目に今後の公共事業の予定、考え方について、どのように検討したのか、回答をお願いいたします。

次に、大きな2番目といたしまして、T P P交渉参加について、安倍首相は、全てオバマ大統領との会談を受け、環太平洋連携交渉参加に大きく踏み出そうとしています。

T P P交渉につきましては、聖域なき関税撤廃が、前提ではないことが明確になったとして、早い段階で決断したいと表明しています。

T P P交渉は、本来、関税と非関税障壁を全部撤廃するものだというのが、日米首脳会談では合意されております。聖域がないことを確認しながら、聖域があるということは、日本語としてはどういうことなのかと、非常に分かりづらいという、恐らく国語の点数でいくとマイナスの評点がつくのではないかと思います。

また、自民党は、昨年末の総選挙におきまして、T P P交渉参加に反対する理由として、自由貿易の理念に反する自動車等の輸入目標は受け入れない、医療の国民皆保険制度を守る、食の安全・安心基準を守る、国の主権を損なうI S D条項、これは投資家対国家との紛争の条項、これについては合意しない。政府調達、金融サービス等は我が国の特性を踏まえると、この5項目をさきの項目に加え、選挙公約として掲げ、政権につきました。この5点につきましては、どうなのでしょう。

ほごにするならば、明らかに公約違反でございます。選挙公約を守るというならば、交渉参加をやめるべきです。

旭市議会では、先般、T P P交渉参加に反対する請願が採択されました。また、市長も交渉参加に反対する旨の表明がありました。政権が変わりましたが、現在もT P P参加に関する姿勢について変わりはないか、市長に回答をお願いいたします。

大きな3、消費税増税について、昨年の8月、社会保障と税の一体改革8法案が可決成立いたしました。

消費税率は、現在の5%から、2014年には8%、2015年には10%と2倍に引き上げることになりました。今まで、かつてない大增税となります。

社会保障と税との一体改革といいながら、肝心の社会保障の議論は先送りになっており、使い道を示さないまま、増税だけが先行する異常なやり方になっております。

どんな商品を買うのか、説明もせずに代金だけ払えと、こう言ったのと同じです。おかし

いと思いませんか。

その上、自公民の三党合意により、民主党原案にあった所得税の最高税率の引き上げ、相続税の最高税率の引き上げや基礎控除の引き下げなど、高額所得者に負担を求める内容は、全て削除されております。

また、低所得者対策として考えられていた消費税の還付は棚上げされたままです。

消費税は、消費の旺盛な子育て世代を直撃いたしますし、収入の少ない年金生活者にとっては死活問題です。

また、医療については、非課税と取引となっており、そのため、税金の転嫁ができないため、利益の薄い病院経営等にとって大問題になります。

また、政権がかわって、安倍内閣になり、景気対策で公共事業の大盤振る舞いが始まっております。消費税がその原資に使われようとしています。施行の時期については、経済状況等を勘案し、停止を含め、措置をするとなっております。市民にとって大変な状況になると思いますので、市長として、増税停止を求めるべきだと存じますが、その見解をお聞かせください。

4番目、国民健康保険について、（１）東日本大震災の被災者に対する医療費の窓口負担の減免について、国は8割まで減免を続けるとしております。現在、旭市が残り2割を負担し、医療費の窓口負担はゼロとなっております。国は、4月以降も制度の延長を予定しているという報道がされていますが、旭市の負担について、4月以降の予定について回答をお願いいたします。

（２）国民健康保険の広域化について、年々高くなる保険費の自己負担分の増加や、市の一般財政からの多額の独自の繰り出しが増加しております。その原因は、1984年の国保法改定により、国保収入に占める国庫支出金の割合が50%から最近では25%まで削減されております。これが最大の原因です。国による財源保障が後退したままになっており、その分が、加入者の保険税や一般財源からの繰り入れに頼っております。

これは、1980年以降、医療費の抑制によるものです。医療費抑制の手段のかなめが、一つには広域化をめぐる動向です。既に協会けんぽは都道府県単位になっており、介護保険も想定されております。

また、後期高齢者の保険は、既に広域連合になっております。やがて全年齢において都道府県単位で運用する方向です。千葉県でも、広域化支援方針が策定されるなど、準備が着々と進んでおります。

国が行ってきた権限を移譲し、県が、国保の医療費適正化、抑制を管理、指導することになります。

これにより、医療費適正計画などと連動し、都道府県単位の診療報酬の設定など、実施しやすい環境が一段と進んでおります。

また、2011年の地方税法改正で、国保の所得割の計算式が旧ただし書きに統一されました。

昨年は、市町村国保の共同事業である保険安定事業について、事業対象を全ての医療費に拡大する改正が行われました。こうした国保制度の広域化が着々と進められております。

今まで表面化せずに準備されつつある広域化について、将来の制度設計がどのようなものになるのか、説明をお願いいたします。

ごみ焼却計画について、昨年12月に、東総地域に循環型社会形成推進地域計画案が千葉県に提出されました。この計画案が、ごみ処理計画の今後のたたき台になると考えられますので、この計画について質問いたします。

第1点は、計画の基礎になる人口動態についての質問です。

先ほど（１）のところで申し上げましたように、構成３市の予想人口は、平成23年、17万9,000人から、平成38年、つまりこの計画の最終年で14万6,000人となると予想されていますが、その根拠について説明を求めます。

次に、焼却炉の問題について質問です。

焼却炉の検討につきましては、議事録では、性能、能力、建設費用、運営費など、ほとんどが非公開となっております。

方式は、事実上三つの方式が提案されております。焼却能力は、200トンから210トン、1日当たりの計画になっておりますが、この日量は、210トンの数値の根拠はどのようなものか、説明を求めます。

３番目として、ごみの減量化について、計画では、ごみの総量で、銚子市25%、旭市16%、匝瑳市20%の減量、1日1人当たり、銚子市10%、旭市5%、匝瑳市3%を削減する目標となっています。また、ごみの資源化率を一、二%引き上げる目標となっております。そして、3R、ゼロ・ウェイストの推進で、ごみの発生を抑制することになっております。

しかしながら、計画の平成23年から38年までに、３市の人口は、17万9,000人から14万6,000人に、平均25%減少する予想になっております。人口減だけで、この目標はほとんど達成されてしまいます。何もしないで目標が自動的に達成されるということになります。これはちょっとおかしいのではないかと、数字が、私、計算ができないものですから、説明を

求めます。

4番目といたしまして、次に焼却炉から排出される焼却ガスについて質問いたします。

排ガスの法規制値として、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類の5項目が指定されており、この計画案では、水銀が追加され、6項目について、基準値を達成できるかどうか検査することになっています。

排ガスの基準値は6項目だけなのか、またどのような測定で、どのように行うのか、誰が行うのか、この基準値が科学的に見て安全性を確保できるのか、可能であるとするならば、そのデータを出していただきたいと思います。

計画では、6項目以外の排ガスについては何も触れておりませんが、ほかの有毒ガスは出ないのでしょうか。

次に、7市によるごみ行政の広域連合についてということで質問いたします。

県北7市町が、広域連合という見出しで報道されました「香取・東総首長懇談会」について質問いたします。

1月30日に、この会を立ち上げ、役員を選出し、目的として、旭中央病院の医師の大量退職による影響で大変になっている医師不足対策と、ごみ処理の広域化を広域連合で、解決を図るということが、懇談会の中で話し合われたということが報道されました。

この懇談会の性質と今後の方向性について、新たに広域連合という独自の自治体を作るのかどうか、単なる懇親会なのか、説明を求めます。

なお、東総地域の3市では、ごみ処理行政については、市町村の固有の事務として、一般廃棄物処理を行っております。

また、今後のごみの処理につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合において検討が重ねられております。現在、計画を立案中でございます。

7市町の広域連合と3市の一部事務組合との関係、行政の整合性についてどのように考えているか、市長よりの説明を求めます。これは、東総広域でもご質問いたしましたので、同じような回答で結構でございます。

以上、次からの質問は自席で行います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、2番目のT P P交渉参加について、政権交代後、市長の政治姿勢はということと3番目の消費税増税について増税に対する市長の政治姿勢ということ、次に5番目の一般廃棄物処理行政について7市町によるごみ処理の広域連合についてということでお答えをしたいと思います。

最初のT P P交渉でありますけれども、このT P P交渉、せんだっても大塚議員のほうから質問がありまして答弁をいたしました。

非常に大きな問題、国を二分するような問題でありまして、地方自治体の中で判断できるのかというような部分もありますけれども、私の考えを回答したいと思います。

T P P参加交渉に対する私の考え方ではありますが、大塚議員の一般質問でもお答えしたとおり、日本の、そして本市の農業が守られることが大前提であると考えております。聖域なき関税撤廃を求める枠組みではないことが明示されたものの、どの品目が例外とされるのかは、これから国で十分議論されるものと思われませんが、農業の衰退による影響は、単に生産力の低下にとどまらず、就業機会の減少、食料自給率の低下、治山治水など農業の持つ多面的機能の喪失にも及びますので、これをよく精査して慎重にしてほしいと考えております。

私どもの旭市にとっても、本当に死活問題といえるでしょうか、そのところまでの問題でありますので、これからも、十分、県、国に要望していきたいと、そんなように思っております。

次に、消費税増税ということでもありますけれども、これも、国の政策ということでもありますので、私の私見ということでお答えをしたいと思います。

太田議員の昨年3月の定例会の一般質問でお答えをした当時と変わらず、現在において、東日本大震災からまだ2年しか経過しておらず、本市のみならず、復興への道筋すら見えてこない地域もたくさんあるわけでありまして。早急な増税はいかななものかと、そのように思っており、もう少し慎重に考えていただきたかった、そんなように思っております。

これらのことから、一つの事例として、軽減税率の導入など、経済状況、震災からの復興状況を見据えた対応について国レベルで十分に検討していただければと考えております。

5番目の一般廃棄物処理行政についてでありますけれども、7市町によるごみ処理の広域連合についてというご質問であります。このことについては、1月30日に開催をいたしました。そして、2月1日に千葉日報で記事が出されました。

記事の内容と懇談会の内容、だいぶギャップがあります。あくまでも、この懇話会、懇話

会という名前で、香取・東総地域の組長が、同じような地域、そういった部分に居住している中で、意見の交換会、そういったものを持とうというような、以前からも香取地区では組長間での交流会がやっていたそうではありますが、そこへ東総地区も、3市しかないので、3市でやるというのもちょっと寂しいなということの中で、香取市と一緒に、地域の問題あるいはいろいろな懸案事項とか、今そういったものを一緒に話合おうと、別に連合組織、そういったものを組んだり、東総広域市町村圏事務組合と同じような組織を作るというようなことではなくて、あくまでも懇話会ということで、座長という形で香取市の宇井市長になっていただいているわけでありまして、そういったきちんとした組織ではないことをご理解いただきたい。

千葉日報さんが、本当にその席にいまして、内容について、これから広域連合にしていくなかなというような思いの中で書いたものと、そんなように思いますので、全然それは違うということを明確にしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（林 俊介） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは、ご質問の大きい1番の（1）です。

旭市の人口予測ということでお答えいたします。

当市では、平成24年度から28年度までを計画期間とする「後期基本計画」の策定時に、平成32年度までの将来人口推計を行いました。

これは、平成22年度までの実績に基づき「コーホート変化率法」というもので推計したものです。その平成32年度における人口予測です。年少人口、生産年齢人口、老年人口と、こういうふうに分けて合計という数字を申し上げたいと思います。

15歳未満の年少人口は7,600人、率も申し上げます、11.9%です。

15歳以上65歳未満の生産年齢人口は3万7,200人で、58.1%です。

65歳以上の老年人口は1万9,200人で30.0%、合計で6万4,000人となっております。

さらに、38年の人口ということで、推計はしておりませんが、同じような率で計算しましたところ、年少人口は6,800人、11.3%、生産年齢人口は3万4,300人で57.0%、老年人口は1万9,100人で31.7%の合計6万200人、こういうふうに予測しております。

以上です。

○議長（林 俊介） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 道路、学校、上水道、建物などの公共施設の耐震化と更新

についてというところについて、道路や上水道といったインフラ以外の施設、いわゆる箱物に関する耐震化の状況について、所管課が多岐にわたりますので、私から全体としてお答えいたします。

箱物と言われる施設のうち、病院と学校を除きますと、現在176施設ございますが、このうちの約4割に当たる72施設については、昭和56年の新耐震基準以前に建築したものということであります。このうち、耐震診断を実施すべき施設は、平屋かつ20平米未満のいわゆる小規模なもの22施設、これを除いた50施設となりますが、現在までに耐震診断を行ったのはその半分の25施設であります。

そして、診断を行った25施設のうち、16施設は、耐震性あり、または耐震補強済みで、残りの9施設が耐震性なしで未改修となっております。

耐震性なしで未改修の主な施設、これは、この本庁舎や保育所、これは、海上、飯岡中央、三川、それから保健センターなどです。

一方、耐震診断を行っていない残りの25施設ですが、主なものとしては、飯岡支所、それから滝郷診療所、干潟公民館、市民会館、青年の家、市営住宅などということであります。

このように、未改修と未実施を合わせて34施設がありますが、これらの施設については、一昨年に策定した公共施設の活用方針において、平成30年ごろまでをめどとして、施設ごとに今後の方向性を打ち出していますので、当面は、この方針の中で明確に残すべきとした施設については、しかるべき時点で耐震診断を行うとともに、必要に応じて耐震補強等の改修をして、きちんと活用していきたいと考えております。

続いて、（3）の施設の今後のあり方についてということですが、耐震改修もさることながら、今後の財政状況を考えますと、今ある全ての公共施設を維持していくことは、あるいは再建築することは困難になると思われま。

したがって、今後、施設の統廃合を進めることは避けて通れないことだと考えております。そのためには、施設を利用している方や、地域の皆さん方の理解を得ることが大切だと思いますので、先ほどもお答えいたしました、今後その公共施設白書というようなものを作りまして、維持管理のコストですとか費用対効果、利用者の数を調査した上での費用対効果、それらを数字と示し、市民の皆様と一緒に考え、今後のことを決めていきたいというふうに考えております。

○議長（林 俊介） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、国民健康保険についての2点についてお答えさせて

いただきます。

(1) 東日本大震災の被災者に対する医療費の窓口負担の減免について、今後も継続するかのご質問でございますけれども、本市では、震災における被災者に対する支援策として、半壊以上の被害を受けられた被保険者に対しまして、平成23年3月11日より医療費の窓口負担を免除してまいりました。この窓口負担の免除に対しましては、平成24年9月診療分までは、災害臨時特例補助金及び財政調整交付金にて、国より全額財政支援をされておりましたが、10月以降は、財政調整交付金による10分の8の補助だけになり、残りは一般財源となっております。

平成25年1月現在の免除対象者数は、1,471人ございまして、被保険者の5.3%に当たります。また、平成23年度における窓口負担の免除額は8,079万6,000円、平成24年度、9,326万4,000円になるものと見込んでおります。

このような中で、他の医療保険の免除状況を見ますと、社会保険等は平成24年9月で免除を終了しており、県内のほかの市町村国保で10月以降延長いたしました保険者においても、平成24年度末までで終了するとの状況でございます。

厳しい財政運営を強いられている本市の国民健康保険事業会計は、一般会計より多額の法定外繰り出しを受けている状況に加え、さらなる国保被保険者以外の市民に負担をかけることはできないとの考えから、ご質問の平成25年度における免除の延長については、平成25年3月末をもって終了することといたしましたので、ご理解のほど、いただきたいと思います。

次に、2点目の国民健康保険の広域化についてお答えいたします。

千葉県では、国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険の財政の安定化を推進するために、平成22年度に千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針を定めました。現在、千葉県と市町村等で構成する千葉県市町村国保財政安定化等連携会議において、支援方針の改定が進められており、市町村国保の都道府県単位による広域的な事業運営及び国保財政の安定化等の検討がなされているところでございます。

この連携会議は、千葉県、千葉県国保連合会のほか、各ブロックの代表である15市町村で構成されており、この中で、保険財政共同安定化事業について、保険税の平準化につながることから、対象となる医療費の額の引き下げ、または拠出方法の見直し等について、従来の被保険者数割、医療給付費実績割に所得割を加えるなどの複数のパターンで、シミュレーションを実施、検討をなされているところでございます。

現行の保険財政共同安定化事業は、平成18年度に、都道府県内の市町村国保間の保険料の

平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費について、都道府県単位で市町村が国保連合会に拠出する事業として創設されましたが、平成24年4月の国民健康保険法の改正により、平成27年度から、対象医療費を1円以上に拡大し、恒久的な措置として位置づけられました。

旭市における影響としましては、現在、県で検討されている幾つかのシミュレーションが行われておりますが、そのいずれのパターンでも、共同安定化事業に係る負担が増えるものと試算されており、懸念しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、5番目の一般廃棄物処理行政について、（1）から（4）までのお答えを申し上げます。

まず、（1）としまして、計画の基礎となる人口動態についてということで、この広域ごみ処理施設の建設に当たりましては、この人口につきましては、各市の既存の人口推計を基に推計しております。先ほど企画政策課長のほうからも答弁がありましたように、旭市につきましては、平成38年という中では、6万200人ということですので、こういったごみ処理のほうでも、平成38年というのを目標にしております、平成38年の人口というようなことで、これらの数字を旭市としては根拠としているということでございます。

あと、先ほどの話にも出ていましたように、銚子市、匝瑳市につきましては、平成24年2月に銚子市のほうで、人口推計の分析業務の委託業務を出しまして、そこで出したものが根拠としてございます。それと、匝瑳市については、市の総合計画の中の中期基本計画、これが平成24年3月に策定されております。その中の人口推計を根拠としているということでございます。

しかしながら、広域のごみ処理のほうの計画につきましては人口推計なんですけれども、施設の建設前といいますか、直近の平成28年をめぐり、もう一度、計画の中では、規模を決定する上において、人口推計をもう一度し直すというようなことで、そういったごみ処理の基本計画自体をもう一度見直した中で、その時点で、また、より近い人口推計も含めて見直すというようなことでございます。

次に、（2）の焼却炉でございます。

この焼却炉につきましては、今現在、まだ方式、そういったことは決定されておりません。今、現時点では、東総地区の広域ごみ焼却施設の建設計画検討委員会の中へ諮問されており

まして、それらの委員会での答申を待っているという状況でございます。

しかしながら、計画施設の規模につきましては、今、申し上げました人口推計、それと先ほど議員がおっしゃっていましたがごみの減量化率、こういった目標等を考慮しまして、あくまでも、今のストーカー式焼却炉または流動床式ガス化溶融炉、この場合を採用した場合には、今の現状からすると、203トンは見込まれるということでございます。

あと、シャフト炉式ガス化溶融炉の場合、こういったものが採用された場合には、今、現時点では、213トンは予想されているというような状況でございます。ただ、これにつきましても、先ほども申し上げましたように、もう一度、建設に向けての計画見直しは、また直近でされるというような状況でございます。

次に、（３）のごみの減量化についてでございます。

先ほど人口が減少していくというような、これも事実でございます。

しかしながら、この人口が少なくなれば、当然、ごみは少なくなるという状況ですけれども、ただ人口が少なくなつて、議員がおっしゃったように、ごみが少なくなる、これは当たり前じゃないかというようなお話がありました。その中でも、今回、広域の中で進めておりますごみの減量化の目標ですけれども、これは、人口の減少ということだけではなくて、取りあえず今の中で、１人１日当たりどれだけ出していくか、この量から削減目標を設定していこうということでございます。それで、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが銚子市の場合には10%削減していくと、旭市の場合には5%削減していく、それと匝瑳市さんの場合には3%を削減していくというようなことで決めております。

これらは、組合全体で換算しますと、6%程度の削減ということになるわけです。ただ、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、あくまでも１人１日当たりのごみを出す量、これについて、10%、5%、3%ということですので、単純に人口が減ったから、ごみの量が減るだけじゃないのという意味ではございませんので、そういうふうなご理解をお願いしたいと思います。あとは、この減量化の目標等に、これらについても、先ほど申し上げておりますように、もう一度ごみ処理の計画の見直し、これらについても、減量化目標についても、同じく見直していく、そういうふうな予定でございます。

次に、（４）排ガス等の設計でございます。

この排ガスの設計基準につきましても、先ほどから申し上げておりますように、この内容についても、建設計画検討委員会に諮問されている事項でございます。まだこれらの内容等について、最終的な答申はいただいております。

しかしながら、今、現在、進めています、検討されております内容につきましては、これは、先進施設等も含めて、参考にしながらの中でのいろいろ検討している中では、当然、法的に規制をされているもの、そういったものも含めて、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、この5項目、そのほかに水銀ということで、1項目を自主基準というように、加えた規制値を設けると、そういうふうなことで、今、検討されております。また、この水銀につきましては、あくまでもこれは法対象物とはされておられません。そういったことで、全国のいろいろな先進地の事例等、そういったことの中で、加えていこうというように形で、今、進めている、そういう状況でございます。

それと、あとこれ以外の有害なものというようなお話がございました。これらにつきましては、あくまでも法規制はされておられませんので、これをいかに、自主基準を設けるかということになるかと思えます。そういったことで、これらの自主基準の定め方、それらも含めて今後のまた課題になってこようかと思えます。これらにつきましては、あくまでも広域の組織で進めていることでございますので、そういった中で調査研究がされていくというように考えます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 1番目の人口減少社会の公共事業についてということにつきまして、特に人口の問題は、非常に大きな問題でございまして、先ほど平成32年までということですが、平成32年で高齢化率が30%を超すんです。そうしますと、だいたい2万人前後の方が65歳以上になると、余命15年ということになりますと、だいたい千五、六百人ぐらいがお亡くなりになると、生まれてくるのが五、六百人ということになりますので、この辺になりますと、1年間に減少するのが恐らく1,000人を超すだろうと、急激に人口減少が進むというふうに考えないといけないのではないかと思うんです。ですから、それを前提にした上での公共事業の計画、そういったものが必要になるんじゃないかと思えます。

当然のことながら、歳入、相当減ります。ですから、特に、公共事業に関して、更新をするかしないかとなれば、行政改革推進課のほうで検討されておりますけれども、これはもっと先ほどありましたようにスピード化していく必要があるのではないかと思います。特に、不要になってくる土地とか建物は、早急に解体して換金化するということが必要になってくるんだろうと思うんです。その換金化して、土地を議員さんの中でも、宅地建物の取引をやっている方がいらっしゃいますから、そういう方々の協力を得ながら、民間に譲渡していく

というようなことを大至急進めていく必要があるんじゃないかと思います。その中で、公共事業に関する原資も作っていくというような取り組みが必要になるのではないかと思います。ですから、これから先ほどもありましたように人口を招くということになりますと、まとまった土地については、早急に現金化していくということが必要なのではないかと思います。そして、そこに宅地だとか病院だとか医院を誘致していくというような形で、市が、バックアップしていくというような姿勢がこれから公共事務として必要になってくるのではないかと思います。

ですから、そういったところでは、ご見解を市長に望みたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 人口の問題、確かにこれからの市政にとって大変な問題であります。ただ、利用者にとって、公共施設、それが果たしてすぐスピード感を持って廃止できるのかと、先ほども答弁いたしましたけれども、そこには利用者がかなりいるわけでありまして、その部分の総論賛成、各論反対ではありませんけれども、壊すのは、みんなこういった社会状況の中で当然だろうと、でも使っている人にとって、もう少し残してほしいと、このことが、今、行政のかかなりのネックになっているところでありまして、それに対応するために、公共施設の白書、そういったものをきちんと作って、利用者がどのくらいだ、何コストは幾らくらいだと、そういった部分をきちんと提示していきたいと、そんなように、今、思っているところであります。

それと、公有地についての問題については、一筆一筆、全体の公有地の処分の問題ではなくて、一つ一つの利用方法や処分の方法、そういったものも考えていきたいと、そんなように、今、検討しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 地元のご協力を得るということは第一の問題だと思いますけれども、スピード感を持ってやりませんと、恐らく、平成32年を超しますと、空き地がいっぱい出てきて、処分するにもえらい契約になる可能性があるのと、処分するなら今のうちだというのが私の考え方なんですけれども、これから公共事業について、今までどおりの大ききさで作るのではなくて、縮小したものに作っていくとか、そういう検討も、あるいは更新をするのではなくて、長く注意しながら使っていくと、あるいは道路につきましては、市道なんかの廃止を

含めたそういう検討が必要になってくるのではないかと思います。

では、次の２番目と３番目の問題につきましては、ご丁寧な市長からのご回答がございましたので省略いたします。

次に、国民健康保険の問題につきましてですけれども、被災者への支援ということにつきましては、災害救助法で義務付けられていると思うんです。ですから、本来、国が、県を指導しながら、全て100%責任を持って仲裁していくというのが建前だと思うんです。その点で、やはりきちんとした対応を県、国に求めているっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 今の国や県へきちんとしたというご質問でありますけれども、9月にも一般質問されておりまして、その際に、県へ要望していくというようなお話をしておりますけれども、あくまで県との意見交換会などでも、市長のほうで発言をしていただきましたけれども、やはり要望どおりにはいかないということで来ておりますので、それでご了承いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○４番（太田将範） では、次の広域化の問題ですけれども、先ほどお答えになっていただけたところもありますけれども、要するに1円以上の保険の共同事業を始めるということで理解してよろしいわけですね。それと、もう１点は、先ほど独自の今まで繰り入れだとか、法定外の減免措置、そういったものを行っていますけれども、広域化されていった場合、こういった措置がとれるのかどうか。もう１点は、広域化することによって、保険財政が安定化するのかどうか、先ほど当市の場合、広域化による市民の負担が増えそうだということなんですけれども、どの程度なのか、ざっくばらんな話をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 1円以上を始めるのかというのは、これは、法律で、国民健康保険の改正ということで先ほど答弁しましたけれども、平成27年度から実施ということになっております。ただ、その拠出金の額の試算割合、どういうふうな拠出を出すかというのは、まだ県のほうで検討しているという状況でございます。

もう１点のご質問でございますが、法定外の繰り入れということになりますと、最終的な

広域化がどうなるかというのは、まだ先が見えませんが、県単位でやるのか、それとも広域連合みたいな形でやるのか、そういうのは分かりませんが、そうするとやはり市町村は、いろいろな拠出金とかで、その県なり広域連合へ拠出していくと思います。

ただ、もう1点、広域化の財政が安定するのかということは、今現在、私どもの旭市は、1人当たりの医療費が安い、それと保険税も県下では安くなっております。これが広域化されますと、やはり保険料の平準化が進みます。ですから、旭市にとっては、好ましくはないようなことは、私個人としては、今、思っている状況です。それを懸念しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） イメージとしまして、後期高齢者医療の保険制度のそういった感じのイメージでよろしいのでしょうか。あとは、そうしますとだいたい広域化に向けてのルールは敷かれちゃっていて、あとは、組織を作るかどうかという話だけになっているのではないかなという心配があるのですが、いかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） ご答弁します。

全くそういう話はまだ決まっておりません。多分、広域連合になるか、県になるかも全然決まっておりません。そのまま市町村単位になることも考えられますので、今まだ先は全然見通せない状況でございます。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） だいたいのイメージは分かりました。

これからまた広域化の問題というのはいろいろ出てくると思いますので、また一般質問させていただきます。どうもありがとうございました。

次に、ごみ処理の計画についてですけれども、人口動態のことは、先ほど言いましたように、計画が終わる38年には、75%の人口になっているという形になっておりますよね。ですから、先ほど言ったように、数字の根拠が分らないと、25%人口が減って、それからまた単位当たり減量化するということになっていきますので、これは、ちょっと数字的に私はどうしても理解できないんです。千葉県の場合ですと、だいたい減量化率が1905年から1910年の5年間の間に13%前後減っております。それよりも、はるかに長い時間をかけて、削減率が

低いというのはどういうことなのかということが1点分かりません。

それから、焼却炉の能力なんですけれども、200トンから210トンというのは、平成18年にできた基本計画と全く同じ数字なんです。ですから、5年間何にもやっていなかったということになるんです、東総広域で、そういうことになりませんか、だからおかしいんです、この計画そのものが。その辺、どうお考えなのか、後でお聞かせください。

それから、東総広域の会議録というのがなかなか出てこない、これは各市の議員さん宛てにも、きっちりと資料を配るべきだと思うんです。東総広域の中で、さんざん文句を言ってお出してきたのが、東総広域の議会の始まる2日か3日前なんです、検討委員会のこんな厚いのをボンと1冊持ってくるんです。ですから、そういったものになっていますので、もう少し東総広域の中でも、私も発言しましたけれども、きちんと資料を各構成市の議員さんにも渡すべきだと思うんです。

もう一つは、東総広域で行われているのが、東総広域の議事の中で、要するに執行部が決めたのは、議員は認めればいいんだと、認めなくなかったら予算だけ蹴っ飛ばせと、こういうような話なんです。ですから、匝瑳市の議員さんたちが怒っちゃいまして、議事が相当紛糾しているんです。ですから、この辺についての東総広域の議事の運営の仕方というのは、ちょっとおかしいと私は思っているんです。

その辺、どういうふうな形で聞いているのか、お聞かせいただきたいということです。

それから、焼却炉の……

○議長（林 俊介） 太田議員、一問一答ですので、今、焼却炉のほうをやっていますので、簡潔にお願いします。

太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） まず、ごみの焼却炉の減量化に伴っての施設規模の算定のお話がありました。先ほどの実績当たりのときの数字と計画数字が、規模が変わらないというようなお話があったと思うんですけれども、現状の中では、実績でいきますと、平成23年から推計しますと、ごみの量に対しては、約220トン規模のごみの施設が必要だということで、これは実績値でございます。

それで、今回、あくまでもこれは、平成32年、稼働時の推計ですから、平成38年という意味ではございませんので、平成32年の稼働時にどういう規模で作るかということでございますので、それからしますと、先ほど申し上げましたように、ストーカーまたはガス化熔融、

こういった規模ですと203トンですというようなことでございます。

ここの中で、この203トンという中には、今回、検討されておりますプラスチック容器包装法によるそういったプラスチックを今現在はリサイクルしておりますけれども、これらも含めて、今度の施設については、発電の燃料の一つにしようというような、発電効率を上げようというようなことで、今、進めていますので、それらが、今度は焼却に回ってくるというようなことがございます。それと、最初の平成18年当時、話はありませんでした3市のし尿の処理施設、そこから出てきますし尿汚泥、これについても広域の中で処理していこうというようなこともございます。

そうしますと、これらも、日量にしますと6トン程度の規模が必要になってくると、そういったことで押し上げてくるということでございます。ですから、こういった事情という部分が今回の計画の中には加わりまして、203トンというような規模が出ております。そういうふうな事由からすれば、ごみの量が、今の現状と将来的なものが、全然変わっていないんじゃないのというような形については、そういうふうな事情から規模的には大きく変化はしていないというようなことで、ご理解を願いたいと思います。

それから、ちょっと先ほど出ました広域の組合議会の資料、これらの関係についてがなかなかということでしたので、これについては、広域の事務局のほうに、できるだけ速やかにそういった資料等についての配布についてはお願いをしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 議会のあり方について質問がありました。管理者としてお答えをしたいと思います。

そもそも、各市の議会と東総広域市町村圏事務組合の議会との一部事務組合との関係、これは、きちんとずっとこれが創立したときから、関係はきちんとしていたものと思いますけれども、東広でやる仕事について、今回の広域ごみ処理施設の問題は、規模も物すごい大きな事業でありまして、そのことについて、各議会の了解を求めないでやれるのかというような部分もありますし、そういった部分では、少しこれまでの東広の組織と違ったような形でいかなければというような思いはきちんと持っておりまして、今後そういった部分に対して、議会、そしてまた各市の議会、そういったものに対応していかなければならないと、今、3首長、管理者、副管理者で話をしているところでありますけれども、各市からの議長が代表で、議員が2人出ているわけでありまして。そういった部分での話し合いは、きちんと議会を

通して、各市の議会へも説明やら、首長も出ているわけでありますので、そういった部分での説明会なども開催していかなければ、200億円も超すような大きな事業でありますので、そういったものでこれから対応していきたいと、そんなように思っております。

よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 太田将範議員。

○4番（太田将範） まだ答申が出ていないということから、あまり質問できないものですが、最後の市長の7市長である広域は関係がないよというその話を聞きまして安心しましたので、どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（林 俊介） 太田将範議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 俊介） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代です。

平成25年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、児童福祉について、2点目、高齢者福祉について、3点目、災害時対応について、4点目、太陽光発電について、5点目、農業支援について質問いたします。

まず、1点目、児童福祉について、（1）小・中・高校のクラブ活動の体罰について質問

いたします。

現在、一番騒がれている体罰のことですが、小学生の野球チームもありますが、そのことは騒がれていません。中学生のクラブ活動の体罰については一番騒がれています。子どもたちの反抗期のこともあるでしょう。また、先生の一生懸命の度が過ぎることもあるのでしょうか。けれど、先生の暴力で言うことを聞かそうとする行為は許されません。反抗をして、体罰を受けている子をかばうと、かばった子どもは、次の試合にレギュラーになれないのではないかと考え、先生に訴えることもできない。それがエスカレートをして自殺に追い込まれるという最悪のコースです。

スポーツは、皆が胸を張って、堂々とスポーツシッパで戦う競技です。教師と生徒との信頼関係を持つために、ミーティングに力を入れることはできないか。また、先輩の先生を呼んで、話を聞くという工夫ができないか、質問いたします。

また、旭市にもそういうことがあるのではないのでしょうか。もう一度、父兄、生徒、先生に聞くことはできないか、質問いたします。

(2) いじめについて質問いたします。

昔のいじめは、弱い者いじめで、餓鬼大将が威張っていたようです。現在のいじめは、陰湿なもので、誰も見ていない所へ呼び出したり、グループを組んで蹴ったりたたいたり、相手が泣いても執拗にやっつけて、お金をとったり、物をとったりとか、許すことのできないいじめが行われています。先生は、休み時間に子どもたちが何をしているか見ているのでしょうか。

また、下校途中とか子どもたちの顔の表情とかを細かく見ているのでしょうか、質問いたします。昔は一クラス50人とかでした。そのころのほうが、先生と生徒が、仲がよかったのにとかを世間で聞いています。

(3) 児童虐待について質問いたします。

現在、我が子を虐待し、死亡させるというニュースを聞きます。特にシングルマザーで、子どもを餓死させたり、傷を負わせたり、悲惨なニュースを聞きます。少子化で、子どもの人口が少ない時代です。一人でも悲しい運命にならせないためにも、母子家庭のお母さんの相談に乗り、子育てが楽になるように、少しでも荷を軽くできるように協力できないか、質問いたします。

児童福祉手当を増やすとか、託児所、保育園の充実はできないか、質問いたします。

(4) 中学3年生までの医療費を無料にできないか。

現在は、中学3年生までの入院は無料となっています。しかし、風邪で高熱が出て、入院までには至らないけれど、通院とか医者にかからないで、自宅で療養とかで、長い間、学校に行けないとかの学生がいるのではないのでしょうか。医者にかかり注射をすれば、熱が下がり、薬ですぐによくなる場合もあります。中学3年生は特に大事な時期だと考えます。中学3年生までの医療費無料はできないか、質問いたします。

2点目、高齢者福祉について、（1）振り込め詐欺について質問いたします。

振り込め詐欺がまだまだ続いています。犯人たちの巧妙な手口で高齢者の方がだまされています。

東京では、二世帯住宅で、2階に息子夫婦、下はお母さんがひとりで暮らしています。そこへ息子から、会社が倒産しそうだから300万円振り込んでほしい、嫁が心配するからないしょですぐ助けてほしいと電話があり、お母さんが慌てて銀行で口座から引き落としたいと行員に印と通帳を出したところ、行員が、慌てているお母さんの様子がおかしいので、息子さんのところへもう一度こちらから電話したらと声をかけたそうです。しかし、お母さんは、いやいや、息子が大変だからと、言うことを聞かなかったということでした。しかし、行員と支店長が、少し落ちついてください、上下で住んでいるのだから、電話でなく、おりてきて、顔を見て頼むのではないですか、もう一度お帰りになって、息子さんの顔を見てからにしてはどうですかと提案したとのことで、帰ると、家に息子がいて、元気そうに、にこにこ笑っていたので、ないしょで聞くと、息子が、そんなことは電話していないし、倒産なんかしないよ、何を言っているのだと言われて、一難を乗り越えたとの話を聞きました。銀行員の機転と支店長の冷静な助言で、被害を免れたということです。

旭市としても、銀行、郵便局などに声をかけ、皆で防げるように声をかけ、防災無線で何度も放送することを提案し、質問します。行員教育、目配り、店頭にてできないか、質問いたします。

（2）高齢者同士のコミュニケーションについて質問いたします。

毎回質問していますが、7年後には人口の3分の1が65歳以上の高齢者の時代になるとニュースで言っています。しかし、元気で歩いて、正常に高齢であればよいと考えます。しかし、認知症やねたきりでの高齢者であれば不幸だと考えます。

まず、1人きりでテレビだけが友達とか、寝ることだけの楽しみとかの人が認知症になりやすいとのことです。人と話をすること、頭を少しは使うこと、歩くことなど、近くの集会所へ集まって近況を話し合うなど、^{ひとつき}一月に一、二度でもお茶飲みをできるように、活動費

を少しでも、お茶菓子代を予算を組めないのか、質問いたします。

中心に集まって、講師を招くことに、予算を組むだけでなく、小単位にも補助金を出すことができないか、質問いたします。

3点目、災害時対応について、（１）防災無線にて分かりやすく放送することができないか。

先日も、天気予報では、積雪があり、自動車の運転に注意するようとか、あまりにも予報が飛び交い過ぎて、東京では大混乱があったと聞いています。刻々と変わる天気です。

例えば、2月6日に、ソロモン諸島でマグニチュード8.0の地震が起こった時に、2月7日午後8時になって、午後4時の津波情報が何度も放送されました。午後9時過ぎになって、午後4時現在という放送でした。感想として、もっと速やかに正確な情報を放送することができないか、質問いたします。銚子市には気象観測所もあり、正確な情報を分かりやすく放送できないか、質問いたします。

（２）津波時または地震の時の避難場所の徹底ができないか、質問いたします。

一昨年3.11の津波の時の避難場所は、各人が、丘の上のほうにとのことで、おのおのが目指して逃げました。

ある夫婦の方ですが、最初の津波で波が引いたので、安心して家へ帰ったところ、次の津波が何メートルもなり、慌てて奥さんを探したが、分からなくて、丘の上で奥さんを見つけることができたとのことで、津波の時は、こちらが避難場所だからと決めておれば、探し回らないで済んだのにとの声でした。やはりこの地域はこちら、次の地域はこちらと決めておれば、心配せずに落ち合えるのにとのことで、決めることはできないのか、質問いたします。

いざという時には混乱するかもしれないので、日常の会話の中で徹底ができるように、日ごろから広報にて周知徹底できないか、質問いたします。

4点目、太陽光発電について、（１）現在の設置の状況について質問いたします。

現在、旭市としては、太陽光発電に対して補助金を出していると聞いておりますが、全世帯の何%くらいの世帯が設置しているのか、質問いたします。

また、何度も広報等で声をかけられないか、質問いたします。

5点目、農業支援について、（１）旭市は全国でも有数の自給自足のできる地域です。各米、野菜、果物、魚、肉、鶏など、大事な食料の宝庫を守るために、常に困ったことがあれば、各農家などの相談に乗りながら守れるように窓口ができないか。現在あれば、ますます充実ができないか、質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の児童福祉についての4番目、中学3年生までの医療費無料についてということでお答えをしたいと思います。

このことについては、昨年来より各議員からもいろいろと質問がありました。県の知事との意見交換会など、各市から、市の首長から、かなりこの問題、中学3年生まで医療費の無料化、そういった部分で要望がありましたけれども、県も、財政が厳しい中で、今回の知事選の時にも公約にはしていないようであります。そういったこともありますけれども、我が市としましては、人口減少、そしてまた少子化対策としまして取り組んでいきたい、そんなような思いで、市単独で、子ども医療費助成事業については、今年の8月診療分から、通院医療費、調剤費等についても、対象を中学3年生まで拡大することといたしましたので、今議会に、提案されました、提出されました予算案の中にもきちんと載せてある、そのように理解をしていただきたいと思います。

よろしく願います。

○議長（林 俊介） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから、1番の（1）小・中・高校のクラブ活動の体罰について、（2）いじめについて回答させていただきます。

最初に、（1）の部分でございますけれども、今、議員の質問の中にもありましたように、一番大切なのは信頼関係を築くということでございます。そこで、各学校におきましては、教師と生徒との信頼関係を築くために、話し合いの時間をしっかりと確保したり、あるいは指導者と生徒間で交換ノート等を用意いたしまして、それぞれの悩みや思いをつづり合ったりして、実践に生かすというように工夫して指導に当たっている教師も増えてきております。今後とも、このような指導方法を教師間で共有し合えるよう、奨励していきたいと考えております。

また、外部講師を招聘して、体罰に関する全体研修会を企画する学校も増えてきております。

さて、今年に入りまして、千葉県教育委員会のほうから、1月17日付の通知文にて、全

県下一斉に、小・中学校の体罰についての調査依頼がございました。内容は、本年度、体罰が、部活動中、授業中、その他の場面でどれぐらいあったかというもので、全家庭に文書を配布いたしまして、回答を求めるものでございました。市内全20校につきましては、部活動を含めて校内での体罰の報告はございませんでした。

また、各小・中学校に、本年度、保護者から体罰に関する相談があったか、あるいは現在、学校に設置しております相談箱等に、体罰に関する内容の手紙があったか、尋ねましたが、同様に一例もございませんでした。

さて、現在、2月26日付で、県の教育委員会のほうから、体罰に関するアンケート調査の実施についてという通知が来ておりまして、現在、児童・生徒向けに、体罰に関する調査を実施しているところでございます。

なお、高校の状況につきましては、県教育委員会の所管するところでございますので、市の教育委員会としては、把握はしておりません。

(1) につきましては以上でございます。

続きまして、(2) のいじめについてでございます。

いじめの対応につきましては、早期発見・早期対応が第一だと考えております。各学校では、日ごろの教育活動全体を通じまして、つまり朝の学級活動に始まりまして、休憩時間、給食中、昼休み中の廊下や教室、放課後、部活動に至るまで、子どもたちの様子・顔色・しぐさを観察し、会話を交わし、一緒に活動する中でさまざまな情報をキャッチしようと心がけております。

また、いじめ問題を学校だけで解決することに固執せず、関係する児童・生徒、保護者はもちろん、警察等、各関係機関との連携によりまして、対応するよう指導・助言を行っております。

さらに、各学校には、いじめの問題の大小にかかわらず、毎月、調査をかけ、報告をさせ、毎月、実態を把握しております。担当のみならず、学校教育課指導主事全員が、さまざまな視点、角度から個々の事案に応じて指導・助言しております。

今後も、引き続き「いじめを見逃さない」「いじめを許さない」よう、指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、(3) の児童虐待についてお答えいたします。

虐待、残念ながら、死に至るケースに至ってはおりませんが、当市でも、身体的虐待、暴力、保護者としての監護を著しく怠る育児放棄、ネグレクト等、実在しております。このようなことを危惧いたしまして、平成18年2月に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関である児童相談所、保健所、医療機関、学校などと連携し、情報を共有しながら、父、母、児童への支援を行っております。

また、家庭相談室を設置して、専属の相談員2名を配置しまして、相談業務・訪問指導に当たり、きめ細かな対応も行っております。相談内容は、虐待のほかに、子どもの性格や生活習慣、発育、養育不安、配偶者からの暴力、DVなどにも多岐にわたり、支援しております。

本市におきましても、人口減少や少子化の中、核家族化が進み、家庭での子育てしていく力が低下してきている現状から、父、母が一人で不安を抱え込まないような相談しやすい体制づくりに努めてまいります。子どもを増やすことも大切ですが、幸せな子どもを増やすことも大事だと考え、業務に当たってまいります。

次に、母子に対しての支援でございますが、児童扶養手当については、児童扶養手当法に基づく支給を行っております。対象となる方が漏れなく申請できるように、旭市母子寡婦福祉会との連携を密にしまして、制度の周知に努めてまいります。保育所、保育園の入所につきましても、優先入所に配慮し、保育料につきましては、母子等ひとり親世帯で、住民税非課税世帯や住民税のみの課税世帯については、引き続き保育料の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） それでは、2番目の高齢者福祉についてと3番目の災害時の対応について回答申し上げます。

まず、高齢者福祉についての（1）振り込め詐欺の関係です。

振り込め詐欺の未然防止策としまして、日本銀行協会、日本郵政グループ、どちらも一体的な未然防止策をやっております。また、個々の金融機関でもそれぞれ細かい対応をしているようです。金融機関によっては、それぞれやっているところが多いでしょうが、携帯電話を使用している人に、声をかけたり、窓口からどんどん出て不審者を見たり、それから高齢者へダイレクトメールを送付している、そういう金融機関もあるようでございます。

それらの状況を見まして、現在、市でも、その被害発生防止のために、警察署や関係機関

と連携いたしまして、防災行政無線での広報活動、またチラシの配布などで周知を図っているとあります。これらは、さらに必要に応じ、防災行政無線、それから広報活動、力を入れていきたいと思っております。

次に、3番目の災害時対応のまず（１）防災行政無線にて分かりやすく放送することができないかとの質問でございます。

議員、2月6日の放送の例を挙げられてのお話でした。この2月6日は、ソロモン諸島での地震に対する津波注意報が出されていた日でございます。午後4時に津波注意報という形で気象庁のほうから出されまして、あとは日本国内の予想到達時間、そのみの情報しかございませんでした。ですから、気象庁としましても、津波注意報が結果としては最新情報であったわけでございます。

市としましては、津波の場合、いつ到達し、どの程度の規模か分かりません。ですから、あえて注意しろよということで何回も放送させていただきました。到達時間が過ぎてからも、若干、放送を続けた次第でございます。

防災無線の放送内容につきましては、もちろん気象庁、国・県の防災関係機関からの最新情報に基づいて、要点をなるべく簡潔に放送したい、また放送するように心がけていきたいと思っております。

次の（２）津波時・地震の時の避難場所の徹底をというお話です。本当に災害は、いつ発生するか、予測不可能でございます。まずは、「自分の命は自分で守る」自助が重要になっております。ふだんから災害に備え、各自、皆さんが避難経路や避難場所を確認していただきたいと思っております。

3.11の東日本大震災後に、家族で安否確認の方法を確認し合ったり、家族で集合避難場所を決めたという方もだいぶ多いようでございます。まずは、それらをまずはやっていただきまして、市としましては、災害時に家庭で役立つ情報の周知徹底を図るのが我々の仕事だと思っております。新たな津波ハザードマップ、防災マニュアル、これを新年度初めに各世帯に配布する予定でおります。それらの情報をどんどん出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 俊介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 2の高齢者福祉についてのうち、（２）高齢者同士のコミュニケーションについてお答え申し上げます。

本市では、高齢者のコミュニケーション活動を支援する取り組みとして、高齢者福祉の増進と会員相互の親睦を図る老人クラブ活動、高齢者の就労機会の確保、これと生きがいを支援するためのシルバー人材センター情報、このほかにも社会福祉協議会において地区社協が行っている地域ふれあい交流事業等に取り組んでおります。

今後、さらに高齢者が増加し、独居の方や高齢者のみの世帯の方が、地域において孤立することも考慮されますので、民生委員、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブ連合会等と連携を図りながら、高齢者の交流活動にさらに活性化するように支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、4番目の太陽光発電について、（1）としまして現在の設置の進捗状況についてお答えを申し上げます。

まず、本市では、温室効果ガスの排出抑制及び自然エネルギーの有効利用の促進を図るための取り組みといたしまして、住宅用の太陽光発電システムを設置する方への支援はいたしております。この住宅用太陽光発電システムの助成事業につきましては、市民の要望等が多いことなどから、これは平成22年から25年までの3か年間を限定しまして進めておりましたが、こういった要望が多いというようなことがありまして、助成期間を3年間、平成25年から27年までの延長をしたいと考えております。

市内におけます住宅用の太陽光発電システムの設置の数ですけれども、これにつきましては、私のほうで、今、把握している東電等からの資料等によりますと約500件程度でございます。そのうち市の助成件数ですけれども、これは22年から24年までの実績ということで155件でございます。

全世帯への何%くらいの世帯で設置しているかというご質問ですけれども、これは国勢調査の世帯数のほうから計算をさせていただきました。そうしますと、国勢調査の中で、戸建て、持ち家、そういった世帯数が1万7,595世帯ございます。それで、設置件数が500件ということで、割り返しますと、対しますと、パーセンテージにつきましては、2.84%、3%弱の設置している率になろうかと思えます。これにつきましては、新規参入の事業等のそういった状況もございますので、市とすれば、決してこの割合が低いという、そういうふうな形では考えておりません。

あと、広報等での活動の話ですけれども、これにつきましては、当然、今度、25年度事業、

今、予算を審議していただいているところですが、そういったことで、25年度の中では、一応100件程度を予定しておりまして、事業費としまして1,000万円というふうなことで、今ご審議をいただいているところです。そういった予算の議決のほうをいただきましたら、4月の広報または市のホームページ、そういったところに積極的にPRをしていきたいと、そのように考えます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、5番目の農業支援についてご回答申し上げます。

市内農業者の営農活動により、旭市におきましては、国・県で有数の農業市となっているところでございます。市の農業を支援する上で、千葉県海匝農業事務所、JAちばみどり、これは年度当初でございますが、毎年、打ち合わせ等を行い、連携して各種の情報を提供するとともに、農業経営についてのさまざまな相談について、干潟支所内にあります農水産課事務所で相談のできるスペースを2か所ほど設け、来庁いただきました農業者の方の相談に、随時各班が連携して応じておるところでございます。また、内容によりましては、農業事務所等とも連携し、支援を行っております。

資金関係につきましては、月に2回ほどですが、日本政策金融公庫の相談員が、来庁しまして、農業者の相談に直接応じていただく取り組みを実施しておるところでございます。

なお、今回の政権交代によりますところの農林水産施策の見直しや組み替えがございますが、市といたしましては、農業の営農活動に混乱が生じることのないよう、千葉県海匝農業事務所またJAちばみどり等との情報の共有を図りながら、さらなる連携強化により、市として農業者の方々に支援をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

まず、1点目、児童福祉の（1）の小・中・高校のクラブ活動の体罰についてでございますけれども、高校の場合は、市は関係がないということでありまして、例えば県の教育委員会と連携をとるとか、そういうことはできるのでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 先ほど申し上げましたように、県立高校につきましては県の教

育委員会、また私立高校につきましては、県の学事のほうでしょうか、部局のほうでやっておりまして、そこに一応問い合わせれば、それなりに市内の高校についての情報はいただけたと思います。今そういうことはやっていないわけですが、一応そういうことは可能でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ、市内にも県立高校もありますので、担当は違うのかもしれませんが、また連携をとっていただければと思います。

それから、1点目の（4）の中学3年生までの医療費を無料にできないかということで、何度も今まで質問してきましたけれども、本当にこの8月から医療費が無料になるということとでありありがとうございます。お礼をありがとうございました。またしっかり、皆さん、本当に喜ぶと思いますので、ありがとうございました。

それから、あと2点目の高齢者福祉についての振り込め詐欺でございますけれども、現在、被害者がゼロということではありますが、かなり未然に防げているということは非常にあるのかなと思います。ですので、数には本当にゼロということだそうですが、ぜひこれからも防災無線で何度も放送して、未然に防げるように、さらに頑張っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬寿一） 結果、未然に防げてゼロということもあると思います。警察署からのほう、言われていることも、防災無線は、かなり効果はあるよというふうに言われています。それらを含めまして、必要な部分は検討してやっていきたいと思っています。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。

それから、あと4点目に入ります。太陽光発電についてでございますけれども、補助金が出ることを知らないという方もいるのかなと思いますので、ぜひとも広報等で声をかけていただければと思います。

1点、それからあと現在1キロワット当たり2.5万円で、上限が10万円の補助なんですけれども、金額が少ないのではないかなと鑑みますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、まず1点目の広報活動のお話ですけれども、議員おっしゃいますように、もっと積極的な広報活動に努めたいと思います。

その次に、今、現状の市から助成をしております金額のお話がありました。これにつきましては、今回、平成22年から24年まで3か年間進めてきました。その中で、件数的には、22年が33件、23年が49件、24年が73件というようなことで、年々、件数的には増えてございます。そういった状況がありまして、内部でも、この金額的な部分についても検討を加えたんですけれども、もう既に3か年実施をしてきているという状況もございます。それらと、また、今、太陽光発電については、各メーカーとも積極的な営業をやっているというような状況な中で、ここ数年、見ますと、ちょっと金額的にも設置の費用が下がってきている、そういったこともありましたので、市としては、できるだけ多くの市民の方にとというようなことで、件数を増やそうというようなことで、補助額については据え置きをした、そういう経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 今後で結構でございますけれども、ぜひ、また1キロワット当たりの補助の増額と、またその上限の金額の増額も検討していただければ、今後思いますので、お願いをして終わります。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 俊介） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） 17番、日下昭治です。

平成25年第1回定例会において一般質問を行います。通告に沿って順次質問を行います。
初めに、エコテック最終処分場について伺います。

エコテック最終処分場計画が一般住民の知るところとなったのは平成10年4月でありましたが、その10年前の昭和63年4月に、伸葉都市開発株式会社より県に、事前協議書の申請された時から始まる長期にわたっての懸案事項でありました。幸いにして、本年1月28日付で、県は、暴力団員などが事業活動を支配するものに該当するとして、不許可決定をされましたので、今は安堵しているところではありますが、業者は、既に数億円、いや、それ以上の資金

を投入しており、県が行った聴聞会等に対し、地権者の委任状を取り付けたとも伺っている。そのような現状から心配することは、新たに申請がされるのか、あるいは取得された用地及び現在までに実施された事業等を含めて、他の業者への譲渡などが考えられます。また、不許可になったとはいえ、疑問点が残ります。そこで、以下の点についてお尋ねします。

1として、当時、1市2町首長で、計画地内にある県有地を業者に売り渡さぬよう、知事に申し入れした際、地元と協議するとしながらも、公益に資するためとして、県はエコテックに県有地を払い下げしましたが、それらの処分は、正当性に欠如する処分方法ではないかと思うが、県の見解はどうであったのか。

それと、昨年9月議会で、業者が県に提出した確約書についてお聞きした際、確約書自体については、許可申請書類に添付されているだけで、あくまで業者側からの一方的なものであるとの答弁であったが、今でも県は同様の見解であるのか。また、市執行部として、許可書及び確約書について精査されておられるか、お尋ねします。

2点目として、計画地内の農地は、一時転用許可により、毎年、更新されてきていましたが、産業廃棄物最終処分場が、農地法5条第2項の6、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に当たるかどうか。それと、計画地下部、設置されているコンクリートの園庭建設場所は農地への建設でないか、それらの照会結果についてご報告願います。

3点目として、計画地内農地は、事業計画に基づいて、一時転用許可されてきていたものである以上、計画が不許可になったわけですので、許可の取り消しはされるものと思うが、今現在どうなっているのか。それに、一時転用許可であるので、原状回復を義務付けられています、その数値について、県で行うのか、それとも市の農業委員会がやられるのか、お尋ねします。

次に、入札関係についてお尋ねします。

工事の予定価格を決定する際は、コンサルあるいは担当部署で積算された設計金額を基に、市長のところで分切りを経て決定されるものと思いますが、設計金額は、積算システムがあって、それに当てはめていく、今はパソコンで処理されていくものと思いますが、業者も、同じようなシステム利用した積算額を基に、いろいろな状況を考慮し、入札金額を決定し、応札してくるものと思います。であるからして、予定価格と応札額がそれほどかけ離れるとは考えにくい。市長のところで分切りをする際には、担当課の意見を聞くと思うが、結果については、ワンパターン、現状の状況を考慮されていないのだと思えてならないが、まず市長の見解を伺います。詳細説明があれば、担当課長より説明願います。

2点目に、入札公告時に新設工事受注者を入札参加資格なしとする理由についてお尋ねします。

次に、いいおか荘についてお尋ねします。

1点目、いいおか荘については、補正予算に基づき、現況・構造検証調査業務を委託してありますが、結果はいつまでに出てくるのか。25年当初予算には基本設計の予算が計上されているが、いいおか荘は、今後、民間の管理も含めた活用をすると答弁されているが、活用する場合の具体的な内容をお尋ねします。

2点目に、震災後に修繕費が約2億3,000万円ぐらいかかるとしていた積算根拠について詳しく説明願います。

それと、昨年、減額補正により解体はなくなりましたが、一旦は解体予算計上があったわけですが、修繕費が高額過ぎる、あるいは耐用年数があまりない、そのような理由ではなかったのか、お尋ねします。

3点目として、被災状況での貸付先の公募を行いました、何社かの法人等が現状を見るだけはしても、最終的に応募してきたのは1法人のみとなり、その法人の審査をした結果、不適となっていますが、理由としては釈然としないところがあるように思えるが、それらについて詳しくご報告を願いたい。

広原地区排水問題についてお尋ねします。

1点目に、この地区の排水問題では、私だけでなく、木内議員、林七巳議員、島田和雄議員、大塚議員も一般質問で取り上げており、その都度、担当課の答弁はされてきています。県において実施される事業であると思うが、今までにも県排水基本計画に基づき十数回の工事が行われていますが、抜本的な解決には至っていませんと9月議会の大塚議員の答弁でされております。私も、合併前、何年か議員をやってきていましたが、県排水基本計画があることを初めて知ったもので、当然のこととして、県排水基本計画は旧海上町時代のものであると思い、私より前から議員をやってこられた先輩に、基本計画のあったことを尋ねたところ、初めて聞かされたと、聞かれたと話していました。排水基本計画に基づき工事を行ってきていますが、基本計画の内容及び基本計画に対する現状をお知らせ願いたい。

2点目として、今まだ抜本的な解決に至っていないとすれば、今後の改善策についてお知らせ願いたい。

以上で第1回質問は終わりますが、再質問は自席で行います。答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、入札について市長の分切りはどうなっているのかということと、それから3番目の旧いいおか荘について、今後の活用方針についてをお答えしたいと思います。

入札についていろいろとご心配をおかけしているところでありますけれども、私のところに来るまでにいろいろと手続きしてきているわけでありまして、最終的に、分切りということでありまして、担当者からよくその状況を聞かされて、工事規模あるいはまたいろいろな環境、そういったものを含めて、自分で判断をしまして、このところは、そのくらい均一的な分切りということではなくやらせていただいているわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

3番目の旧いいおか荘について、今後の活用方針ということでありまして、今後の活用については、昨年「いいおか荘あり方懇談会」を設置し、その意見として、低迷する観光産業の復活となる観光拠点施設としての利用、さらには屋上等を活用しての地域住民・海水浴客等の人命を守る緊急避難場所、1階は、震災を後世に伝える等を目的としたメモリアル施設として、防災拠点の一角を担う施設として利活用、2階・3階については宿泊業の再開を望む、との答申を受けました。

これらを尊重し、国・県の支援策を利用しながら、民間においての活用を進めていきたいと考えております。

まずは、今、耐力度調査をしているわけでありまして、そのことがクリアできた場合に、そういった方向で進めていきたいと、そんなように考えております。

いずれにしても、あそこの場所、いいおか荘の場所は旭市の貴重な観光拠点の一角であります。しおさいマラソン、先ほどもご質問がありましたが、しおさいマラソンのスタート地点、ゴール地点あるいはまた夏季イベントでありますYOU・遊フェスティバル、花火大会また海水浴場、そういった部分での観光拠点であるということで、慎重に今後のあり方については検討して進めていきたいと、そんなように思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、一つ目のエコテックの最終処分場について、（1）の

県有地の業者への売り渡しが不当処分にあたるのではというようなことについてお答えを申し上げます。

まず、この県有地の払い下げにつきましては、あくまでも県のことでございます。そういったことで、県のほうに問い合わせをした結果について、お答えを申し上げます。

まず、エコテックへ払い下げた県有地の面積、またその筆数ですけれども、面積につきましては4,800平方メートルでございます。筆数が4筆でございます。これにつきましては、銚子市の地先になります。

その次に、払い下げ時に売買契約の中に何らかの条件が付されていたのか、またその付されていれば、その条件はどういうことかということで、お尋ねをしました時には、特にこの売買契約には、条件は付していないということでございます。

それで、この払い下げた土地についての県の考え方ですけれども、また今後の取り扱いということで、どういうふうなことになるのかということでございますけれども、これにつきましては、条件を付していないという中で、契約がもう完了しており、特に県としてどうということはないというようなお話でございました。

それとあと、先ほど議員のほうから、この許可の申請の中についてございます確約書の件でございすけれども、現状でも県の考え方は変わらないのかということでございすけれども、これにつきましては、当然、平成10年6月に、県に対して、業者のほうから許可の申請が行われまして、その中で、いろいろな経過があった中で、最終的には25年1月28日付で、この申請に対しては不許可の処分が決定をしたということでございますので、当然その許可申請に添付されておりました確約書、これらについても、もう不許可処分という中で全体に包括されてしまうんではないかというふうに思います。

あと、今、市のほうでは、この不許可処分に対しまして、業者、それとまた県のほうで、そういった不服の申し立てなりなんなりといういろいろなまだことが考えられますけれども、そういったことについては、市としても周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(発言する人あり)

○環境課長（大木多可志） 精査というはどういったことでしょうか。

(発言する人あり)

○環境課長（大木多可志） 確認というのは県に対してですか。

(発言する人あり)

○環境課長（大木多可志） 内容は全部見て……

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） 結果ですか。結果といいますと、当然、県と話した中では、県に対してあれば、その許可申請に添付されたものでございますので、その中身について業者と直接会って話をしているわけでもございませんし……

（発言する人あり）

○議長（林 俊介） 日下議員、挙手してからお願いします。

（発言する人あり）

○環境課長（大木多可志） 漏れというか、ですから私のほうでは、その内容的な部分は、全部、確約書等についても内容は見ました。見た中で、一つ一つの中で、県のほうに対しても、これはこうで、県としてはどういうふうな考え方ですかというようなことも聞きました。それで、県とすれば、最終的に先ほど議員おっしゃいましたように、県のほうは、これは、許可申請に対して業者がこういった確約書というような形でやりますよと、許可後に対して、そういった考え方で添付されたものですというようなお話でしたので、それ以上私のほうが、その中身に対して、県、また直接私のほうから業者に問い合わせる内容ではございませんので、そこで終わっております。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） それでは、私のほうから、農地法5条第2項の解釈についてと計画地内の農地の取り扱いについてご回答いたします。

本県の計画地内の農地は、一時転用ということで、今まで1年間の更新をしてまいりました。このたび最終処分場設置が不許可となりましたので、「許可以降、不許可相当に当たる用件が発生したとは認められない」ということで今まで更新されていましたが、これは、不許可の要件が新たに発生したということで、今までとは違った取り扱いになるということで、県は、本人等に、当事者に通知をしているかと思います。

それと、コンクリートの下流部にある構造物の件でございますけれども、これらの取り扱いにつきましては、まだすぐ、今、通知をしている段階ですので、すぐに指導に入るといったようなことではないということでございます。まだ入れないということでございます。

続いて、農地内の農地の取り扱いについてでございますけれども、今まで本件の農地転用は、一時転用を伴う賃借権設定として申請がございました。当然、申請は当事者と地権者の

連署による申請でございます。したがって、当事者と地権者とで合意がなされての申請というふうに解されますので、今後の取り扱いにつきましても、両者の話し合い、あるいは合意等が必要になるかと思えます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 場所、場所は、農地、全て分かりませんが、農地にかかっていることは確かでございます。

それと、今後の指導の取り扱い、市か県かということでしたが、通常ですと、市が協力して県とやるんですけれども、許可権者が県でございますので、主体的には県の指導になるかと思えます。

以上です。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、入札につきまして2点お答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、予定価格決定まで、この現状のシステムということございました。システムですけれども、当然、原価で設計いたしまして、その工事等の執行伺いが、決裁が通った後、契約事務依頼が財政に来ます。財政に来た段階で、入札の執行伺いを財政のほうで起案して、これも決裁いただきます。公告になります。開札、執行という形になるんですけれども、だいたいこの開札、執行の当日の朝、予定価格調書を決定いたします。

その予定価格の決定なんですけれども、地方自治法の中では、予定価格という文言、これは条文の中にあるんですけれども、その決定方法までは定めていないということがあって、財務規則129条の中では、予定価格を決定する必要があるということになっておりますので、それに基づいて予定価格の調書を作成いたします。その場合なんですけれども、事業担当課長が同席いたしまして、事業の設計価格を基にいたしまして、取引の実例の価格であるとか需給の状況、それから履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮いたしまして、専決区分の決裁権者が予定価格を決定するという形になっています。

次に、2点目でございます。

公告時における近接工事受注者を無資格とする理由ということございました。この近接工事、まず簡単にご説明いたしますけれども、旭市においては近接工事に対する規定がございませんで、県の関係機関、これは土木部になるんですけれども、県土整備部ですか、ご指導いただいて運用しています。近接工事の取り扱い用件でございますが、互いの工事区間、

最も近い部分を直線で結んで100メートルの範囲ということがあります。同一工種を同時に、また同時期に発注した工事を近接工事という位置づけにしています。

これは、中小企業等に関する国等の契約方針における中小企業の受注機会の増大というのがまず一つあって、それと近接工事受注者、これは、同一条件での入札にならない既に有利な形で、その現場に入っているということがありますから、その部分を考慮して外すというのが原則としてあるということでございます。

こういった要件があるので、該当する工事案件については、公告時に入札参加資格を限定させていただいているということになります。この入札資格の限定をすることによって、入札に参加できる資格というのが決定しますので、その近接者は、入札に参加する資格が無くなるということになって、無資格となるということになります。

○議長（林 俊介） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、いいおか荘につきまして何点かご質問いただきました。回答させていただきます。

最初に、いいおか荘、現在、現況・構造検証調査業務ということで実施をしてございます。建物が活用に耐えられるかどうか、そういう調査でございます。この報告書が上がってくる期日は、3月22日、これを期限が決めてありますけれども、近日中には中間報告をいただける、そういうことで聞いております。間に合えば、常任委員会の席上で、この中間報告につきましては、ご報告できるように、今、業者とは進めておるところでございます。

それと、2点目に震災後の修繕費、その設計の積算の根拠というところでご質問いただきました。これにつきましては、震災直後に被害額を把握するため、各専門業者に見積もりを依頼した。見積もりをということでご理解いただきたいと思います。その結果で、合計で約2億3,000万、こういう金額が提示をされたものでございます。これは、あくまでも被害額ということで、震災前のもとの状態に戻した場合の金額、そういうことでございます。

例えば、亀裂が入って傾いているレストランの部分、ここを基礎の部分から上げて、傾きをなくした場合と、傾いている部分を解体して、規模を縮小した場合、それらによって、工事の内容が、大きく金額が変わってくるのかな、そんなことで、あくまでもこの金額は当時の見積額、そういうことでございます。

それと、3点目に、実はいいおか荘の公募の経過等につきましてご質問いただきました。これにつきましては、貸付先の公募の経過でございます。観光拠点施設として、宿泊業の運営を条件としまして、貸付希望価格の提示と併せまして、活用計画等の提案を求め、最適な

貸付先の選定を行う。そういうようなことで当時進めておりました。

公募の結果、1社から申し込みがありまして、提出いただいた事業計画あるいは改修計画等において、若干不透明な部分がありましたので、担当課におきまして、いろいろな質問等の回答をお願いしました。その後、担当課においてヒアリング等を行った。

その結果等を踏まえまして、貸付先募集要領に基づきまして、「食彩の宿いいおか荘貸付先選定委員会」、ここでご審議をいただきまして、提出書類の審議等をしていただいた。その結果、貸付先としては不適切との答申を受けました。そういうようなことで、市としては、選定委員会の答申や、その他審査項目等を総合的に見て、当時、不適切として判断した、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、広原の排水問題についてお答えいたします。

まず、県排水基本計画についての現況についてお答えいたします。

この県基本排水計画というのは、県単排水整備事業で、県が平成11年3月に策定した基本計画のことです。計画では、日華化学南側交差点から野口商店南側までの県道側溝を現況とは逆に野口商店のほうに流す計画になっておりました。これは、従前から申している方法、要するに南に流れているものを北に流すという方法で県のほうは策定いたしました。この計画で行いますと、ほとんど雨水が大間手川に流入するような形になりますので、大間手地区の同意を得ることは困難であるということになりましたので、そのほかに、また蛇園幹線排水路、旧海上中学校の東側を通っている水路、それを町が改修する計画であるため、事業費も多額になるために、またそれも困難だということになりましたので、再度、以上のことから、本計画の見直しを県に町の時に要望いたしました。その後は、従前のお話ししており、県銚子土木、その当時は銚子土木ですけれども、県と海上町において、数回にわたりまして、海上町後草地区排水整備計画の打ち合わせ会議を行いまして、県にできるものは県で行っていただきまして、町でできるものは町で行ってきたというのが今までの経緯でございます。

次に、今後の対策でございますけれども、12月議会で島田議員にお答えしましたように、県道飯岡停車場線と県道銚子旭線、その野口商店の交差点部分の側溝の改修工事を再度、県にお願いしたいと思います。

また、今後も、関係機関と協議を行いながら、できるところから改善をしていきたいと思

っております。

以上です。

○議長（林 俊介） 一般質問は途中ですが、午後 3 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 7 分

再開 午後 3 時 3 0 分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 県有地の払い下げについて、先ほど答弁いただきました。ただし、この県有地の払い下げの条件というのがあったんですよ。公益のために県有地を払い下げるんだと、公益というのは、相当期の処理をしたもの、中間処理したものを受け入れますと、そういうことを県は、そのために払い下げをしたんだということなんですね。これは、監査請求もされた中で、ちゃんと明記されているわけですけど、それでそういうことになりますと当然この目的が達成できないわけですよ、もう不許可になっているわけですから。そうしますと、当然、県は買い戻さなければならないんじゃないかと思うんですね。そういう目的でもってやったわけでございます、その点をもう一度。

それと、今、環境課長、県の担当者、産業廃棄物課だと思いますけれども、産業廃棄物課のどなたがそういう話をされたのか、氏名をできればお願いしたいと思います。

それと、確約書の件もそういうことですけれども、確約書には権限がないんだと、ただ検討されたものだというような見解でございますけれども、今は不許可になったということでございますけれども、この県の許可条件の中においては、平成12年11月13日付で提出があった確約書に記載のある事項については遵守することとなっていると、これは、県の許可条件、指令書なんですよ、指令書。確約書、指令書が一緒になっているんですけども、これは、18項目あるうちの16項目めにそういうことが入っているんです、遵守することと。業者も、確約した事項、8項目、確約書を出してありますね、それは分かりますね。その8項目を当社が一方的な都合により履行しない場合においては、県の処分を受けるということなんですよ。そういうことが、ちゃんと確約書が許可書の中に入っているんですね。そういうことが

あるから、そういうことはちゃんと精査してくださいということを言ったんですね。ただ、県がそういうこと、県がそういうことを言ったと言っても、おかしいんですよ、こういうことをちゃんと約束したものがあ​るわけですので。

それと、もう1点、市長、お願いしたのは、9月に市の顧問弁護士と相談してくださいということ、相談しますと答弁いただいたわけですが、その辺、どういった経緯があったのか、その辺も併せてお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今の顧問弁護士の関係ですが、それについては、一応、総務課のほうとうちのほうで、内容的な部分を調べておいてほしいということでやっている中で、まだそれらの具体的な回答はいただいております。

それと、先ほどの確約書、許可書、そういったことのいろいろなことがあったんですが、これらの内容については、今回の最終的な結果が出た中で、その確約書の問題、それと許可書の問題含めて、県へそういったことを問い合わせるにしても、県については、もうそういった部分は終了していますというような回答ですので、これ以上、私のほうに求められても、それらの中身についてどうだという話はできないと思います。

それと、あともう一つ、県の回答した職員の名前というお話ですが、これにつきましては、あくまでも、個人的な見解で回答を寄せているということではないと理解していますので、これは、担当課まででご理解を願いたいと思います。

この県有地の払い下げにつきましては、総合企画部の空港地域振興課が担当しております。
以上でございます。

○議長（林 俊介） 明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど市長が、9月に弁護士に相談して、今後の対応ということで、相談したほうが良いというような意見をもらいまして、9月のことで、半年も過ぎましたので、はっきりは覚えていませんけれども、担当の職員に相談に行かせたという記憶はあります。そういった行かせているうちに、私のほうも、県へ行って、かなり不許可処分にしてくれというようなことを再三再四にわたって言いましたので、その弁護士の先生の相談の結果というよりは、県のほうで、我々が要望するような方向で動いているという感触を得ましたので、そういった部分で納得をして、弁護士には回答をもらいませんでした。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今、安心しているんですよ。1月28日で不許可というような形が出ましたけれども、しかし先ほど冒頭で申し上げましたけれども、地権者から委任状を取り付けて、これは聴聞会を開いているんです、県が聴聞会を2月15日に。何のために聴聞会を開いたのか、そういったものもあるんですよ。いろいろ条件、聴聞会の要綱もありますけれども、そういったものを開いているんですよ。

それと、県のほう、担当者までにしてくださいというけれども、それは、本当、我々が、昨年、言いましたけれども、国のほうは、ちゃんと、氏名、名刺を渡してくれるんですよ。名札がついていますよ、名札。そうでしょう、皆さんに名札がついているとおりの、その担当課だけにしてください、その辺はちょっとおかしいと思いますよ。我々も、そういうことについて、それはそれとして、あと次のものはもらえないと思いますけれども、それと担当課のそういう見解だということでございますけれども、この前やはり質問したときに、環境課長にお願いしたのは、登記簿謄本をとってくださいとお願いしましたよね。とると、だいぶ、当時、私が持っている当時のものとはだいぶ違うと思いますし、その内容をちょっと分かる範囲でお願いしたい。要するに、地権者、農地関係のものがありますので、その辺をお願いしたい。

それと、あとできれば、その写しを欲しい、いただければいただきたい、それをお願いしたいです。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今現在、登記簿謄本は、全体にはとってございません。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 9月議会の中で、ここであるんですよ、「登記簿謄本をとってみてください」と、そうするといろいろな内容が出てきます」という話をした経緯があるんですよ。いい、それは。そうすると、今、結果的にはそういう形に、不許可に今現在なっているわけですから、今はそれとしていいとしましても、いろいろな問題が、山積しているものが、根が深いんじゃないかと思うんですよ。

であるから、いろいろなものを市として、やはり今後どう展開されるか分からないことがあるので、その辺をぜひこれからでもとって、その辺を見ていただきたいと。

9月に申し上げましたけれども、27坪、1億円の担保がついたりしているんですよ。あるいは、1億5,000万円、そういうことが現実として分かるわけですよ、登記簿謄本をとるこ

とによって。ぜひ、これからでもぜひお願いしたいなと思いますね。

それと、次、4回目、終わってしまいましたね。まだ4回目ですね。これは。

その辺で、やはり県に対して、県有地の不当払い下げだということで、市からきっちりそれを申し上げてください。それで、その答弁を受けた方が、どなたが答弁を受けたか、後でいいから答えてください。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） そういったお話ですので、もう一度、県のほうに不当ではないかという話はしてみます。

以上です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 農地法に関する、これは今までもずっとやってきたんですけれども、産廃処分場が、県は、二重転用で、仮設工作物だというような話をずっとされてきたんですよ。それで、堰堤、要するに大きなコンクリート工作物、それは、多分、私も、銚子地先だったのかと思って、農地でないのかな、あるいは農地でないのかなと思っていたんですよ。しかし、現実には、農地、あれだけのものが仮設工作物に値しないと思うんですよ。仮設工作物は、いつでも撤去して、終わったら撤去して原状回復するというのが義務付けられているわけですので、その辺を今後あの仮設工作物であるというものに対するこれらの処分、処理、今後、当然、市だけではできないと思い、先ほど答弁いただきましたけれども、県に対してきっちり撤去させるべくさせるように、ぜひ進達していただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 工作物ですけれども、貯留堰堤というそうなんですけれども、かなり大きな工作物で、農地は、南北といいましょうか、細長くあるんですけれども、工作物はダムのように横長という形になりますので、恐らくそこは、見ていないんですけれども、山林地目、旭市の農地、銚子市の農地、また銚子市の山林地目にまたがっていると思われます。

撤去につきましては、県は処分通知を出した段階でございまして、厳密にはまだ司法による訴えとかが、ある余地があるということで、半年間は動けないという状況でございます。

その後につきましても、指導といいますか、農地に関しましては、先ほども言いましたが、

地権者と事業者が連署して申請しておりますので、その辺の指導になろうかと思いますが、あの事業所そのものは、伺いますところによりますと、ほかの森林法ですとか、ほかの部分のこともありますので、他とも協議しながらになるけれども、今すぐではないというような回答でございましたので、市としてもその方向で申し入れたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○１７番（日下昭治） やはりあのような大きな工作物が仮設工作物であったと、今まで現実的には我々も山林だとばかり思っていたんですよ。であるから、当然、仮設工作物の値はしないと思っていたんですけども、現実的には仮設工作物で許可されたわけですから、これがこのまま野放しになるということは、行政の不作为行為ですね、はっきり言って。これがこのまま野放しにするということになれば、通常、農業委員会は、違法転用だ、違法転用だと何かやったらすぐ指導しますよね。それは、あれだけのものを野放しにするということは、本当の行政として恥ずべき行為だと思いますよ。今後、そういうことについて、きっちり対処していただくよう、県に、今、申し上げましたけれども、ぜひ県にお願いしていただきたいと思います。お願いじゃなく、県に撤去させるように言っていただくべきものだと思います。市の農業委員会としては、農地法の農振農用地でありますから、適切な今まで判断をずっとしていく、回答していたわけですから、県が間違ったことをやったわけですから、業者にああいうことがあるわけですから、ぜひそういうことを強く県に求めてください。それについてお伺いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） ご案内のように、計画当初から農業委員会としましては、不許可相当という意見を申し入れ、それは、銚子市、旭市の農業委員会、一緒でございます。その足並みをずっと続けておりましたので、今回に関しましても、同じスタイルで、今、議員さんおっしゃられましたように、申し入れをしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○１７番（日下昭治） これは、最終的にはいいことで、もう最終処分場という形の前提の許可でしたので、その許可がなくなったわけですから、やはりもう二重転用の効力は失われているわけですね。そういうことですね。それで、まだいまだに県、そのときに効力を今ま

でに出したのに対して求めなければ来ないのか、そういった不許可にするという結果が求めていかなければ来ないのか、自然に県から、こういうことは不許可にしましたということが来るのか、その辺はどういうふうに考えられますか。今現在ないんですよね、まだそういったものは。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加瀬恭史） 農地法の許可申請につきましては、事業者と地権者が連署することになっている、先ほど申し上げましたとおりです。それで、承認されたかどうかという決定につきましては、当事者及び事業者、当事者である事業者と地権者に通知されることでありますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 局長が責められるのも本当に大変だと思いますよ。ただ、それとこれは、何回目、3回目ですか、4回目になったんですか、終わっちゃいますね。それで、これは農地法の5条による農地を一時転用に伴う賃借権設定の許可だったということですよね。そうしますと、当然この一時転用が不許可になるということになりますと、賃借権も成立しなくなると言うんですよ、伴う許可ですから。その辺もしっかり今後の中で精査していただきたいなと思います。それをお願いしたい。

それで、今現在これは、住民が求められていることは行政の透明性であるということですよ。いろいろ質問しても何か釈然としないわけですよ。それが、今、議会も透明性のある議会、行政が透明性がある行政でなければならないと、それが求められていると思うんですね。この問題、63年から二十数年にわたって最高裁まで争って、住民が、原告が勝訴したわけですよ。そういうことにつきましては、当然、行政を預かる市長、首長、また我々議会も反省しなければならないと思うんですよ、こういうことが現実的にもう出たわけですから。

それとまた、こういった行政執行をやられると、不作為行為に当然当たってしまうんじゃないかと思うんですよ、行政の。それと、これから、将来、市として、当然、安心が求められるわけですね。安心安全のまち、日本一安心・安全のまちづくりということで、安心が求められるわけですので、ぜひ、その辺、最後に市長、この問題は、今、1月28日は不起訴になっていますけれども、将来にわたって市民が安心できるような、こういったものが裁判までやらなくてもいいようなものをぜひ求めるような市でなければならないと思いますので、その辺、市長、もしご見解をお願いできればと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題、大変長い間かかりましての不許可処分ということで、結果が出たわけでありますけれども、正直言って、県の許可というような部分もありまして、我々、行政で、同じ行政でありますけれども、市へ詳細にわたっての説明は今までなかったように聞いております。今後については、市の担当する部分について、きちっとした9月に弁護士に聞いてみてくれというような話がありましたので、今後も起こり得る問題点、そういったものも洗い出しながら、顧問弁護士とよく相談をしていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひお願いします。

続いて、入札関係に移りたいと思います。

最低制限価格を設ける際の話、先ほど説明をいただきました。今、最低制限価格以下で不調になりましても、業者はまた再度入札が可能なんですよ、再度入札。指名入札だと、多分、失格になると思いますけれども、今の電子システム入札の中においては、再度入札は可能だと思いますね。

過去、9月でしたか6月か、ちょっと忘れちゃったけれども、1者入札で約300万円くらい上げてしまったというような経緯もございましたよね。双葉団地かどこかの解体工事で、最低制限価格以下で不調にし、再度入札、また同じ業者が1者で入札して、恐らく300万円くらい上げたと思うんですよ。数字は、ちょっと正確ではないかも知れませんが、それは、やはり予定価格が高かったんじゃないかと思うんですよ。業者が、できますよと、できますよということを応札してくるわけですから、最低制限価格以下であると失格で、再度入札をやらなければならない。上だと、予定価格より上だと随契ということをやりますよね。越してしまった場合には、一番近似者と随契で話し合いをしますよね。そうしますと、だいたいその予定価格の範疇でおさまる、恐らくおさまっていると思うんですよ。だから、ぜひ、その辺は、予定価格、予定価格、最低制限価格と言いますが、やはり市民のために、その辺をしっかり考慮していただきたい。

それと、1点、その事例、今、申し上げましたけれども、双葉団地ですか、300万円くらい上げましたと、もう1点あるんですよ、大きな工事が。昨年の10月19日に開札したのは、これは6者ほど応札してあります。税抜き1,930万円から一番高いところで2,100万円、これ

は不調ですよ。それで、同じ工事を今度やったときに、再度入札をやったときに、3,140万円で、これは、見積もり合わせですから、税金だと思いますよね、当初やった業者が、再度入札で、随契で落札するわけですよ。この差というのは1,270万円あるんですね。これは大きな損じゃないんですか。こういう事例があるわけですから、その辺、しっかり、この辺、考えるべきものがあると思いますけれども、ぜひ、財政課長、ある程度その辺、いろいろな説明されると思いますけれども、市長、どうですか、この辺を感じたときに。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 最終的に、私のところへ来るのは、予定価格の区切りということで、決裁をするわけですが、それまでの手続きの問題は、きちっとやってくれているものと確信をしているところでありまして、私には、それ以上のことは、不調に終わったの、それからそれを再度入札といいましょうか、見積もり合わせでやったということは後からになって聞くことでありまして、今後、そういうことのないように、きちっとした予定価格の提示を精査していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、言った工事の関係なんですけれども、23年度の発注案件かと思えます。これは、急傾斜地崩壊対策工事ということで、一度、確かに10月に入札はやって、6者応札があって、全て最低制限価格以下であったと、最低制限価格は、予定価格を決定いたしますと、今、自動的に、7割、70%ということで、土木工事については決定されますので、その工事であったと思います。

当然、不調になります。不調になったときに、次に同じ工事をまたそのまま出せませんので、内容を若干、当然、必要であったもの、必要でないもの、そういったところの設計を見直していただいて、再度、同じ手続きを経て、いわゆる入札にかかる同じ手続きを経て、入札を実行いたします。それが再度公告入札ということになります。いわゆる最低制限価格以下であったときには、これは、今までもそうなんですけれども、もう一度、札は入れられません。もうその時点で失格です。ですから、それは、もう落札者がいないということで不調になります。今度、再度公告入札という形で、内容を変えて、公告をして実施する、そうしたときに、今、言われた最後、随契というのは、1回目で予定価格に達しなかったということで、その後、落札者がいませんということで、最低制限価格を下回っていない業者については、2回目の入札ができます。これが再度入札になります。その段階でも、予定価格に達

しないという形になって、今度、一番、価格、低い価格で入札した業者に、見積書を出してくださいという形で出してきて、それで予定価格に達したときに、初めて契約候補者になれるという形になります。

で、その工事は、確かに1回目と2回目で、数字が、随分違うんじゃないかということがあったと思います。これは、私のほうでは、なぜこうなっているのかというのは、ちょっと業者に尋ねたいぐらいで、入札手続きとしては、きちんと順を踏んでやってきたという形になっております。ですから、これは、ちょっと分からない部分があります。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これは、災害復旧で、実は、私も、不調になったときに、災害復旧で、その下に崩れている所があるんですね、少し離れますけれども。上にも崩れて、それは直しました所があるんですよ。それをひっくるめてやってもできる範疇じゃないんですかと俺は言った。災害復旧ですから、もとのまま直すのが基本であると、当然この最低制限価格以下で不調にした際には、設計の変更をしますよね。設計変更、大幅な設計変更ができない所なんですよ、それは。ほとんど同じもの、同じ工事を執行していくと、全く同じとは言いません。設計変更がなければ、再度の入札公告はできませんから、それはあると思うんですけれども、ほとんど変わらない状態での3分の2で終わるもの、3,000万円以上かかったものを2,000万円ちょっとでできますよというのがあったわけですよ、1,200万円以上の差があったわけですから。ぜひ、そういうことが、しっかり状況を把握した中で、高い場合には、超えた場合は、随契ということがあるわけですよ、見積もりが。しかし、低い場合にはないんですよ。なくて、再度、設計変更しなければならないと、それでやって、そういう結果が出てしまう。それは本当に市民のためにマイナスだと思うんですよ、マイナス。その辺は、状況によって、最低制限価格が、これでなければならないということはないと思うんで、その辺は、今後、執行する上においてはお願いしたいなと思います。それはお願いしておきます、要望にしておきますので、それは、答弁はいりません。

次に、公告時における落札無資格で、建設工事従事者を無資格にするほど、確かに、有利、不利というような形の中であると思うんですよ。その件について1点お聞きしたいんですけども、本年1月7日に、入札公告91号、これは中止してありますね。市長、中止の決裁をしてありますね、これは。開札1日、2日の前に中止したと思うんですよ。この理由は何でしたか。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 1月7日公告の排水路整備工事91号の案件ということで、当該工事、既に発注してございました都市計画道路の道路新設工事でございますけれども、この近接について疑義が生じたところでございます。そのため、県と協議・検討しました。公告後であったんですけれども、入札を取りやめさせていただいたという形になっています。この案件については、現在、再度公告の準備を進めているという状況です。

ただ、近接工事の取り扱いなんですけれども、23年度における県の見解と今回の県の見解というのが、若干、相違がございます。23年度の段階での近接工事の関係なんですけれども、直線で100メートルというのがあります。ただ、同一工種で同時期に発注するというもの、それから同一区間を同時または同時期に発注するということがあります。ただ、工事区間で、河川とか軌道とか構造物等で分断されたものは近接とみなさないということがありました。その部分で、当然ぐるっと回り道しなければいけないような現場であったということがあって、それで出してあったんですけれども、どうも県のほうは、今年度の取り扱いが違っているという話もちよっとあったんですね。それで、県のほうに確認をしました。そうすると、工事区間で、河川とか軌道、いわゆる線路、そういったもので分断されたものは近接とみなさないという見解であったものが、今は、あくまでも100メートルでやっていますよという話になったということであったので、その場合であれば、これが当たってしまうということがあって、それについては、急遽、入札を中止させていただいたという状況です。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 正当な答弁をしていただきました。実は、これは、私、疑問を持ってあなた方に資料を求めたんですよ、これは。昨年の7月のやつは工事名を列記してありました。それで、8月6日は近接100メートル以内と、11月5日も同じく出してあります。12月3日も同じように出してあります。ただし、1月7日付のものにはなかったんですよ。それで、これは遊正線と西の排水でクロスするんですね。それで、これを求めたときに、契約班の職員に聞いたんですよ。そうしたら、堰堤であるから問題はないんだと、じゃそういうことがきっちり明記されているんですねと、明記されています。それで、契約班の合意の上で決定しましたと、違う作用はなかったでしょうねと俺は冗談で言ったんですよ。そういうことはありませんと、ちゃんとそれは、契約班の合意の上で、話、堰堤があるから、これが、有利・不利の問題には影響がないんだと、そういうことが、明記、付記されていますと、それに基づいてやっていますから、じゃそういうことで分かりましたと、そうしたらその次の

日が、公告したのを中止にしちゃったんですよ、ホームページで。これは、かえって余計疑問を持ってしまうわけですよ、我々が。全く、そういうことが、ずっとあるものが急になくなると、当然、疑問は持ちますよ。私も気がつかなかったです、ある市民が、多分、業者さんから出た話じゃないかと思いますけれども、こういうのがあるのかと、実は、あまりそういった条件があるものそのものを私、知らなかったんですよ。それで、ちょっと調べてみたらあるんですよね、この100メートル。そうしたら、昨年7月は、どこどこの工事、どこどこの工事と列記してありますよ。その辺は、やはり不透明な部分が多いんじゃないかと思うんですよ。財政課長は、確かに正当論で答弁していただきましたけれども、これは、例えば私がそういうことをやらなかったらこのままいったんじゃないですか、本当のこと。そうじゃなかったですか、その辺をお答え願います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 不透明という話がございました。指摘がなかったらそのままいったのではないかと、決してそういうことはございません。この1月に県と協議した、確かにそのとおりでございまして、県のほうの取り扱いが違ったということの情報入手が、うちのほうはできていなかった、これは本当に申し訳ないなと思っています。ですから、そういうところについては、これからもう少し県の例えば建設不動産課、ここと連絡を密にする必要があるなということで、課員ともども反省したところでございます。

ですから、その辺の工事、これは当然どうしても実施しなければいけない。確かに、現場を見たら、ぐるっと回って、300メートルぐらい迂回しないと本当に行けない場所なんですね。でも、それでも県は近接だと言われれば、今、県の取り扱いに準じてうちのほうも取り扱っていますから、そうせざるを得ないだろうと、これは、一旦中止にするということで、決定したところでございます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） いろいろなそういう話を聞く中で、旭市は、いろんな現場の状況を見て、入れたり入れなかったりと、そういった作業、複雑な作業までさらにやった中で、その近接100メートルを除外すると、そういう無資格にするというような、そういう作業をやっていると思うんですよ。現場の状況を見て、ここの現場はどういったものを行っているか、ここはやっていますかと、隣、銚子市は、全公告に多分入れちゃったと思うんですよ、全公告に。大小あまり関係がないのではないかと、私がとった範囲では、全公告に入っていると

思うんです。そのほうが単純明快で分かりやすいんじゃないですか。その辺は今後の課題の一つだと思いますけれども、どうですか。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに、銚子市はどうも全発注工事に入っているようです。ただ、入れているところ、入っていないところ、やはりおののあります。ですので、全部入れてしまうのが一番いいのか、それとも、今のように、一本一本、全部精査してやった方がいいのか、それは、ちょっと今、課の中、班の中ですけども、検討しているところでございます。場合によっては、全部入れるというのも一つの方法であろうと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 続いて、いいおか荘についてお尋ねしたいと思います。

いいおか荘は、今後いろいろ民間の部分も活用する、先ほど市長の話もございましたように、2階・3階は宿泊施設と、それは、民間も入れるか入れないかはこれからの一つの方法の一つだろうと思いますけれども、1階は、震災の祈念館ですか、そういったもので、屋上を市民の緊急避難場所だということで、2階・3階等についていろいろな活用方法があるかと思いますが、その辺、今お考えになられているのは、市長として、どのような2階・3階の宿泊施設を公が、要するに市がやるのか、あるいはまた違う、民間のという話もありましたので、民間等のものも考慮されるのか、その辺を伺いたいと思いますけれども。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 1階の部分、どうしても、やはりあれだけの大震災ということで、メモリアル施設、祈念館はぜひつくりたいと、そんなような思いの中で、いいおか荘がなければ、違うその震災祈念館みたいなものをつくりたいというような気持ちはありまして、いいおか荘が使えれば、その1階はぜひそれにしたいと、そんなような思いであります。

屋上も、今、耐震耐力度調査をしております、それが避難場所になれば、そのまま外階段をつけての災害交付金申請はしながら使いたい。2階・3階の部分でありますけれども、今の時点で、はっきり私のほうからは、しっかりとした回答はできない状況でありますけれども、まだまだこれからそういったプロポーザルとか、いろいろな部分もやっていかなければならないと思いますけれども、私の気持ちとしては、やはり民間に使ってもらって、食事も、周りの民間の飲食店にお願いをしながら、素泊まり的な部分での活用がいいのかなと、

私自身はそういった考えを持っているわけでありますので、今後、検討していきたいと、そんなように思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○１７番（日下昭治） じゃ、ぜひ、今後、いろいろなそういった市民の貴重な財産の一つでもありますので、環境拠点だということでございますので、ぜひよりいい方法を模索して、考えていただければと思います。

それと、修繕費、被災したのに、修繕費に２億３、０００万円くらいかかるということの根拠はと、積算根拠はと、それは、業者が被害したものをもとに戻すと、そういう形になりますよということで、あまり根拠がなかったということですよね、きっちりしたものが。そういうことじゃないんですか、その辺は。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、あまり根拠がなかったのかということですけれども、根拠はございまして、当時、積算としまして、建築工事等につきましては設計会社に見積もり、あるいはガラス工事、ガラスの修繕工事等につきましては、ガラス屋、あるいは污水处理、これにつきましても専門の業者、それぞれの専門の業者が見積もった、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○１７番（日下昭治） それが２億３、０００万円くらいだったと、リニューアルのときに、多分そのくらいの金額だったと思うんですよね。それだけ、単純にそのくらいかかるんだよということだと思いますけれども、その辺はそれとしてそうなるのかなと思いますけれども、これは、一時、貸付先等について公募を行いましたよね。それと、いいおか荘運営委員会でいろいろ議論されたと思うんですね。この改修費の議論、あまりこういったあれはないのに、何ですか、いろんな議論されておるような議事録があるんですけれども、これは貸付先ですけれども、運営委員会のほうで、そのどれだけかかるとかかからないとか、それでこれは、合わせてすぐ、それが、運営委員会がそのまま貸付選定委員会になっていると思うんですよ、メンバーの方々が。それで、この議事録を見ますと、運営委員会の中で、確かに運営委員会、被害が大きかったということはあろうかと思います。その結果、いろいろ昨年ですか、一旦解体費が組まれたと思うんですけれども、当然そういうものに根拠があつて、解体費が組ま

れたものと思ったら、先ほどこちよっと聞き損なったんですけれども、その辺は、もう一度、伺えないんですけれども、それはそれらに基づいて解体費を組まれたものじゃなかったんですか。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 当時、貸付先の募集要項の中では、議員ご承知のように、改修なり修繕、このかかった経費は、借りる方が持つんですよということで応募してございます。ただし、契約期間が満了した後は、その直したものは放棄していただくと、そういう約束で募集を行った、そういうことで確認はしてございます。

あと、解体費につきましては、別途、設計をした中で、予算計上をしたというふうに理解しています。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員に申し上げます。残り時間はあと6分でございます。簡潔にお願いしたいと思います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 例えば、そういったものをやる際、運営委員会選定、ちょっと今、選定委員会で言っちゃいますけれども、選定委員会で、選定委員会のこの会議の中で、貸付先の選定委員会、その中で見ますと、「いいおか荘を経営した場合には、観光開発、足かせになります。まずは、将来を見据えた観光開発のために、いいおか荘を解体すべきだと考えております」これはおかしいんじゃないですか、的が外れていないですか。これは、貸付先選定委員会の会議の中で、解体が出てくるということは、そうじゃないですか。貸付先を選定する委員会で、解体をすべきだと、的が外れていると思いませんか。それについてお答え願います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 日下議員の組織、委員会の問題について、少し違った部分があるのかなと思います。運営委員会は、確かにいいおか荘の運営委員会というのが長年ありました。これは、運営委員会がいいおか荘を運営するのについての委員会であります。それと、災害がありまして、その災害があつて、かなりの部分、応急的に修繕費がどのくらいかかるんだと、先ほど言った額でありますけれども、それを基に、今後のいいおか荘のあり方検討会というのを発足させました。そのあり方検討委員会で、一番最初に取り壊しの部分も議論をしたの

かなと、そんなように思います。そのあり方検討委員会が、業者選定、貸付先選定委員会に移行したというようなことで、理解をしていただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、あり方検討委員会は、年度がかわってからだと思うんですよ。で、解体予算をやったのは去年の3月なんです、3月議会。それで、年度がかわってからあり方検討委員会だと思うんですよ。その辺、ちょっと勘違いしていませんか、市長。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 委員が、継続してやっている委員があります。その委員の持論として、恐らく選定委員会の中でもそういった発言をしたこともあるのかなと、今その検討委員会の議事録を見させていただきまして、そういった発言をされたようでありますので、改めて私のほうもそういった部分を理解しておりませんでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 時間がないので、次に進みますけれども、最初にやっちゃったからもうないんですよ、次の機会があったらまたあれさせてもらうかも分かりませんが。

広原地区の排水問題について、基本計画はそういう形であったと、我々が未熟だったと、そういったものを知らなかったということで、今、反省するところでございます。しかし、昨年、いつごろでしたか、11月でしたっけ、大雨が降って、大水があったときに、それらについて、多分、島田和雄議員でありませんでしたか、12月、質問の中で、こういうものがある。そこでやったら全部解決されましたと言いましたけれども、実は、多分、信号のところでは、その後、健保の方がホースで流していたのを見ませんでしたか、流したんですよ。全くあの辺は従来と変わっていないところなんですよ、あの交差点、信号の所。それで、ぜひ、その辺のいろいろなもの、現場を把握したら、建設課長は分かると思いますけれども、あれは、旧海上町のほうから来て、一旦、飯岡方面に向くんですよ。その後、西に向いて、さらに北へ向くと、えらい複雑な排水をとっているわけですよ。それで、タカノさん、マルチヨウの所、あの辺を境にして、向こうと形になるという感じがするんですよ。あの辺が、一番、見ると高いように感じるわけですよ。それで、あの辺から、今どうしても仁玉川の北川にある県道旭市のほうを向いた所の北側にある水路に、今、複雑にいった水路があるもの

で排水しなければならないと、ぜひ、できれば、今後、ぜひお願いしたいなと思うのは、それを複雑でなくして、ストレートにその北側の深い水路に抜けるような方法を考えていただきたいんですよ。それは、県との協議もあらうと思いますけれども、その辺をぜひお願いしたいと思いますけれども、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） その言われる場所は分かっておりますので、県の維持課長のほうに再度申し入れしまして、できれば早く暗くなっている部分を直すような形でお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、お聞きしますと、建設課長、この3月でもってやめられちゃうというような話も聞きますので、ぜひ担当課のほうでそれを引き継いでおいてほしい。そうでないと、また新規になってしまうとまたもとに戻ってしまいますので、その辺、ぜひ引き継いでいただけるようお願いして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時35分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第45号、新市建設計画の変更についての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提出のありました議案第45号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成25年旭市議会第1回定例会議事日程(その3)、本日3月6日水曜日、この後、追加日程第1、議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。補足説明については、企画政策課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。議案の付託については、総務常任委員会を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(林 俊介) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第45号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(林 俊介) 追加日程第1、議案上程。

議案第45号の1議案を上程いたします。

議案第45号 新市建設計画の変更について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第45号は、新市建設計画の変更についてでありまして、合併特例債の発行期間の延長に伴う当該変更について、千葉県知事との協議が整いましたので、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 俊介） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第45号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 米本壽一 登壇）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議案第45号、新市建設計画の変更について補足説明を申し上げます。

東日本大震災の発生等に伴い、合併市町村における合併特例債の発行期間の延長措置が施行され、特定被災区域である旭市においては合併特例債の発行期間が10年延びて平成37年度までとなりました。

この期間延長措置に伴い、新市建設計画の計画期間を10年間延長するとともに、将来的に発生する事業需要に効率的に合併特例債を活用するため、主要事業等について整理を行うものです。

○議長（林 俊介） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（林 俊介） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第45号について、質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ご質疑申し上げます。

まず、当初の10年間で20年間に変更すると、このぐらいいは分かるんですけども、ちょっと教えてもらいたいんですが、続いて消防のやつですか、施設、設備の整備と、今度、変更、前より設備が増えたのはいいんですけども、こういうことだと思いますが、どうしてその次の海上保育所改築事業を単なる保育所改築事業にしたのかということはお聞かせいただきたいんですが。

○議長（林 俊介） 木内議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） ただいまのご質問でございますが、海上保育所という海上の固有名詞をとりました。これによりますと、今までは海上保育所だけが該当する事業になってしまいます。左の上に、このように海上をとりますと、広く該当させるため、それだけのことでございます。海上が消えたわけではありません。この中に海上を含んでいると理解してください。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 一般質問でも行いましたが、新市建設計画というのは、合併委員をやられた方もここにいらっしゃいますけれども、皆さんが何回も何回も練りに練って練り上げた案なんです。それに基づいて、今、合併までの約束ですから、ですから、ほとんど、これは7割か8割やっているわけですよ。それで、質問したのは、道路が9本出て、課長は5本と言いましたが、実際は、7本ぐらい、幾らかやっているでしょう。全く手つかずの2本はどうだということで、質問ができたわけです。これが単なる道路網の整備では、私はできませんでしたから、それでこれを見ていたときには、海上保育所もちゃんとここに載っているだから、やってくれるんだなと思っていたんですよ、だって新市建設計画には1か所しかなかったんですから。それで、どうしてこれは、海上をこのときに、名前をとってしまうん

ですか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） これは同じことになります。海上保育所は、左のこの保育所改築事業の中に含まれているとご理解してください。

もっと例を言います。海上保育所だけだった新市建設計画を左の保育所改築事業にするとすることは、飯岡も該当させたいという気持ちがあるわけです。それだけです。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 私も実は同じように感じたわけですよ。これは、海上保育所、外れたのかなと、何か違うなということで、それはそれとして理解しておきますけれども、これは子育て支援課長にお聞きしますけれども、耐震補強できない、行っていない保育所の一つですよ、海上保育所は。であるから、当然、改築はしなければならないと思うんですよ。だから、私は、これは入っていていいのかなと思っていたんですけれども、もっと幅広くということですが、これは、幅が広くしょうが、何か知りませんが、海上地区においては、公立保育所が1か所しかないんですよ。あとは民間保育所ですので、統合するということはなくなって、ほかに行ってくれば話は分かりますけれども、ほかの飯岡地区みたいに統合保育所を建設というのは無理なものですけれども、その辺、耐震補強と今後のこの辺、幅広くということで入れ替えしておきますけれども、今後の計画をちょっとお願いできればと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 今の日下議員さんに回答いたします。

今、広くということで、10年延長するということで、ほかの保育所も老朽化が出てきておりますので、その辺を含めて幅広くということで、こちらは納得いたしました。

それで、耐震診断のほうですけれども、全ての公立の保育所はしております。やはり飯岡と同じ築40年経過しておりますので、その辺、早急に検討して、建築のほう、海上等は消えますけれども、そちらのほうで検討してまいりたいと思います。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 合併特例債事業というのは、当初は10年の予定であったわけですが、そのままいきますとあと二、三年ですね。そういう中での事業費ですか、それからその後10年間延長することによっての事業費、そのトータルについてお尋ねをします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 一般質問でもご質問がございまして、平成17年から23年度までにつきましては、125億5,300万円とお答え申し上げました。それ以降の分ということで、合併特例債事業の関係ですけれども、実は、29年以降については、まだ明確に数字は上がってきておりません。ですので、全体として考えていくということになるんだと思います。今のところの発行の見込額は、193億円ということで、今回、財政計画は策定しております。それでよろしいでしょうか。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、これからもう十二、三年間ですか、百何十億円ということになるわけですね。そうなりますと、当然、公債費比率がだいぶ高くなってしまおうんですが、その辺をお尋ねします。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今のは平成17年からのトータルの話で申し上げました。合併特例債の発行可能額、その総額が増えるわけではありません。272億4,750万円という数字は変わりません。ですので、全体として今の見込みでは、193億950万円ということで、約71%程度の発行を見込んで、事業はここに取りあえず載っているということでございます。

○議長（林 俊介） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

林正一郎議員。

○21番（林 正一郎） 1点だけ、変更前で、校舎大規模改修事業、飯岡小と三川小が入っていましたが、今度、変更案には入っていないというのはどういうわけですか。

○議長（林 俊介） 林正一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

校舎大規模改修事業変更前に、飯岡小学校、三川小学校が入っていたけれども、今回は入っていないということです。飯岡小学校につきましては、平成19年、大規模改修、老朽並びに耐震補強工事、これを実施してございます。三川小学校につきましては、今年度、外壁等の安全対策ということで、改修工事を済ませてございます。

ここの変更前のグループですが、下の三つの事業、エアコンのほう、空調設備整備事業、それと学校のプール関係の2事業、これを除いて上の改修事業、改築事業関係は、ほぼ飯岡中学校の来年度の予算化、それと嚶鳴小学校の今回の新年度の予算化を除きまして、全て実施済み、もしくは今度の新年度予算に着手済みということになります。

先ほど企画政策課長からのほうからの説明にありまして、今後につきましては、これらの固有名詞をとりまして、いろいろな形で対応できるようにしたいという変更でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 俊介） 林正一郎議員の質疑を終わります。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 5年延びるということは、今までだと、最終のときですと168億円とか170億円くらいだったのが、トータルで193億円になるということは、約20億円、その間にまた事業をやるということですね、トータルしたら。まだ、今までの中でももう123億円やっておりますけれども、これから37年までの間には、もう約70億円ですか、そのくらいの事業をやっていくということですね。

先ほど一般質問したんですけれども、太田議員とか私もそうなんですけれども、この中で、やはり新規事業をやることはいいですけれども、そういうことで、逆に言えばインフラ整備だけではなくて、改修とか大規模改修とか、それからどうしたらこれをやめて、経費を少なくしていくか、その辺も考えていってもらわないと、ここの時点で、もう約30億円近くを簡単に言えば水増しするというような話になっているわけですから、その辺をぜひ考えていただいて、計画していただきたいと思います。

財政課長の答弁、できれば。

○議長（林 俊介） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今回の合併特例債の延長、これがありまして、現実には例えば旭中央病院の広域農道までの分、それなんかが終わらないところが、さらに期間が延びれば、そ

れが対象になったり、それから庁舎の建設、当初27年まででは無理であった。それが、今度ここに入って来ることができるようになります。ですから、そういうものがあって、実際には、30億円、当初の計画からいくと35億円ぐらいは上乗せになるだろうということで、今回、見ておりますという状況です。

○議長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほどちょっと統合した飯岡保育所を入れたいということで、保育所事業と、こう名前をとったというんですが、先ほどの課長の答弁では、同じようなので、今、見ていたら、後ろには、すぐ次のページには、海上中学校改築事業、変更後も海上中学校改築事業、同じのが載っているじゃないですか。これはどういうことですか。じゃ、これも中学校改築事業に代えるか、片方は海上保育所をとっておいて、こっちは、海上中学校がそのまま載っているというのはどういうことですか。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 木内議員さん、この表で、終わったのも載せてあります。右から左にそのままスライドしています。あまりこの辺は深く考えないでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、林議員さんの質問では、終わったから載せていないと言ったばかりで、今度、私が言ったら、終わっても載せてある、どうでもそれはいいですけども、もういいです。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 木内議員、本当に申し訳ございません。林議員のお答えは、庶務課長が詳しく説明しましたんですけども、実際は、この大規模改修事業という文言が幾つもあるんです。ですので、左側の表の2番目の大規模改修事業にたまたままとめてしまったということでご理解してもらえれば、議員、ご理解できると思います。本当によろしく申し上げます。

○議長（林 俊介） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

島田和雄議員。

○6番（島田和雄）　そもそも、この新市建設計画ですか、この変更というお話なんですが、これが可能ということは、前回、聞きましたけれども、そもそも変更はできないものかなと思ってたんですけども、今回、変更するということですけども、これは、合併特例債が、期間が延びたということで、それに伴って、再協議をするということができるようになったのか、そもそも途中で、これは、変更については、県と協議ができたのか、その辺なんですけれども。

○議長（林　俊介）　島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一）　今のご質問です。分かりやすく言えば、今回が最終ではないと、この先もこういう形で変更もきますよということで、ご理解していただきたいと思います。

○議長（林　俊介）　島田和雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林　俊介）　異議なしと認めます。

議案第45号の質疑を終わります。

以上で、議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5　常任委員会議案付託

○議長（林　俊介）　追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会に、議案第45号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林　俊介）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は21日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時58分

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成25年3月21日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程第4 議案上程
 - 追加日程第5 提案理由の説明
 - 追加日程第6 議案の補足説明
 - 追加日程第7 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

1 番 大 塚 祐 司
3 番 宮 澤 芳 雄

2 番 飯 嶋 正 利
4 番 太 田 將 範

5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 刃 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明
 企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長 米 本 壽 一
 税 務 課 長 佐 藤 一 則
 環 境 課 長 大 木 多可志
 健 康 管 理 課 長 高 山 重 幸
 子 育 て 支 援 課 長 佐久間 隆
 商 工 観 光 課 長 堀 江 隆 夫
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 加 瀬 喜 久
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病 院 事 務 部 長 菅 谷 敏之史
 庶 務 課 長 横 山 秀 喜
 生 涯 学 習 課 長 高 野 晃 雄

副 市 長 増 田 雅 男
 秘 書 広 報 課 長 伊 藤 浩
 総 務 課 長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 生 活 課 長 斉 藤 馨
 保 険 年 金 課 長 石 毛 健 一
 社 会 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 高 齢 者 福 祉 課 長 石 井 繁
 農 水 産 課 長 大久保 孝 治
 都 市 整 備 課 長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 宮 應 孝 行
 水 道 課 長 新 行 内 弘
 病 院 経 理 課 長 鈴 木 清 武
 学 校 教 育 課 長 菅 谷 充 雅
 体 育 振 興 課 長 野 口 國 男

監査委員
事務局 長

馬 淵 一 弘

農業委員
事務局 長

加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事 務 局 長

堀 江 通 洋

事務局次長

向 後 嘉 弘

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 俊介）おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（林 俊介） 議案第1号から議案第39号までと、議案第42号から議案第45号までの43議案及び請願第1号の請願1件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 俊介） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第1号から議案第39号までと、議案第42号から議案第45号までの43議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決につい

て、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、市道路線の認定及び変更について、議案第44号、指定管理者の指定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、職業相談室運営支援事業について、相談を受ける職員の人数と相談件数はどのくらいかとの質疑では、銚子のハローワークから5名の職員を派遣していただき、昨年1年間で1万1,404件の相談があったとの答弁がありました。

次に、2点目として、産業まつりについて、将来は3つのまつりを統一する予定で予算編成をしているのかとの質疑では、平成25年度予算については、3つのまつりをそれぞれ開催する内容で予算編成した。平成25年度に限り会場の都合で、旭と干潟の2つのまつりを合同で開催する予定となったとの答弁がありました。

最後に、3点目として、旭中央病院アクセス道南北線はいつごろ完成するのかとの質疑では、残り区間2.3キロメートルは、完成までに7年から8年程度かかるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

繰入金について、以前と比較すると少なくなっているが、その主な原因はとの質疑では、工事費の減少に伴うものが主な原因であると思われるとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

文化の杜公園の歩道橋設置工事の完成予定はいつかとの質疑では、産業まつりが行われる

前までの、10月末の完成を目指したいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第44号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（林 俊介） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第31号、旭市職員定数条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、指定管理者の指定についての24議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、旭中央病院附属飯岡診療所の休日救急診療について、昨年末から開始したが月別の患者数と診療報酬はどのくらいか、また、どのように周知しているのかとの質疑では、12月は1日だけの診療で患者数は19人、診療報酬が20万9,960円、1月は7日間の診療で患者数は74人、報酬が58万610円、2月が5日間の診療で患者数は32人、報酬が31万6,140円となっている。また、周知については、毎月1日号の広報あさひと千葉日報の休日救急診療欄に掲載しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、赤ちゃん全戸訪問事業の事業内容はとの質疑では、生後4か月までの赤ちゃんを対象に子育て支援に関する適切な助言や情報提供を実施し、乳児健診の受診勧奨や健診後の事後指導等を行うとの答弁がありました。

次に、3点目として、小学校大規模改造事業の耐震点検調査委託料の520万円の内容はとの質疑では、体育館の壁や天井のつり金具等の非構造部材を点検するもので、平成25年度は体育館の改修を予定している三川小学校と富浦小学校を除く13校を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、医師確保対策費の具体的な内容はとの質疑では、年4回、1回当たり3日間、医大生を対象として、病院の見学会やセミナー等を開催している。また、民間の専門会社から医師を紹介していただくなどの対策もとっているとの答弁がありました。

次に、2点目として、医師宿舎の整備について、今後はどのような計画で整備していくのかとの質疑では、現在11棟保有している医師宿舎のうち、30年以上経過している3棟につい

ては解体を検討している。そのほかについては大規模なリフォームを実施し、現施設を有効に活用していくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査結果、別紙報告書のとおり、24議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての7議案と、去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第45号、新市建設計画の変更についての1議案の、計8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、当初予算の市税の徴収率は何を基準に決めているのかとの質疑では、平成24年度の徴収見込みと過去の徴収率を基準に決定しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、定住促進奨励金交付事業の2,000万円の内訳はどのようになっているのか、また、交付に関する細かい規定は作成してあるのかとの質疑では、転入者等が旭市で住宅を購入した場合に交付する奨励金で、1件当たり50万円を交付する。平成25年度は新

築住宅30件、中古住宅10件の計40件で、細かい要綱は今後作成する予定であるとの答弁がありました。

次に、3点目として、がんばろう！旭復興支援補助金の飯岡の夜に光をともしプロジェクトの事業内容はとの質疑では、東日本大震災で被害を受けた飯岡地区に、LEDの街灯を設置するとの答弁がありました。

次に、議案第33号の主な質疑について申し上げます。

シルバー人材センターに人件費分を補助金として支出していたが、今後は市で人件費を直接支払うということだが、どのように市と密接な関係があるかとの質疑では、シルバー人材センターは、シルバー世代の生きがい対策等、超高齢者社会に対して国や地方公共団体が支援して行っている事業で、公益的法人に任せている仕事なので密接な関係と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第34号の質疑について申し上げます。

職務に専念する義務の特例に関する条例で、市長が特に定めた場合とはどのようなことかとの質疑では、職務免除を与えても本来の業務が達成でき、業務に影響がない場合において、本人の申請に基づき対応しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号と議案第34号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

議案第1号に反対の立場から討論します。

議案第1号の中にある道の駅整備事業は、言うまでもなく市長の目玉政策の一つであり、市民から注目を集めている事業です。本議案では、土地購入費1億8,000万円など用地取得に関する費用が計上されています。しかしながら、現時点において重要事項についての説明が不十分です。管理運営方式については第三セクターとのことですが、どのような民間団体、個人が出資するのかについての説明がなされていません。

また、他の道の駅とは異なる旭市独自の構想についても、道の駅建設準備委員会でほとんど議論されていません。例えば、総務常任委員会で柴田徹也議員が提案したように、中央病院受診者の待ち時間を有効活用するために、道の駅に会計や薬の番号を表示して、休憩スペースを多くとって受診者を呼び込むという方法もあります。このようなすばらしい意見を取り入れて、議会に提示すべきと考えます。

また、第9回道の駅建設準備委員会の会議録に、運営主体は減価償却費と同額程度の地代、家賃は発生するが、旭市が支払う施設管理委託費と相殺することが可能である旨の記載があります。しかしながら実際には、道の駅を育成すると称して、自治体が支払う施設管理委託費等のほうが地代家賃等より多くなっている事例が多数見受けられます。道の駅は地元の小売店、飲食店の売上げに悪影響を与える可能性がある以上、開業後の実質的な税金投入はすべきではありません。さらには、高級自動車1台分の費用を使って作成された、旭市道の駅等設置基本調査業務報告書の位置付けがうやむやになっており、本当に道の駅が税金を大切に使って開設・運営できるのかという疑念を拭うことはできません。

以上の理由により、土地購入は時期尚早でありもう少し具体的な構想を練って、道の駅が旭市のためになるという説得力のある資料を提示した上で、6月以降の議会にて議案を再提出することを望みます。

なお、道の駅整備事業の用地取得に関係ない部分を含む、第1号議案の他の項目については賛成します。

以上です。

○議長（林 俊介） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（7 番 平野忠作 登壇）

○7 番（平野忠作） 私は、議案第 1 号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

去る 3 月11日に、いいおかユートピアセンターにおいて、千葉県と合同の東日本大震災 2 周年の追悼式が挙行されたところではありますが、被災なされた方々が一日も早く生活を再建され、被災地域の復興が進むよう、私も市議会議員の一人として微力ながら努めてまいりたいと考えております。

そのような中、提案された平成25年度当初予算ですが、災害に関する国・県補助金や市債及び基金を活用して、震災からの一刻も早い復興により安全で安心な暮らしを確保する道筋が立てられております。災害復興事業として、津波避難タワーの設置や津波避難道路の測量調査、減災林整備や飯岡中学校の改築事業等々、被災地域の復興そして災害に強いまちづくりへの市長の強い決意が感じられるものであります。

また、被災者の市内での住宅の再建を含め、人口減少に歯どめをかける施策の展開を最重要課題として取り組むことであります。移住費用の一部として50万円を交付する定住促進奨励交付金事業や、通院等についても対象を中学3年生までとした子ども医療費助成の拡充、飯岡地域の保育所の統合整備や放課後児童クラブ室の建設事業等で、これらの施策により、旭市の人口減少に歯どめがかかることを期待するものであります。

またこれら施策と併せ、旭市の農業の振興、産業の活性化、さらには交流拠点、防災拠点として、私も建設準備委員の一人として進めている道の駅についても、早期に整備できるよう、用地確保を進める予算編成となっています。

これにより、食の郷あさひが実現され、旭市の将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」に向け、着実に邁進しているものと高く評価をするものであります。

日本経済は、依然として厳しい状況が続いております。また、合併による国の財政支援の終期も見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを築構し、後期基本計画などに掲げる施策をバランスよく展開することで、市民福祉の向上に努め、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（林 俊介） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業の特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第16号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第18号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第19号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第20号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第22号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第23号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

議案第23号、旭市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第24号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第25号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第26号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第27号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第29号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第30号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決いたします。

議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第31号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決いたします。

議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第32号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第33号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第34号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決いたします。

議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 賛成多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第35号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決いたします。

議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第36号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決いたします。

議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第37号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決いたします。

議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第38号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

議案第38号、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第39号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決いたします。

議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第42号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

議案第42号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第43号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決いたします。

議案第43号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第44号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決いたします。

議案第44号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第45号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決いたします。

議案第45号、新市建設計画の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(林 俊介) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、3月14日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、国の健康被害救済法で対応しているので、地方自治体から働きかける必要はないのではと意見があり、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長(林 俊介) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第４ 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第１号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより請願第１号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより請願第１号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第１号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成少数。

よって、請願第１号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前１１時１２分

再開 午前１１時３０分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第４号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出についての１発議案であります。

また、本日市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案と追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案と追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

発議案については、伊藤保議員より提出されました、発議第4号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出についての1発議案、追加議案については、市長より提案のありました議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります、平成25年旭市議会第1回定例会、本日3月21日議事日程第4の後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、議案上程。追加日程第5、提案理由の説明。追加日程第6、議案の補足説明。補足説明については、秘書広報課長を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(林 俊介) 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。発議第4号の1発議案及び議案第46号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第1、発議案上程。

発議第4号の1発議案を上程いたします。

発議第4号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第4号について、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤保 登壇）

○5番（伊藤 保） それでは、発議第4号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

配合飼料の価格高騰対策を求める意見書。

畜産業は国民の重要な食料の供給源であるとともに、我が国の重要な産業として地域経済にも大きく貢献をしている。

畜産物生産に不可欠な配合飼料のほとんどは輸入に依存しており、その価格は米国やオーストラリアをはじめとする輸出国における収穫量の増減に左右される。平成20年の異常高騰以降、配合飼料価格は高止まりで推移しているが、昨年、米国での記録的な干ばつの影響により、トウモロコシの生育状況が悪化、収穫量が減少したことで国際穀物価格が再び急騰、また昨年12月からの急激な円安の影響もあり、配合飼料価格も大幅な値上げとなっている。

政府においては、昨年9月、異常補てんの発動基準の引き下げや、異常補てんから通常補てんへの無利子貸付け等を行う配合飼料価格高騰対策、及び11月には、異常補てん基金への積み増し等の飼料価格高騰等への緊急対応など、価格高騰に対処すべく施策を講じているが、配合飼料価格安定制度による補てんをもってしても生産者実質負担額は増加しており、こうした生産コストの増加、畜産物の価格低迷による畜産経営の急激な悪化が危惧されている。

我が国の畜産業にとって深刻な事態となっていることから、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 畜産農家に対して、制度上算定された補てん金を満額交付するため、政府の責任により万全の財源確保措置を講ずること。
2. 配合飼料価格の高止まりにより畜産農家の生産者実質負担額が増加していることから、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）及び畜産経営安定対策事業による補てん金の確実な交付や乳製品の需要確保対策など、経営安定対策に万全を期すこと。
3. 輸入飼料穀物の価格が高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るため、国産飼料の生産や流通等の機能強化による自給飼料増産対策、及び草地整備や草地の生産性向上対策等による生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上で、発議第4号の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第4号の1発議案を議題といたします。

発議第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） この意見書について反対するわけではございませんけれども、この種の意見書まで出る過程においては、生産者関係団体あるいはそういう生産者から、請願なり陳情書を持ってきて意見書になるというのが通常の過程だと思うんですけれども、今回いきなり意見書ということでこれ出すわけでございますけれども、これは畜産関係者に対する救済措置という形の中で、提案者並びに賛成者が出されたものなのか、その辺伺いたいと思い

ます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 昨年、畜産農家の方々のところ、また、企業養豚等の関係者の方々のところを回りまして、何とかこの価格高騰に対して意見書を出してほしいと、何とかしてくれということで、私どもが意見書を作成し、そして出すことにしました。

以上です。

○議長（林 俊介） 質疑を終わります。

これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第4号について採決いたします。

発議第4号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第4、議案上程。

議案第46号の1議案を上程いたします。

議案第46号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案しご審議を願うことといたしました。追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第46号は、旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、現副市長増田雅男氏の退任に伴い、後任の副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものがあります。

私は、加瀬寿一氏が適任であると考え、ここに提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明をし、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（林 俊介） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第46号について、秘書広報課長、登壇してください。

(秘書広報課長 伊藤 浩 登壇)

○秘書広報課長（伊藤 浩） 議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

増田副市長の退任により、新たに副市長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

副市長に選任したい方は、旭市中谷里1677番地にお住まいの加瀬寿一氏で、昭和28年11月25日生まれの方でございます。

加瀬氏は、昭和52年4月1日に旭市職員として奉職、以来36年にわたり市職員として勤務されております。

この間、秘書広報課長、議会事務局長、教育委員会庶務課長を歴任され、現在、総務課長として市政全般に豊富な知識と経験を有しておりますので、旭市副市長として適任の方でご

ざいます。

なお、地方自治法の規定による兼職・兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第46号は人事案件でありますので、討論を省略し採決いたします。

議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第46号は同意することに決しました。

ここで、加瀬寿一氏よりご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

加瀬寿一氏、ご登壇願います。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 加瀬寿一でございます。林議長からただいま発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、私の副市長選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございます。ここに厚くお礼を申し上げます。

本日、ご同意をいただいたことによりまして、私は4月1日に副市長に選任されることになろうかと思います。震災からの復興をはじめ、人口減少化への対応、行財政の効率化等々、これらの重要施策を進める大事な時期に、この大きな職責を担うことになります。今、改め

てその責任の重さを痛感しているところでございます。

明智市長のもと、私はもとより微力ではございますが、旭市の発展、市民の幸せのために、誠心誠意努める所存でございます。

現増田副市長同様に、皆様のご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（林 俊介） ありがとうございます。

続いて、増田副市長よりご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

増田副市長、ご登壇願います。

（副市長 増田雅男 登壇）

○副市長（増田雅男） ただいま、議長さんより発言の許可をいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成21年3月23日、本会議において議員の皆様方のご同意をいただき、4月より本職に就任いたしました。以来4年間、議員の皆様方にはご指導、ご支援、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

振り返ってみますれば、平成23年3月11日は、当時千年に一度の大災害とも言われた東日本大震災が発生、それ以後復旧復興に携わる等、今この間のことがいろいろ頭の中を駆けめぐっております。任期中、私としては職務に全力を傾注してきたつもりではございますが、何分微力でありましたゆえ、ご期待に沿うことができなかったのではないかという思いがございます。

このようないろいろな思いの中、今日を迎えることができたのも、ひとえに議員の皆様方のおかげと改めて感謝を申し上げます。これからは一市民となります。微力ではございますが市政発展のため側面より応援させていただく所存であります。

結びに当たり、だいぶ春めいてまいりました。議員の皆様方におかれましては、体調に気をつけてますますご活躍されることをご祈念し、整いませんが御礼の挨拶とさせていただきます。4年間ありがとうございます。（拍手）

○議長（林 俊介） ありがとうございます。

○議長（林 俊介） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金50万円を宗教法人真言宗智山派川福寺様より、平成24年12月19日受納いたしました。

1つ、金10万4,000円を木更津☆養我・モンキーズ様より、平成25年1月7日受納いたしました。

1つ、遊戯室暗幕を並木茂様、高橋秀典様、加瀬栄一様、椎名正剛様、石橋政信様より、1月8日受納いたしました。

1つ、2トントラック1台を日本テレビ「24時間テレビ」チャリティー委員会様より、1月18日受納いたしました。

1つ、赤外線暖房機1台を飯岡ライオンズクラブ様より、2月13日受納いたしました。

1つ、書画カメラ10台及び学校図書を飯岡ライオンズクラブ様より、2月13日受納いたしました。

1つ、アップライトピアノ1台、ひな人形七段飾り一式を稲垣紀子様より、2月18日受納いたしました。

1つ、豚肉680キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、2月28日受納いたしました。

1つ、救護用折り畳みベッド1台、薬品戸棚1台、屋外用壁かけ時計1台を伊藤史生様より、3月5日受納いたしました。

1つ、牛肉165キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、3月6日受納いたしました。

1つ、金16万8,000円をフィデス株式会社様より、3月6日受納いたしました。

1つ、ポータブルワイヤレスアンプ1台を飯岡ライオンズクラブ様より、3月12日受納いたしました。

1つ、金18万円を社団法人千葉県労働者福祉協議会様より、3月15日受納いたしました。

1つ、金100万円を株式会社QVCジャパン様より、3月19日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 俊介） 事務報告は終わりました。

◎日程第 6 閉 会

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年旭市議会第 1 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前 1 1 時 5 4 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 俊 介

議 員 景 山 岩三郎

議 員 滑 川 公 英